

平成20年度 業務実績報告書

平成21年6月

独立行政法人国際協力機構

総
JR
09-001

本報告書は、「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年外務省令第22号）」及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針（平成15年11月17日外務省独立行政法人評価委員会決定）」に基づき、平成20年度の業務実績についてまとめたものである。

目次

I. 総括

1. 新 J I C A の発足	1
2. 統合効果の発揮	4
3. 平成 20 年度の業務運営に関するその他の取組	5
4. 新 J I C A の挑戦～新たな経営環境への対応～	7

II. 平成 20 年度業務実績

<要約>	9
<小項目毎の実績>	
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 組織運営における機動性の向上	
小項目 No. 1 組織運営の機動性向上	16
(2) 業務運営全体の効率化	
小項目 No. 2 事務手続きの効率化	34
小項目 No. 3 経費の効率化	45
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 統合効果の発揮	
小項目 No. 4 統合効果の発揮	49
(2) 事業に関する横断的事項	
小項目 No. 5 効果的な事業の実施	57
小項目 No. 6 外務大臣からの緊急の要請への対応	76
小項目 No. 7 情報公開、広報	77
小項目 No. 8 環境社会配慮	86
小項目 No. 9 男女共同参画	91
小項目 No. 10 事業評価	94
(2) 各事業毎の目標	
(イ) 技術協力 (法第 13 条第 1 項第 1 号)	
小項目 No. 11 技術協力	102
(ロ) 有償資金協力 (法第 13 条第 1 項第 2 号)	
小項目 No. 12 有償資金協力	115
(ハ) 無償資金協力の実施促進 (法第 13 条第 1 項第 3 号)	
小項目 No. 13 無償資金協力	122

(ニ) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）	
小項目 No. 14 ボランティア事業	127
小項目 No. 15 NGO等との連携、国民参加支援	133
小項目 No. 16 開発教育支援	142
(ホ) 海外移住（法第13条第1項第5号）	
小項目 No. 17 海外移住	148
(ヘ) 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項）	
小項目 No. 18 災害援助等協力	153
(ト) 人材養成確保（法第13条第1項第7号）	
小項目 No. 19 人材養成確保	157
(チ) 調査及び研究（法第13条第1項第8号）	
小項目 No. 20 調査及び研究	162
(リ) 受託業務（法第13条第3項）	
小項目 No. 21 受託業務	167
3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）	
小項目 No. 22 予算、収支計画、資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）	169
4. 短期借入金の限度額	
小項目 No. 23 短期借入金の限度額	176
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
小項目 No. 24 重要な財産の譲渡等の計画	177
6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
小項目 No. 25 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	179
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設・設備に関する計画	
小項目 No. 26 施設・設備に関する計画	180
(2) 人事に関する計画	
小項目 No. 27 人事に関する計画	182
(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項 （法第31条第1項及び法附則第4条第1項）	
小項目 No. 28 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	187
(4) その他中期目標を達成するために必要な事項	
小項目 No. 29 監査の充実	189

小項目 No. 30 各年度の業績評価	193
---------------------	-----

<資料編>

1. 国別・課題別の取組	
(1) 国別の取組	195
(2) 開発課題別の取組	199
2. 独立行政法人国際協力機構の概要	206

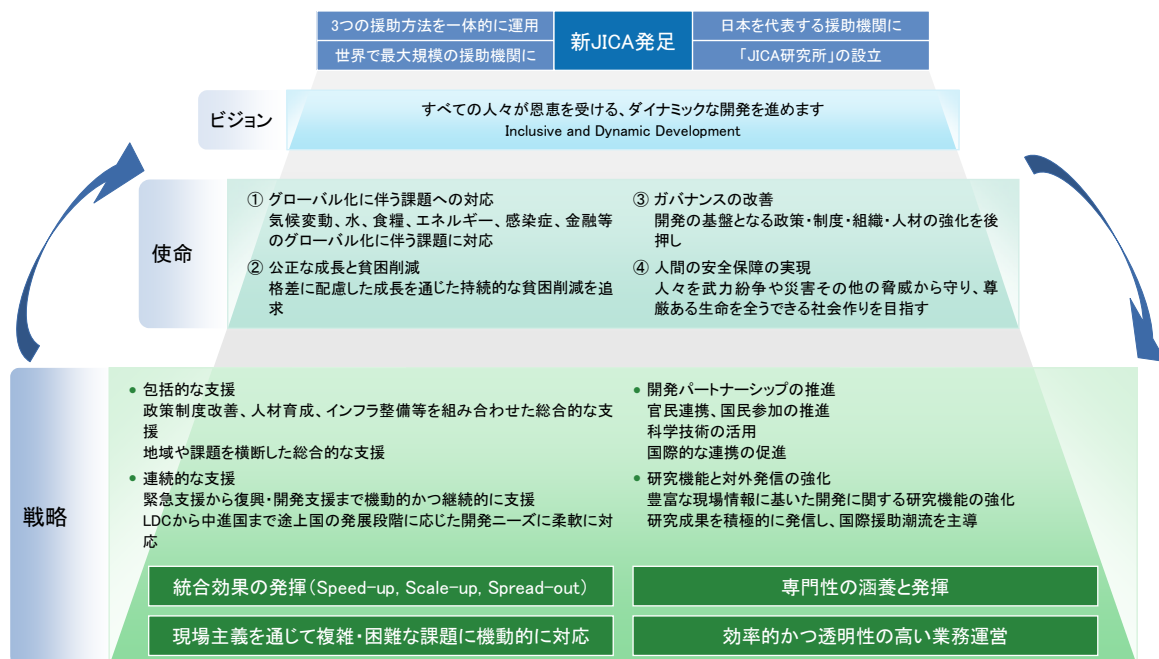
I. 総括

1. 新JICAの発足

機構は、20年10月の改正機構法の施行により旧国際協力銀行（海外経済協力業務）と統合し、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担い、年間約1兆円の事業規模と96カ国に亘る海外ネットワークを持つ、世界最大規模の二国間援助の実施機関となった。

新JICAの発足にあたり、機構は、「全ての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発（Inclusive and Dynamic Development）」を進めるため、グローバル化に伴う課題への対応、公正な成長と貧困削減、ガバナンスの改善、人間の安全保障の実現を使命として、国際競争力を有する質の高い援助の実施に向けた取組を開始した。

新JICAのメッセージ



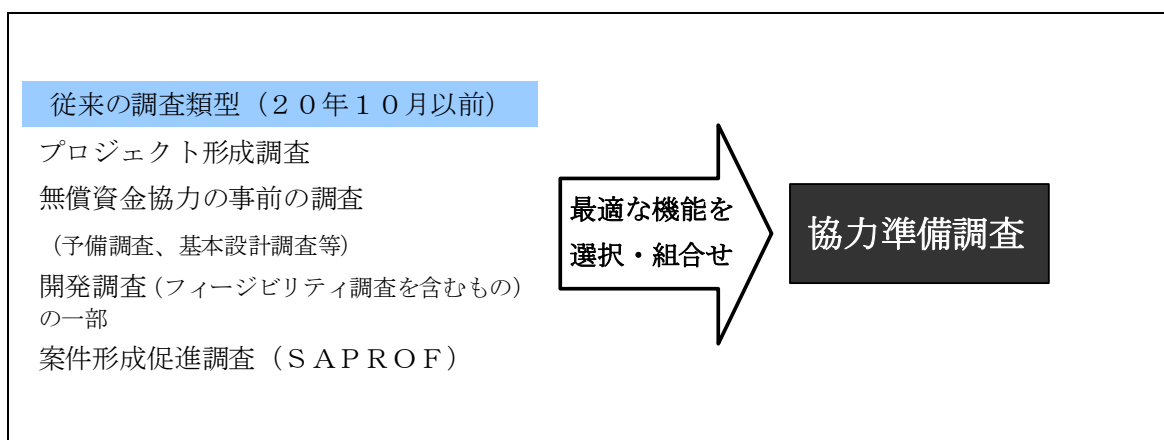
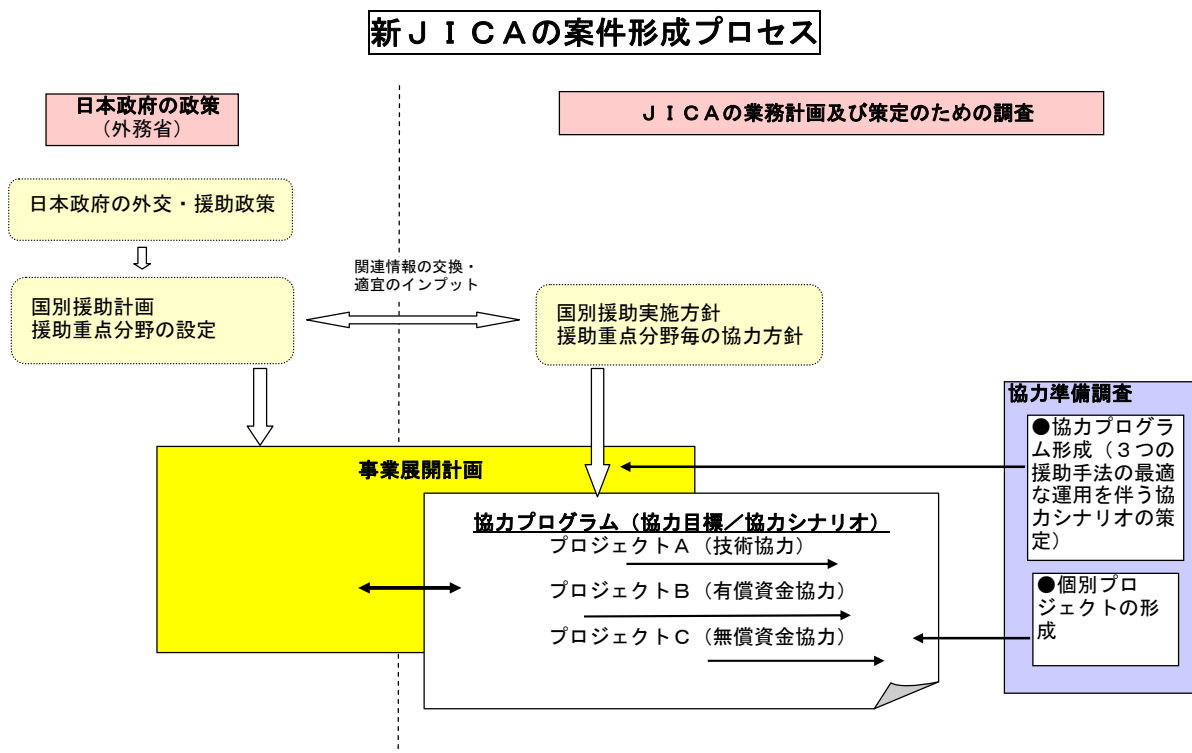
(1) 包括的な支援および連続的な支援を可能とする業務・組織体制の整備

機構は、新JICAの使命の実現に向けた戦略において、開発課題に対する中期的な国別の援助実施方針を策定し、インフラ整備と相手国関係機関の能力強化や政策・制度改善などを総合的に支援する「包括的な支援」及び緊急事態から中長期的な復興開発段階まで、あるいは発展段階に応じた開発ニーズを継ぎ目無く支援する「連続的な支援」を掲げ、その実施を着実なものとするべく、新JICAにおける業務フロー及び組織体制を整備した。

ア. 業務フローの整備

「包括的な支援」や「連続的な支援」の実現のため、新JICAにおいては、新たに国別の援助実施方針を設け、「金融危機への対応」等新たな課題も踏まえながら28カ国について作成を

進めるとともに、事業展開計画（試行版）をその検討のツールとして活用しながら、同方針を具体的な協力目標やその達成のための協力シナリオとして具体化し、3つの援助手法の最適な運用を可能とする業務フローを構築した。このために、従来、援助手法毎に分かれていた案件の形成段階の事前の調査を「協力準備調査」に一本化し、協力目標及びその達成に向けた適切な協力シナリオの形成と、協力シナリオに沿った最適な援助手法の選択及び個別案件の発掘・形成を一連の流れとして行うことを可能とした。



イ．組織体制の整備

また、組織体制においても、援助手法別の組織体制ではなく、地域・国を担当する地域部が司令塔となり、政府が策定した政策に則り、開発途上地域・国毎に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を一体的に活用し、包括的・連続的な支援を推進する体制を構築した。また、海外拠点については、19カ国において旧両機関の事務所を統合し、関係者に対する窓口を一元化した。

(2) 開発パートナーシップの促進

また、新JICAの使命の実現に向けた戦略の一環として、開発途上国及び国際機関や他ドナーとのパートナーシップを一層強化するとともに、開発途上国への民間資金フローの増加を踏まえ、官民連携を推進し、地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化することとしている。このため、新JICAの発足に際し、民間連携にかかる企画・立案機能を担う民間連携室を設置し、「民間連携に関する基本方針」をとりまとめた。20年度は、第4回アフリカ開発会議(TICADIV)のフォローアップとして派遣されたアフリカ貿易・投資促進のための政官民合同ミッションを踏まえ、ガーナの港湾・輸送インフラ整備の調査を実施した。

(3) 研究機能と対外発信の強化

新JICAは、事業実施の現場で得た数々の知見を活かし、日本の国際協力、ひいては世界の国際協力に資する新しい知的価値を創造し、新たな開発潮流をリードすべく、研究機能と発信力の強化に向けて、JICA研究所を設立した。20年度は、研究の基本方針及び4つの重点領域(平和と開発、成長と貧困削減、環境と開発/気候変動、援助戦略)を定め、研究プロジェクトの審査体制や研究員制度の整備等、研究所としての機能の整備を行いつつ、研究プロジェクトの形成や国際的な研究ネットワークの構築を行った。また、世界的金融危機下におけるアフリカ支援策に関する大学との合同セミナー、ASEAN地域のシンクタンクとのASEAN統合における人間の安全保障の主流化に関する共同セミナーなど対外発信に取り組んだ。

(4) 統合後の組織・業務の機動的な運営

新JICAの発足にあたり、主務大臣からの第2期中期目標の変更指示を受け、第2期中期計画(平成19年度～平成23年度)を変更するとともに、新組織・業務の円滑な運営に向けて、定期的に統合後の組織・業務のモニタリングを行い、必要に応じ改善を行う体制を構築した。また、事業実施における部局間の連携を強化するため、企画部を中心として機能を同じくする部署等で内部会合を設置し、定期的な開催を通じ、新しい制度設計に基づく実務的な手続き及び業務等の進捗状況を適時に共有した。

一方、新たな組織体制及び業務に則した効率的な経営資源の配分についての検討に着手し、従来事業別・予算別に管理していた在外事務所の支援要員について一元管理を導入した。こうした経営資源配分の適正化の取組は、統合に伴う負荷を含め業務を軽減・効率化する取組と併せて行うことが必要であるとの認識に立ち、旧組織双方のより効率的な業務の進め方を取り入れながら、

新JICAとして、意思決定、予算管理、調達手続きを中心とする業務の軽量化を行うべく、業務改善のための提言を組織内で集約し、それらを踏まえて改善を行う取組を開始した。

(5) 新JICA発足を機会とした国際援助への理解促進の取組

新JICAの発足を好機と捉え、JICA事業の目的、成果をわかりやすく伝えるとともに、国際協力の意義や必要性及びその背景となる地球規模及び国際社会における課題についての理解を促進する広報の拡充に努めた。また、取材依頼に対応するという従来の姿勢から、時宜を得たテーマについて記者勉強会等を通じ積極的に情報提供を行うという姿勢への転換を図った上、トップ広報にも力を入れたことで、主要各紙の「ODAの戦略的な実施を期待」といった主旨の社説やインタビュー記事を通じ、経済・財政の状況が厳しいなか、内向きになりがちな我が国の状況に一石を投じる「日本の一国平和主義からの卒業を」といったメッセージが強調されるようになった。また、アフガニスタン・パキスタン支援に関し、機構の行う民生支援の重要性についても報道がなされるようになった。

また、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）や洞爺湖サミット等、地球規模の課題に関する国際会議の開催に際し、それら課題に対する機構の活動及びその背景及び意義、さらに機構の開発途上国における経験を踏まえた分析も加味し、国内の関心の高まりを国際協力への理解につなげる広報を展開した。

2. 統合効果の発揮

機構は、案件の発掘・形成から実施までのプロセスの迅速化に加え、現場のニーズに応じ、多様な援助の手法を有機的に組み合わせることによって、開発効果の高いパイロット的な事業やモデル的な協力プログラムの規模を拡大し、また、他の地域やコミュニティにも普及・展開させるといった統合効果の発揮を目指した。

迅速化については、協力準備調査及び業務フローの変更により、案件形成段階に要する期間の短縮を図った。具体的には、正式な要請のプロセスを経る前の段階で、事業展開計画（試行版）を実務的なコンセンサス形成のツールとして活用し、開発途上国のニーズに応じて迅速かつ機動的に調査に着手が可能な制度設計とした。こうした制度の改編を通じ、円借款事業を念頭においた協力準備調査について、平均で約7ヶ月を要していた調査の要請から実施決定に至るプロセスを約1ヶ月弱に短縮した。今後は、開発効果の早期発現に向けて、協力準備調査の実施後、円滑な本体事業の実施につなげていくことが課題である。

また、統合により、旧機構の在外事務所を活用できるようになったことで、円借款の進捗管理がよりきめ細かくフォローできるようになり、事業の進捗が大幅に改善された結果、融資の実行が7,000億円を超え、ここ数年で最も高い水準となった。

事業面での統合効果については、取組が緒についたところではあるが、例えば、パキスタンの農業プログラムでは、技術協力による農民組織強化のモデル構築の成果を円借款事業で面的に拡大して活用する計画に着手したほか、モンゴル社会セクター支援プログラムローンでは、旧機構

の教育及び都市計画分野の技術協力の成果・蓄積を踏まえた政策アクションを設定した上で、それらを借款供与の条件とし、さらに、政策アクションの達成をサポートする技術協力の実施を計画する等、政策制度改善に資する技術協力、資金協力を複合的に活用した支援が実現しつつある。

3. 平成20年度の業務運営に関するその他の取組

(1) 政策を踏まえた援助の実施

日本政府は、20年5月開催の第4回アフリカ開発会議（TICADIV）において、アフリカ向けODAの今後5年での倍増（約40億ドル）支援を表明した。機構は、TICADIV横浜行動計画に掲げた目標の達成に向けて、アフリカの成長の加速化、人間の安全保障の確立、環境・気候変動の3つの柱に沿って、20年度は、アフリカ地域において92のプログラムにおいて案件形成支援を行った。

7月の洞爺湖サミットにおいて日本政府は、クールアース・パートナーシップとして5年間で5,000億円の気候変動対策支援を表明した。機構は、新JICAの発足に際し、気候変動対策室を設置し、気候変動円借款、環境プログラム無償、各種の技術協力等を通じ、クールアース・パートナーシップの進捗に貢献している。20年度は、開発途上国の気候変動政策立案・実施を包括的に支援する気候変動対策円借款の供与第1号として、インドネシアの気候変動対策プログラムローン（約308億円）の供与を承諾した。

また、日本政府の総合科学技術会議決定「科学技術外交の強化に向けて」（20年5月）を受け、地球規模での問題の広がりや予測される環境・エネルギー、防災及び感染症の各分野の諸課題解決に向けて、わが国の大学等研究機関による開発途上国の研究機関との共同研究を通じた新たな知見の発見・創造、開発途上国側の研究能力向上及び開発途上国社会への研究成果の還元を目的とする新たな協力の枠組み（国際科学技術協力）を開始し、タイにおける「気候変動に対する水分野の適応策立案・実施支援システムの構築」など12件の技術協力プロジェクトに着手した。

(2) 独立行政法人整理合理化計画の着実な実施

機構は、統合に関する一連の取組を進めながら、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に盛り込まれた機構にかかる個別の見直し事項及び横断的な見直し事項について、第2期中期計画の下、それぞれ着実な実施に取り組んだ。

「独立行政法人整理合理化計画」の指摘	20年度の対応状況
【事務・事業の見直し】 海外移住資料館の管理・運営業務に係る民間競争入札の実施（平成21年度から） 国際協力人材センターの業務に係る民間競争入札の実施（平成21年度から）	【事務・事業の見直し】 所定の手続きを経て民間競争入札を実施し、平成21年3月に落札業者と契約を締結。同年4月から業務開始。 所定の手続きを経て民間競争入札を実施し、平成21年3月に落札業者と契約を締結。同年4月から業務開始。
【組織の見直し】 東京国際センター八王子別館に係る処分 国際協力銀行との統合に際し、海外19事務所の一本化による効率的な運営体制の実現 ポリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場の譲渡計画（平成22年3月に相手国に譲渡）に沿った調整 広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方に係る検討	【組織の見直し】 処分のための入札を行ったものの再入札でも応札者がなく、改めて方針を検討の上、引続き処分に取り組む予定。 全19カ国において事務所を一本化し、効率的な運営体制を実現。 相手国政府から提出された譲渡後の事業計画に基づき、具体的な維持管理計画の策定に向けて協議中。 第三者調査・外部有識者による検証等を経て、それぞれ有効活用を予定。
【運営の効率化及び自律化】 国際協力銀行との統合を契機とした業務・組織面の一体化、人事・給与制度の一本化の促進による組織・業務の効率化 国内機関の宿泊施設の有効利用の促進、自己収入の増加 保養所の売却（平成23年度末まで） 職員住宅の一部の処分（平成23年度末まで）	【運営の効率化及び自律化】 業務面：統合的な業務フローを策定して業務を実施。 組織面：全ての部局を一体化。 人事・給与制度：新JICAとしての一本化した制度を構築。 各実施団体への働きかけを強化し、国内機関の宿泊施設の有効活用を推進。 平成23年度末までの売却に向け、売却方針を検討中。 第2期中期目標期間中に30戸程度を処分すべく、売却手続きを進めたが、いずれも購入希望者がなく、改めて方針を検討の上、引続き処分に取り組む予定。

（3）適正な事業の実施に向けて

20年度は、ODAを巡る不祥事・事故の発生を踏まえ、それぞれ個別事案への適切に対応するとともに、ODA事業に対する信頼の確保に向け、再発防止策を策定し適正な事業の実施に向けた取組を行った。

ベトナムの「クーロン（カントー）橋建設事業」の橋桁崩落事故の発生（19年9月）を受け、外務省に設置された「カントー橋崩落事故再発防止会議」の「円借款事業にかかる案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言」（20年7月）を踏まえ、円借款の基本約定及び円借款事業の調達に係るガイドライン及び措置規程を改定し、安全対策重視の姿勢をより明確化した。また、旧両組織におかれた安全対策委員会を、新JICAの「施設建設等事業の安全対策委員会」に一本化した。

また、パシフィックコンサルタンツインターナショナル（PCI社）の不正競争防止法違反（外国公務員への贈賄）事件を受け、日本政府・ベトナム政府合同で検討された「日越ODA腐敗防止合同委員会報告書」を踏まえ、機構は、日本政府とともに「円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策の導入」を取り纏め（21年4月）、その実効性確保のため、円借款事業において借入国が遵守すべきコンサルタント雇用ガイドラインを改訂した。

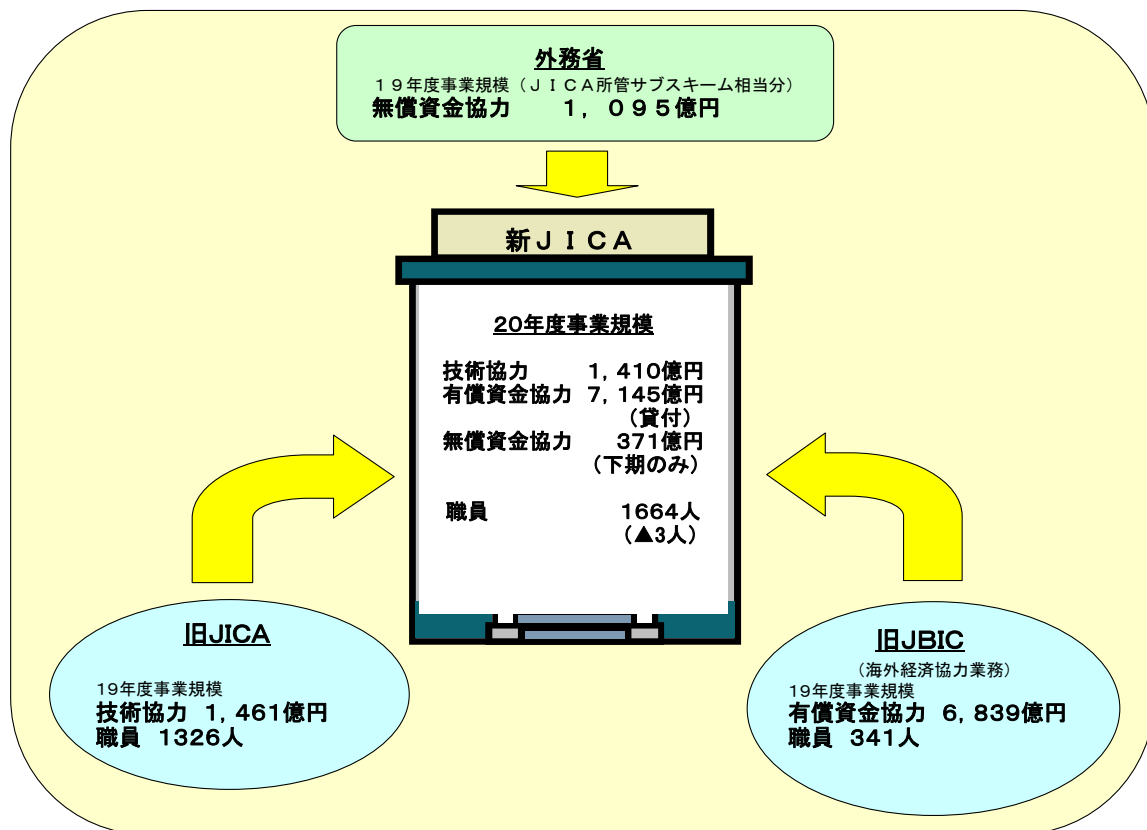
研修委託契約に係る2件の不適正経理処理事案（委託経費の一部の目的外流用及び請求書の偽造による委託経費の一部の機構への返還義務免れ）の発覚を受け、研修委託先による資機材発注の管理強化、講師謝金の受領可否の確認強化、納品確認への機構職員の立会い、物品購入の申請

に対する審査の強化等の再発防止策を策定した。更に、公認会計士の助言を得ながら精算報告書及び証憑書類のチェックマニュアルを作成し、委託先の支出状況に係る機構職員のチェック能力の強化を図る予定。

4. 新 J I C A の挑戦～新たな経営環境への対応～

組織の早期一体化と統合によるシナジー効果の早期発現を図るために、3つの援助手法を一体的に推進する組織体制を整備し、これら援助手法の最適な運用を可能とする新業務フローを導入し、統合直後から運用することは、機構にとって大きなチャレンジであった。新業務フローや組織体制に関し、実際の運用を通じ顕在化した課題、隘路については、統合後の定期モニタリングを通じ、適切な修正を加えつつ、引続き改善を図ることとしている。

統合初年度において、総額人件費の削減目標も達成しつつ、両機関が担っていた技術協力及び有償資金協力、また、新たに担うことになった無償資金協力（20年度下期は約371億円）を円滑に遂行した点は、機構として効率的な業務運営に取り組んできた成果と言えよう。



他方、新 J I C A に対しては、世界最大規模の O D A の実施機関として、支援対象の開発途上国のみならず、世界銀行、アフリカ開発銀行等国際機関からも大きな期待が寄せられている。

近年の資源価格の変動や世界的金融・経済危機、インフルエンザ等の感染症、気候変動等の国際的な脅威・課題への対応においては、特に脆弱性の高い社会的弱者層に向けたソーシャル・セ

ーフティーンネット拡充、金融部門の能力支援や中小・零細企業育成支援等による民間経済活動の維持・振興等、資金協力と技術協力を効果的に組み合わせた、迅速かつ積極的な対応が求められている。JICAの民生支援が果たす役割の重要性を踏まえ、アフガニスタン、パキスタンや、イラク、スリランカ等における地域の経済社会安定に資する支援の期待も高い。

また、国内からも、日本経済団体連合会の提言をはじめ、開発途上国における経済情勢の悪化への対応の一環として民生の向上に直結するODAの実施及び効果的な実施に向けた官民連携の推進に対する高い期待が寄せられている。平成21年度予算において、平成14年以降続いていた技術協力予算減額の流れが増額に転じるとともに、円借款の事業規模も拡大したことは、機構に対する期待の現われと受け止めている。

統合効果の発揮に向けて組織・業務を円滑に運営するとともに、内外からの高まる期待に適切に応えていくことは、機構にとって大きな課題である。機構としては、政府の政策及び開発途上国の需要を踏まえ、専門的・技術的知見を最大限に発揮するとともに、新しい組織体制や業務の流れを活かした機動的かつ効果的な業務運営、業務軽量化や業務フローの一層の合理化等により、直面する課題に適切に対応すべく不断の取組を行う所存である。併せて、新JICAの海外ネットワーク及び現場主義を実践する体制の一層の強化に向けて、例えば人件費についての行政改革推進法の柔軟な運用などを求めていきたいと考える。

Ⅱ. 平成20年度業務実績

<要約>

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営における機動性の向上

改正機構法の施行による旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合にあたり、19カ国の海外の事務所を一本化するとともに、地域部を司令塔として3つの援助手法を一元的に運営する新組織の体制及び業務フローを整備した。援助手法毎に異なっていた決裁プロセスを一本化し、合理化を図るとともに、部局間の連携を強化し、新しい組織体制及び業務フローの円滑な定着を図るべく、定期的にモニタリングを実施し、必要な改善を行った。また、在外主導の定着を踏まえた新組織下での在外強化に向けて、統合事務所へのモニタリングを通じ、在外事務所における組織及び業務の状況を確認するとともに、各在外事務所のニーズに沿った体制の整備に向けて、在外事業支援要員の制度の見直しを行った。機構は、現地ODAタスクフォースにおいて開発ニーズの分析等につき中心的な役割を果たすとともに、日本政府の「成長加速化のための官民パートナーシップ」を受け民間企業等を交えた拡大現地ODAタスクフォース等においても議論を行った。

海外拠点について、計画通りブルガリア及びルーマニアの2拠点を閉鎖した。

20年度の国内機関の利用実績は増加した。また、国内拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による調査等を踏まえ、適正な配置に向けた検討を行い、特に、広尾センターについては、「独立行政法人整理合理化計画」も踏まえ、立地や保有のあり方について検討を行い、第三者の検証を経て、市民参加による国際協力の拠点としてより一層の有効活用に向けた取組を行うとの結論に達し、今後の活動計画に反映していくこととした。

(2) 業務運営全体の効率化

ボランティア関連等の事務手続き等について、システム等の導入による電子化を進め、文書枚数、通信費等を削減した。入札・契約の適正化を促進すべく、「随意契約見直し計画」の達成に向け、一般競争入札等への移行を着実に実施した。中期計画の変更を踏まえ、随意契約を含む契約プロセスの妥当性に係る第三者検証を行うとともに、円借款における不正競争防止違反（外国公務員への贈賄）事件への対応を中心とする不正行為等に対する取組を進め、また、研修委託契約等の委託契約の適正な執行を図った。海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務について、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、21年度の民間競争入札（市場化テスト）の実施に向けて、内閣府官民競争入札等監理委員会の承認を得た実施要項に基づき競争入札を実施し、契約を締結した。

20年度の業務経費は、効率化による削減は前年度予算比1.3%減（特殊要因を含め4.1%減）、一般管理費は18年度予算比8.0%減となり、中期計画に定める削減目標に沿って着実

に効率化を進めた。人件費についても、20年度計画の削減目標（対17年度実績比2.55%減）を上回る削減（3.5%減、人事院勧告を踏まえた補正值は4.2%減）を達成した。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）統合効果の発揮

技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う機関として、援助効果の向上を実現すべく、国別の援助実施方針や事業展開計画（試行版）の活用、協力プログラムの戦略性の向上に取り組んだ。3つの援助手法の最適な運用に向けた取組の柱として、従来は援助手法毎に実施していた案件形成段階の事前調査を協力準備調査として一本化した。

迅速化については、協力準備調査の導入及び業務フローの変更により、案件形成段階に要する期間の短縮を図った。具体的には、正式な要請のプロセスを経る前の段階で、事業展開計画（試行版）を実務的なコンセンサス形成のツールとして活用し、開発途上国のニーズに応じて迅速かつ機動的に調査に着手することが可能な制度設計とした。この結果20年度は、円借款事業を念頭においた協力準備調査について、平均で約7ヶ月を要していた調査の要請から実施決定に至るプロセスを約1ヶ月弱に短縮した。また、技術協力の成果を資金協力で拡大する試みや、政策からその実現のための個別事業の実施までを対象とし、技術・資金を複合的に活用した包括的な支援等、統合のシナジー効果が確認されつつある。

（2）事業に関する横断的事項

政府の開発援助政策及び方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、効果的に事業を実施するため、政策を踏まえた案件の形成、国際機関や他ドナーとの連携・協調、開発課題や事業実施に関する知識・ノウハウの蓄積、人間の安全保障の視点の事業への反映に取り組んだ。また、地方自治体、大学、民間、NGO等とのパートナーシップの強化については、新JICAの発足に際し民間連携室を設置し、民間連携に関する基本方針を取りまとめたほか、日本政策金融公庫との連携に着手した。また、ベトナム国クーロン（カントー）橋崩落事故を受け、安全対策委員会の設置等、コントラクター等の事業関係者向け安全対策の実施に取り組んだ。

情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に適正に対応するとともに、広報については、新JICA発足を契機に、JICA事業の目的、成果をわかりやすく伝えるとともに、国際協力の意義や必要性の背景となる地球規模及び国際社会の課題についても理解を促進する広報の拡充に努めた。また、取材依頼に対応するという従来の姿勢から、時宜を得たテーマについてマスメディア向け勉強会等を通じ積極的に情報提供を行うという姿勢への転換を図った。その結果、各紙の社説やニュース解説等を中心に、事業の背景となる現地情勢や協力の必要性に関する、より分析的な視点を含めた報道がなされるようになったほか、アフガニスタン・パキスタン支援等に関しては、「民生支援に日本の技を」といった日本の開発援助の実績を活かした民生支援の重要性について報道がなされた。

環境及び社会に配慮した業務運営については、環境社会配慮ガイドラインの一本化に向けた検

討を進め、JICA環境マネジメントシステムを適切に運営するとともに、新JICAの環境方針を策定した。また、男女共同参画については、新体制下におけるジェンダー主流化推進体制の整備を行うとともに、ジェンダー視点を事業実施に浸透させるための手続きを業務フローに位置づけた。

また、事業評価については、統合に先駆けて事業評価年次報告書の作成に旧両機関共同で着手したほか、3つの援助手法の特性を踏まえつつ、整合性のある評価制度の確立に取り組み、その一環として、技術協力の事後評価の外部評価化を進めた。

(2) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力

技術協力案件の効果的・効率的実施のため、総合的能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）を重視した事業の実施、知見の蓄積を進めるとともに、機構内外で共有した。南南協力支援事業について、第三国集団研修の実施基準及びそれに伴う各種マニュアルの改訂や機構が豊富な経験を有する三角協力の知見・経験の国際的な発信に取り組んだ。

研修員受入事業においては、19年度に制度設計を行った課題別研修の事前から終了時までの評価の本格導入を行い、事後評価を試行した。また、19年度に導入した「課題別研修第三者検証委員会」による新規・更新案件の妥当性及び有効性の検証を行うとともに、要望調査方式のプロセスを効率化し、相手国への早期通報を実現した。青年研修（旧青年招へい）事業については、専門的知見の習得を従来以上に重視した内容への見直しが完了した。

事業管理の面では、引続き事業内容の精緻化や事業マネジメントの向上に取り組んだほか、専門家の活動評価を本格導入し、人材の需給状況を踏まえた人選方法の見直しの検討に着手するなど、質の高い人材の確保に努めた。

(ロ) 有償資金協力

円借款については、前年度を上回る規模の新規承諾及び貸付実行を実現するとともに、円借款の迅速化のため、要請から貸付契約までの標準期間の設定及びモニタリング、円借款手続きに係る開発途上国政府向けのセミナー、専門家派遣や調査を行った。

政策的優先度及び開発ニーズの高い事業の実施に努め、特に、日本政府の表明した「クールアース・パートナーシップ」に基づく気候変動対策支援、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）にて政府が掲げた目標達成のためのアフリカ向け支援を重点的に推進した。20年9月以降に深刻化した世界金融危機に対して、各国への影響に関する調査を実施、金融危機の経済・財政等に及ぼす影響に関して先方政府ハイレベルとの協議を行い、制度改善の継続・促進を支援するための財政支援型借款を供与した。

また、開発効果を高めるため、開発途上国政府に対して、事業実施段階で浮かび上がる課題への対処策の提言を実施した。

（ハ）無償資金協力

改正機構法の施行に伴い、20年10月から無償資金協力事業の一部が機構に移管され、本体事業の実施のために必要な業務を行うこととなったことを踏まえ、関連する制度の変更を行いつつ適正に実施した。

入札参加拡大のための取組として、標準契約書における損害等の発生の際の協議・解決手続きの明確化や物価変動を考慮した事業費の積算の試行などに取り組んだ。

また、政府の「ODAコスト改善総合プログラム」に対応するため、フォローアップ実施要領を策定し、機構が事前の調査を行う施設案件を対象とし、上記入札参加拡大の取組に加え、計画段階における付帯的施設の再検討、適切な工期の設定、案件規模の適正化、設計段階における仕様・設備の合理化の徹底、構造（設計の考え方）の再検討を行い、施設案件全体において2.86%のコストを縮減した。

（ニ）国民等の協力活動

ボランティア事業については、協力の質的向上に向けて、プログラム化を通じた他のJICA事業との連携や他機関との協調を推進した。ボランティアの適正規模については、中長期的な課題としての検討を進める一方、現下の経済情勢及び政府の政策を踏まえ、21年度については、派遣増の方針を打ち出した。応募増に向けて、ボランティア参加が開発及び国際社会への貢献やキャリア形成につながることを軸とした募集広報を行ったほか、現職参加の促進のための地方自治体、民間企業への働きかけを強化した。帰国後の隊員の進路対策の充実にも取り組んだ。

NGOとの連携については、新組織におけるNGO-JICA協議会のあり方について検討を行い、その結果を取り纏めた実施要領に沿って、第1回会合を開催する等、協議会の開催等を通じて連携の推進を図ったほか、草の根技術協力事業の実施件数が着実に増加した。地球ひろばでは、市民団体のセミナー・イベント開催に対する広報面での支援を強化するとともに、アフリカや地球環境等、時宜に合ったテーマについて、機構の展示と市民団体等のセミナーの共同実施を促進し、発信の質及び効果の向上を図った。加えて、立地環境を活かした在京大使館等外部団体による地球ひろばの活用促進に向けた取組を行った結果、利用者数（宿泊者を除く）は、12万5千人に達し、地球ひろば登録団体数及び同団体主催のセミナー、展示、報告会等の開催実績についても着実に増加した。開発教育支援についても、各種開発教育支援プログラムを実施し、プログラムの質的改善に向けた取組を強化した結果、20年度から導入した参加教員に対する満足度調査ではいずれのプログラムにおいても高い評価を得た。

（ホ）海外移住

海外移住審議会意見に基づく政策のもと、ヒアリング等を通じ日系社会の動向・要望にかかる情報収集を行い、海外移住事業の高齢者福祉及び人材育成への重点化を図った。前年度に引き続き、一般の経済・技術協力の枠組の中で、日系社会の支援を併せて行い、さらに、現職教員を日系社会青年ボランティアとして現地日系社会に派遣する制度を開始した。また、今中期目標期間中の廃止に向けて、調査統計事業及び営農普及事業を縮小するとともに、日本語研修のあり方に関する

る政府の検討に資するよう素案を検討した。

（ヘ）災害援助等協力

20年度は中国西部（四川省）地震災害対応への救助チーム、医療チーム及びミャンマー・サイクロン被害対応への医療チームをそれぞれ目標時間内に派遣した。派遣にあたっては、初めてのチャーター機活用により災害現場への到着時間の短縮及び隊員と機材の同時運搬を実現し、また、ミャンマーにおいては要請前の調査チームの派遣を通じた事前準備等を組み合わせるなど、平時の取組を活かした効果的な活動を行った。なお、中国、ミャンマーとも初めての緊急援助隊派遣であり、特に中国への派遣については、中国国内でその活動が大きく報道されたこともあり、日中関係の改善ならびに対日感情の好転に貢献した。

また、隊員の訓練・研修等を着実に実施するとともに、緊急援助物資の供与について迅速に対応した。なかでも、パプアニューギニア高潮被害の際には、現地で活動する国際NGOと連携し、物資供与の内容・数量の調整及び当該NGOによる一部物資の配布を実施した。

（ト）人材養成確保

国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力人材センターの専用ホームページ「PARTNER」を全面改訂して利用者増につなげるとともに、能力強化研修を着実に実施した。また、専門家の派遣前研修と機構職員の赴任前研修を国際協力人材研修に一本化し、効果的な運営を図った。

（チ）調査及び研究

20年度上期は、新研究所設立以前に開始した研究成果をとりまとめ、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）のサイドイベントとして開催した国際シンポジウムで発信したほか、新研究所の取組につながる研究成果の発信と国際的な研究ネットワークの構築に努めた。20年10月の研究所の発足以降は、研究所としての機能の確立に向けて、研究人材の確保、研究部門を支える各種制度及びサポート体制、学術情報インフラの整備に取り組んだ。また、様々な理論的・実証的知見と開発途上国の現場での経験やデータを基盤として研究を推進するため、4つの基本方針と4つの重点研究領域を定め、各領域の研究案件の形成、実施を推進した。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く）

業務公電の電子化等による固定経費の節減等、効率的な予算執行を行った。「世界の人びとのためのJICA基金」は引続き寄附金の受入を実施し、第1回の寄附金配分を行うとともに、寄附金事業の運営の透明性を確保すべく、運営委員会、ホームページ等で報告した。当期総利益として352百万円を計上した（運営費交付金の費用進行基準による収益化を行っていることもあり、目的積立金の申請は行っていない）。

4. 短期借入金の限度額

一般勘定については、短期借入金の実績はない。有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、借入と返済を行った。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

今中期目標期間中に処分を計画している、ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、東京国際センター八王子別館土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅、保養所、タイ事務所土地・建物の各資産について、計画どおり準備又は売却手続きを進めた。

6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

実績はない。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

（1）施設・設備に関する計画

施設・設備改修計画に基づいた設計・施工監理、工事を実施した。

（2）人事に関する計画

新JICA発足に際し、人事・給与制度を一本化するとともに、研修等を通じ、一本化された新制度の周知に努めた。勤務成績の評価結果を賞与及び昇給に反映させるとともに、職員の能力開発については、新組織の円滑な業務及び組織運営を目指し、上期は、新業務フロー及び3つの援手法の理解・習得に向けた研修を実施し、下期は、新JICAにおける評価制度の習熟を目的として管理職に対し評価者研修を行った。

（3）積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

前中期目標期間の最終事業年度における積立金及び前中期目標期間中に回収した債権及び資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、19年6月に承認を受け、20年度は、新本部事務所等の敷金及び内装工事費等として支出した。

（4）その他中期目標を達成するために必要な事項

会計監査人による監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示、再発防止への注意喚起を図った。また、新組織におけるコンプライアンス体制の強化に向けて、関連規程を整備し、同規程に基づき、事故報告制度、内部通報制度及びコンプライアンス委員会の設置を行った。

業績評価については、業務実績の定期モニタリング、外部有識者を含む機構内部の評価体制（業績評価委員会等）、部署別の目標設定・監理といった仕組みを通じて、19年度の業務実績報告の取り纏め及び評価結果の機構内への周知及び業務運営への反映を的確に行った。また、改正機

構法の施行に伴う第2期中期計画の変更を踏まえ、変更部分の評価項目及び評価指標案を作成し、外務省独立行政法人評価委員会の合意を得るとともに、20年度の業績のモニタリング及び取り纏めを行った。

＜小項目ごとの実績＞

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営における機動性の向上

小項目No.1 組織運営の機動性向上

【中期計画】

(変更前) 旧小項目 No.1 組織運営の機動性向上

開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図り開発途上地域のニーズを的確に把握する。

また、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点については国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点については、設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、

- 現地ODAタスクフォース等、現地におけるODA実施のための連携体制に積極的に参加する。
- 人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導體制の定着を図る。
- 既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。
- EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

(変更後)

開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。

また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。

併せて、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、

- 現地ODAタスクフォース等、現地における政府開発援助（以下「ODA」という。）実施のための連携体制に積極的に参加する。
- 人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導體制の定着を図る。
- 部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。
- 既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。
- EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目 No.1 組織運営の機動性向上

ア。「政府開発援助に関する中期政策」に記載された現地機能強化の具体的取組を中心に、改正機構法の施行を踏まえた技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の一体的運用に向けて、現地ODAタスクフォースにより積極的に参加する。

イ。在外主導體制の定着を図るため、「改革の総仕上げ」で整理した具体的方策を踏まえつつ、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の一体的運用に向けて、業務実施体制等の必要な見直しを行う。

ウ。既存の各システムを有効活用し、予算見直し時期を中心として、各部における予算執行の予測性向上のための取組と横断的調整を一層強化する。

エ。EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止することとし、平成20年度においてはブルガリア及びルーマニアについて閉鎖する。それ以外の海外拠点についても、途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見

直しを行う。

オ. 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

(変更後)

ア. 「政府開発援助に関する中期政策」に記載された現地機能強化の具体的取組を中心に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の一体的運用に向けて、民間セクターとの連携にも留意しつつ、現地ODAタスクフォースに積極的に参加する。

イ. 在外主導體制の定着を図るため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の一体的運用に向けて、業務実施体制等の必要な見直しを行う。

ウ. 部局間の連携を強化するとともに、規程の整理等により、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。

エ. 既存の各システムを有効活用し、予算見直し時期を中心として、各部における予算執行の予測性向上のための取組と横断的調整を一層強化する。

オ. EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止することとし、平成20年度においてはブルガリア及びルーマニアについて閉鎖する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。

カ. 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

【当年度における取組】

平成20年度上期は、改正機構法の施行による旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合を踏まえ、3つの援助手法を一元的に運営する新組織の体制及び業務フローを整備した。

統合に際し、新しい業務フローに沿って、援助手法毎に異なっていた決裁プロセスを一本化し、合理化を図った。また、部局間の連携を強化し、新組織の体制及び業務フローの円滑な定着を図るべく、定期的にモニタリングを実施し、必要な改善を行った。

在外主導については、本部による統合事務所へのモニタリングを通じ、在外事務所における新組織及び業務の状況を確認するとともに、各在外事務所のニーズに沿った体制の整備に向けて在外事業支援要員の制度の見直しを行った。現地ODAタスクフォースでは、開発ニーズの分析等につき中心的な役割を果たすとともに、日本政府の「成長加速化のための官民パートナーシップ」を受け民間企業等を交えた拡大現地ODAタスクフォース等においても議論を行った。

海外拠点について、統合に際して、旧両機関が拠点を設置していた19カ国の海外の事務所を一本化するとともに、20年度末までにブルガリア及びルーマニアの2拠点を閉鎖した。国内機

関について、20年度の利用実績は増加した。また、国内拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による調査等を踏まえ、適正な配置に向けた検討を行い、特に広尾センターについては、「独立行政法人整理合理化計画」の指摘も踏まえ、立地や保有のあり方について検討を行い、市民参加による国際協力の拠点としてより一層の有効活用に向けた取組を行うとの結論に達し、今後の活動計画に反映していくこととした。

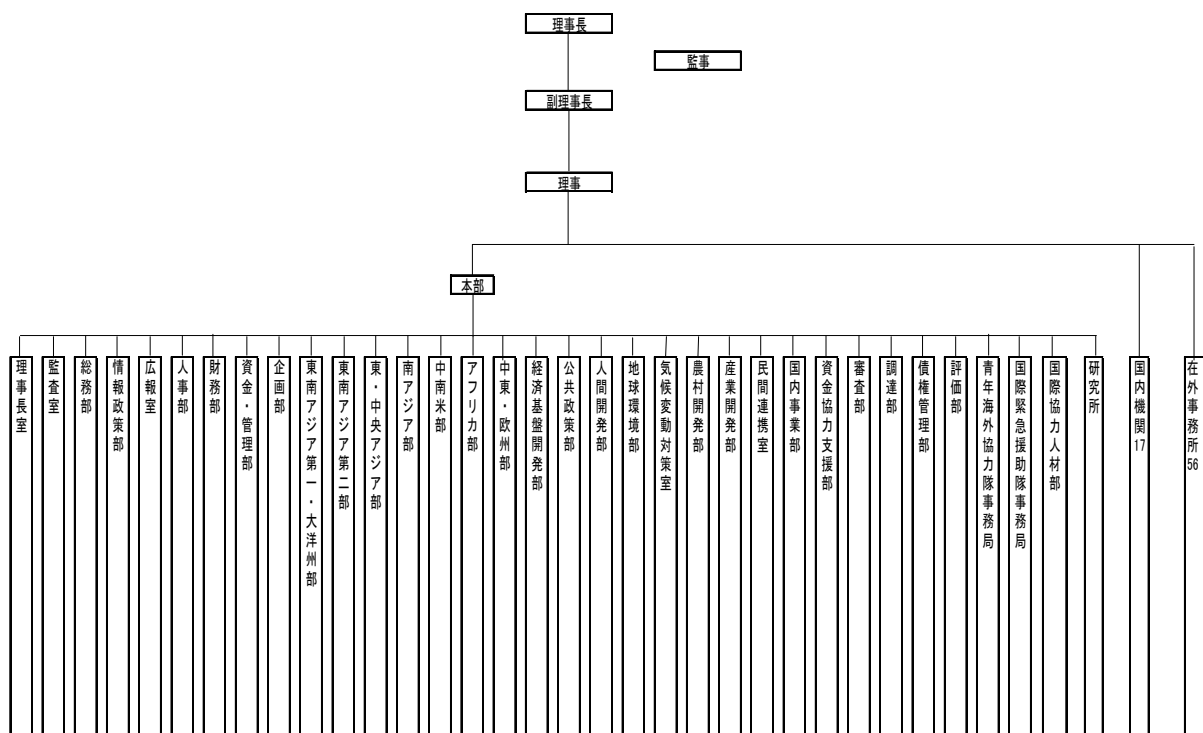
1. 統合による新組織体制等の整備及び定着に向けた取組

(1) 統合後の部局間の連携強化

20年度上期までの新組織の体制に係る検討を経て、10月1日の改正機構法の施行に伴い、新JICAは、32部・室・事務局・研究所という体制で発足した。

新JICAにおいては、3つの援助手法を一元的に運営する体制とするため、企画部に企画立案及び事業予算管理を一元化し、地域部を業務の司令塔として、援助手法にかかわらず、地域別及び国別の協力の企画・立案及び調整等を一元的に実施する体制とした。開発課題・分野の観点から事業の質の確保・向上に貢献すべく、課題部を配置し、適切な業務支援体制を整備すべく、調達部、評価部、審査部、資金協力支援部、債権管理部等、機能別の部を設けた。

さらに、組織の早期一体化を目指しながら、組織運営・管理の効率性及び適正性を確保すべく、総務部、人事部、財務部、資金・管理部等の管理部門を中心に共通する部局の一本化を行った。



下期は、統合後の組織を一体的に運営・管理する観点から、組織体制及び業務の流れの円滑な定着を図ることを目的に定期的にモニタリングを行い（統合後1ヶ月、3ヶ月、半年、1年、1年半）、改善を行う体制を構築した。20年度は1ヶ月、3ヶ月のモニタリングを実施し、1ヶ

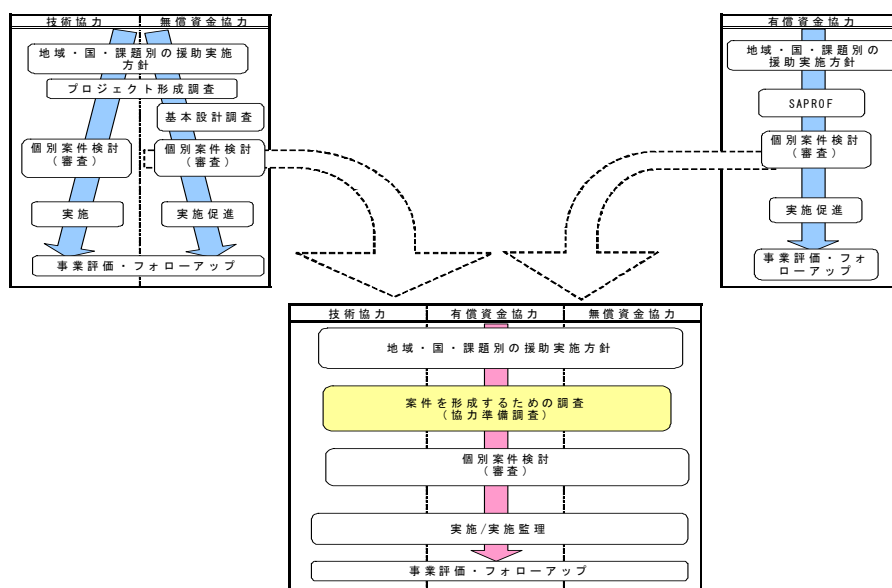
月点検では関係部局へのヒアリング等により、統合直後の状況を確認し、モニタリングすべき課題とその担当部局を明確化した上で、今後の対応について協議し、出張手続き等、早期に対応すべき課題について見直しを行った。3ヶ月点検では、本部幹部職員による統合在外事務所へのモニタリングを行うとともに、本部内の部局の業務分掌等の見直しを行い、業務フローや規程に反映した。業務所掌については、業務の関連性、業務負荷等を勘案し、経済基盤開発部から上下水道業務を地球環境部に、公共政策部からJICA-Net（ITを活用した遠隔技術協力）に係る業務を経済基盤開発部に移管した。

また、事業実施における部局間の連携を強化し、効率的に組織運営を行うべく、企画部が中心となって、地域部、課題部等、機能を同じくする部署毎に内部会合を設置し、定期的で開催した。これら会合において、企画部より業務に係る各種方針、新しい制度設計に基づく実務的な手続き等を周知するとともに、各部から業務の進捗状況及び課題につき報告を行い、適時に情報共有等を行った。

(2) 決裁プロセスの合理化

上期は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に向け、決裁プロセスの一本化に向けた準備を行った。両機関で異なる関係部局との調整方法等についてすり合わせを行うとともに、援手法毎に異なっていた決裁プロセスについて、新業務フローに沿って、案件発掘・形成段階を中心に共通部分を合理化し、迅速かつ適切な意思決定に向けた制度設計を行い、新JICAの決裁規程としてとりまとめた。

下期は、新しい決裁プロセスの運用状況について、統合モニタリング等により確認するとともに、業務分掌の見直し等を踏まえて、決裁規程の改正を3度行った。その結果、決裁プロセスの合理化に向けた取組については、20年度においてほぼ完了したところ、今後は確実に定着を図っていく予定。



(3) 本部事務所の移転

統合後の執務場所については、入居可能物件の制約等から新宿及び竹橋の執務場所を併用したが、21年秋を目途に新事務所に移転する予定であり、20年度は移転に必要な準備を行った。

2. 現場（在外拠点）の機能強化

(1) 現地におけるODA実施のための連携

現地ODAタスクフォースは、15年度の設置以降、日本側関係者間の協議及び相手国政府との協議が定期的実施されており、既に定着している。

20年度は、「ODA中期政策」に掲げられた現地ODAタスクフォース機能のうち、「援助政策の立案・検討」、「援助対象候補案件の形成・選定」、「被援助国における我が国関係者との連携強化」を中心に活動が行われた。3つの援助手法の一体的運用に向けた、優良案件の形成、協力プログラムの戦略化が活発に議論され、統合後は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）の拠点がなかった国においても、有償資金協力を含む議論が活発になり、より包括的な協力方針の検討が可能となった。

現地ODAタスクフォースにおいて、機構は、開発に関する専門的な知見に基づき、開発ニーズの分析等につき中心的な役割を担うとともに、現場からの情報、事業運営等に係る教訓を援助方針及び計画の策定に関する議論に反映させた。また、援助方針及び計画に基づく具体的な事業計画の策定、案件形成及び要望調査を中心となって取り纏め、現地ODAタスクフォースの活動を積極的に進めた。

また、中期計画の変更を踏まえ、民間セクターとの連携を図るべく、日本政府の「成長加速化のための官民パートナーシップ」（20年4月）を受けて、民間関係者を含む拡大現地ODAタスクフォースが16のモデル在外公館に設置されているほか、その他の13カ国においても、民間企業等を交えた議論が行われた。

(2) 在外主導體制の定着

上期は、新業務フローの導入を踏まえ、在外事務所の果たすべき機能及び体制について、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）とも協議を行うとともに、テレビ会議を通じ、在外事務所の新業務フローの理解促進を図った。

下期は、統合対象事務所への本部幹部職員の派遣（20年12月～21年1月）等を通じ、在外事務所における統合後の組織及び業務の状況についてモニタリングを行った。モニタリングの結果、国別の援助実施方針及び事業展開計画の検討、要望調査の共同実施を通じて、統合前から両組織間で協力関係を構築してきたことから、新事務所においても一体感をもって業務に当たっていることを確認した。

統合に際し、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）の拠点がなかった18カ国の事務所へ円借款業務の案件監理に係る権限委譲^(注)を行い、現地の状況に応じて柔軟かつ迅速に案件監理ができる体制を整備した。

また、在外事務所の業務やニーズに効率的に対応した体制を構築すべく、予算、業務内容、職

名が異なっていた在外事業支援要員（企画調査員、ボランティア調整員等）の制度の見直しを行った。具体的には、より効果的・効率的な活用を実現し、各在外事務所のニーズに沿った体制の整備に向けて、予算別・事業別の管理から一元的に管理する体制への変更を図った。

今後も、本部及び在外事務所のそれぞれの強みを生かした機能及び機動的かつ柔軟な業務実施体制に向けて改善に取り組むべく、定期モニタリング等を通じた業務フローの点検を行い、在外事務所における業務の軽量化等について検討を行っていく予定である。

（注）貸付契約に基づく入札手続き及び契約への同意、サブプロジェクトの承認、資金配分変更等、円借款の案件監理の業務に必要な諸手続きの権限を在外事務所に委譲すること。

3. 海外・国内拠点の配置適正化

（１）海外拠点の配置適正化に向けた取組

上期は、両機関が拠点を設置している19カ国の海外の事務所の一本化に向けた準備を進め、19年度財務省予算執行状況調査を踏まえ、新JICA発足に際して、事務所物件については、一人当たりの面積の平均値が統合前の両組織の一人当たり面積の平均値より小さくする等の取組を行った。

下期は、統合後の業務の実施状況及び今後の事業の方向性等を踏まえつつ、拠点配置全体の見直しについて検討を開始した。

いわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点として、ルーマニア及びブルガリアの2拠点は、14年度の開設以降、青年海外協力隊事業及び研修事業を中心とした事業を実施してきたが、20年度の協力隊派遣終了に伴い、21年3月末に閉鎖した。また、既に卒業国となっているシンガポールは21年度中を目標とした閉鎖に向けて、20年にODA卒業国となったサウジアラビアも22年度末を目標とした閉鎖に向けて、機構内の検討を開始した。また、19年度財務省予算執行状況調査の指摘等も踏まえ、セントルシアにおける東カリブ地域の広域管理体制を導入すべく、20年度末に同地域の2つの拠点（ドミニカ、セントビンセント）を閉鎖した。一方、約35億ドルの円借款^{（注）}をはじめとするイラクにおける復興支援を円滑に実施するために、事務所開設の準備を進めた。

（注）イラク復興会議（15年10月）にて、当面の支援としての15億ドルに加え、中長期的な復興ニーズに対する支援として円借款による最大35億ドルの支援を行うことを表明。

（２）国内拠点の配置適正化に向けた取組

20年3月より国内拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する外部コンサルタントによる第三者調査を実施した。本調査は、16年度に調査を実施した国内機関の施設保有に係る効率性についての情報の更新及び本中期目標期間中に行うこととされている国内機関の配置に係る検討材料の収集を目的として行った。同調査によって確認された課題を踏まえ、研修員及びJICA事業関係者の宿泊及び市民参加協力事業の積極的な実施等による利用の拡大等、改善に向けた取組を検討している。

20年度は、研修予約手続きの効率化をはじめとして、入館率の向上・利用者数の増加に向けた計画を各国内機関が策定し、「独立行政法人整理合理化計画」の指摘も踏まえ、「21世紀東アジア青少年大交流計画」に基づく利用（約880万円の自己収入）等、19年度に取り組んだ国際協力関係者の利用も促進し、着実に計画を実行した。その結果、20年度の入館率（全体）は、66.5%（19年度実績66.2%）となり、利用者数（全体）は、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）等の開催に関連したイベントを行ったこともあり、445,371人（19年度実績406,663人）となった（前年度比9.5%増）。国内機関別の各種実績は別紙のとおりであり、機構内の「業績評価委員会」において、外部検討委員（有識者に委嘱）を交えて、かかる利用状況等について検証を行った。

さらに、広尾センターについては、「独立行政法人整理合理化計画」の指摘も踏まえ、上記第三者調査によって、立地や保有形態に係る経済合理性を分析し、外部有識者の参画も得てその結果を検証した。その結果、市民参加による国際協力の拠点として、市民参加協力や各種団体の交流機能の拡充、民間連携促進のための研修・説明会等の実施等、一層の有効活用に向けた取組を行うとの結論に達し、今後の活動計画に反映していく。

なお、国内機関ではないが、箱根研修所についても、「独立行政法人整理合理化計画」の指摘も踏まえ、立地や保有形態の観点から検討を行ってきたところ、今後も保有を継続し、有効活用することに一定の経済合理性が認められるとの結論に至ったことから、引続きボランティアを含む援助人材の育成等、機構の業務に必要な研修を行う施設としてさらなる活用を図っていく。

また、地域社会の国際協力の拠点として、国内機関の果たすべき機能、役割を検証すべく、19年度に着手した国内機関の地域社会に対する裨益効果に関する調査を引続き実施した。同調査の結果、多くの地元関係機関・関係者が、各国内機関による地域社会の国際化、活性化等への貢献を評価しており、今後も同様の機能・役割を継続することが求められていることが確認された。主な地域の国際化への貢献例としては、以下のとおり。各国内機関では、このような先進的な取組を行う地域の団体と連携して、事業を展開するとともに、こうした経験の共有を通じ、その他の自治体にも地域の特性を活かした国際協力に取り組む機会を提供している。

- ・ 札幌センター（北海道滝川市）

北海道滝川市は、6年度の青年招へい（現青年研修）事業への協力をきっかけに、道内有数の農業地域であることを活かして、農業分野等での研修事業に協力を行うとともに、マラウイに対する農業分野の研修員の受入及び専門家派遣を内容とする草の根技術協力事業の地域提案型事業を実施してきた。さらに、近年ではこれら機構との協力が発展し、市独自の国際交流事業「マラウイ・スタディーツアー」、高校生派遣プログラムを実施している。

- ・ 大阪センター（滋賀県甲良町）

滋賀県甲良町では、15年度から16年度にかけて「タイ基礎自治体開発計画策定能力向上プロジェクト」において、地方行政に携わる職員を研修員として受け入れ、町づくりの先進的な取組を紹介した。プロジェクト終了後もタイ側関係者と甲良町との交流は続き、甲良町では、18年にプロジェクトのサイトの一つであるポーガム村との間で国際交流協定を締結するとともに、20年度には同プロジェクトのタイ側関係者を甲良町の国際交流企画員として招聘し

た。

4. 予算の執行管理機能の強化

19年度に引続き、政策上の要請に的確かつ機動的に対応するため、機構における予算の情報管理を推進するとともに外務省との情報共有を図った。

具体的には、20年6月及び21年1月に、①業務経費の執行状況、②地域配分の推移、③技術協力プロジェクト、開発調査、青年海外協力隊事業、課題別研修、協力準備調査の計画（新規・継続案件）、着手済件数について、企画部が一元的にとりまとめて外務省と共有し、その後の予算執行に向けた意見交換を行った。

その結果、アフリカ開発会議（TICADIV）横浜行動計画等に沿ったアフリカ向け案件（「ダルフール人材育成プロジェクト（スーダン）」、「保健投資支援プロジェクト（ザンビア）」等）について追加採択を行う等、機動的に予算を活用した。

機関名：札幌国際センター
所掌地域：北海道（道東除く）

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	62人	関係技術協力プロジェクト	1,046,835千円	
	課題別研修	278人			
	長期研修	10人			
	青年研修	144人			
国民参加協力事業	章の根技術協力	パートナー型	0件	国民参加協力関係費	81,680千円
		支援型	3件		
		地域提案型	3件		
	市民参加型協力支援	出前講座	143件		
		施設訪問	50件		
		開発教育指導者研修	337人		
		教師海外研修	5人		
		市民参加協力	51件		
		共催事業	68件		
	日系研修	14人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	811人			
	在外スタディツアー**	9件			
	利用者数	10,784人			

*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
**大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	148,343千円
	うち人件費*	112,010千円
	職員数	10人
	入館率**	72.3% (73.8%) ***

*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。
**入館率はGW、年末年始を除く
***（ ）内は19年度実績

機関名：帯広国際センター
所掌地域：北海道東部

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	51人	関係技術協力プロジェクト	716,109千円	
	課題別研修	160人			
	長期研修	3人			
	青年研修	65人			
国民参加協力事業	章の根技術協力	パートナー型	0件	国民参加協力関係費	35,414千円
		支援型	0件		
		地域提案型	2件		
	市民参加型協力支援	出前講座	83件		
		施設訪問	13件		
		開発教育指導者研修	82人		
		教師海外研修	3人		
		市民参加協力	4件		
		共催事業	10件		
	日系研修	0人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	287人			
	在外スタディツアー**	0件			
	利用者数	6,438人			

*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
**大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	92,380千円
	うち人件費*	78,407千円
	職員数	7人
	入館率**	72.7% (79.6%) ***

*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。
**入館率はGW、年末年始を除く
***（ ）内は19年度実績

機関名：筑波国際センター

所掌地域：茨城

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	280人	2,274,109千円		
	課題別研修	628人			
	長期研修	8人			
	青年研修	53人			
国民参加協力事業	章の根技術協力	パートナー型	0件	61,395千円	
		支援型	0件		
		地域提案型	1件		
	市民参加型協力支援	出前講座	65件		国民参加協力関係費
		施設訪問	35件		
		開発教育指導者研修	106人		
		教師海外研修	7人		
		市民参加協力	61件		
		共催事業	21件		
		日系研修	10人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	352人			
	在外スタディツアー**	2件			
	利用者数	21,225人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	588,466千円
	うち人件費*	236,507千円
	職員数	22人
	入館率**	76.5% (78.3%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	2,519円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。
** 入館率はGW、年末年始を除く
*** ()内は19年度実績

機関名：東京国際センター

所掌地域：栃木、群馬、千葉、東京、新潟、山梨（市民参加協力事業を除く）

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	1,704人	4,648,441千円		
	課題別研修	1,550人			
	長期研修	145人			
	青年研修	303人			
国民参加協力事業	章の根技術協力	パートナー型	0件	国民参加協力関係費	
		支援型	0件		
		地域提案型	0件		
	市民参加型協力支援	出前講座	0件		国民参加協力関係費
		施設訪問	0件		
		開発教育指導者研修	0人		
		教師海外研修	0人		
		市民参加協力	0件		
		共催事業	0件		
		日系研修	12人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	0人			
	在外スタディツアー**	0件			
	利用者数	46,649人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	844,469千円
	うち人件費*	359,352千円
	職員数	34人
	入館率**	69.9% (67.0%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	2,584円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。
** 入館率はGW、年末年始を除く
*** ()内は19年度実績

機関名：横浜国際センター

所掌地域：神奈川県

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	172人	関係技術協力プロジェクト	1,044,670千円	
	課題別研修	281人			
	長期研修	16人			
	青年研修	11人			
国民参加協力事業	章の根技術協力	パートナー型	2件	国民参加協力関係費	665,601千円
		支援型	2件		
		地域提案型	4件		
	市民参加型協力支援	出前講座	95件		
		施設訪問	117件		
		開発教育指導者研修	167人		
		教師海外研修	7人		
		市民参加協力	3件		
		共催事業	25件		
		日系研修	72人		
	ボランティア派遣前研修	40人			
	ボランティア募集説明会参加者数	1,041人			
	在外スタディツアー**	8件			
	利用者数	107,755人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
 ** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

機関名：中部国際センター

所掌地域：岐阜、愛知、三重、静岡

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	110人	関係技術協力プロジェクト	1,079,918千円	
	課題別研修	285人			
	長期研修	23人			
	青年研修	55人			
国民参加協力事業	章の根技術協力	パートナー型	2件	国民参加協力関係費	232,345千円
		支援型	3件		
		地域提案型	9件		
	市民参加型協力支援	出前講座	183件		
		施設訪問	32件		
		開発教育指導者研修	1,013人		
		教師海外研修	13人		
		市民参加協力	28件		
		共催事業	30件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	2,219人			
	在外スタディツアー**	2件			
	利用者数	5,807人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
 ** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	451,749千円
	うち人件費*	174,259千円
	職員数	16人
	入館率**	72.6% (71.7%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	3,982円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 ** 入館率はGW、年末年始を除く
 *** ()内は19年度実績

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	284,658千円
	うち人件費*	119,906千円
	職員数	11人
	入館率**	48.0% (57.0%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	4,690円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 ** 入館率はGW、年末年始を除く
 *** ()内は19年度実績

機関名：大阪国際センター

所掌地域：滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	292人	関係技術協力プロジェクト	2,047,181千円	
	課題別研修	622人			
	長期研修	27人			
	青年研修	110人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	6件	国民参加協力関係費	235,805千円
		支援型	2件		
		地域提案型	4件		
	市民参加型協力支援	出前講座	188件		
		施設訪問	99件		
		開発教育指導者研修	612人		
		教師海外研修	12人		
		市民参加協力	0件		
		共催事業	29件		
		日系研修	4人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	2,178人			
	在外スタディツアー**	17件			
	利用者数	34,328人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	492,724千円
	うち人件費*	164,344千円
	職員数	16人
	入館率**	61.1% (53.3%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	2,906円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。
** 入館率はGW、年末年始を除く
*** ()内は19年度実績

機関名：兵庫国際センター

所掌地域：兵庫

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	64人	関係技術協力プロジェクト	907,225千円	
	課題別研修	280人			
	長期研修	2人			
	青年研修	55人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	2件	国民参加協力関係費	106,413千円
		支援型	1件		
		地域提案型	4件		
	市民参加型協力支援	出前講座	118件		
		施設訪問	50件		
		開発教育指導者研修	1,000人		
		教師海外研修	7人		
		市民参加協力	32件		
		共催事業	28件		
		日系研修	2人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	583人			
	在外スタディツアー**	6件			
	利用者数	41,626人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	309,022千円
	うち人件費*	95,852千円
	職員数	9人
	入館率**	63.1% (62.2%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	5,090円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。
** 入館率はGW、年末年始を除く
*** ()内は19年度実績

機関名：中国国際センター

所掌地域：鳥取、島根、岡山、広島、山口

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	65人	関係費 協力プロジェクト	611,991千円	
	課題別研修	139人			
	長期研修	13人			
	青年研修	86人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	3件	国民参加協力関係費	132,965千円
		支援型	3件		
		地域提案型	3件		
	市民参加型協力支援	出前講座	201件		
		施設訪問	32件		
		開発教育指導者研修	742人		
		教師海外研修	8人		
		市民参加協力	10件		
		共催事業	18件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	863人			
	在外スタディツアー**	0件			
	利用者数	13,402人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	154,778千円
	うち人件費*	123,211千円
	職員数	11人
	入館率**	61.7% (63.7%) ***

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。
** 入館率はGW、年末年始を除く
*** ()内は19年度実績

機関名：九州国際センター

所掌地域：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	268人	関係費 協力プロジェクト	1,864,194千円	
	課題別研修	509人			
	長期研修	17人			
	青年研修	156人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	4件	国民参加協力関係費	215,003千円
		支援型	4件		
		地域提案型	13件		
	市民参加型協力支援	出前講座	126件		
		施設訪問	22件		
		開発教育指導者研修	211人		
		教師海外研修	11人		
		市民参加協力	65件		
		共催事業	30件		
		日系研修	5人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	1,843人			
	在外スタディツアー**	6件			
	利用者数	9,493人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	392,148千円
	うち人件費*	150,204千円
	職員数	14人
	入館率**	69.5% (65.8%) ***
	一泊当たりの潜在コスト	3,277円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。
** 入館率はGW、年末年始を除く
*** ()内は19年度実績

機関名：沖縄国際センター

所掌地域：沖縄

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	35人	関係技術協力プロジェクト	1,550,755千円	
	課題別研修	265人			
	長期研修	12人			
	青年研修	48人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	国民参加協力関係費	77,794千円
		支援型	1件		
		地域提案型	4件		
	市民参加型協力支援	出前講座	81件		
		施設訪問	36件		
		開発教育指導者研修	723人		
		教師海外研修	8人		
		市民参加協力	10件		
		共催事業	29件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	354人			
	在外スタディツアー**	0件			
	利用者数	10,777人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
 ** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	368,061千円
	うち人件費*	116,601千円
	職員数	11人
	入館率**	52.7% (69.7%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	3,164円

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 ** 入館率はGW、年末年始を除く
 *** ()内は19年度実績

機関名：東北支部

所掌地域：青森、岩手、宮城、秋田、山形

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	8人	関係技術協力プロジェクト	195,457千円	
	課題別研修	43人			
	長期研修	7人			
	青年研修	59人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1件	国民参加協力関係費	122,905千円
		支援型	0件		
		地域提案型	8件		
	市民参加型協力支援	出前講座	174件		
		施設訪問	12件		
		開発教育指導者研修	589人		
		教師海外研修	11人		
		市民参加協力	39件		
		共催事業	60件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	701人			
	在外スタディツアー**	10件			
	利用者数	337人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
 ** 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	114,322千円
	うち人件費*	78,407千円
	職員数	7人

* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：北陸支部

所掌地域：富山、石川、福井

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	27人	関係費 協力プロジェクト	158,166千円	
	課題別研修	16人			
	長期研修	0人			
	青年研修	108人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1件	国民参加協力関係費	68,639千円
		支援型	0件		
		地域提案型	2件		
	市民参加型協力支援	出前講座	81件		
		施設訪問	3件		
		開発教育指導者研修	251人		
		教師海外研修	7人		
		市民参加協力	9件		
		共催事業	23件		
		日系研修	5人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	240人			
	在外スタディツアー**	4件			
	利用者数	382人			

*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
**大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	84,481千円
	うち人件費*	56,005千円
	職員数	5人

*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：四国支部

所掌地域：徳島、香川、愛媛、高知

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	21人	関係費 協力プロジェクト	292,306千円	
	課題別研修	74人			
	長期研修	16人			
	青年研修	103人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	3件	国民参加協力関係費	108,998千円
		支援型	0件		
		地域提案型	5件		
	市民参加型協力支援	出前講座	78件		
		施設訪問	3件		
		開発教育指導者研修	341人		
		教師海外研修	8人		
		市民参加協力	23件		
		共催事業	23件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	452人			
	在外スタディツアー**	4件			
	利用者数	729人			

*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
**大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	80,102千円
	うち人件費*	56,005千円
	職員数	5人

*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：二本松青年海外協力隊訓練所

所掌地域：福島

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	3人	関係費 協力プロジェクト	298,771千円	
	課題別研修	62人			
	長期研修	0人			
	青年研修	55人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	国民参加協力関係費	215,449千円
		支援型	1件		
		地域提案型	1件		
	市民参加型協力支援	出前講座	53件		
		施設訪問	78件		
		開発教育指導者研修	0人		
		教師海外研修	4人		
		市民参加協力	6件		
		共催事業	7件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	673人			
	ボランティア募集説明会参加者数	311人			
	在外スタディツアー**	2件			
	利用者数	4,520人			

*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
**大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	185,325千円
	うち人件費*	78,407千円
	職員数	7人

*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：駒ヶ根青年海外協力隊訓練所

所掌地域：長野

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	0人	関係費 協力プロジェクト	30,984千円	
	課題別研修	0人			
	長期研修	0人			
	青年研修	53人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	国民参加協力関係費	236,968千円
		支援型	1件		
		地域提案型	3件		
	市民参加型協力支援	出前講座	58件		
		施設訪問	67件		
		開発教育指導者研修	15人		
		教師海外研修	3人		
		市民参加協力	4件		
		共催事業	30件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	827人			
	ボランティア募集説明会参加者数	194人			
	在外スタディツアー**	0件			
	利用者数	4,347人			

*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成21年5月末現在）
**大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	165,891千円
	うち人件費*	56,005千円
	職員数	5人

*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成20年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：広尾センター（JICA地球ひろば）

所掌地域：栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨（市民参加協力事業のみ）

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	0人	0千円		
	課題別研修	0人			
	長期研修	0人			
	青年研修	0人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	42件	1,076,786千円	
		支援型	10件		
		地域提案型	7件		
	市民参加型協力支援	出前講座	335件		国民参加協力関係費
		施設訪問	387件		
		開発教育指導者研修	1,087人		
		教師海外研修	35人		
		市民参加協力	134件		
		共催事業	168件		
	日系研修	0人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	5,338人			
	在外スタディツアー**	77件			
	利用者数	126,772人			

*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）

**大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	432,473千円
	うち人件費*	268,825千円
	職員数	24人

*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

*広尾センターが企画・運営を行い、他の国内機関を利用して実施した施設訪問は12件808人（上記実績には含まれない）。

(2) 業務運営全体の効率化

小項目No. 2 事務手続きの効率化

【中期計画】

(変更前) 旧小項目 No. 2 事務手続きの効率化

(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、

- 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。
- コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。
- 内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。

(ロ) 随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図る。さらに、随意契約の妥当性については、第三者の参加を得て検証を行うとともに、委託先の執行状況をチェックするシステムの導入を図る。具体的には、

- 関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。
- 随意契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行い、随意契約の情報を積極的に開示し透明性の確保を図る。また、委託先の適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認の手続きを明確にし実行する。

(変更後)

(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、

- 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。
- コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。
- 内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。

(ロ) 随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて、委託先での執行状況をチェックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。具体的には、

- 関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。

- 契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報を積極的に開示し、透明性の確保を図る。また、委託先での適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認等のチェック手続きを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。

(ホ)「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目 No.2 事務手続きの効率化

- ア. 研修員受入について、各国内機関で行っている宿泊予約管理のより効率的な実施のため、システム一元化に向けた準備を進める。
- イ. 専門家派遣について、平成18年度に導入した新派遣システムの効果的運用等により、派遣手続きの効率化を図る。
- ウ. ボランティア関連業務について、手続きの効率化に向けてシステムを開発し、その適切な運用を図る。
- エ. コンサルタント契約について、改正機構法の施行により技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を一元的に担うことによる事業費の大幅な拡大等も見据え、平成18年度に試行導入した一般業務費の定率化等、積算・精算方法の簡素化に向けた取組を引き続き進める。
- オ. グループウェア等を活用して内部連絡文書の電子化・合理化を進める。
- カ. 関連公益法人等との契約については、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、一般競争入札、企画競争等競争性のある契約への移行を進める。
- キ. 随意契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、随意契約の情報をホームページにおいて開示し、透明性の確保を図る。
- ク. 委託先の適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認を継続的に実行する。

(変更後)

- ア. 研修員受入について、各国内機関で行っている宿泊予約管理のより効率的な実施のため、システム一元化に向けた準備を進める。
- イ. 専門家派遣について、平成18年度に導入した新派遣システムの効果的運用等により、派遣手続きの効率化を図る。
- ウ. ボランティア関連業務について、手続きの効率化に向けてシステムを開発し、その適切な運用を図る。
- エ. コンサルタント契約について、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うことによる事業費の大幅な拡大等も見据え、平成18年度に試行導入した一般業務費の定率化等、積算・精算方法の簡素化に向けた取組を引き続き進める。
- オ. グループウェア等を活用して内部連絡文書の電子化・合理化を進める。
- カ. 関連公益法人等との契約については、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施

- し、一般競争入札、企画競争等競争性のある契約への移行を進める。
- キ．契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報をホームページにおいて開示し透明性の確保を図る。また、委託先の適正な執行を確保するため、特に国内での研修事業において公認会計士等専門家の確認を試行的に実施する。
- ク．不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置を実施する。特に、円借款事業を巡る贈賄事件を踏まえ、速やかに関連案件の入札業者選定手続き等に係る再点検を行い、再発防止策を強化していく。
- ス．現行システムの分析を行うとともに、システム最適化計画策定の方向性について整理を行う。

【当年度における取組】

ボランティア関連等の事務手続き等について、手続きの簡素化、システム等の導入による電子化を進めるとともに、コンサルタント契約の精算手続きの合理化に向け、一般業務費の定率化の試行を行った。

入札・契約の適正化を促進すべく、「随意契約見直し計画」の達成に向け、一般競争入札等への移行を着実に実施し、中期計画の変更を踏まえて、随意契約を含む契約プロセスの妥当性に係る第三者検証を行うとともに、円借款における不正競争防止違反(外国公務員への贈賄)事件への対応を中心とする不正行為等に対する取組を進め、また、研修委託契約等の委託契約の適正な執行を図った。海外移住資料館の管理・運營業務及び国際協力人材センターの業務について、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、21年度の民間競争入札(市場化テスト)実施に向けて、入札実施要項を作成し、内閣府官民競争入札等監理委員会の承認を得て、同実施要項に基づき競争入札を実施し、契約を締結した。

1. 事務処理の改善

(1) 専門家等派遣、研修員受入及びボランティア関連の事務手続きの効率化

専門家等派遣関連の事務手続きについては、18年10月に導入した専門家及び調査団の各種手続きを行うための派遣システムのサブシステムである派遣者ポータルシステム(専門家等からの各種届出、申請等の処理を電子化したもの)の利用促進を通じて効率化を図った。具体的には、赴任前研修における新規派遣専門家等に対するポータルシステム利用紹介、システムが継続利用されない要因となっていたパスワード切れに対する派遣中専門家等への注意喚起メールを毎月送信し、一層の利用をはたらきかけた。

これらの取組もあり、20年度の派遣者ポータルシステムの利用率は、76%(19年度実績64%)と前年度比12ポイント上昇した。また、同システムの利用により、内部連絡文書(業務公電等)の作成等に要する年間3,330時間(19年度実績2,800時間)及び1万9千枚の文書削減効果(19年度実績1万6千枚)があったと試算される。

研修員受入関連の事務手続きについては、19年2月に導入した応募要領及び申請書類をオンライン上で手続きできるデータベース(「研修ポスト」)の利用を通じて、20年度には年間26

万枚のFAX送信数の削減効果（19年度実績24万枚）があったと試算される。また、各国内機関が行ってきた研修員受入に係る事務手続き（ビザ発給依頼等）についても、本部への一元化を行い、20年4月から帳票システムの利用を開始した。その結果、関連手続きに要する年間3,500時間の削減効果があったと試算される。

さらに、21年度からの国内機関の宿泊予約手続きの本部一元化に向け、従来、他の国内機関への宿泊予約手続きについて国内機関間で調整していたものを本部が受け付け、一元的に調整する仕組みに変えるため、各国内機関の宿泊手続きを点検するとともに、一部の国内機関で本部への一元化を試行導入した。

ボランティア関連の事務手続きについては、ボランティアから提出される各種申請及び届出書類の受領・承認、報告書の提出・確認、ボランティアに関する情報提供等をインターネット上で行うことが可能となる「ボランティアポータルシステム」の開発を終え、同システムを20年6月から稼働させた。同システムの利用により、従来公電（FAX）で送受信を行っていたところ、9万5千枚の削減効果があったと試算される（20年6月～21年3月）。

利用促進のため、在外事務所に対し、同システムの周知を図るとともに、派遣前のボランティア、在外事務所のボランティア事業担当者等の関係者に対し研修を実施した。その結果、ポータルシステムを利用しているボランティアは73%となっている。

（2）コンサルタント契約手続きの合理化

コンサルタント契約手続きについては、第1期中期目標期間中に精算手続きに要する期間の短縮に取り組んできたが、改正機構法の施行による新たな業務も加わり、契約業務の増大が予想されたため、精算に係る手続きの合理化を目的として、19年度に一部の開発調査及び基本設計調査について、一般業務費の定率化^(注)を試行導入した。

試行に当たっては、14年度～16年度の過去3年間に実施した約980件について分析を行い、開発調査と基本設計調査のそれぞれを8地域に区分して（計16のカテゴリー）、一般業務費率を設定した。試行導入の対象案件は業務が定型化しており、試行の対象としても支障ないと判断したもののみを対象とした。

20年度は、19年度の試行案件45件の契約が完了したことから、試行結果につき分析を行った。精算作業に要する時間は大幅に短縮されたが、正式導入には試行実施件数が十分とはいえないところ、21年度も引続き20年度実績の分析及び試行を継続する。

（注）現地調査に必要な経費（車両借上費、通信運搬費、事務用品経費等）について、直接人件費（国内での作業期間を除く）に一定の率を乗じて算出した金額を渡しきりの形で支払う方式

2. 文書事務の削減

内部連絡文書の合理化については、従来FAXで送受信を行っていた業務公電をグループウェア上で作成、送受信、蓄積及び共有する電子化システム（「業務公電データベース」）を開発し、19年11月に本部、国内機関及び在外事務所（国際情報通信網が接続されていない一部の在外事務所を除く）へ導入し、効率化を図っている。

本システムの導入により、導入前に比べFAX送付件数は7割減少した（20年4月から21年3月までに送付した公電266千件のうち、FAX送付した件数は90千件）。

3. 入札及び契約の適正化に向けた取組

(1) 随意契約見直し計画の進捗

「随意契約見直し計画」については、20年10月の新JICA発足に際し、委託する業務の増加が見込まれるものの、契約の適正化の一層の推進を目指すべく、当初計画を維持することとした（同計画の実施により、23年度までに競争契約を含む全契約のうち、競争性のない随意契約は、件数で38%、金額で17%まで減少する見込み）。

20年度における競争性のない随意契約の契約全体に占める割合は、件数で38%（1,752件）、金額で21%（186億円）となり、前年度比で、件数は7ポイント、金額は3ポイント減少し、「随意契約見直し計画」の達成に向け、一般競争入札等への移行を着実に実施した（下表参照）。

随意契約見直し計画の進捗状況

（単位：件、億円）

	平成18年度実績		平成19年度実績		平成20年度実績		対前年度比増減 (上段はポイント)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
一般競争入札等	競争入札等	3%	4%	3%	6%	5%	4%	2	▲2
		161	29	152	48	233	38	81	▲10
	企画競争・公募等	43%	61%	51%	71%	57%	75%	6	5
	2,188	471	2,268	562	2,666	676	398	114	
	小計	46%	64%	55%	77%	62%	79%	7	3
		2,349	500	2,420	610	2,899	715	479	105
競争性のない 随意契約		54%	36%	45%	23%	38%	21%	▲7	▲3
		2,785	277	1,990	187	1,752	186	▲238	▲1
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%		
		5,134	777	4,410	797	4,651	901	241	104

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 不落・不調の随意契約は、総務省の指示に従い、18年度は「競争性のない随意契約」に、19年度以降は「競争入札等」に整理している。

また、機構内における随意契約の審査体制を強化すべく、競争性のない随意契約（少額随意契約を除く）の妥当性については、調達部による事前確認を行う手続きを20年10月に導入し、厳正化を図った。

加えて、第三者による検証については、中期目標及び中期計画の変更を踏まえ、随意契約に加えて契約プロセス自体について、入札及び契約分野の外部専門家の参加を得て検証を行うこととした。20年度は、関連公益法人及び関連会社との契約について、特命随意契約の妥当性の検証、企画競争を中心とした入札及び契約プロセスの検証を行った。具体的には、関連公益法人及び関連会社との20年度契約122件について、随意契約理由の妥当性を検証するとともに、抽出し

た26件について、企画競争の参加資格の妥当性、調達及び契約事務に係る一連のプロセスの検証を行い、参加者確認公募の活用等、今後のさらなる改善に向け提言を受け、実施に向け検討を行っている。

なお、一般競争入札においても、応札者の範囲拡大を図るべく、公示情報を登録業者にメールで通知する等の取組を行っている。

(2) 関連公益法人等との契約の見直し

関連公益法人との契約に係る見直し計画についても、上記「随意契約見直し計画」同様、当初計画を維持することとした（同計画の実施により、18年度契約実績ベースで、競争性のない随意契約は件数で4%、金額で3%まで減少する見込み）。

同計画をもとに、随意契約によることが真にやむを得ないもの（無償資金協力案件に係る概算事業費分析業務等）を除き、見直しを進め、20年度における関連公益法人との契約のうち、競争性のない随意契約の契約全体に占める割合は、件数で10%（12件）、金額で3%（316百万円）となり、前年度比で、件数、金額とも21ポイント減少し、一般競争入札等への移行を着実に実施した（下表参照）。

関連公益法人に係る随意契約見直し計画の進捗状況

（単位：件、百万円）

	平成18年度実績		平成19年度実績		平成20年度実績		対前年度比増減 (上段はポイント)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
一般競争入札等	競争入札	0	0	0	0	1	168	1	0
	企画競争・公募	13%	10%	69%	75%	89%	95%	20	19
		25	1,064	95	8,455	105	8,607	70	152
	小計	13%	10%	69%	75%	90%	97%	21	21
		25	1,064	95	8,455	106	8,775	11	320
競争性のない 随意契約	88%	90%	31%	25%	10%	3%	▲ 21	▲ 21	
	175	10,084	43	2,779	12	316	▲ 31	▲ 2,462	
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%			
	200	11,148	138	11,234	118	9,092	▲ 20	▲ 2,142	

（注）金額及び割合はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

なお、公益法人への支出の見直しに係る20年12月の「行政支出総点検会議」の指摘事項を踏まえ、今後の方針を検討した。

(3) 関連公益法人等に対する出資等

契約実績はないため、随意契約等の見直しには影響を与えないが、「独立行政法人会計基準」の

改定に伴い、福利厚生を目的として設立された法人等も関連公益法人等に含まれることとなったため、19年度財務諸表より独立行政法人国際協力機構国際協力共済会及び独立行政法人国際協力機構厚生会を関連公益法人として掲載した。

独立行政法人国際協力機構国際協力共済会の目的は、機構が海外に派遣する専門家、ボランティア等及びその随伴家族の生活の安定と福祉の向上を図ることであり、医療費等の給付事業及び福祉事業を行っている。また、独立行政法人国際協力機構厚生会の目的は、機構役職員等及びその家族の福祉の向上等を図ることであり、弔慰金等の給付事業及びその他福利厚生に関する事業を行っている。両団体は、会員から徴収する会費等及び機構からの負担金により運営されている。また、両団体の役員は全て機構の役職員が就任しており、事業計画や決算等の資料について提出を受け、団体が適切に運営されるよう経営状況を分析し、必要に応じて両会に対して指導を行っている。

機構法第13条第1項第2号ロに基づき実施されている海外投融資業務の出資は当機構の業務として開発事業に対して実施しているものであり、当機構との間で契約先となることは想定されていない。20年10月に旧国際協力銀行の海外投融資業務が機構に承継されたことに伴い、独立行政法人である機構の会計基準等に照らし、機構決算に係る処理の一部として、現在、海外投融資出資先に関する関連会社判定を実施中であり、関連会社の情報は決算書類の一部（附属明細書）を構成するものとして確定作業中である。

海外投融資の出資等に関する規程等は、機構の業務方法書として整備しており、同方法書において、株式等の処分について「出資により取得した株式等は当該株式等の全部又は一部を処分することが適切であると認められる場合には、なるべく速やかに処分に努めるものとする。」と明記している。

出資継続の要否については、上記規程等に基づき個々の案件の状況に応じ検討し、出資先から事業計画や決算などの資料の提出を受け、当該開発事業が円滑に実施されるよう経営状況を分析し、必要に応じて出資先の意思決定に関与している。

（４）契約規程等の見直し

国の基準と異なる契約に関する規程については、19年度業績評価結果に係る総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の二次意見、20年11月14日総務省事務連絡（「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」）等を踏まえて、国の基準に合わせて規程の改正を行い、21年度より適用を開始した（本改正にて、契約に係る規程類は全て国の基準に合わせたことになる）。

- ・一般競争入札における公告期間について、10日より短縮できる場合を緊急の場合に限定。
- ・一般競争入札における公告期間の起算日を入札期日ではなく入札期日の前日から10日前に変更。
- ・予定価格の作成の省略に係る基準を250万円以下から100万円以下に変更。

(5) 契約の情報開示

20年度においても、随意契約について、国に準じた公表基準及び項目に基づき情報開示するとともに、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、ホームページにより迅速かつ適切に情報を公表した。

また、国内におけるコンサルタント契約を含む物品・役務の調達、建設工事については、入札等の結果についても情報の開示を行っている。

さらに、機構が直接行う契約以外に、資金協力に関し、相手国政府が行う調達契約について、円借款では、契約締結に至った入札結果情報をホームページで公開している。無償資金協力においても、改正機構法の施行に伴い、一部の無償資金協力事業について、契約の認証を含む実施監理業務を外務省から承継したところ、機構が認証を行った契約についてホームページでの公開を行うべく準備を進めている。

(6) 委託先の執行状況のチェックシステムの強化

コンサルタント契約に関連して、18年1月策定した「現地再委託手続きに係るガイドライン」(同年6月に改定)に基づく、現地再委託業務終了後の第三者機関(公認会計士の参加を得たもの)による抽出検査を20年度も実施し、本ガイドラインが適切に運用されていることを確認した。

委託契約における適正な執行を確保するため、以下のとおり、委託先に対する定期的な報告・確認の手続きを実施した。

- ・四半期毎の概算払を実施する案件については、四半期毎に精算を実施し、執行状況を確認
 - ・契約期間中、委託先から定期的に提出される業務報告書及び業務従事月報や、業務責任者からの報告を通じ、執行状況を確認
 - ・必要に応じ、毎月1回、委託先との定期協議を開催するなど、進捗監理等に係る情報交換
- また、全ての契約において、第三者への再委託については機構の承認が必要な旨、契約で定めており、競争性のない随意契約については、原則として第三者への再委託を行っていない。公募・企画競争においては、業務指示書において再委託の提案を求め、契約交渉時に再委託の可否を決定し、契約締結時から契約完了までの各段階で第三者への再委託の状況を把握している。

なお、20年度においては、研修委託契約に係る2件の不適正経理処理事案が発覚し、これら事案の個別対応を行うとともに、再発防止策を講じた。

JICA大阪が12年度から15年度にかけて実施した「大気汚染対策」研修等に係る研修委託契約において、委託先である財団法人地球環境センターから研修業務の一部を請け負った大阪市立環境科学研究所が委託経費の一部を目的外流用するとともに、不十分な手続きのまま同研究所職員が講師謝金を受領したとされる事案(20年3月の新聞報道で発覚)について、機構は同研究所への立入調査を行い、委託経費の流用及び講師謝金の不適切な受領につき事実関係を確認し、返還請求を行った。同研究所から委託先である財団法人地球環境センターを通じて、流用額及び謝金に相当する約1,350万円(利息等を含む)が返還された。

JICA九州が18年度及び19年度に実施した「薬剤耐性病原体の実験診断」研修の委託先である財団法人国際保健医療交流センターが架空の会社名による請求書を偽造し、委託経費の一部の機構への返還義務を免れ、また、免れようとしていた事案（20年6月末に精算報告のチェックの過程で発覚）について、弁護士及び公認会計士からなる第三者調査委員会を設置し、調査を行った結果、両年度で約980万円を不正流用した疑いが強いことが明らかになったため11月に同財団の事務局長を刑事告訴するとともに、不正流用額について返還請求を行った。

上記2件の事案を受け、19年度に実施した類似の研修委託契約の調査を行い、それぞれ同様の問題がないことを確認するとともに、再発防止策として、前者の事案に対しては、4月に研修委託先による資機材発注の管理強化、講師謝金の受領可否の確認強化、後者の事案に対しては、12月に納品確認への機構職員の立会い、物品購入の申請に対する審査の強化等の対策を実施した。さらに、精算報告書及び証憑書類のチェックマニュアルを公認会計士の助言を得ながら作成し、研修等を通じて、委託先の支出状況に係る機構職員のチェック能力の強化を図っていく予定である。

（7）不正行為等に対する取組

改正機構法の施行に伴い、機構が直接行う契約のみならず、資金協力を対象とした措置規程等についても整備した。

円借款に関連して、20年8月にベトナム国「サイゴン東西ハイウェイ建設事業」を巡る不正競争防止法違反（外国公務員への贈賄）事件に関し、ベトナム政府のコンサルタント契約相手方であるパシフィックコンサルタンツインターナショナル（PCI社）及び同社前社長等4名が起訴された。本件を受け、8月15日に旧国際協力銀行（海外経済協力業務）は、同社に対し24ヶ月（20年8月15日から22年8月14日）の全ての円借款事業等の受注資格を停止する措置を発動した（機構は8月11日に同社を登録コンサルタント名簿から削除済み）。

また、日本政府・ベトナム政府合同の「日越ODA腐敗防止合同委員会」が設置され、コンサルタント選定手続き等のさらなる透明性確保の観点から、再発防止策の検討が行われた。

さらに、20年9月に、17カ国でPCI社が実施中の全ての円借款事業に係るコンサルティング業務（54件）の調達手続き等について、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）は外部専門家（公認会計士）による再点検に着手し、10月以降新JICAが承継した上で、本作業を完了させた。点検の結果、円借款の貸付契約やコンサルタント雇用ガイドライン等と照らし、借入国側の調達手続き及び旧国際協力銀行（海外経済協力業務）による調達手続きの妥当性確認について特段の問題は見られなかった。

21年2月に発表された「日越ODA腐敗防止合同委員会報告書」を受け、機構は、日本政府とともに本報告書を踏まえた再発防止に向けた検討を進め、以下の内容を主旨とする「円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策の導入」を21年4月に発表するとともに、その実効性確保のため、円借款事業において借入国が遵守すべきコンサルタント雇用ガイドラインを改訂し、関係業界団体への説明、機構内の職員等への周知等を行った（改訂ガイドラインは21年3月に再開したベトナム向け円借款に適用、他国向け円借款についても順次適用）。

加えて、「日越ODA腐敗防止合同委員会報告書」の中で、日本側の措置として「不正防止に関する情報取扱い体制の確立」が盛り込まれたことに関し、日本政府において、かかる体制の整備の一環として、ODA事業における不正腐敗に関する情報を一元的に把握するための窓口を設置した。これを受け、機構においても不正情報の受付窓口を設置、総務部が一元的に管理する体制を整備し、ホームページにて通知した。

【円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策の導入】（21年4月）

1. 公平性・透明性の向上に向けた取組

- 事前同意手続きの強化：従来から、開発途上国側が円借款を用いて行うコンサルタント雇用については、プロポーザル招聘状発出、プロポーザル評価、契約締結の各段階において、機構が同意手続きに必要と考える書類の提出を一般的な形で義務付けているが、さらに、円借款基本約定（G.T.C.）で明記し、必要資料の提出義務を強化。
- 事後監査の拡充：外部専門家による調達事後監査を、工事等本体契約に加え、コンサルタント雇用についても適用。
- コンサルタント雇用支援の強化：調達手続きの公正性・透明性に資するべく、大口のコンサルタント契約について、外部専門家を派遣し、契約までの手続きを支援。
- 借入国政府による応札業者への入札評価結果の説明（デブリフィング）の導入：落札することが出来なかった応札者に対し、借入国政府が評価結果を開示するよう、機構の調達ガイドライン及びコンサルタントガイドラインに明記することで、相手国政府の説明責任を明確化。

2. 競争性の向上に向けた取組

- 技術・価格評価の導入：従来はコンサルタント雇用の評価は技術評価のみとしていたが、価格評価の要素を導入し、競争性を強化。
- 随意契約の適用範囲の厳格化：災害対策などの緊急事態の場合など、随意契約が認められるのは例外的との原則を明確化。

4. 市場化テストの導入

「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、機構の海外移住資料館の管理・運營業務及び国際協力人材センターの業務について、21年度実施分から、内閣府の官民競争入札等監理委員会における審議を経て民間競争入札（市場化テスト）の実施が決定された。

20年度は、外部有識者の意見を踏まえ、入札実施要項案を作成し、同監理委員会入札監理小委員会での審議及びパブリックコメントを経て、9月に最終案が同監理委員会により了承された。

機構は、同実施要項に基づき競争入札を実施し、21年3月16日に契約を締結した。

また、今回の民間競争入札を踏まえ、「総合評価落札方式に関する契約事務取扱」を試行導入した。

5. システム最適化計画の策定及び実施

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）については、ITインフラの最適化、共通基盤システムの開発等の情報システムの最適化、情報化総括責任者（CIO）の任命等による業務・システムの最適化に係る体制の整備等には着手していたが、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合により、業務及びシステムのラインアップにも変更が見込まれたところ、効率的な実施の観点から20年度から本格的に着手することとしていた。

20年度は「業務・システム最適化計画」を21年度までに策定すべく、他法人のシステム最適化計画に係る情報収集・分析、機構内にある情報システムの棚卸し調査を行い、システムの機能、運用及び管理体制を分析し、最適化計画の対象システムの候補である主要な業務主管システムにつきリストアップを行った。また、業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査に向けた準備を行い、最適化計画の方向性について検討を開始した。

さらに、情報セキュリティ及び内部統制の強化、より効率的なシステム開発及び改修・運営を行うべく、情報システム関連の規程を整備するとともに、情報システムに係る経営判断を行う組織として、情報政策担当理事を委員長に情報システム委員会を設置した。システム最適化計画についても本委員会を中心として検討、計画策定を行う予定。

小項目No. 3 経費の効率化

【中期計画】

(変更前) 旧小項目 No. 3 経費の効率化

(ハ) 中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、業務経費（重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。

また、中期目標期間中、一般管理費（特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（平成18年度から5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。なお、この独立行政法人国際協力機構法の改正（平成18年11月15日交付。以下改正後の独立行政法人国際協力機構法を「改正機構法」という。）以前の業務にかかる人件費削減の取組とともに、改正機構法により新たに実施する業務（改正機構法第13条第1項第2号及び第3号に限る。）に係る人件費についても、同様の削減に取り組むものとする。

(ニ) 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないようモニタリング手法の確立に努める。

(変更後)

(ハ) 中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費（重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。

また、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費（特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（平成18年度から5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見

直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(二) 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目 No.3 経費の効率化

ケ. 業務経費について、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成するための取組を行う。

コ. 一般管理費について、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。

サ. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、人件費について平成17年度を基準として平成18年度から平成22年度までの5年間において5%以上の削減を行うため、平成17年度に比べ平成20年度人件費を2.65%削減する。

また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、国際協力銀行（円借款関連部分）との統合に向けて、役職員の給与について見直しを進める。

シ. 効率化の取組が業務の質の低下をもたらさないよう、事業のモニタリング体制を整備する。

(変更後)

ケ. 運営費交付金を充当する業務経費について、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成するための取組を行う。

コ. 運営費交付金を充当する一般管理費について、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。

サ. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、人件費について平成17年度を基準として平成18年度から平成22年度までの5年間において5%以上の削減を行うため、平成17年度に比べ平成20年度人件費を2.55%削減する。

その際、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、役職員の給与について必要な見直し等を進める。

シ. 効率化の取組が業務の質の低下をもたらさないよう、事業のモニタリング体制を整備する。

【当年度における取組】

平成20年度の業務経費は効率化による削減は前年度予算比1.3%減（特殊要因を含め4.1%減）、一般管理費は18年度予算比8.0%減となり、中期計画に定める削減目標に沿って着実に効率化を進めた。人件費についても、20年度計画の削減目標（対17年度実績比2.55%減）を上回る削減（3.5%減、人事院勧告を踏まえた補正值は4.2%減）を達成した。また、これらの効率化の取組が事業の質の低下をもたらすことがないよう、20年度は「事業マネジメントハンドブック」を活用しつつ、継続的にモニタリングを行い、質の確保に努めた。

1. 業務経費の効率化

業務経費については、20年度は旅費・専門家経費等の各種制度及び契約業務の見直し等に取り組み、19年度予算比1.3%の効率化を達成した。

また、大幅な円高により外貨建てによる支出額が減少したこと等から、支出実績はベースラインに対し5,877百万円の減となった。

[平成20年度の業務経費支出実績]

(単位：百万円)

	19年度予算額 (ベースライン)	20年度 支出実績	増減 (対19年度予算)
業務経費	143,482	137,605	△5,877 (効率化△1.3% +特殊要因△2.8%)

2. 一般管理費の効率化

20年度の一般管理費の支出実績は、引続き総人件費改革の着実な実施を図ったこと等から、ベースライン(18年度予算額)に比較して8.0%減の11,146百万円となり、18年度比年率3%以上の効率化を達成した。超過達成となった主な要因として、職員退職者数が予算段階での計画を下回ったことにより、退職手当の支出実績が下回ったことが挙げられる。なお、退職手当について当初予算額が全額支出されたと仮定した場合の20年度の一般管理費支出実績は18年度比6.0%減となる。

[平成20年度の一般管理費支出実績]

(単位：百万円)

	18年度予算額 (ベースライン)	20年度 支出実績	増減 (対18年度予算)
一般管理費	12,116	11,146	971 (8.0%減)

3. 人件費の削減

20年度の人件費は、引続き早期退職の勧奨を行うとともに、旧国際協力銀行(海外経済協力業務)からの移行職員の給与調整を行ったこと等から、支出実績(削減対象人件費総額)は16,154百万円となり、20年度計画における削減目標(対17年度実績比2.55%減)を上回る削減(3.5%減、人事院勧告を踏まえた補正值は4.2%減)を達成した(17年度支出実績比586百万円減)。

ラスパイレス指数の低下に向けた取組については、18年度に実施した賞与の引下げを維持しつつ、職務限定制度(経理、調達等の専門的業務や特定分野にかかる研究に特化した業務等、職務を限定した職員を採用するもの)を20年度上半期から導入するとともに、勤務地限定制度(勤務地を限定した職員を採用するもの)導入の検討を進めた。旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合によって、機構全体のラスパイレス指数は統合前と比較して一時的に対前年度比4.5

ポイント（地域・学歴勘案2.0ポイント）上昇する見込みだが、上記の方策及び旧国際協力銀行（海外経済協力業務）からの移行職員の給与調整^{（注）}等を行うことにより、今後も役職員の給与について見直しを進める。

[平成20年度の人件費（削減対象）支出実績]

（単位：百万円）

	17年度 実績 (ベースライン)	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	増減 (対17年度実績)
人件費	16,740	16,528	16,577	16,154	586 (3.5%減)

*削減対象人件費：役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与

*旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に伴い、ベースライン（17年度）及び18、19年度の人件費実績は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）の承継分等を勘案して見直しを行っている。

（注）20年10月1日の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合にあたって、旧機構の制度をベースとして人事・給与制度を一本化した。これにより、旧国際協力銀行から移行した職員について、労働条件の激変緩和措置として移行期間（原則として現行中期目標期間である23年度まで）を設け、同期間中に順次給与を引き下げるもの。

4. モニタリング手法の確立に向けた取組

20年度は、19年度に、技術協力の成果管理等のためのモニタリング方法を中心として、事業マネジメントの基本的な考え方をとりまとめた「事業マネジメントハンドブック」を配布し、活用を図るとともに、同ハンドブックを参照しつつ、「プロジェクト事業進捗報告書」による定期的なプロジェクト進捗状況の把握等により継続的にモニタリングを行うなど、事業の質の確保に取り組んだ。また、小項目No. 11「技術協力」に詳述するとおり、一定の質が確保できるよう、課題部への新規配属職員向けの事業マネジメント研修においてモニタリングについても研修を行った。

第2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 統合効果の発揮

小項目No. 4 統合効果の発揮

【中期計画】

(変更前) 旧小項目No. 4 改正機構法の施行に向けた準備

改正機構法の施行に向けて、技術協力事業、有償資金協力事業及び無償資金協力事業の相乗効果が最大限発現される実施体制を構築すべく、関係機関と調整の上、組織、業務の統合に向けた準備を適確かつ着実に進める。この際、ODAの実施に係る業務の継続性を損なわないよう、かつ、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるよう適切な配慮を行うとともに、本部及び在外事務所の速やかな統合、部局間の連携強化等を通じた援助効果の向上等統合メリットを最大限に発揮するよう留意する。

(変更前) 旧小項目 No. 5 効果的な事業の実施 (該当部分のみ)

(1) 総論

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の枢要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、今後実施段階で技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うことを踏まえ、資金協力との連携強化に努める。具体的には、

- 各種事業の効果を高めるため、国別・地域別アプローチを強化し、事業のプログラム化を進める。

(変更前) 旧小項目 No. 12 技術協力事業の事業監理 (該当部分のみ)

(2) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力 (法第13条第1項第1号)

(ii) 我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、政府による案件検討に資すべく、当該候補案件に想定される投入要素の内容及び概算経費の精度を向上する。

これを踏まえて、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定する。

また、案件の実施中に行う評価結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行うものとする。

そのために、

- 今後のプロジェクト形成段階の調査のあり方を検討し、その結果に基づき必要な制度見直しを行う。

(変更後)

(1) 統合効果の発揮

国際競争力の高い援助を実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。そのため、

●国別・地域別アプローチを強化し、開発途上地域等の開発政策に則し、3つの援助手法を一体的に活用した効果的な事業を実施する上で、優良な協力プログラムの形成を支援する。

●技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る調査業務を「協力準備調査」として集約し、案件形成の迅速化とともに3手法間の連携による援助効果の向上を図る。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目No. 4 改正機構法の施行に向けた準備

改正機構法の施行に向けて、技術協力事業、有償資金協力事業及び無償資金協力事業の相乗効果が最大限発現される実施体制を構築すべく、関係機関と調整の上、組織、業務の統合に向けた準備を適確かつ着実に進める。この際、ODAの実施に係る業務の継続性を損なわないよう、かつ、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるよう適切な配慮を行うとともに、本部及び在外事務所の速やかな統合、部局間の連携強化等を通じた援助効果の向上等統合メリットを最大限に発揮するよう留意する。

(変更前) 旧小項目 No. 5 効果的な事業の実施 (該当部分のみ)

1. 効果的な事業の実施

エ. 資金協力も視野に入れ、国別・地域別の事業実施方針の策定を進め、案件形成から要望調査、事業実施までの一連の過程において各種事業のプログラム化を進め、事業効果を一層向上させる。

(変更前) 旧小項目 No. 12 技術協力事業の事業監理 (該当部分のみ)

II 各事業毎の目標

1. 技術協力 (法第13号第1項第1号)

(2) 技術協力プロジェクト・開発調査

ア. 改正機構法の施行に向けて、案件形成段階の調査に関する制度見直しを行う。

(変更後)

I 統合効果の発揮

ア. 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の一体的運用に向けて、国別の事業実施方針の策定を進めるとともに、協力プログラムについて協力目標達成へのシナリオを構築する。

イ. 協力プログラムの形成等を通じて、技術協力、有償資金協力、無償資金協力による3つの援助手法に係る案件形成を迅速かつ一体的に実施するため、3援助手法に係る調査業務を集約した「協力準備調査」を導入する。

【当年度における取組】

技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関として、援助効果の向上を実

現すべく、国別の援助実施方針や事業展開計画（試行版）の活用、協力プログラムの戦略性の向上に取り組んだ。3つの援助手法の最適な運用に向けた取組の柱として、従来は援助手法毎に実施していた案件形成段階の事前調査を協力準備調査として一本化した。

迅速化については、協力準備調査の導入及び業務フローの変更により、案件形成段階に要する期間の短縮を図った。具体的には、正式な要請のプロセスを経る前の段階で、事業展開計画（試行版）を実務的なコンセンサス形成のツールとして活用し、開発途上国のニーズに応じて迅速かつ機動的に調査に着手することが可能な制度設計とした。この結果、20年度は円借款事業を念頭においた協力準備調査について、平均で約7ヶ月を要していた調査の要請から実施決定に至るプロセスを約1ヶ月弱に短縮した。また、技術協力の成果を資金協力で拡大する試みや、政策からその実現のための個別事業の実施までを対象とし、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援等、統合のシナジー効果が確認されつつある。

1. 国別・地域別アプローチ及びプログラム・アプローチの強化

(1) 国別・地域別アプローチの強化

新JICAの国別の事業実施方針については、新たに「国別援助実施方針」を策定することとして、20年度上期から旧国際協力銀行（海外経済協力業務）とともに準備を行い、統合後はさらに「金融危機への対応」「食料価格高騰への取組」等の新たな課題も踏まえながら、28カ国について策定を進めた。

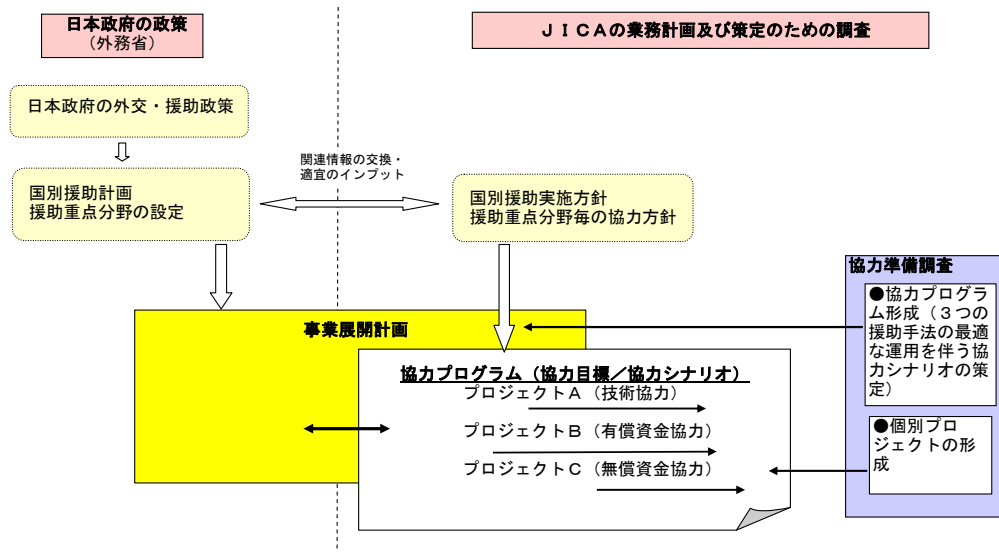
また、21年度要望調査においても、国別・地域別アプローチを強化すべく、開発成果を見据え、重点とする開発課題や協力プログラムを明確にして在外本部双方で共有し、新規案件の検討に活用した。

19年度から試行的に導入している「事業展開計画（ローリングプラン）」については、国別アプローチ及び3つの援助手法の最適な運用の具体化に向け、協力プログラムの概要（協力シナリオ、案件及び工程）を取り纏める重要なツールとして機構内での定着を図った。

また、外務省との検討においては、新たに事業展開計画協議／案件計画会議を設け、同協議において、国別の援助方針を踏まえた具体的な取組及び新規案件の検討のツールとして活用した。同協議の結果を同計画に反映し、20年度は128カ国分の事業展開計画（試行版）が作成・更新された。

また、50カ国弱の在外拠点においては、先方政府との協議や他ドナーへの事業説明等にも活用し、援助の予測可能性を向上させた。今後は、事業展開計画の英語版を用いて、先方政府との協議等における一層の活用を通じ、コミュニケーションを深め、さらなる予測可能性の向上を図る予定。

新 J I C A の案件形成プロセス



(2) プログラム・アプローチの強化

機構は、20年度上期に、19年度から進めてきたプログラム・マネジメント強化の取組を踏まえ、新 J I C A としてのプログラム・アプローチのあり方及び強化について旧国際協力銀行（海外経済協力業務）と協議を進めた。

20年度下期は、協力プログラムを、国別の援助実施方針を踏まえ、具体的な協力目標とその達成のために3つの援助手法を最適に運用するためのシナリオと位置づけた上で、その戦略性の向上に向けて、協力プログラムの策定及び改善に関する内部連絡会を設置した。同連絡会においては、協力プログラムの推進に関する方針とともに、戦略性強化に向けた各種課題（目標設定、協力シナリオ作成及びそれらの検討における事業展開計画の活用、実施・モニタリング体制における具体的な手法等）の検討を進めた。さらに、19年度に構築したプログラム化推進協同体制については、新組織の下、改めて在外事務所、地域部、課題部等の協働体制として整理を行い、内部連絡会において周知を図った。

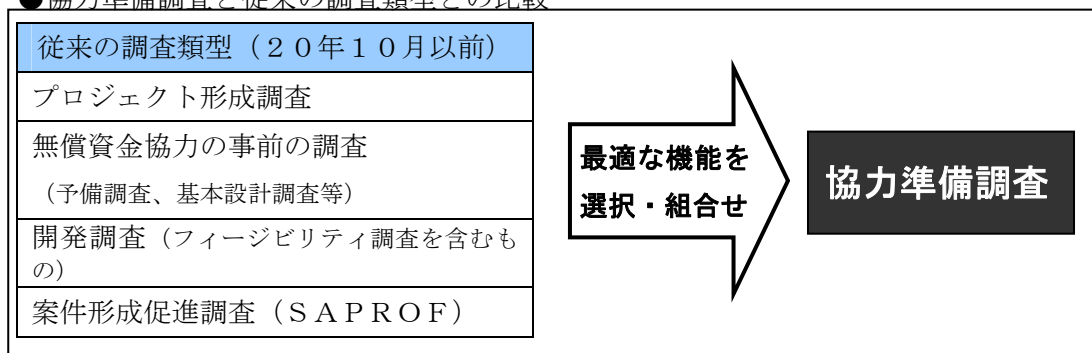
後述する協力準備調査には、協力プログラム策定を目的とする調査も含まれており、61件に着手した。

2. 協力準備調査の導入

(1) 導入に向けた準備および円滑な運用

新 J I C A は、政府の政策に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、より効果的・効率的に案件形成支援を行うべく、案件形成段階の業務フローを抜本的に見直して、3つの援助手法の事前の調査を協力準備調査に一本化することとした。

●協力準備調査と従来の調査類型との比較



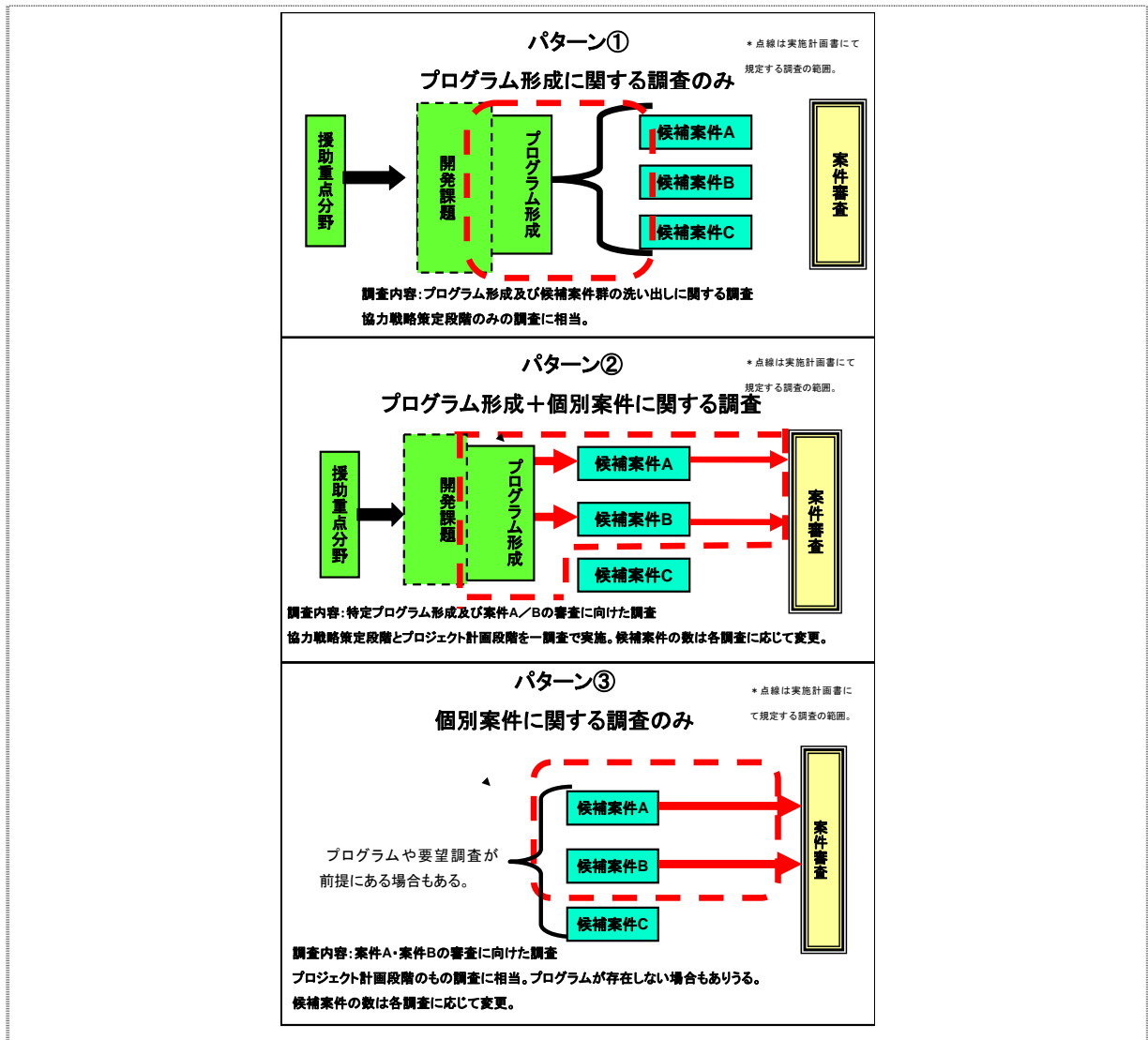
このため、20年度上期は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）及び外務省と協議・検討を重ね、協力準備調査の制度設計及び同調査の円滑な導入に向けて、基本的な実施方法等を定めるべく、協力準備調査の実施要領案を取り纏めた。併せて、機構内での具体的な運用方針および実務的な手続きを検討し、「協力準備調査ガイドライン(暫定版)」を作成した。さらに、これら具体的な実施手法については、前年度に引続き、3件(継続2件、新規1件)の試行の状況を検証し、その結果を実施要領案及びガイドラインの暫定版それぞれに反映した上で、下期に完成させた。

20年度の協力準備調査の実績としては、外務省と267件の協力準備調査の実施について、事業展開計画（試行版）を用いて協議し、179件に着手した。

(2) 協力準備調査の制度設計

協力準備調査は、前述のとおり、3つの援助手法に関する案件実施準備の調査を一本化し、複数の援助手法を活用する支援に関する情報収集や協議を1件の協力準備調査で実施することにより、各援助手法の特色を活かした有機的な組み合わせの検討を可能とした。

また、協力準備調査の目的を①特定の開発目標達成を支援するための協力目標とその達成のための協力シナリオの形成（協力プログラム形成）、②個別案件の発掘・形成、基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性の確認と定めた上で、上記目的の双方を1件の調査目的とすることで、協力プログラム形成から個別案件の発掘・形成・協力内容の提案等を一貫して行うことも可能とし、案件形成段階の機動性・迅速性も向上させた。（下図参照）



3. 迅速化に向けた取組

20年度は、協力準備調査の導入を始めとした案件形成段階に要する期間を短縮する制度の変更を行い、迅速化を図った。協力準備調査については、上記2.(2)で述べたとおり調査目的及び内容の柔軟な設定を通じて、案件形成段階の調査を一貫して行うことが可能となったことに加え、正式な要請のプロセスを経る前の段階で、事業展開計画(試行版)を実務的なコンセンサス形成のツールとして活用し、開発途上国のニーズに応じ、迅速かつ機動的に調査に着手が可能な制度設計とした。例えば、これまで資金協力につながる開発調査は、相手国政府からの正式要請を要していたが、協力準備調査の導入により、年1回の要望調査(毎年8月末締切。機構、外務省、関係省庁での検討を経て、1月若しくは3月に先方政府に採択結果を通報し、翌年度以降に調査開始)による採択を待たずして調査の着手が可能となり、制度上、案件発掘・形成から実施に至るまでの準備期間を大幅に短縮することが可能となった。こうした期間の短縮は、相手国にとっては、要望案件に対する日本側の取組が早期に明らかとなり、開発政策を遂行する上での予測可能性の向上につながると考えられるほか、案件実施の早期化による開発効果の早期発現、課

題解決の早期化への寄与が期待される。また、日本側にとっても、一層計画的・戦略的な支援の準備及び実施が可能となった。

20年度の迅速化の実績としては、円借款事業を念頭においた協力準備調査57件に着手し、これまで開発調査として相手国政府からの協力要請を受けた上で、平均で約7ヶ月を要していた調査の要請から実施決定に至るプロセスを約1ヶ月弱に短縮した。また、統合の結果、旧機構の在外事務所を活用できるようになったことで、円借款の進捗管理がよりきめ細かくフォローできるようになり、事業の進捗が改善された結果、融資の実行が7,000億円を超え、ここ数年で最も高い水準となった。無償資金協力についても、要請から調査実施までの期間が短縮され、23件について調査に着手した。21年度以降は、協力準備調査実施後に円滑に本体の実施につなげていくことが課題であり、引続き迅速化についてのモニタリングを実施する予定。

4. シナジー効果の発現状況

新JICAでは、技術協力事業と資金協力事業を一体的に計画・実施する体制を整備したことにより、従前2機関間で相応な労力・時間を要した事業発掘・形成段階の連携・調整、意思決定にかかるプロセスを短縮、もしくは省略した。また、事業の準備・実施段階においても、①調査等のプロセス短縮や制度変更による事業の迅速化、②技術協力の成果の資金協力による拡大の試み、③政策から実施まで、行政から草の根までを対象とし技術・資金を複合的に活用した包括的な支援の促進による開発効果の増大、④海外・国内拠点ネットワークを活用した資金協力ニーズへの迅速な対応や質の向上といった統合のシナジー効果が確認されつつある。

【事例1：調査等のプロセス短縮や制度変更による事業の迅速化ーエジプト・カイロ地下鉄4号線整備事業準備調査】

円借款事業の実施に向けたフィージビリティ調査については、従来、要請から調査実施まで1年以上を要していたが、本件では、統合に際し導入された「協力準備調査」として実施することにより、要請から調査開始までの期間を約半年程度短縮し、調査の早期着手が可能となった（20年10月上旬の相手国政府からの要請を受け、10月中旬に協力準備調査の実施を決定、21年2月末に調査を開始）。また、円借款の事業化に向け、従来フィージビリティ調査後に実施が必要であった案件形成促進調査（SAPROF）の内容も協力準備調査に含めたため、SAPROFの準備・実施に相当する期間も今後短縮されることが想定されている。

【事例2：技術協力の成果を資金協力で拡大ーパキスタン・農業基盤・農村開発プログラム】

従来からのJICA/JBIC連携事業として、パンジャブ州において円借款で水路改修や農民組織の設立・育成支援等を実施し、技術協力で「農民組織強化ガイドライン」の策定を進めてきた。統合後、技術協力・資金協力のより効果的な運用を図るため、更なる技術協力プロジェクトの実施により、同ガイドラインを活用して農民組織化等の実証モデルを確立し、新規円借款事業を通じ、その対象地域に普及拡大するための具体的な計画を策定した。このように、技術協力によるモデル構築と、円借款による面的拡大及び質的向上を一体的に図る取組を開始

している。

【事例3：政策から実施まで、行政から草の根までを対象とし、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援ーモンゴル・社会セクター支援】

モンゴル社会セクター支援プログラムローンは、モンゴルの財政危機が貧困層に与えている負の影響を踏まえ、貧困層向けの基礎的な社会サービス改善及び社会セクター支出確保のための改革をアジア開発銀行（ADB）と協調して支援することにより、貧困層への影響の緩和及び今後起こりうる財政危機への対応強化を図り、以ってモンゴルの①公共支出管理の改善、②社会開発の推進に寄与することを目指すものである。

本プログラムにおいては、「社会福祉」「保健医療」「教育」「都市計画」の4分野を対象に、ポリシーマトリクス（政策体系）を作成し、これを実現するための政策アクションをADBと協働して策定した。ポリシーマトリクス及び政策アクションの作成過程において、「教育」と「都市計画」の2分野に関しては、旧機構がこれら分野において実施した技術協力の成果・蓄積を踏まえて政策アクションを設定するとともに、設定した政策アクションの達成を借款供与の条件とした。また、当該2分野については、技術協力を通じ、今後も継続的に支援することとした。これらの取組を通じ、これまで実施してきた技術協力の成果を相手国政府の政策に反映するとともに、モンゴル側による実現を担保し、機構が今後も継続的に当該分野の技術協力を実施することによって、政策アクションの達成をサポートすることが可能となる見込みである。

このように資金協力と技術協力を総合的に運用することにより、対象分野の支援目標達成の可能性を高めるとともに、政策アクションの実現（新指導法の普及や生活環境改善等）を通じた具体的な市民レベルでの生活改善の促進が期待される。

また、本プログラムにおいては、旧機構の海外拠点の活用により、技術協力の成果を踏まえた政策体系の策定が可能となり、迅速かつ効果的に現地資金ニーズに対応することが可能となった。

(2) 事業に関する横断的な事項

小項目No. 5 効果的な事業の実施

【中期計画】

(変更前) 旧小項目 No. 5 効果的な事業の実施 (該当部分のみ)

(1) 総論

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、今後実施段階で技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うことも踏まえ、資金協力との連携強化に努める。具体的には、

- 政府の案件採択に資するよう、政府の外交方針及び援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。
- わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。
- 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。
- 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、災害、感染症、地球温暖化等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- 国際協力銀行（円借款関連部分）との情報の共有や意見交換、人事交流をはじめとして、資金協力との連携強化に努める。

(変更前) 旧小項目 No. 11 効果的・効率的な技術協力事業の実施 (該当部分のみ)

(イ) 技術協力 (法第13条第1項第1号)

(i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。

- また、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図り、事業の質を高める。
- 事業委託方式による民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。

●技術協力事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。

(変更前) 旧小項目No. 22 案件形成支援、調査研究業務 (該当部分のみ)

(ト) 附帯業務 (法第13条第1項第7号)

案件形成支援は、開発途上国との対話を通じた戦略的、効果的事業を発掘・形成する上で政策的に重要であり、今後も現地リソースの活用の拡大や企画調査員の配置の見直し等を通じて、一層の重点化を促進しつつ、政策上の必要性を踏まえて、機動的・効果的な実施を図る。

(変更後)

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）等の政府開発援助以外の公的資金（OOF）の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。具体的には、

- 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。
- 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。
- 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- 地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化し、その知見や技術を事業に活用するとともに、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。
- 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との適切な連携・協力を確保する。
- 事業の質の向上の観点から、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図る。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目 No. 5 効果的な事業の実施 (該当部分のみ)

ア. 政府の案件採択に資するよう、政府の外交方針及び援助方針等の政策を踏まえ、優良な案

件の形成を積極的に支援する。

イ. 援助協調について、各種会議・協議への参画、人事交流、関係機関・他ドナーとの連携協力を実施する。

ウ. 援助協調の一環として、国際社会の動向に対応しつつ、国際的な開発課題等に対する機構の貢献について対外的に発信する。また、国際的な援助効果向上の議論を踏まえ、機構の事業における具体的な対応の必要性を検討し、適切に対処する。

オ. 事業を通じて得られる教訓や最新の援助潮流を踏まえ、課題別指針の策定・改訂を行う。また、各分野課題において、ナレッジサイト等のコンテンツの充実を図るとともに、同コンテンツの活用を促進する。

カ. 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、災害、感染症、地球温暖化、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。

キ. 改正機構法の施行を踏まえた技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の一体的運用に向けて、国際協力銀行（円借款関連部分）との情報交換等を引き続き行うとともに、資金協力と技術協力プロジェクト／開発調査との連携を一層推進する。

ク. 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。

(変更前) 旧小項目 No. 11 効果的・効率的な技術協力事業の実施 (該当部分のみ)

1. 技術協力（法第13号第1項第1号）

(1) 総論

イ. また、帰国研修員をはじめとする J I C A 事業経験者等現地及び第三国リソースを把握し、積極的に活用する。

ウ. 事業委託方式による技術協力プロジェクト等事業における民間からの参加を促進する。

エ. 国別・地域別の協力戦略策定のための国内支援委員会、技術協力プロジェクトに係る国内支援委員会、課題別委員会等各種委員会、専門家、調査団等について、民間、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。

(変更前) 旧小項目No. 22 案件形成支援、調査研究業務 (該当部分のみ)

イ. 案件形成支援について、政策上の必要性を踏まえ、効率的な支援を検討する。その中で現地リソースの活用や本邦からのプロジェクト形成調査団派遣、企画調査員の効率的な配置の検討を柔軟に行いつつ、機動的・効果的な実施を図る。

(変更後)

II 事業に関する横断的事項

1. 効果的な事業の実施

ア. 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援するとともに、機動的・効果的な実施を図る。

- イ. 事業を通じて得られる教訓や最新の援助潮流を踏まえ、課題別指針の策定・改訂を行う。
また、各分野課題において、ナレッジサイト等のコンテンツの充実を図るとともに、同コンテンツの活用を促進する。
- ウ. 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- エ. 援助協調について、各種会議・協議への参画、人事交流、関係機関・他ドナーとの連携協力を実施する。
- オ. 援助協調の一環として、国際社会の動向に対応しつつ、国際的な開発課題等に対する機構の貢献について対外的に発信する。また、国際的な援助効果向上の議論を踏まえ、機構の事業における具体的な対応の必要性を検討し、適切に対処する。
- カ. 事業委託方式による技術協力プロジェクト等事業における民間からの参加を促進する。
- キ. 国別・地域別の協力戦略策定のための国内支援委員会、技術協力プロジェクトに係る国内支援委員会、課題別委員会等各種委員会、専門家等について、民間、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。
- ク. 民間企業等との対話を深め、経験・知見を活用し、積極的に連携を促進する。
- ケ. 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との定期的な連絡会を設置し、情報共有や意見交換を通じ、開発途上国への資金協力の連携を維持する。
- コ. 帰国研修員をはじめとする JICA 事業経験者等現地及び第三国リソースを把握し、積極的に活用する。
- サ. 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。また、円借款事業に係る案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言を踏まえ、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底、及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組みの強化を図る。

【当年度における取組】

政府の開発援助政策及び方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、効果的に事業を実施するため、政策を踏まえた案件の形成、国際機関や他ドナーとの連携・協調、開発課題や事業実施に関する知識・ノウハウの蓄積、人間の安全保障の視点の事業への反映に取り組んだ。また、地方自治体、大学、民間、NGO等とのパートナーシップの強化を進め、新 JICA の発足に際し民間連携室を設置し、民間連携に関する基本方針を取りまとめたほか、日本政策金融公庫との連携に着手した。また、ベトナム国クーロン（カントー）橋崩落事故を受け、安全対策委員会の設置等、コントラクター等向けの安全対策の実施に取り組んだ。

1. 案件の形成支援

(1) 案件形成支援の実績

平成20年度は、小項目No. 4「統合効果の発揮」で詳述の通り、統合を機に、これまで援助手法毎に実施されていた案件形成段階の調査を一本化した協力準備調査を導入し、その運用を開始した。また、事業展開計画（試行版）についても、政府の政策を踏まえた具体的な取組及び新規案件の検討のツールとしての活用が進み、20年度は、4回の事業展開計画協議／案件計画協議を行いつつ、389の協力プログラムについて政府の政策に基づいた案件形成支援を行った。この結果、81カ国281の協力プログラムにおいて、具体的な協力案件を形成しており、これらは21年度及び22年度の新規案件として検討される予定である。特に、アフリカ地域については、20年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICADIV）の政府の公約の達成に向けて積極的に案件形成支援を展開し、92の協力プログラムにおいて新規案件の形成を支援した。

【政策上の必要性・緊急性に応じた案件形成の具体例】

(1) 大規模災害への対応

(ア) 20年5月にミャンマーで発生したサイクロン「ナルギス」の被害を踏まえ、機構は速やかに復興支援に係る案件形成を実施し、「ヤンゴン港・内陸水運施設復旧計画（開発計画調査型技術協力）」「ナルギス被災地域における農業生産及び農村緊急復興のための農地保全プロジェクト（開発計画調査型技術協力）」について、20年度に追加採択がなされた。また、無償資金協力案件として「サイクロン「ナルギス」被災地小学校兼サイクロンシェルター建設計画」を形成し、概略設計調査を実施した。

(イ) 20年5月に中国四川省を中心に発生した西部大規模地震災害を踏まえ、地震復興・復旧支援を目的とした案件形成に取り組み、20年7月の日中首脳会談を受け、「耐震建築人材育成」及び「こころのケア人材育成プロジェクト」を形成し、20年度に追加採択がなされた。

(2) 第4回アフリカ開発会議（TICADIV）のフォローアップ

機構は、アフリカ緑の革命のための同盟（AGRA：Alliance for a Green Revolution in Africa）と共同で、20年5月に横浜にて開催された第4回アフリカ開発会議（TICADIV）の場において、サブサハラアフリカのコメ生産量を今後10年間で倍増することを目標とした「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）」イニシアティブを発表した。同イニシアティブを踏まえ、農業・コメ生産分野において積極的に案件形成を実施し、農業政策分野から具体的なコメ生産技術までを対象に5カ国において案件形成がなされ、21年度から実施される予定となっている。

ガーナ「AGRA連携 稲育種」

ケニア「稲作振興アドバイザー」

ケニア「灌漑アドバイザー」
タンザニア「稲研究人材育成」
モザンビーク「ザンベジア州ナンテ地区稲作振興プロジェクト」
ブルキナファソ「農業・農村開発政策アドバイザー」
ブルキナファソ「コメ生産アドバイザー」

なお、19年度に実施した案件形成支援事業（90カ国298プログラム）においては、196の協力プログラムにおいて具体的な案件が形成され、20年度及び21年度の新規案件検討にて、厳しい予算削減の状況下、98の協力プログラムにおいて案件が採択された。

（2）案件形成支援における現地リソースの活用状況、企画調査員の重点化

20年度に案件形成支援事業を実施した281プログラムのうち、143の協力プログラムにおいて、在外専門調整員等の現地リソースの活用を図った（東南アジア15プログラム、その他のアジア23プログラム、大洋州0プログラム、中南米35プログラム、アフリカ55プログラム、中東9プログラム、欧州6プログラム）。

特に、中南米及びアフリカ地域においては、現地リソースを有効活用し、機動的・効果的な案件形成支援を実施した。

また、企画調査員については、19年度に180プログラムに配置していたが、20年度は170プログラム（東南アジア49プログラム、その他のアジア28プログラム、大洋州1プログラム、中南米18プログラム、アフリカ56プログラム、中東16プログラム、欧州2プログラム）とし、特に大洋州、中南米、中東地域を中心に配置を絞込む一方で、アフリカ地域においては第4回アフリカ開発会議（TICADIV）のフォローを念頭に重点的な配置を行った。

なお、20年度下期から、企画調査員を含む在外事務所の業務の実施を支援する要員について、より在外事務所の業務やニーズに効率的に対応した体制を構築すべく、予算別・事業別の管理から一元的に管理する体制への変更を図り、中期計画についてもこれを踏まえた変更を行っているため、上記については20年度上期までの報告とする。

2. 国際援助協調・他援助機関との連携強化

（1）国際会議への参画・他ドナーとの連携

20年度は、日本で開催された洞爺湖サミットや第4回アフリカ開発会議（TICADIV）に加え、10月の改正機構法の施行による新JICAの発足もあり、他ドナーや国際機関の機構に対する関心が高まり、多くの要人の往来があった。機構は、TICADIVにおける横浜行動計画策定の支援やサイドイベントの実施等を通じ、日本及び機構の取組について積極的に発信した。一例として、機構は、外務省とともにアフリカにおける米生産倍増を目指す「アフリカ稲作新興のための共同体（CARD）イニシアティブ」を発表した。同イニシアティブについては、他の関連ドナーとの連携において主導的な役割を果たしながら取り組んでいく予定。

また、技術協力、資金協力を一元的に担う新JICAとして、他ドナー等との新たな連携の可能性を協議し、双方の強み・弱みやリソースを活かすことで支援の効果を向上させる、戦略的な連携関係の構築に向けて取り組んだ。なかでも、世界銀行とはTICADIVのフォローアップを中心に連携を進めたほか、国別・課題別の支援の方向性を共有・協議するとともに、新たに人事交流も開始し、包括的な連携を進めている。また、新たなパートナーとしてEUとアフリカでの連携の可能性につき協議を進めた。

統合後は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）が力を入れていた機関・分野での連携も行っており、特に、新興ドナーの中国や韓国とは、国際社会の援助潮流へ招きつつ、協力関係の構築に努めた。20年度は、中国輸出入銀行と1月にワークショップを開催し、案件のリスク管理や評価の方法等について双方の取組を紹介した。

【主な連携実績】

機関名	連携にかかる取組内容
世界銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ TICADIVの成果の一環としてとりまとめられた「日・世銀共同イニシアティブ」について世界銀行との間で協議し、その準備に関与するとともに、同イニシアティブで合意された分野（インフラ、農業、保健、教育）での連携について協議を行い、候補案件や内容を具体化。 ・ 19年度の合意に基づき、機構職員1名を世界銀行アフリカ総局に派遣。（アフリカのエネルギー分野における機構と世銀の連携の調整等に従事）
アフリカ開発銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカの開発に主導的な役割を担う、アフリカ開発銀行との関係を強化し、10月に同行総裁の来日を得て、持続的な経済成長の実現及び貧困削減への貢献のための業務協力協定に署名。 ・ また、その機会をとらえ、「アフリカの持続可能な経済成長と開発のためのパートナーシップの強化」セミナーを共催し、新JICAの取組やアフリカ支援の重要性につき発信。
欧州連合（EU）	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカでの援助規模が大きいEUと、TICADIVへの参加を機に新たなパートナーとしての関係構築を図ることとなり、連携協議を12月に実施し、主に農業、インフラ分野で今後連携の可能性を探ることで合意。

また、我が国の援助のプレゼンス強化の観点から、各種セミナー、国際会議等で機構の取組について発信した。

【対外発信の例】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 第78回世銀・IMF合同開発委員会・総会の機会をとらえ、JICA・世銀共同シンポジウムをワシントンにて開催。ゼーリック総裁はじめ世銀幹部の出席も得て、新JICAの目指すところを理事長が発表、出席者からは高い関心が示された。 ・ 国連開発資金協力フォローアップ会合（12月）においては、機構からの出席者がラウンドテーブルのパネリストとして、民間資金のさらなる動員のためにODAが触媒として果たす役割の重要性、ODAでの気候変動への取組の重要性を発表した。

（２）援助協調の枠組への対応

22年を目標年次として援助の質の改善及び援助効果の向上のために必要な措置に関する援助国と被援助国双方の取組事項をまとめた「援助効果向上にかかるパリ宣言」（17年3月。以下、パリ宣言）の進捗を確認し、今後の取組を加速させるための援助効果向上に関する第三回ハイレベルフォーラム（ガーナ・アクラにて開催。以下、アクラHLF）が、20年9月に開催された。

機構は、外務省とともにアクラHLFにおいて、多様な援助モダリティの必要性や開発途上国のオーナーシップの重要性等、わが国が重視するアプローチや考え方を反映すべく、他ドナーとともに行った「CD（キャパシティ・ディベロップメント）の開発効果に関する国際共同研究」の成果の発表等を通じ、その重要性・有効性を発信した。また、「アクラ行動計画」案においてCDの重要性に関する文言の追加を提案するなど、外務省とともに主体的にプロセスに関わった。その結果、「アクラ行動計画」には、パリ宣言に比してCDがより適切な形で位置づけられた（小項目No. 11「技術協力」にて詳述）ほか、アクラ会合後にはCDが正式にOECD開発援助委員会（DAC）の議題に取り上げられる等、一定の成果があった。

開発途上国においては、パリ宣言やアクラHLFの考え方を受けた援助協調の動きが進んでおり、現地では、ドナー間の「援助協調枠組み文書」や、開発途上国政府側からのアクラ行動計画を受けた対応についての文書（開発途上国政府とドナー双方で署名）の確認・署名を求められることも多くなってきている。このため、機構の在外事務所及び国際援助協調の担当部署は、現地で策定される合意文書等が適切な内容となるよう、在外公館と緊密な連携を取りつつ取り組んだ。

3. 開発課題等の知見、ノウハウの共有と活用

（１）課題別指針の策定・更新

機構は、前中期目標期間に引続き、開発に係る分野・課題を23に分類して、知識やノウハウの整理を進めている。課題毎の事業実施方針である「課題別指針」については、20年度末時点で、18分野・課題において31の指針を策定・公開しているほか、策定中のものも含めると、20分野・課題42指針を対象として、課題毎の協力量針の策定を進めている。（19年度は43指針と報告していたが、「産業廃棄物処理」を「廃棄物管理」に、「クリーナー・プロダクション」を「環境管理（大気汚染及び水質汚濁）」にそれぞれ統合するとともに、「財政（公共財政管理）」を新規追加。）さらに、従来の技術協力を中心とした課題別指針から資金協力事業を含む3つの援助手法一体の課題別指針にするために、内容の一部改訂を計画・実施中である。

開発課題等に関する知見を共有し事業に活用する体制として、全23分野・課題について主管部を中心とした分野課題ネットワークを設置し、分野・課題情報システム（ナレッジサイト）のコンテンツ整備等を実施している。20年度も、横断的なタスク連絡会の開催（2回：20年10月、11月）により、新JICAにおけるナレッジマネジメントのあり方（課題タスクフォースの設置基準、課題別指針の作成・更新）に係る協議・情報共有を行った。また、民間企業のナレッジマネジメントの活用事例等を紹介するセミナーの実施（9月、1回）、各分野課題の取組に係る優良事例の照会等を行うニューズレター「ナレッジマネジメントニュース」の発行（5回）、在外赴任者（職員・専門家）向け研修（15回）、新入職員向け研修、コンテンツ作成者向け研修

(5回)等を通じ、各分野課題のナレッジサイト等のコンテンツの充実および活用の促進を図った。

(2) 分野・課題情報システム（ナレッジサイト）のコンテンツの整備状況

分野・課題情報システム（ナレッジサイト）においては、2,556件の分野課題データを新たに整備した結果、計8,896件のデータが蓄積され、うち1,465件のデータを外部公開している。ナレッジサイトへのアクセスの利便性向上のために、分野課題共通のサイトマップの導入（20分野）や検索機能の拡充等を行った結果、アクセス数は、月平均979.5人（19年度918人）となった。

20年度に新たに整備したコンテンツの内訳は以下のとおり。

【新規に整備したコンテンツの分野・課題別の内訳】

教育	428件	自然環境保全	109件
保健医療	139件	水産	6件
水資源防炎	113件	ジェンダーと開発	26件
ガバナンス	33件	都市開発・地域開発	179件
平和構築	6件	貧困削減	42件
社会保障	43件	環境管理	85件
運輸交通	1件	援助アプローチ	42件
情報通信技術	128件	評価	5件
資源・エネルギー	330件	南南協力	106件
経済政策	21件	市民参加	252件
民間セクター開発	385件	日本語教育	51件
農業開発・農村開発	26件	合計	2,556件

4. 人間の安全保障の視点の事業への組み込み

(1) 人間の安全保障の視点の事業への反映

人間の安全保障の視点を事業に反映するため、国別の実施方針の策定等に際し、人間の安全保障の視点を担当する部署が確認・チェックを行った。

また、人間の安全保障に貢献する事業を以下の4つのポイントに整理し、21年度要望調査で活用した。その結果、本調査において、4つのポイントのいずれかに該当する要望調査案件は、技術協力においては60.5%、無償資金協力においては、68.1%を占めた。有償資金協力については、貧困層への支援実施にあたり、自然災害・経済危機等の外的ショックに脆弱である点を踏まえたセーフティネットの構築及び防災関連のインフラ整備や小規模金融等の貧困層の雇用・所得の機会増大のための支援に取り組んだ。

【人間の安全保障の4つのポイント】

- ①「政府」（中央政府・地方政府）と「地域社会・人々」双方へのアプローチを強く意識した案件
- ②「恐怖」（特に、紛争・災害）と「欠乏」（特に、貧困）からの自由に包括的に取り組む案件

(緊急援助と中長期的な開発の継ぎ目のない協力を含む)

- ③社会的に弱い人々（貧困層、障害者、先住民、高齢者、紛争の影響を受けた人々、基礎的な社会サービスが受けられない人々等）への裨益を強く意識した案件
- ④国際社会への脅威となる課題（国境を越えて拡大する脅威、地域間・国際間の移動による脅威、グローバルイシュー等）に対応することを強く意識した案件

人間の安全保障の視点を事業に組み込み、事業の質及び効果の向上を図った取組としては、以下のような事例がある。

【社会的に弱い人々（貧困層、障害者、先住民、高齢者、紛争の影響を受けた人々、基礎的な社会サービスが受けられない人々等）への裨益を強く意識した案件～シエラレオネ カンビア 県子供・青年支援調査】

シエラレオネでは、11年にわたる内戦により農地が疲弊し、慢性的な貧困に苦しんでいる。また、内戦中5歳以上の多くの子供が児童兵として従軍したほか、ほぼ半数の小学校校舎が破壊され、粗就学率も低い状況にある。機構は、農村部の中でも最も人間開発指数の低いカンビア県に対し、地域の基礎的な生活環境の改善を目指し、農業、保健衛生、安全な水等の基礎生活環境を改善するため、分野横断的に包括的な取組を行う「カンビア県地域開発支援プログラム」を実施している。その一環として、本プロジェクトでは、学校とコミュニティ、地方行政が連携して、学校改善とコミュニティ開発を行い就学率の向上につなげるべく、「教育・コミュニティ開発委員会（ECDIC）」を設立して、学校とコミュニティ双方の環境改善に必要な活動を検討し、地域主体で校舎の建設・改修、トイレ建設や、石鹼製造といった所得向上活動を実施している。また、本プロジェクトを通して得られた成果と教訓を基に教育科学技術省に対して政策提言を行い、自主的・自立的・持続的な発展に向け、地方行政の人材育成とコミュニティ双方への支援を促進している。

【国際社会への脅威となる課題に対応することを強く意識した事業の例～インド タミールナド州植林事業（II）】

インドでは、都市化・工業化による木材需要の増加が、森林荒廃と水土保全機能の低下、さらには農業用水・飲料水不足を引き起こすとともに、家畜飼料や現金収入源となる果実等を森林に頼る貧困層の生活を圧迫している。本プロジェクトでは、森林荒廃の進行が深刻なインド南部のタミールナド州において、植林を地域住民の参加等を得て行うほか、森林管理及び政府職員、住民、NGO職員等に植林技術や共同管理方法に関する研修を行うと共に、森林周辺住民の代替収入源の確保及び生活水準向上のための自助努力を促進するため、職業訓練（養蚕など）、マイクロファイナンス（小規模融資）、井戸等の小規模インフラの整備等を実施している。こうした活動を通じ、行政やコミュニティの能力向上、連携強化が推進されるとともに、地域住民の所得向上及び貧困削減が期待される。

19年度に引続き、専門家、ボランティア調整員等の派遣前研修や機構の新入職員研修で人間

の安全保障の考え方を周知するとともに、技術研修（課題別研修）、大学連携講座等において、機構の取組を紹介した（計63回）。人間の安全保障の現場での実践について、機構の事務所の現地職員や相手国政府関係者等が理解を深めるための研修教材（DVD）「地域ぐるみで守る住民ひとりひとりの健康～ザンビア編～」を作成した。

（２）平和構築支援

ア．平和構築・紛争予防配慮の視点を反映するための体制整備

20年度には、年度初めに設置した公共政策部平和構築・貧困削減課において、案件の形成段階から、平和構築・紛争予防配慮の視点を横断的に組み込むための体制を整備した。特に、下期には、新JICAの業務フローに基づき、計画段階での同課との事前協議を制度化するとともに、特に状況の変化が著しい国・地域については、実施担当部署の求めに応じ案件形成から実施に至る各段階で関与する体制を整えた。

また、新JICA発足後は、平和構築支援課題タスクフォースにおいて、有償・無償資金協力の視点を加味した課題別指針の改訂や紛争予防配慮の適用を検討する体制を整備した。

イ．実践的な紛争予防配慮・平和構築支援に向けた取組

20年度は、政府の統治機能の回復に対する支援（ガバナンス）、社会資本の復興に対する支援（社会基盤整備）、経済活動の復興に対する支援（経済基盤整備）、治安強化に資する支援（治安回復）及び社会的弱者にも目を向けた支援を実施した。

また、より平和構築に資する支援を実施するために、例えば、ネパールにおいては、和平合意締結後の平和の定着に向けた社会的弱者の包摂及び民主化の促進のため、制憲議会の議員等に対するセミナーや行政官のモニタリング能力強化支援を行うとともに、紛争の影響を受けた住民に対し、コミュニティ・レベルで橋梁建設等ハード面の支援と組み合わせた生活向上や社会的調和の促進についての支援方法について、プログラム化も視野に入れて検討を行うなど、人間の安全保障の支援を踏まえつつ、戦略性を強化する取組を行った。

また、平和構築の知見・経験の共有のため、19年9月に立ち上げた「平和構築アセスメントプロジェクト研究会」については、「紛争予防配慮」の視点を加えて、20年度からは「紛争予防配慮・平和構築支援プロジェクト研究会」と名称を改めて紛争影響地域における事業展開のあり方を検討した（3回開催）。具体的には、紛争予防配慮のあり方をスリランカ及びコンゴ民主共和国への支援に即して議論し、その内容を機構内で共有した。また、本研究会での議論を、平和構築分野の人材育成を行う「能力強化研修（平和構築）」の場でも共有した。

このほか、本分野の課題対応力を強化するため、アフガニスタン（一部パキスタン等の隣国を含む）の平和構築アセスメントの策定では、全てのプロセスについて在外事務所の関与を強化し、事務局が内容を更新することで随時実践的な内容を伴うものとする試みを行った。また、ネパール、スリランカ、ソマリア、スーダン、ブルンジでの平和構築支援においては、案件形成の段階から、個々の案件で紛争予防配慮が徹底されるよう取り組んだ。

ウ. 各種研修

上記能力強化研修に加え、平和構築案件を所掌する事務所に派遣される職員や本部担当職員等などに対し、「紛争予防配慮・平和構築」にかかるこれまでの事例・知見等のほか、個別の国・地域に必要とされる配慮事項などについてブリーフィングし、紛争予防配慮の組織的対応の徹底を図った（コンゴ民主共和国、スーダン、ネパール、ミンダナオ、コロンビア、ブルンジ派遣職員・企画調査員等）。

5. 地方自治体、大学、民間企業、NGO等との開発パートナーシップの強化

(1) 民間連携に向けた取組

ア. 日本政府の成長加速化のための官民パートナーシップへの対応

日本政府の「成長加速化のための官民パートナーシップ」（20年4月）を受けて、関係3省とともに経済団体等との官民対話に機構も参加した（2回）。また、16のモデル在外公館に設立された（うち12公館が実質的に民間企業との協議枠組を新規設立）拡大現地ODAタスクフォースに機構の在外事務所から参加したほか、拡大現地ODAタスクフォース向けのセミナーで民間連携の取組について説明した（3月）。また、政府の官民連携案件に関する企業からの提案を受け付ける枠組（11月に公表）を構築するプロセスにも協力した。

イ. 民間連携に関する機構内の体制整備

機構は、20年10月の改正機構法の施行による統合に際し、民間企業等との連携促進の企画立案・調整機能を持つ民間連携室を設置し、また、本部関係部室による「民間連携に関する連絡会議」を設けた（12月、3月に開催）。同室を中心に、「民間連携に関する基本方針」を策定（1月）し、機構内に周知するとともに、同方針に基づいた民間連携の促進を勧奨した。また、民間連携にかかる知見を蓄積し、連携事業の発掘・形成や事業の円滑な実施を図るため、機構における既往・実施中・検討中の民間連携事例について調査に着手したほか、以下の例のとおり、民間連携室及び関係部室や国内機関で、勉強会の開催・参加や職員に対する研修、ガイドラインの作成等の取組を実施した。

- ・ BOP（Base of Pyramid）ビジネス^{（注）}に関する有識者を交えた勉強会を開催
（12月、2月）
- ・ アジア3カ国（インド、タイ、ベトナム）におけるPPPインフラ推進調査を実施（3月）
- ・ 経済産業省が主催するアジアPPP推進協議会及びアジアPPP政策研究会に参加
- ・ 自然環境保全分野におけるCSR連携ガイドラインを作成（3月）
- ・ 機構職員に対する研修（新人研修、赴任前研修）において民間連携に関する講義を実施
- ・ 企業CSRに関する職員向けセミナーを実施（2月）

（注）開発途上国の人々（貧困層を含め40億人とされる）を対象としたビジネス

ウ. 連携の枠組形成に向けた対外発信

上述のとおり、20年度は、機構の「民間連携に関する基本方針」を基に、経済団体（日本経済団体連合会国際協力委員会、日本貿易会国際協力委員会、関西経済連合会、経済同友会など）に対し、機構の民間連携に関する取組を説明した。また、日本貿易会と定例協議を実施した。このほか、各種セミナーの機会を捉え、民間連携の取組について対外発信を行った。

【各種セミナーにおける対外発信例】

- ・「貧困層を対象としたビジネス戦略」シンポジウムを国連開発計画（UNDP）と共催（10月）
- ・「アフリカ地域の広域インフラ整備支援と官民連携」セミナーを開催（1月）
- ・世界銀行グループ・JICA共同セミナー「包括的な開発パートナーシップにおけるビジネスの役割」を開催（2月）
- ・「途上国の自然保護に向けて～JICAと企業の新時代～」シンポジウムを開催（3月）

エ. 個別連携案件の発掘・形成

20年度は、民間連携の視点が強い技術協力案件29件が採択され、有償資金協力案件は7件（うち2件は20年度上期に承諾）が承諾に至った。民間連携室を中心として、有望な候補案件について機構内で検討を行い、ガーナ等での港湾・輸送インフラ整備については、TICADIVのフォローアップとして派遣されたアフリカ貿易・投資促進のための政官民合同ミッションを踏まえ、独立行政法人日本貿易振興機構と民間連携にかかる案件情報を共有・調整の上、調査を実施した。

また、案件の熟度等に幅はあるものの、今後の案件形成に向け、約70件の候補案件について民間企業側と協議を実施した。

（2）技術協力事業における民間の活用及び国民各層の参画機会の拡大

機構は、民間団体のノウハウを活用した事業や国民の発意を取り入れた事業として、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト及び提案型技術協力を実施しており、20年度実績は、両事業で211件（新規59件、継続152件）であった。また、19年度から導入した、民間提案型プロジェクト形成調査を5件実施した。

業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト	<ul style="list-style-type: none">・ 実施段階で民間の参加を募り事業を委託する制度・ 新規59件、継続143件の契約を締結（計202件、うち、大学との契約は14件、NGOとの契約は8件）
提案型技術協力（PROTECO）	<ul style="list-style-type: none">・ 民間からの提案を募り、協働で案件形成を行った上で、実施段階の事業を委託する制度・ 継続9件を実施
民間提案型プロジェクト	<ul style="list-style-type: none">・ 民間が有するノウハウを活用するため、技術協力プロジェクト等の形成

クト形成調査	段階における調査内容について、広く提案を募集。 ・ 5件の調査を実施
--------	---------------------------------------

20年度も引続き、質の向上や効率化を図る取組を進めるために、国・地域別の支援委員会、技術協力プロジェクト等の実施に関する国内支援委員会及び課題別の委員会を設置したほか、事業評価に関する助言を得るため外部有識者事業評価委員会を設置し、学識経験者、NGO等から様々な提言、助言を得た。各種委員会委員のうち学識経験者やNGOの割合は、国別・地域別支援委員会では73.3%、課題別及び国内支援委員会では73.9%、外部有識者事業評価委員会は100%であった。

また、機構の事業実施における国民各層の参加も定着しており、20年度に新規派遣された専門家のうち学識経験者やNGO等の割合は、84.1%となった。

(3) 地方自治体との連携

地方自治体との連携については、昨今の厳しい地方自治体の財政状況も踏まえつつ、各国内機関（全国17機関）において、主に、草の根技術協力事業（地域提案型）、研修員受入事業、開発教育支援や市民参加協力支援事業を通じ、所管都道府県の地方自治体との連携を図っており、主な実績は以下のとおり。また、小項目No. 14「ボランティア事業」で後述のとおり、教員を含む自治体職員の現職参加や帰国ボランティアの特別採用枠の設定など、機構のボランティア事業においても連携の強化を図っている。

- ・ 草の根技術協力事業（地域提案型）：73件
- ・ 課題別研修コースの地方自治体による受入：43件
- ・ 地方自治体との連携イベント開催件数（地球ひろば所管分）：26件

地方自治体との連携については、毎年度「都道府県別アプローチ」を作成しており、20年度は、9月に完成した課題別指針「市民参加」も踏まえ、所管都道府県における主要な連携先（地方自治体／地域国際化協会、教育機関、NGO等）に対するアプローチについて検討を行った。

この他、自治体・地域国際化協会と連携し、実務者を対象とした「地方自治体職員等国際協力実務者研修」（北海道・滝川市で開催）や、自治体の国際協力担当部署との定期会議（埼玉県、兵庫県、広島県、沖縄県、横浜市等）の実施を通じ、自治体との連携強化を図った。

【20年度における自治体との連携の取組事例～横浜市（第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）の開催都市）とJICA横浜との連携】

TICADIVの複数の関連事業の一部として、横浜市は、小中学校アフリカ理解推進事業「一校一国運動」を実施し、機構は、同事業に対し国際協力出前講座を展開する形で協力を行った。また、同市が実施したアフリカ支援キャンペーンの一環として販売された、横浜市のオフィシャルウォーター「はまっ子どうし」のFORアフリカキャンペーンボトル（JICAロゴ入り）

の収益の一部が機構の「世界の人びとのための J I C A 基金」に寄附された。さらに、21年1月には、アフリカ地域を主対象とする2つの課題別研修「都市上水道技術者養成コース」、「港湾物流・港湾環境保全セミナー」について、これまでの J I C A 研修員の受入実績を活かし、横浜市水道局と港湾局が主な受入先となるなど、技術協力においても連携を図った。

(4) 大学との連携

20年度上期は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との間で、大学との連携協定及び覚書の新組織への承継について準備を進めた。20年度末の協定乃至覚書締結先は、同行からの承継分も含め、22大学となった。また、20年度下期には、今後の大学連携協定の取扱及び新協定の締結方針について整理した。

- ・包括協定：16大学（旧機構：5大学、旧国際協力銀行：12大学、うち1校は重複）
 - ・覚書：8大学（旧機構のみ）
- （注）旧国際協力銀行が「協定」、旧機構が「覚書」を締結：2校

(5) NGO等との連携

小項目No. 15「NGO等との連携、国民参加支援」で後述のとおり、NGO等との連携として、効果的な国際協力や、国際協力に対する市民の理解や参加を促進することを目的に、前年度に引続き、NGO-J I C A 協議会等を開催し、20年度上期は、10月の改正機構法の施行による統合に向けて、新組織における協議会のあり方等についての議論を行い、新組織でのNGO-J I C A 協議会の実施要領を策定した。NGO側協議会コーディネーターや議題を公募で選定した上で、新組織での第1回協議会を21年3月に開催した。

(6) その他連携の取組

ア. 地球規模課題対応国際科学技術協力にかかる大学等国内研究機関との連携

20年度から、外務省、文部科学省、独立行政法人科学技術振興機構と連携して実施する事業「地球規模課題対応国際科学技術協力」を開始した。本事業は、環境・気候変動、感染症、水、災害等の地球的規模の課題の解決に繋がる新たな知見の獲得及びその成果の将来的な社会実装（具体的な研究成果の社会還元）を目指し、開発途上地域の社会的ニーズをもとに、我が国の研究機関と開発途上地域の研究機関とが国際共同研究を推進することによって、開発途上地域の人材育成及び研究能力の向上を図ることを目的とするもの。20年度は12件の実施が決定され、そのうち11件は、国立大学法人が機構とともに実施する。

イ. 日本弁護士連合会との連携

機構は、法整備支援分野における国際協力の強化と円滑な実施を促進するため、日本弁護士連合会（日弁連）と連携協力協定を締結した（6月）。日弁連からはこれまでも、ベトナムやカンボジアで民事法令の起草支援をはじめとする機構プロジェクトへの法曹人材の派遣等を通じた協力

を得ていたが、本連携協力協定締結により、連携事業の目的と内容が改めて明記され、協力体制の緊密化が図られる見込み。

6. 日本政策金融公庫との連携・協力

18年2月の「海外経済協力に関する検討会」報告書の指摘や衆議院外務委員会独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（18年10月27日（第165回国会））等を踏まえ、機構と日本政策金融公庫との連絡協議会を設置し、平成20年12月に、両機関の連携のあり方や金融・経済危機への対応等をテーマとする第一回会合を開催した。

7. 現地又は第三国のリソースの活用

（1）現地及び第三国リソースの把握

現中期計画において取り組むこととしたJICA事業経験者等に係る現地及び第三国のリソースの的確な把握に関し、20年度までに、約8割の在外事務所において現地リソースのリスト（NGO、コンサルタント会社、個人等）が作成済みであるほか、37の在外拠点において、帰国研修員を、習得した知見・技術に関連する研修の講師等、別のJICA事業で活用しており、活用を意識した現地リソースの的確な把握が行われた。

また、機構では、我が国技術協力事業の成果を、現地または第三国で活用若しくは普及する観点から、帰国研修員同窓会の活動及びネットワークの維持・構築を支援しており、20年度は、前年度比11件増の88団体で同窓会名簿が更新された。また、同窓会総数は、新設されたエリトリア、コンゴ民主共和国、リベリア、レソトの4カ国を含め114団体となった。20年度は、93団体を対象として同窓会の総会やセミナー開催等、活動の活発化にかかる支援を行った。

（2）現地リソースの積極的な活用

20年度においては、技術協力プロジェクトにおける現地コンサルタントへの委託は、305件（19年度368件）、現地NGOとの連携件数は74件（19年度145件）であった。主な内容としては、①現地アドバイザーによる助言・コンサルティング、②現地の調査・データ収集分析、ヒアリング実施、③マニュアル・テキスト（現地語等）の作成、研修・ワークショップ補助、④プロジェクトコーディネーター、⑤現地活動の役務業務（簡易工事、システム開発等）となっており、現地の知見の活用による質の高い技術協力、現地語や土地勘・現場勘を活かした効率的な業務の実施を進めている。

また、契約（業務実施契約）に基づいて実施された事業（技術協力プロジェクト、開発調査、協力準備調査等）において、本邦コンサルタントが現地コンサルタントに現地調査や役務的業務を委託した契約件数は313件あり、全契約数（600件）に占める割合は52.1%であった。（19年度 48.8%）

【現地リソースの活用例～セネガル「教育環境改善プロジェクト」】

本プロジェクトは、セネガル国ルーガ州における学校運営委員会の機能化モデルの構築を通じ、

同国の初等教育に関する様々な問題の解決を図ることを目的としており、長期専門家2名の指揮・運営管理の下、現地コンサルタントに以下の活動を委託し、効率的な事業運営を行っている。

- ・ プロジェクト中間時点でのインパクト調査支援
- ・ 学校運営委員会の組織化のためのワークショップ開催支援
- ・ 学校運営委員会の活動状況等のモニタリングに関する技術的助言の提供

8. 資金協力との連携促進

(1) 資金協力との連携促進

20年度上期においては、10月の統合を視野に、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の事前の調査を一本化する協力準備調査の制度設計に取り組むとともに、実施中の案件についても引続き情報交換等により連携強化に努めた。

20年度上期の連携の実績は、以下のとおり。

なお、20年10月の改正機構法の施行及び中期計画の変更を踏まえ、来年度より、小項目No. 4「統合効果の発揮」において、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の一体的な運用に向けた取組を報告することとする。

技術協力プロジェクト/無償資金協力連携実績数	120件	※1
開発調査/無償資金協力連携実績数	25件	※2
開発調査/有償資金協力連携実績数	20件	※2

※1 20年度に実施した技術協力プロジェクト（新規及び継続）のうち、過去に無償資金協力で供与した施設・機材を何らかの形で活用している案件、又は実施中の技術協力プロジェクトと連携する形で、無償資金協力による施設整備・機材供与が行われた案件の数

※2 15年度～20年度上期に終了した開発調査案件のうち、無償資金協力又は有償資金協りに結びついた案件数

(2) 開発調査の効果的・効率的実施

20年度上期は、開発調査の実施にあたり、20年度下期に導入予定の協力準備調査の準備状況を見極めながら、有償資金協力や無償資金協りに結びつく開発調査の実施を促進した。例えば、有償資金協力を想定した開発調査案件として、ラオス「全国物流網計画調査」、インド「デリー水道事業改善計画調査」、ウガンダ「ナイル架橋建設計画調査」、マダガスカル「トアマシナ港拡張フィージビリティ調査」などの採択済案件の実施準備を行ったほか、マケドニア「スコピエ下水道改善計画調査」を実施した。

なお、新JICAの支援を想定した将来の協力案件の形成や事前準備として行う開発調査を協力準備調査として統合しており、中期計画も、これも踏まえた変更を行っているため、本指標については、20年度上期までの報告とする。

9. 関係者に対する安全対策の実施

(1) 安全対策

機構は、派遣専門家等関係者の安全確保を最優先課題の一つと認識し、派遣前の関係者に対す

る安全研修や派遣中の関係者に対する安全指導などの安全対策に取り組んでいる。

長期で派遣される専門家やボランティア、機構職員等に対しては、派遣前安全対策及び交通安全対策オリエンテーションを実施しており、20年度は、それぞれ計43回及び計45回実施した。また、派遣中の安全対策として、在外事務所における安全対策協議会を計137回（73カ国）開催したほか、本部から安全対策および交通安全対策の巡回指導調査団を派遣した。

安全管理上の特段の配慮が必要な地域では、現地で活動する国際機関の行動規範を参考にしつつ、機構としても十分な安全対策を講じるよう努めている。20年度は、20年8月にアフガニスタンで発生したNGO職員の誘拐事件を受けて、防弾車両の使用徹底を図ったほか、事務所入り口の防護壁の設置等安全対策を強化した。

（２）在外医療支援体制

機構関係者の在外における健康管理支援を強化した結果、20年度は19年度と同様46カ国に在外健康管理員を配置する体制をとり、フランス事務所にはアフリカ・中東の緊急時等の広域対応の健康管理員を新規に配置し、兼轄国を含めて96カ国（うちボランティア派遣国71カ国）を網羅する体制を整備した。また、顧問医や看護師等が現地に赴き、派遣中の専門家、ボランティア等の健康に関する相談を受け付ける在外医療相談調査団を5チーム派遣した（①モロッコ、②パキスタン、③コンゴ民主共和国・ニジェール、④モンゴル、⑤フィジー・タイ）。

（３）ボランティアの交通安全対策及び啓発

19年度下期以降、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの派遣前研修を合同で実施し、任国着任後の現地プログラムも合同で行っていることから、交通安全委員会についても20年度派遣実績のあった56カ国中51カ国が合同で運営している（5カ国については、シニア海外ボランティア向けの交通安全委員会を継続）。

また、20年度は交通安全巡回調査団をフィリピン、ベトナム、セネガル、ニジェールに派遣し、ボランティアの交通安全にかかる指導を行った。セネガルでは、ガーナ、ブルキナファソからも調整員、隊員の参加を奨励し、両国の交通安全委員会の質の向上、安全意識の醸成も図った。

10. コントラクター等向けの安全対策の実績

開発途上国政府及び事業実施機関、コンサルタント、コントラクター向けの安全対策については、ベトナムの「クーロン（カントー）橋建設事業」の橋桁崩落事故の発生（19年9月）を受け、外務省に設置された「カントー橋崩落事故再発防検討会議」（計7回開催）の議論の動向を踏まえ、旧国際協力銀行においては、19年12月に「円借款事業のための安全対策委員会」を、また、大規模かつ複雑で安全対策上の配慮が特に必要とされる円借款事業について、外部有識者より技術的助言を得るべく、「安全対策技術諮問グループ」を20年7月に設置している。旧機構においても、19年7月に設置された「JICA事業の施設建設等の安全確保に必要な体制検討会議」の検討を経て、20年4月に「施設建設事業等の安全対策委員会」を設置した。

20年10月の改正機構法の施行による統合後は、上記「カントー橋崩落事故再発防止検討会

議」による「円借款事業にかかる案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言」（20年7月11日）を踏まえた以下の取組を行った。

円借款事業については、新JICA発足に際し制定された基本約定（G.T.C.）の中で、借入人に対して、十分な安全管理の下で円借款事業を実施する義務を科す規定を新たに設けた。また、円借款事業の調達に係るガイドライン（「円借款事業のためのコンサルタント雇用ガイドライン」及び「円借款事業のための調達ガイドライン」）、措置規程を改定し、安全対策重視の姿勢をより明確化した。

また、上述のとおり、機構、旧国際協力銀行それぞれで設置していた安全対策委員会を「施設建設等事業の安全対策委員会」に一本化し、第1回委員会を12月に開催した。「円借款事業の安全対策技術諮問グループ」についても新JICAに承継している（外部有識者10名で構成）。

さらに、旧機構、旧国際協力銀行それぞれに整備した関連マニュアル等を踏まえ、新JICAにおける事故等に係る初動対応マニュアルを策定した。

（参考）

「クーロン（カントー）橋建設事業」については、事故発生を受け一時工事を停止していたが、ベトナム国家事故調査委員会の事故原因についての最終報告が発表され、これを踏まえて十分な安全対策が講じられていることが、「カントー橋崩落事故再発防止検討会議」において確認されたこと等を踏まえ、旧国際協力銀行より20年8月20日付けでベトナム側事業実施機関に対し、工事再開に異議がない旨通知済み。

小項目 No.6 外務大臣からの緊急の要請への対応

【中期計画】

(変更前) 旧小項目 No.6 外務大臣からの要請への対応

(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

(変更後)

(ロ) 独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目 No.6 外務大臣からの要請への対応

外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求めた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

(変更後)

独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

【当年度における取組】

独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請の実績はない。

小項目No. 7 情報公開、広報

【中期計画】

(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。

【年度計画】

- ア. 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。
- イ. 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報の保護及び開示請求への対応等を適正に行うとともに、機構関係者に対して、個人情報保護制度の定着を図る。
- ウ. 国際協力の理解と参加を促進するため、引き続きヒューマンストーリーの積極的な発信に加え、国際協力の意義を強く訴える「骨太のメッセージ」の発信に取り組む。また、広報戦略に基づき、改正機構法の施行による新たな機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果を、マスメディア等とも連携し効果的に広報する。

【当年度における取組】

情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に適正に対応するとともに、個人情報保護法に基づく開示請求の太宗を占めるボランティアの選考に係る不合格理由（健康診断結果を理由とするもの）に関する請求について、健康相談窓口を設置し、請求者のニーズに応じた対応を行った。情報セキュリティについては、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合も踏まえ、研修等を通じ、情報セキュリティ制度及びルールの周知徹底を図る等、新組織における体制を整備した。

広報については、新JICA発足を契機に、JICA事業の目的、成果をわかりやすく伝えるとともに、国際協力の意義や必要性の背景となる地球規模及び国際社会の課題についても理解を促進する広報の拡充に努めた。このため、取材依頼に対応するという従来の姿勢から、時宜を得たテーマについてマスメディア向け勉強会等を通じ積極的に情報提供を行うという姿勢への転換を図った。このような取組の効果もあり、金融危機対応や気候変動対策の新たな取組がタイムリーに報道されるとともに、各紙の社説やニュース解説等を中心に、事業の背景となる現地情勢や協力の必要性に関するより分析的な視点を含めた報道がなされたほか、アフガニスタン・パキスタン支援等に関しては、「民生支援に日本の技を」といった日本の開発援助の実績を活かした民生支援の重要性について報道がなされた。

1. 情報公開の実施の実績

(1) 情報公開法に基づく開示請求への対応

20年度の情報公開法に基づく開示請求件数は75件（19年度51件）であり、情報公開法で定められた規定の日数以内に処理を終了した案件は46件、同法第10条第2項に基づき、事務処理上の困難その他正当な理由があるため30日延長した期間内で処理した案件は27件、年度末に受理し、処理中の案件は2件である。

開示請求の処理状況を表1に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表2に示す（なお、開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているため、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない）。

(表1) 開示請求の処理状況

	平成20年度	平成19年度
全部開示	11件	16件
部分開示	56件	30件
不開示	4件	1件
不存在	2件	3件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	0件	1件
処理中（年度末現在）	2件	0件
合計	75件	51件

(注) 上記表に含まれないが、旧国際協力銀行が20年度上期に受け付けた開示請求のうち2件については、請求内容が両機関にまたがるものであったため、同事案を承継した(株)日本政策金融公庫と連名で決定処分を行った。

(表2) 不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第5条第1号（個人に関する情報）に該当	39
第5条第2号（法人等に関する情報）に該当	46
第5条第3号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	0
第5条第4号（事務・事業に関する情報）に該当	38
第5条第4号イ（国の安全等に関する情報）に該当	0
第5条第4号ロ（公共の安全等に関する情報）に該当	0
第5条第4号ハ（監査、検査、試験等に関する情報）に該当	0
第5条第4号ニ（契約、交渉、争訟に関する情報）に該当	1
第5条第4号ホ（調査研究に関する情報）に該当	0
第5条第4号ヘ（人事管理に関する情報）に該当	0
第5条第4号ト（企業経営上に関する情報）に該当	0

なお、行政不服審査法に基づき、19年度に内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問中であった4件については、20年12月に答申結果を受けた。

(2) 個人情報保護法に基づく開示請求への対応

20年度の個人情報保護法に基づく開示請求件数は94件(19年度73件)あり、全ての請求について、個人情報保護法で定められた規定の日数以内に全件の処理を終了した。20年度は、開示・不開示に係る開示請求者からの異議申立ては1件であり、内閣府情報公開・個人情報保護審査会へ諮問中である。

開示請求の処理状況を表3に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表4に示す。(なお、開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているため、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない。)

(表3) 開示請求の処理状況

	平成20年度	平成19年度
全部開示	0件	0件
部分開示	91件	69件
不開示	3件	0件
不存在	0件	0件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	0件	0件
処理中(年度末現在)	0件	4件
合計	94件	73件

(注) 上記表に含まれないが、旧国際協力銀行が20年度上期に受け付けた個人情報保護法に基づく開示請求のうち1件について、請求内容が両機関にまたがるものであったため、同事案を承継した(株)日本政策金融公庫と連名で決定処分を行った。

(表4) 不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第14条第1号 (開示請求者の生命、財産等に関する情報)に該当	0
第14条第2号 (開示請求者以外の個人に関する情報)に該当	86
第14条第3号 (法人等に関する情報)に該当	0
第14条第4号 (審議、検討又は協議に関する情報)に該当	4
第14条第5号 (事務・事業に関する情報)に該当	5
第14条第5号イ (国の安全等に関する情報)に該当	0
第14条第5号ロ (公共の安全等に関する情報)に該当	0
第14条第5号ハ (監査、検査、試験等に関する情報)に該当	0
第14条第5号ニ (契約、交渉、争訟に関する情報)に該当	0

第14条第5号ホ（調査研究に関する情報）に該当	0
第14条第5号へ（人事管理に関する情報）に該当	0
第14条第5号ト（企業経営上に関する情報）に該当	0

機構は、全独立行政法人、特殊法人、国立大学法人の中でも、個人情報保護法に基づく情報公開請求の年間受領件数の上位に位置している。請求内容としては、青年海外協力隊等ボランティア事業の応募選考について、健康状態を理由とする不合格の詳細を確認したいというのが大宗を占めている。

このため、ボランティア事業の応募者に対し、健康診断結果に基づき、不合格となった状況のより具体的な説明や改善に向けての助言を行うことを目的に健康管理員が常駐する健康相談窓口を設置した（21年2月に運営を開始し、20年度中は3件に対応）。本取組は、国民の情報公開ニーズにより適切に対応しているとして、情報公開法及び個人情報保護法を所掌する総務省主催の「情報公開・個人情報保護制度の運用及び公文書等の管理に関する研修会」において、請求者のニーズに応じた対応の好事例として高い評価を得た。

（3）情報セキュリティ強化に向けた取組

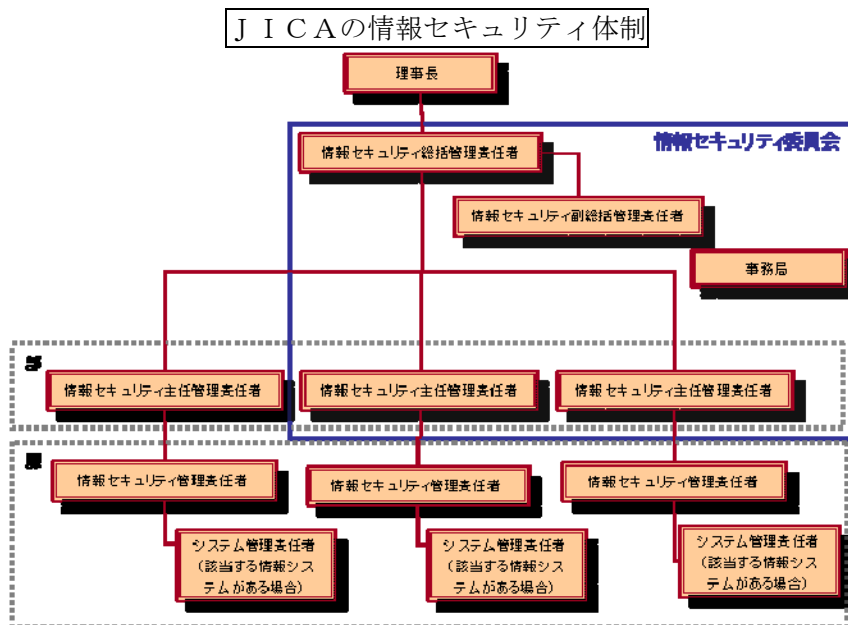
上期は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に向け、新JICAの情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ関連規程の整備等の準備を進めた。両組織の関連規程を比較し、双方の取組の長所を活かした形で情報セキュリティポリシーを策定するべく検討を行い、関連規程として取り纏めた。

また、上記の新情報セキュリティポリシーを遵守するためのアクションプランとして、端末・可搬媒体の管理強化（出張用機材、暗号化USBの導入、配布）、情報セキュリティ事案が発生した場合若しくは事案発生の恐れがある場合の報告制度の強化を行った。

さらに、本部、国内機関及び在外事務所等で勤務する者全員を対象に、新情報セキュリティに関する研修を実施し、なかでも本部の各部門長に対しては主任管理責任者向けの研修を行い、統合後速やかに新情報セキュリティ制度及びルールのもとで業務に対応できるよう準備を行った。

下期は、新情報セキュリティ及び個人情報保護に係る規程等をわかりやすく解説した資料を作成するとともに、各種会合を通じて、職員に周知徹底を図った。

また、通年で、「情報セキュリティ委員会」を適宜開催し、情報セキュリティ規程等の整備や情報セキュリティ事案の対応等の検討を行った。



2. 広報効果の向上に向けた取組

(1) 国民の国際協力への理解促進

機構における広報及び対外発信は、国際協力や機構の活動に対する国民の理解を促進することを目的としている。

20年度においては、新JICAの発足に伴い、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う開発援助実施機関になったことから、機構の活動のみならず、国際協力自体の意義や必要性への理解及び支持を得ていくことに重点を置くこととした。

そのため、JICA事業の目的、成果をわかりやすく伝えるとともに、国際協力の意義や必要性の背景となる地球規模及び国際社会における課題についても理解を促進するよう努め、TICA DIV（第4回アフリカ開発会議）や洞爺湖サミット等、地球規模課題に関する国際会議の前後に、それらの課題に取り組む機構の活動だけでなく、その背景及び意義、さらに機構の開発途上国における経験を踏まえた分析も併せて、様々な媒体において発信した。また、アメリカ新大統領の就任により注目が集まったイラク、アフガニスタン支援や金融・経済危機、食料危機、日本ブラジル交流年（日伯交流年）等に対しても時宜を得た広報を行った（マスメディア連携の実績は後述）。

【新JICA発足に際して国際協力の意義をトップ広報で発信】

統合に際しては、新JICAが果たす役割や目指すべき援助のあり方、課題などについて、機構ホームページ等を通じて紹介するとともに、緒方理事長が主要各紙のインタビューに応える形で発信した。ODAの戦略的な実施を期待するなどの内容の社説や記事とともに、経済・財政の状況が厳しいなか、内向きになりがちな我が国の状況に一石を投じる「日本の一国平和主義からの卒業を」という理事長のメッセージも強調されるようになった。

朝日新聞「日本のODA 緒方貞子さんに聞く」（9月）

読売新聞「新JICA 戦略的ODAに知恵を絞れ」（10月）、「新JICA誕生 日本のソフトパワー発揮」（11月）

毎日新聞「新JICA 世界に統合効果を示そう」（10月）

日本経済新聞 経済教室「開発援助 研究力高めよ」（10月）

産経新聞「途上国支援、今こそ」（12月）他

（2）マスメディアとの連携強化

国民からの幅広い理解及び支持を得るために、訴求力の高いマスメディアとの連携及び関係構築を重視し、取材依頼に対応するという従来の姿勢から、時宜を得たテーマについてマスメディア向け勉強会等を通じ情報提供を積極的に行うという姿勢への転換を図った。具体的には、全国紙の論説委員及びテレビの解説委員等へ適時に情報提供を行うとともに、マスメディア向けの勉強会を5回開催し、「アフガニスタン支援」、「気候変動対策」、「ブラジル移住の一世紀」、「母子保健」等の特定課題に関するメディア関係者の理解促進に取り組んだ。

このような取組の効果もあり、金融危機対応や気候変動対策の新たな取組がタイムリーに報道されるとともに、各紙の社説やニュース解説等を中心として、事業の背景となる現地情勢や協力の必要性に関するより分析的な視点を取り込んだ報道につながった。さらに、以下のとおり、機構の取組をはじめとする日本の国際協力の意義を評した報道がなされた。

- ・ アフガニスタン・パキスタン問題に関しては、機構の取組が紹介され、「民生支援に日本の技を」（21年2月、朝日新聞）等、日本の開発援助の実績を活かした民生支援の重要性が指摘する報道がなされた。また、アメリカの新政権発足時には、これまでの日本のアフガニスタン支援を評価するアメリカ政府高官の発言が各紙に掲載されるとともに、「JICAは日本外交の最大の戦略的拠点となるだろう」と報道された（21年1月、朝日新聞）。
- ・ 「きらりと光る援助」として、財政難により途上国援助が減り続けるなか、「日本ならではの強みを発揮する支援の成功例として、インドネシアやパレスチナ自治区の母子手帳の普及支援等が紹介され、「国際社会で存在感を保つ知恵が潜んでいる」と紹介された（21年1月、日本経済新聞）。

【マスメディアとの連携事例】

機構では、国民のアフリカへの関心が高まるTICADIVの開催に際し、アフリカに対する日本の支援、機構の取組について様々な媒体を通じて発信した。特に、マスメディアとの連携

に力点を置き、機構の現地におけるネットワークを活かして、各種メディアのアフリカへの取材協力等を行い、アフリカ支援の意義、ODA及びJICA事業の役割を発信した。その結果、NHKをはじめとして、ニュース、新聞等のメディアに日本のアフリカ支援及びJICA事業が多く取り上げられ、テレビの特集番組が組まれるなど（NHK新BSディベート「アフリカの声にどうこたえる」（6月）、NHK日曜フォーラム「アフリカ開発とアジアの成長経験」（6月））、インパクトのある報道がなされた。

BSi「岡本行夫のニッポンという国へ」（7月、9月）では、「アフリカの支援と資源」というテーマで、南アフリカ、エチオピアに関する取材協力を行った。番組では、副理事長がコメンテーターとして出演し、アフリカ支援を取り巻く国際情勢について意見交換が行われるとともに、南アフリカでの民間連携による経済振興分野からエチオピアの給水、農業、教育といった基礎的な社会サービス・生計向上分野までの人間の安全保障を軸とした機構の幅広い支援が紹介された。

また、TICADIV及び食料価格高騰の開発途上国への影響に関心が高まった機会を捉え、アフリカで日本が長く協力を行ってきたネリカ米に焦点を当て、TICADIV参加のため一時帰国した専門家による報告を中心としたマスメディア向けの勉強会を開催した。

その結果、民放を含む5局のニュース、新聞にてネリカ米に関する報道が行われたほか、テレビ東京では同専門家に焦点を当てたドキュメンタリー番組「ザ・ドキュメンタリー：稲作の達人 赤道に行く～10億人の空腹を救え～」(7月)が放送された。

また、20年度は、国内だけでなく海外においても広く機構の活動が理解されるよう、在外事務所における広報のほか、本部を中心に先進国事務所とも連携して外字媒体に対する発信強化に向けた取組を行ったところ、英国フィナンシャル・タイムズ紙グループの「This is Africa」誌創刊号への理事長名での寄稿や、TIME誌でウガンダの青年海外協力隊の活動の紹介(12月)等が掲載された。

テレビとの連携では、上述のアフリカ支援関連の報道のほか、NHKBS特集「世界は‘危機’にどう立ち向かうか」(2月)、NHK World「News Line」の「Japan in the First Person」(2月)等において、現在の国際社会情勢を踏まえた理事長メッセージを発信した。

その他、ミャンマー及び中国への緊急援助隊派遣関連の迅速な対応及びその後の兵庫県と連携したところのケアに対する支援、インドネシア・ベトナムを中心とした鳥インフルエンザ対応に係る報道(新聞2紙・テレビ4局)等、本部、国内機関、在外事務所のネットワークにより、マスメディアとの円滑な連携が図られ、機構の事業関係者やプロジェクト等がテレビに取り上げられた件数は161件となった。

なお、10月に実施された内閣府による「外交に関する世論調査」(毎年実施)では、国際協力について、「積極的に進めるべきだ」「現在程度でよい」といった肯定・ほぼ肯定的な意見が74.3%と大勢を占めた。この合計値は前年の71.2%から増加しており、特に「積極的に進めるべき」との意見は前年の24.8%から、30.4%と6ポイント近く上昇した。今後も、関連

の調査の動向、マスメディアの論調等も踏まえ、広報を通じた国際協力及びJICA事業に対する国民の理解促進に向けて取り組む予定。

（３）わかりやすい広報に向けた取組

国民にとってわかりやすい広報の観点から好評を得ている、専門家やボランティアといった開発途上国の現場で活動する人々に焦点を当てた記事（「ヒューマンストーリー」）の発信にも引き続き積極的に取り組んだ。

機構ホームページ上の「明日へのストーリー—JICAと関わる人々の物語—」と題したサイトでは、上記TICADIVや洞爺湖サミットに係るセミナー・イベント等の取組に連動し、「アフリカ特集」、「地球温暖化特集」を組み、学識経験者、ジャーナリスト等各方面の識者へのインタビューを掲載した。

ホームページに加え、全国紙（朝日新聞の「ひと」、読売新聞の「顔」、毎日新聞の「ひと」等）には、「ペルー太平洋岸大地震」後の耐震技術向上支援、インドネシアの感染症対策、カンボジアの法整備、インドシナ地域の人身売買問題に取り組む専門家、イラクやフィリピンのミンダナオの復興支援に携わる機構職員等が取り上げられた。

こうした取組は、専門家、ボランティアの参加に結びつけるための広報という側面も有しており、この観点においても、人材の公募やボランティアの募集・選考という個別目的の広報・情報発信との相乗効果を生み出すよう工夫した。

また、新JICA発足を機に、月刊広報誌「monthly JICA」を「JICA's World」に改め（同時に英文広報誌「JICA's World 英文版」も発行）、機構ホームページをリニューアルし、写真等を増やし、視覚面も含めて平易な表現を心がけ、よりわかりやすく親しみやすいものになるよう改善した。特に、ホームページについては、広報及び情報提供の両面における「組織の顔」として重要な媒体と位置づけ、内容、扱い易さ（ユーザビリティ）において引き続き改善・工夫を行うとともに、よりタイムリーに情報を提供できるよう、更新頻度を高めた。また、海外への情報発信については、在外事務所ホームページについて、構成の見直し、内容の標準化及び情報の充実を行った。

こうした取組の結果、機構ホームページのアクセス件数は、日本語版で月平均約330万件、英文版で同31万件となった。

（４）国内機関及び在外広報の強化

地方におけるマスメディアとの連携として、地域の人々にとってより身近な形で、国際協力に対する理解促進を図るべく、開発途上国の活動現場の視察のため地元紙及びテレビの記者を派遣し（18件）、地元出身のボランティアの活動現場を取材してもらったところ、その結果は地元紙に特集や連載記事として多数掲載された。また、JICA東北では、視察に参加した地元新聞の記者を講師として、記者の視点からの広報のアドバイスを得る等の取組を行った。

在外事務所の広報体制強化として、海外広報アドバイザーをベトナム・ミャンマー（20年8月）に派遣し、プロジェクト関係者等を含めた広報セミナーを開催した。特に、様々な制約の中

事業を続けるミャンマー事務所では、広報の意義についてナショナルスタッフの著しい意識改革がみられ、プレスツアーの検討等が行われている。

その他の国についても在外事務所が中心となり、各国の事業について、プレスリリース、現地報道関係者による取材ツアー、ニュースレターやパンフレットの作成、ホームページへの掲載、セミナーやパネル展などのイベント等を行っている。20年度は、より幅広い国際社会からのJICA事業に対する理解促進を目指し、英国事務所によるプレスツアーを実施し、「The Independent」に取材成果が紹介される等、途上国のみならず先進国やドナー関係者への情報発信にも努めた。

さらに、JICA事業の現地国民への理解促進、ひいては対日理解を深めることを目指した在外広報活動の一環として、引続き開発途上国からのマスメディア招聘を行い、20年度は、洞爺湖サミットの主要テーマである「環境対策」に焦点を当て、計11カ国から15名のメディア関係者を受け入れた。参加者からは、特に、水俣市のコミュニティの力による環境対策の活動などが高く評価され、そのノウハウを活かした機構の研修事業についても理解が促進された。

小項目No. 8 環境社会配慮

【中期計画】

(二) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

【年度計画】

ア. 機構の環境社会配慮ガイドラインを対象協力事業に適用する。適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。

イ. 機構の環境社会配慮ガイドラインに関する審査会及び不遵守に関する異議申立制度の運営を行う。

ウ. 国際協力銀行の環境社会配慮ガイドラインとの体系の一本化に向けた作業を進める。

エ. 本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタントを対象に、機構の環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。

オ. 世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。

カ. 光熱水量・廃棄物の削減成果（平成18年度実績）を維持し、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

【当年度における取組】

環境及び社会に配慮した業務運営の観点から、環境社会配慮ガイドラインの適用及び新JICAの環境社会配慮ガイドラインの一本化に取り組んだ。また、国際環境規格（ISO14001）に基づく環境マネジメントシステムを引続き適切に運用し、20年度下期には、改正機構法の施行を踏まえ、環境マネジメントの理解・意識の向上に向けた職員研修を行うとともに、21年度の本部ビル移転も踏まえた環境目的・目標の設定についての方針を定めた。

さらに、開発途上国における環境保全に貢献する国際協力事業について、積極的に取り組むとともに、クールアース・パートナーシップを始めとする政府の方針等を踏まえ、機構の取組の方向性を策定・公表し、同方向性の下で具体的な事業を進めた。

1. 環境及び社会に配慮した業務運営

19年度に引続き、環境社会配慮ガイドラインに則った業務運営を行った。

後述のとおり、20年10月以降は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合を踏まえ

た環境社会配慮ガイドライン一本化に引続き取り組むとともに、新ガイドライン施行までの暫定的な措置として、現行の環境社会配慮ガイドラインを適用した。

具体的には、20年度要望調査で要請された案件(815件)を、影響の大きさに応じてカテゴリーA(影響の大きい)、カテゴリーB(影響のある)、カテゴリーC(影響が最小限)の3つに分類し、案件検討段階から、開発途上国の環境や社会面に与える影響について配慮した。

実施中の案件については、カテゴリーA8件、カテゴリーB112件(うち開発調査73件(カテゴリーA8、カテゴリーB65)、無償資金協力40件(カテゴリーA0、カテゴリーB40)、技術協力プロジェクト7件(カテゴリーA0、カテゴリーB7))の審査を行った。カテゴリーA案件については、実施段階における環境社会配慮の支援と確認に関して専門家から助言を得るために、環境社会配慮審査会を13回開催し、12件について諮問・答申を行い、案件の実施に反映した。一例として、バングラデシュ国ベラマラガスタービン火力発電所建設計画調査については、スコーピング案と報告書案について諮問し、零細漁業や生態系への影響に関する温排水のモニタリング等についての検討の必要性、地下水調査及び地下水解析の結果についての報告書への記載等の答申を受けた。20年度は、環境社会配慮の遵守に関する異議申立ての実績は無かった。

また、有償資金協力については、61件(20年度下期実績。カテゴリーA30、カテゴリーB24、カテゴリーFI7)の審査を行った(カテゴリーFI:融資等が金融仲介者等に対し行われるためサブプロジェクトが特定されておらず、融資承諾後に金融仲介者等が実質的な審査を行うもの)。

現行の環境社会配慮ガイドラインの一本化に向けて、20年2月に設置した「新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」を計22回開催し(20年度中は20回)、配布資料及び議事録を公開するとともに、意見募集を行うなど透明性を確保しつつ、作業を進めた。12月22日に同委員会による中間報告の提出を得ており、同報告を踏まえて新ガイドライン案の作成作業を実施中。

職員等への研修については、環境社会配慮ガイドラインの定着の観点から、新たに関連部局に配属された職員等を対象に環境社会配慮ガイドラインについての説明会を実施しており、20年度は7回、75名が受講した。さらに、国際協力人材赴任前研修、能力開発研修等において環境社会配慮に係る説明を実施した。

2. 国際環境規格及び省エネルギー・省資源への対応

(1) JICA環境マネジメントシステムの運用

ア. 国際環境規格認証の維持及びJICA環境マネジメントシステムの運用状況

20年度も本部及び全国内機関において、国際環境規格(ISO14001)に基づくJICA環境マネジメントシステムを運用した。10月の統合を踏まえ、マネジメントレビュー(経営層による計画見直し)については、統合後の下期1回の開催とし、内部環境監査は、国内機関は例年通り6月から7月にかけて実施し、本部は統合後の2月から3月にかけて実施した。また、

20年7月11日/15日～18日の5日間に亘り、外部審査（日本品質保証機構（JQA）による定期審査）を受けた結果、JICA環境マネジメントシステムが引続き国際環境規格（ISO 14001）に適合していることが確認された。

また、10月の統合に際しては、環境方針を改訂し、3つの援助手法全てについて、事業における環境対策促進の対象に含めるとともに、関連規程の改訂を実施した。

環境マネジメントの重要性について職員の理解を深めるため、1月にISO全勤務者研修を実施し、特に、旧国際協力銀行から移行した職員の参加を求め、組織全体での理解・意識の向上に努めた。

3月に実施したマネジメントレビュー（経営層による計画見直し）においては、20年度実績の報告を行うとともに、組織統合及び21年度中の新本部ビルへの移転を踏まえ、第2期環境目的・目標期間を1年間延長し、移転後に改めて第3期環境目的・目標を設定することとした。また、内部環境監査の結果を受けて、本レビューにおいてあわせて実施した21年度の活動における重点取組事項についての議論を踏まえ、21年度第一四半期中に本部及び国内機関で21年度の実施計画策定を行う予定。

イ. 省エネルギー・省資源への対応の実績

第2期環境目的・目標（19～20年度）では、引続き機構の勤務者全員に共通する取組を定めたエコオフィスプランに従い、光熱水量、廃棄物、用紙使用量について18年度の削減レベル維持を目標に取組を進めている。（前述の通り、統合に際し、第2期環境目的・目標期間を1年間延長し、光熱水量、廃棄物、用紙使用量についても21年度まで18年度レベルを維持。）

20年度は、統合による人数増加の影響により、本部では用紙の使用量等が増加したものの、国内機関における積極的な取組により、機構全体としての紙、電気、水等の使用量は、18年度実績維持の目標を達成した。（18年度比削減率 用紙使用量1.4%、水道使用量9.6%）

（2）開発途上国における環境保全に貢献する国際協力の推進

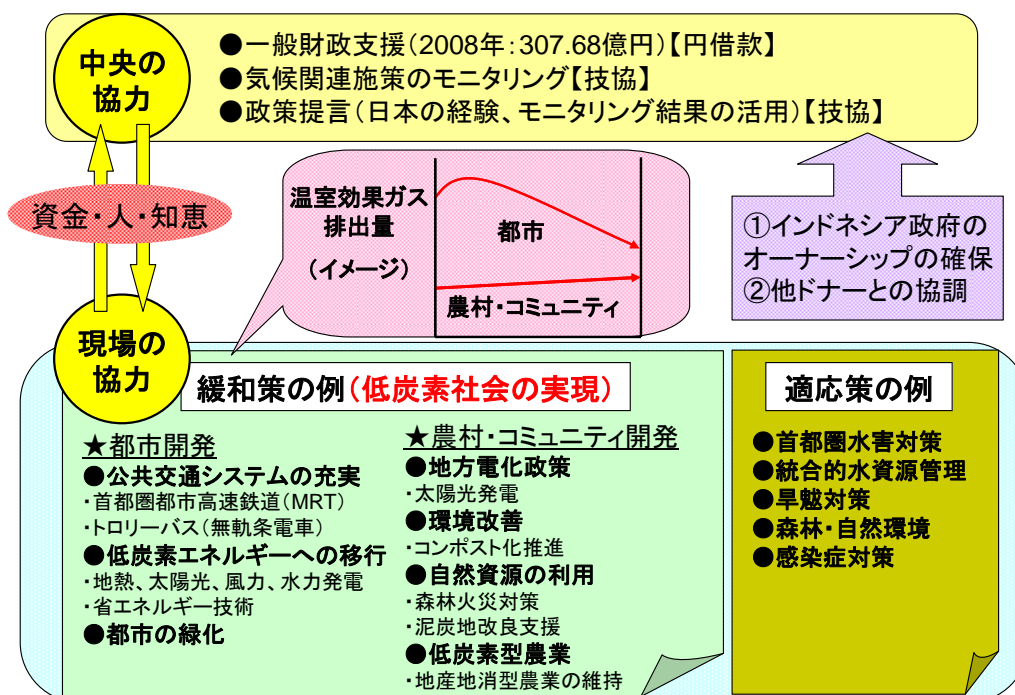
改訂後のJICA環境方針において「開発途上国における環境保全に貢献する事業の推進」を掲げ、「自然環境保全」、「環境管理」、「水資源・防災」「資源・エネルギー（うち、省エネルギー）」の各課題につき、課題別指針を策定し、これら指針に基づいて環境保全に貢献する事業を実施している。これら課題ごとの技術協力の実績は下表のとおり。また、環境分野の円借款の承諾実績は20年度31件（うち下期25件）。

【参考：20年度に実施した技術協力】

	技術協力プロジェクト	開発調査	研修員受入事業
自然環境保全	42	4	36
環境管理	47	10	62
水資源・防災	59	18	42
省エネルギー	3	3	2

の進捗につき対話・モニタリングを重ねつつ、毎年の供与額および政策項目を決めていく仕組みで、森林保全、再生可能エネルギー開発や省エネルギーの促進といった緩和策のみならず、気候変動の負の影響に対する適応策としての統合的流域管理、上水・保健、農業の分野における対応強化を含めた包括的な気候変動対策の政策改善を支援するもの。政策提言やモニタリングを技術協力で実施するとともに、円借款、無償資金協力、技術協力を有機的に連携させ、政策実施に向けた案件形成支援に取り組んでいる。

インドネシア気候変動対策支援協力プログラム



また、20年12月の第14回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP14)では、機構は、日本のODA実施機関として開発途上国の気候変動への対応を支援していく立場から、日本政府主催や他国の援助機関と共催したサイドイベント等で、気候変動への取組を報告しつつ、引続き資金協力と技術協力の最適な組み合わせにより、各国が必要とする支援に応じていくこと、開発途上国の開発を後回しにするのではなく、開発と気候変動対策との両立を図りながら支援を行っていく方針であることを説明した。また、国連諸機関や世界銀行などの国際機関、フランス開発庁(AFD)やドイツ復興金融公庫(KfW)などの二国間援助機関と、協働・補完関係を構築して効果的な支援につなげていく予定であることも発信した。

小項目No. 9 男女共同参画

【中期計画】

(ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

【年度計画】

ア. 機構内で、事業ジェンダー主流化に係る部署毎の優良な取組を共有し、その推進に向けた具体的な方策を検討する。また部署毎の年間計画の内容の充実を図り、実施状況のモニタリングを行う。

イ. ジェンダー視点を適切に統合した案件実施監理手法を職員に身につけさせるための職員研修を実施する。また、ジェンダー視点の重要性を理解しその活動・行動に反映されるよう、専門家等に対してジェンダー講義を実施する。

ウ. ジェンダー平等や女性のエンパワーメントのために特に配慮が必要とされる案件を選定し、ジェンダーに係る具体的な取組を推進する。

【当年度における取組】

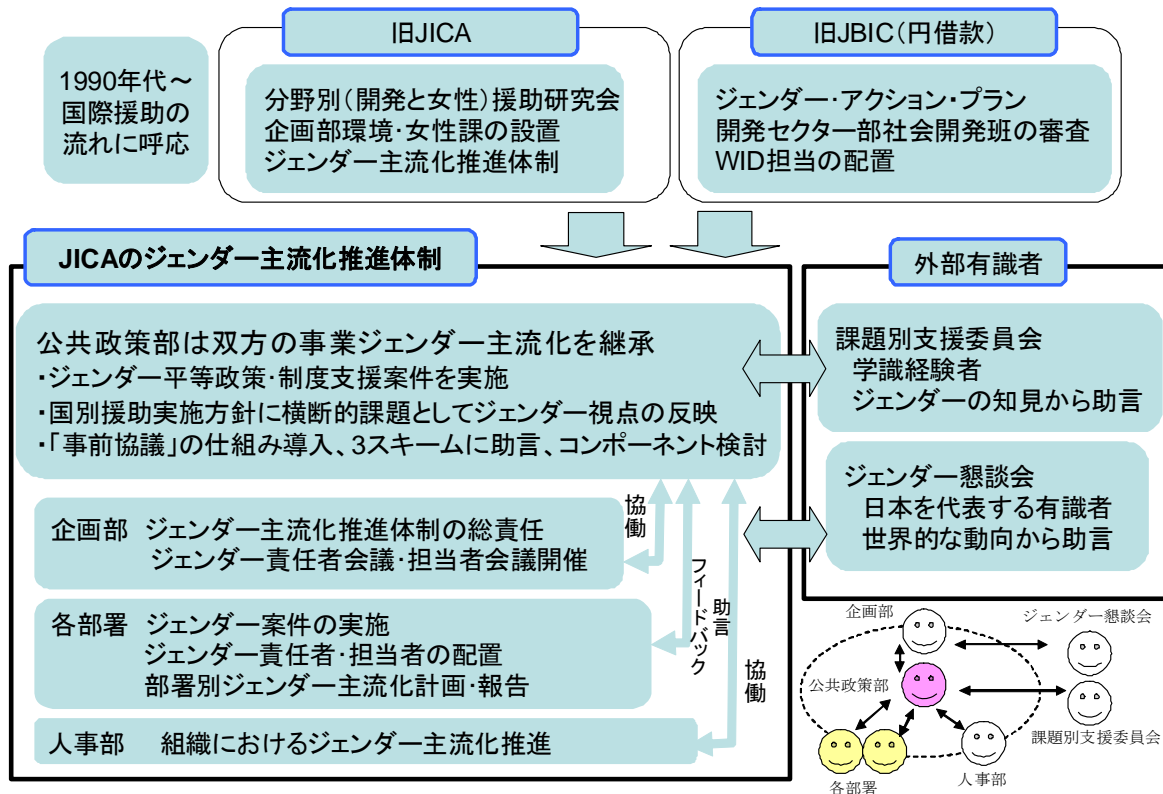
ジェンダーの視点を事業の企画立案段階から実施に至るプロセスに組み込む「ジェンダー主流化推進体制」の整備について、20年度もジェンダー担当者会議の開催等を通じ、その定着を図るとともに、統合後の新体制に伴う実施体制の見直しを行った。また、新JICAの業務フローにおいて、案件の実施計画段階でジェンダー担当部署との事前協議を設け、同部署が必要に応じジェンダー配慮内容をコメントし、その反映状況をモニタリングする体制を整えるなど、ジェンダー視点を事業実施に浸透させるための取組を行った。

1. ジェンダー主流化のための体制整備

(1) ジェンダー主流化推進体制の定着

20年度上期の取組として、年度当初に部署別ジェンダー推進計画書を作成するとともに、20年6月にジェンダー責任者会議を開催し、ジェンダー主流化の進捗状況と課題の確認を行った。また、下期においては、10月1日の改正機構法の施行に伴う組織改編を踏まえ、ジェンダー主流化推進体制の見直しを行うとともに、同推進年間計画の作成・更新を行った。また、本部、国内機関・在外事務所に原則2名配置しているジェンダー担当者についても、同様の見直しを行うとともに、新体制の下でのジェンダー担当者会議開催に向けた準備を行った（21年度第1四半期に開催予定）。

新JICAのジェンダー主流化推進体制



(2) 職員その他の関係者のジェンダーに関する理解の促進

ア. 職員その他の関係者に対する研修の実施

19年度に引続き、新人職員研修、各部署でのジェンダー勉強会等及び在外事務所ではナショナルスタッフ向けの勉強会を実施した。また、新たな職員向けの専門研修の立案に向けて準備を行った。

職員以外のJICA事業関係者についても、国際協力人材赴任前研修及びボランティア調整員の赴任前研修においてジェンダー講義を実施した。なお、国際協力人材赴任前研修では、こうした事業ジェンダーの講義に加えて、日本の代表としての意識や非違行為防止と併せてセクシャルハラスメント等に関する注意喚起を行っている。

さらに、各種課題別研修・国別研修においてもJICA事業におけるジェンダーへの取組について講義を実施した。

また、能力強化研修「実務者・コンサルタントのためのジェンダー配慮PCM研修」を実施し、「ジェンダー視点に立ったPCM手法」に関する講義や演習を通じて、同手法を用いた案件形成(ジェンダー視点に立ったPDM作成、ジェンダー指標設定等)、ジェンダー視点に立ったプロジェクトの運営管理(モニタリング・評価)能力の強化を行った。

イ. 自主学習教材の多言語化と新規教材作成

遠隔自習用教材として、昨年度作成したマルチメディア教材「ジェンダー主流化への取組の好例

～タンザニアキリマンジャロ農業技術者訓練センター計画フェーズ2」（日本語・英語)について利用ニーズに応え、スペイン語化を予定。

また、新たな教材として、「ジェンダー視点に立ったPCM手法」と新たな分野でのジェンダー好例案件を取り纏めた教材を作成予定。

【研修実績】

	19年度	20年度
職員	184人 (うち、国内機関・在外60名)	120人 (うち、国内機関・在外77名)
専門家	148人	160人
ボランティア調整員	74人	78人

2. ジェンダーに配慮した業務運営の実績

21年度要望調査において、ジェンダー担当部署が、無償資金協力を含むすべての要請案件の概要の確認を行い、ジェンダーにかかる具体的な取組が必要な案件を抽出するとともに、ジェンダー視点に関するコメントを行った。

また、10月の改正機構法の施行による業務フローの変更を踏まえ、要望調査段階でジェンダー担当部署がコメントした案件に加え、要望調査を経ない案件（円借款等）についても、実施計画の段階において、ジェンダー担当部署に事前協議し、同部署が必要に応じジェンダー配慮内容をコメントし、その反映状況をモニタリングする体制を整えた。

国別ジェンダー情報は、66カ国について整備しており、20年度は5カ国(ミクロネシア、マーシャル、ナミビア、ボツワナ、イエメン)について新規作成、3カ国(フィジー、南アフリカ、ヨルダン)について更新した。

【公共政策部ジェンダー平等推進課として新規案件を開始】

ジェンダー平等推進課が直接実施する案件として、ジェンダー主流化そのものをねらいとする案件があり、20年度においては、「アフガニスタン女性の貧困削減プロジェクト」を開始した。本プロジェクトは、教育・仕事・発言などの機会を制限されてきた女性の地位向上を目的として、2001年に設置された女性課題省を支援するものであり、女性課題省職員の基礎的な行政に関する知識・技術の向上、情報収集能力、インパクト分析能力ならびに教訓の共有を行う能力の向上、他省庁と連携した貧困女性削減にかかる事業の実施促進・モニタリング、そして実施事業で得られた教訓をまとめた事業実施マニュアルの配布などを行う。

小項目No. 10 事業評価

【中期計画】

(変更前) 旧小項目 No. 10 事業評価

(へ) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、

- 目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を実施する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を着実に実施する。
- 評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的を開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・機関等が直接行う評価とともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する二次評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の50%以上とする。
- 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- フィードバック機能を強化するため、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。
- 各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう調査研究を行い、その開発に取り組む。

(変更後)

(へ) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、

- 目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前から事後にいたる一貫した効率的な評価を実施する。
- 評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的を開催

し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等による評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価件数を全評価件数の50%以上とする。

- 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- フィードバック機能を強化し、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。
- 各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう、調査研究を行い、その開発に取り組む。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目 No.10 事業評価

ア. 事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するとともに、改正機構法の施行に向けて、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力全体として整合性のある評価手法の確立に取り組み、評価体制の一層の強化を図る。また、在外事務所による事後評価の実施国数を拡大する。

さらに、青年海外協力隊事業において引き続き評価を実施するとともに、災害援助等協力事業について、これまでの評価結果を踏まえ、評価ガイドラインを改定する。

イ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者事業評価委員会を定期的に開催し、同委員会から提言を得て、引き続き評価制度・手法の改善を図る。

また、評価の質と客観性の確保のため、外部有識者・機関等が行う評価（一次評価・二次評価）を充実させる。特に、事後評価に関しては、外部有識者・機関等が参画する事後評価の割合を全評価件数の50%以上とする。

ウ. 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。

エ. 評価によって得られた教訓の事業へのフィードバックをさらに推進するため、教訓及びその活用事例を収集・分析し、有用事例の共有を図る。

オ. 平成19年度に実施した、過去の技術協力プロジェクトを対象としたコスト効率性に関する事例調査の結果も踏まえ、費用対効果の明確化に向けたコスト効率性評価のあり方に関する調査研究を行う。

(変更後)

ア. 事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するとともに、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援手法全体として整合性のある評価手法の確立に取り組み、評価体制の一層の強化を図る。

イ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者事業評価委員会を定期的に開催し、同委員会から提言を得て、引き続き評価制度・手法の改善を図る。また、評価の質と客観性

の確保のため、外部有識者・機関等が行う評価を充実させる。特に事後評価に関しては、外部有識者・機関等が参画する事後評価の割合を全評価件数の50%以上とする。

ウ. 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。

エ. 評価によって得られた教訓の事業へのフィードバックをさらに推進するため、教訓及びその活用事例を収集・分析し、有用事例の共有を図る。

オ. 平成19年度に実施した、過去の技術協力プロジェクトを対象としたコスト効率性に関する事例調査の結果も踏まえ、費用対効果の明確化に向けたコスト効率性評価のあり方に関する調査研究を行う。

【当年度における取組】

事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するため、3つの援助手法全体として整合性のある評価手法の確立に向けて取り組み、その一環として技術協力の事後評価を外部評価としたほか、こうした取組について、統合前から旧国際協力銀行と共同で準備を進めた事業評価年次報告書2008において報告した。新組織においても外部有識者事業評価委員会を設置することとし、新組織における事業評価の取組について助言を得た。引続き評価結果のわかりやすい形での提供、データベースやセミナーを通じた評価結果の活用促進に取り組んだ。コスト効率性に関する評価手法の開発に関し、母子保健分野及びHIV/AIDS分野の事例分析に着手した。

1. 一貫した評価の実施

(1) 一貫した評価体制の整備

事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するとともに、説明責任の遂行、評価の透明性・客観性の確保などを強化するため、新組織においては、企画及び事業実施部門から独立した評価部が、事後評価及び事後モニタリングを着実に実施するとともに、事業実施部門が行う中間レビュー等評価の監理及び支援業務を推進した。また、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法全体として整合性のある評価手法の確立に向けて取り組んだ。

ア. 3つの援助手法全体として整合性のある評価手法の確立

上期は、新JICAにおける事業評価のあり方について旧国際協力銀行（海外経済協力業務）と協議を進め、その基本方針、業務フローの各段階における評価の実施方法、プログラム・レベルの評価等について基本合意した。

統合後の下期は、新組織において実施する3つの援助手法については、評価実施のタイミングや評価対象案件の選定基準、評価実施主体等に違いがあったが、各援助手法の特性を考慮しつつ整合性のある評価制度の構築を進めた。具体的には、個別案件の事後評価を外部評価に統一し、従来内部評価を行い、その結果を外部有識者による2次評価を経ていた技術協力の事後評価について、有償資金協力と同様に外部評価に切りかえた。こうした新評価制度の概要及び構築に向け

た取組については、統合前から旧国際協力銀行の評価部門と共同作業で着手し執筆を進めていた、新組織発足後初の発刊となる「事業評価年次報告書2008」に掲載し、公開した(3月)。また、改正機構法の施行に伴い、無償資金協力本体業務の一部の移管を踏まえ、無償資金協力案件の事後評価を試行的に実施した。

さらに、新組織発足を機に、それぞれの援助手法ごとに作成されていた事業評価ガイドライン、マニュアル、テキスト等をもとに、3つの援助手法全体として整合性のある新たな事業評価ガイドラインの作成に着手した。なお、新制度に基づく評価結果は、順次ホームページや「事業評価年次報告書2009」に掲載、公開する。

イ. 指標設定の標準化

19年度に引続き、事業実施部門が行う評価の監理や支援の一環として、案件の計画段階で作成される「事業事前評価表」について、評価部が内容確認を通年に亘って行うとともに、事業実施部門による案件開始後の適切な進捗管理、評価、改善が行われるよう、客観性のある指標の設定を促した。また、技術協力の終了時評価においても、設定された指標に基づき、評価・分析の客観性をチェックし、助言を行った。

また、指標の具体化・明確化など、事業実施部門が案件の目標指標を設定する上で参考となる既往案件の指標設定の優良事例の収集に着手した。

ウ. 在外における評価能力の拡充

国際協力人材赴任前研修(職員及び専門家を対象)において、事業評価に関する研修を行い、在外の評価能力の向上を図った。

(2) 青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価の実施

青年海外協力隊事業の評価については、19年度に実施した、外部有識者からなる「ボランティア事業評価有識者検討会」での評価制度の枠組及び手法についてのレビューによる提言を踏まえ、20年度は、「ボランティア事業評価実施要領」を改定し、評価対象を拡大したほか、アンケート項目の充実化を図った。20年度以降は、改定した実施要領に基づきボランティア事業評価を実施していくこととしている。

災害援助等協力事業については、20年度は、19年度に実施したスマトラ島沖地震・インド洋津波災害への対応等7案件についての分析を受けて、災害発生時からチームの活動終了までの一連の流れの中で、把握及び記録すべきデータやその情報源の抽出と整理、並びに隊員対象のアンケートの項目等の検討を行った。その結果を踏まえ、評価時期やその内容を見直すなど、災害援助等協力事業の特性や実態に即した、より実地的な評価手法及びガイドラインの改定を行った。今後は、改定したガイドラインに基づき事業評価を実施していくこととしている。

2. 外部評価の充実

(1) 外部有識者事業評価委員会の開催

20年度の上期に開催した外部有識者事業評価委員会では、19年度の活動実績や20年度の事業評価の活動計画のほか、技術協力プロジェクトの案件別事後評価の外部評価化について報告した。さらに、前述のとおり、統合を踏まえた内容とした事業評価年次報告書の作成方針や外部有識者事業評価委員会による2次評価の実施方針について委員から助言を得た。

また、同委員会の下に作業部会を設け、機構が実施した終了時評価の結果について、外部の視点から評価の適切性を評価する2次評価を実施した。同評価結果については、同委員会による承認の後、「事業評価年次報告書2008」に掲載・公表した。一方、技術協力プロジェクトの案件別事後評価の外部評価化に伴い、終了時評価に対する2次評価はその役割を終えることから20年度を最終年度とした。20年度においては、従来の2次評価に加え、これまで蓄積された2次評価結果を活用した総合的な分析を行い、結果を総合報告書として取りまとめ公表した。

旧組織における外部有識者事業評価委員会（五十音順・敬称略）

氏名	所属・役職
青山 温子	名古屋大学大学院医学系研究科 教授
池上 清子	国連人口基金 東京事務所長
磯田 厚子	(特活)日本国際ボランティアセンター副代表 女子栄養大学栄養学部 教授
左三川 宗司	(社)日本経済団体連合会国際第二本部 国際協力グループ長
長尾 眞文	国際基督教大学政治学・国際関係学デパートメント 客員教授
林 薫	文教大学国際学部 教授
三好 皓一	立命館アジア太平洋大学大学院アジア太平洋研究科 教授
牟田 博光	東京工業大学 理事・副学長

統合後の新組織においても、協力案件等の評価に関する助言を受けて、評価の質及び評価結果の客観性の向上を図ることを目的とする外部有識者事業評価委員会を設置することとし、国際協力の知見及び評価に関する専門性を有する外部有識者9名を委員に委嘱した。20年12月に開催した第1回会合では、新組織における事業評価の実施状況や今年度活動計画のほか「事業評価年次報告書2008」(案)について説明するとともに、事業評価における今後の取組について委員から助言を得た。

新組織における外部有識者事業評価委員会（五十音順・敬称略）

氏名	所属・役職
池上 清子	国連人口基金 東京事務所長
今里 義和	東京新聞 外報部次長
大野 泉	政策研究大学院大学 教授
澤田 康幸	東京大学大学院経済学研究科 准教授

高梨 寿	社団法人海外コンサルティング企業協会 専務理事
田中 弥生	大学評価・学位授与機構 准教授
中田 豊一	特定非営利活動法人シャプラニール＝市民による海外協力の会代表理事
牟田 博光	東京工業大学 理事・副学長
横尾 賢一郎	(社)日本経済団体連合会 国際第二本部長兼国際協力グループ長

(2) 外部有識者・機関等が参画する評価の拡充

評価部が実施する案件別事後評価のうち、円借款については、旧国際協力銀行と同様に、全件において外部有識者・機関等により実施した。また、技術協力及び今年度の試行の対象となった無償資金協力についても、3つの援助手法における整合性のある評価制度を構築するため、円借款と同様に外部有識者・機関等により実施した。(技術協力32件、円借款55件、今年度試行対象となった無償資金協力2件)。

また、プログラム・レベルの評価については、外部有識者・機関等により6件を実施した。

上記取組の結果、外部有識者・機関等による事後評価の割合は目標の50%を大きく上回った(89% : 95件/107件)。

(外部有識者・機関等の参画割合)	19年度	20年度	目標値
本邦事後評価	4件/15件	95件/100件	—
事後評価 (在外)	26件/29件	0件/7件	—
合計	30件/44件 (68%)	95件/107件 (89%)	50%

3. 評価内容の情報提供

ホームページ上での終了時評価の結果要約の迅速な公開、事業実施部門に対する個別案件の各種評価報告書の作成・公開の定期的な働きかけなどを通じて、わかりやすい形での評価結果の迅速な公開を引き続き推進した。

また、「事業評価年次報告書」について、新組織発足に伴って大幅に刷新した。具体的には、援助手法共通の項目、用語、図等を用い一体的に説明するなど、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の一体感を重視した構成とするとともに、評価結果をより分かりやすく提示するため、簡潔かつ明瞭な内容とし、ページ数も抑えたコンパクトな冊子とした。

評価部が実施した事後評価やテーマ別評価等の結果を報告書に取りまとめたほか、評価結果をよりわかりやすく示すため、「フライヤー」や評価結果から得られたエッセンス・教訓をわかりやすく解説した「現場に役立つ援助の知恵」を作成し、報告書と併せて公開した。

さらに、JICA内外の関係者による評価結果の活用促進を目的に、フィードバックセミナー(公開)において、特定テーマ評価の結果を発表した。なお、開催にあたっては、日本評価学会などを通じて評価関連の外部関係者に対しても広く参加を呼びかけた。

4. 評価内容のフィードバック

機構では、「事業事前評価表」に、過去の類似案件からの教訓の活用状況を記載する欄を設けて、過去の類似案件の教訓を新規事業の計画・立案への活用を推進している。20年度に作成された全ての事業事前評価表も同欄を活用し、案件の形成段階において、過去の評価結果から得られた教訓の活用を図ったほか、個別案件評価やテーマ別評価などの結果を踏まえ、必要に応じて評価部から助言を行った。また、教訓の優良事例を過去の教訓事例を収録したデータベースに追加掲載したほか、評価結果を用いて事業を改善した事例を収集し、機構内で広く共有した。

また、被援助国政府が事業の実施主体となる有償資金協力については、事業の開発効果向上の観点からも、被援助国政府へ評価内容のフィードバックを図り、被援助国政府の評価能力の向上を支援することが重要である。このため、被援助国政府職員を対象とした各種セミナーを開催するとともに、ベトナム、フィリピン、ペルーにおいて、業務協力協定に基づく合同評価を実施した。特に、ベトナムにおいては、事後評価を合同で実施することに加え、ベトナム側の評価監理能力向上のため、評価マネジメント研修等を実施した。

個別案件の実施段階の評価結果から得られた提言が、その後の案件の計画や実施・運営体制の見直しに活用された事例や、過去の類似案件の評価結果から得られた教訓が他の個別案件の計画・運営に反映された事例は以下のとおり。

【評価結果活用の事例】

ア. 実施段階における評価結果（提言）の活用

中国「日中気象災害協力研究センタープロジェクト」では、中間評価の際に、以後の予測モデル開発等の活動に向け、各地域・各専門分野間の更なるネットワーク化が必要であること、また国際的なアピール・認知のため、国際気象観測ネットワークとの連携を強化すること等が提言された。これを受け中間評価以降、ミニワークショップや講習会の開催及びインターネット上に専用サイトを立ち上げる等、各ステークホルダーとのネットワーク強化のための工夫が行われた。その後の活動は順調に進み、終了時評価では予測モデル開発、メカニズム理解向上等、所期の成果が達成されたことが確認された。また、国際的な学会での研究発表を含む情報発信に積極的に取り組んだことで、国際的にもその成果をアピールすることができたと評価された。

イ. 過去の類似案件から得られた評価結果（教訓）の活用

イエメン「タイズ州地域女子教育向上計画」では、事前評価において、女子児童の不就学や中退が男子児童に比べ顕著であり、教育機会の男女格差の是正が課題であると確認された。就学率の向上や中退率の削減については、既にインドネシア「地域教育開発支援調査」やモロッコ「地方基礎教育改善計画調査」などの実施済の案件から、学校と地域が共同で就学キャンペーンや学習環境整備などに取り組む教育改善活動が有効であるとの教訓が得られていた。

そこで本案件では、上記の教訓を活用し、学校委員会と保護者会（父会、母会）の新設や活

性化に取り組んだ。さらに、女子教育促進を学校計画に明確に位置づけるよう働きかけ、こうした取り組みをモニタリング支援する地方教育行政官への研修も実施した。これらの結果、終了時評価では、対象校における6年生の男女生徒の比率の改善が確認された。また、プロジェクト開始前には「男女が平等に教育の権利を有する」と回答した校長はわずか9.4%であったが、3年後にはその割合が96.6%となり、大きな意識変化が見られた。

5. コスト効率性評価の開発への取組

JICA事業の特性に合致したコスト効率性評価のあり方を検討する第一歩として、19年度には、JICAが過去に実施した技術協力プロジェクトを対象としたコスト効率性評価に関する事例調査を実施した。同調査では、まず、機構の事業におけるコスト効率性の考え方として「成果を所与としてどの程度少ない投入で達成したか」と整理した上で、地域、分野、開始年度やアウトカムの類型などの案件属性が協力実績額にどのように影響するか分析を行ったが、アウトカムの種類の違い、すなわち介入対象と課題解決のレベルの協力実績額に対する有意な影響も認められなかった。

このため20年度は、アウトカムの種類が協力実績額に及ぼす影響のより詳細な把握に向けた事例分析を行うべく、事例分析の実施方針や分析に適した開発課題の検討を行った。この検討結果を踏まえて、母子保健分野及びHIV/AIDS分野を分析対象として選定し、事例分析に着手した。

(2) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力 (法第13条第1項第1号)

小項目No. 11 技術協力

【中期計画】

(変更前) 旧小項目 No. 11 効果的・効率的な技術協力事業の実施 (該当部分のみ)

(イ) 技術協力 (法第13条第1項第1号)

(i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。

- 総合的能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。
- 開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。

(変更前) 旧小項目 No. 12 技術協力事業の事業管理 (該当部分のみ)

(ii) 我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、政府による案件検討に資するべく、当該候補案件に想定される投入要素の内容及び概算経費の精度を向上する。

これを踏まえて、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定する。

また、案件の実施中に行う評価結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行うものとする。

そのために、

- 候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。
- 案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。

なお、開発調査については、他の事前の調査との関係にも留意しつつ、一層の効果的・効率的な実施に努める。

(変更前) 旧小項目 No. 13 研修員受入事業

(iii) 研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。

また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。

加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。

青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、

- 第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。
- 海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。
- 日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。
- 青年招へい事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力を絞り込むことにより、研修効果を高める。

(変更前) 旧小項目 No. 14 専門家、コンサルタントの選定

(iv) 相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。

このため専門家については、

- 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。
- 人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。
またコンサルタントについては、
- コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。
- 緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。

(変更後)

(イ) 技術協力（法第13条第1項第1号）

(i) 技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施する。また、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行う。そのために、

- 総合的能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。
- 開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。
- 候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。
- 案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見

直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。

(ii) 研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。

また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。

加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。

青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、

- 第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。
- 海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。
- 日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。
- 青年研修事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力を絞り込むことにより、研修効果を高める。

(iii) 相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、

- 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。
- 人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。またコンサルタントについては、
- コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。
- 緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目 No. 11 効果的・効率的な技術協力事業の実施 (該当部分のみ)

(1) 総論

ア. 総合的な能力開発 (キャパシティ・ディベロプメント: CD) の視点を反映した事業を実施し、主流化を図るとともに、国際的な会議等において積極的な発信を行うための知見を蓄積する。

イ. 平成19年度に行った第三国研修のあり方の検討も踏まえ、南南協力の効果的な実施を図

る。

(変更前) 旧小項目 No. 12 技術協力事業の事業管理 (該当部分のみ)

(2) 技術協力プロジェクト・開発調査

イ. 候補案件に想定される概算経費について、現行の積算手法における単価等を必要に応じて見直し、同手法の活用を通じた概算経費積算の標準化を図る。

ウ. 平成19年度に実施した事業計画内容の平準化・精緻化のための取組状況をモニタリングし、必要に応じて見直す。また、職員が外部状況等の変化に対し、より包括的、柔軟かつ的確に対応した案件実施ができるよう、事業マネジメントのあり方について研修を行う。

エ. 有償資金協力及び無償資金協力の計画策定に寄与するような開発調査の実施を促進する。

(変更前) 旧小項目 No. 13 研修員受入事業

(3) 研修員受入事業

ア. 平成20年度に実施する全ての課題別研修案件について、新たな事前評価、年次評価及び終了時評価を適用するとともに、事後評価制度を試行導入する。

イ. 平成19年度に大幅な見直しを行った課題別研修の計画及び要望調査の枠組みを点検し、必要な改善を行う。

ウ. 課題別研修について、対象組織と研修員の選定、開発途上国側による事後活動の促進、フォローアップ等を在外事務所の関与を得て強化し、開発途上国側の組織的な取組を促進する。また、海外で実施する研修について、第三国研修等を効果的に実施する上でPDCAサイクルの定着に向けて体制を強化する。

加えて、平成20年度における課題別研修の実施にあたっては、研修終了後、研修成果が活用されることにより実際に組織開発や制度改善などに結びついているかを重視して、事後活動やフォローアップを行う案件の割合を高める。

エ. 各分野課題の主要なテーマについて、大学との連携などにより標準教材等の開発を促進するとともに、学習をより効果的に促すための研修の標準的な手法について機構内の定着を図るなど、研修の効果を向上させる。

また、帰国研修員との繋がりを強化し、帰国研修員のJICA事業への活用を促進するため、帰国研修員を対象としたインターネットサイトの開設、研修の成果を実践の場に適用する支援等のソフト型フォローアップ協力を充実する。

オ. 青年研修事業については、平成19年度に実施した事業内容の見直しをレビューし、研修内容のさらなる充実を図る。その際、各国の援助課題に合致した研修内容の研修日程中の割合を90%以上とする。

(変更前) 旧小項目 No. 14 専門家、コンサルタントの選定

(4) 専門家・コンサルタントの選定

ア. 専門家の質の向上のため、人選に関する国内外の事例を調査し、より効果的な人選方法を検討する。

イ. 平成17年度に試行を開始した個々の専門家の活動に対する評価制度について、正式導入及び専門家再活用のための仕組みの検討を進める。

ウ. コンサルタント選定に関し、平成19年度に試行的に実施した、価格と質の両面から評価するプロポーザル方式選定について、その結果も踏まえ、競争性を一層高める選定方法について検討を進める。

エ. ファストトラック等に認定された緊急案件について、公示から契約までの手続きを30日以内で実施する等、手続きの迅速化を推進する。

(変更後)

(1) 技術協力全般

ア. 総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）の視点を反映した事業を実施し、主流化を図るとともに、国際的な会議等において積極的な発信を行うための知見を蓄積する。

イ. 平成19年度に行った第三国研修のあり方の検討も踏まえ、南南協力の効果的な実施を図る。

ウ. 候補案件に想定される概算経費について、現行の積算手法における単価等を必要に応じて見直し、同手法の活用を通じた概算経費積算の標準化を図る。

エ. 平成19年度に実施した事業計画内容の平準化・精緻化のための取組状況をモニタリングし、必要に応じて見直す。また、職員が外部状況等の変化に対し、より包括的、柔軟かつ的確に対応した案件実施ができるよう、事業マネジメントのあり方について研修を行う。

(2) 研修員受入事業

ア. 平成20年度に実施する全ての課題別研修案件について、新たな事前評価、年次評価及び終了時評価を適用するとともに、事後評価制度を試行導入する。

イ. 平成19年度に大幅な見直しを行った課題別研修の計画及び要望調査の枠組みを点検し、必要な改善を行う。

ウ. 課題別研修について、対象組織と研修員の選定、開発途上国側による事後活動の促進、フォローアップ等を在外事務所の関与を得て強化し、開発途上国側の組織的な取組を促進する。また、海外で実施する研修について、第三国研修等を効果的に実施する上でPDCAサイクルの定着に向けて体制を強化する。加えて、平成20年度における課題別研修の実施にあたっては、研修終了後、研修成果が活用されることにより実際に組織開発や制度改善などに結びついているかを重視して、事後活動やフォローアップを行う案件の割合を高める。

エ. 各分野課題の主要なテーマについて、大学との連携などにより標準教材等の開発を促進するとともに、学習をより効果的に促すための研修の標準的な手法について機構内の定着を図るなど、研修の効果を向上させる。また、帰国研修員との繋がりを強化し、帰国研修員のJICA事業への活用を促進するため、帰国研修員を対象としたインターネットサイトの開設、研修の成果を実践の場に適用する支援等のソフト型フォローアップ協力を充実する。

オ. 青年研修事業については、平成19年度に実施した事業内容の見直しをレビューし、研修内容のさらなる充実を図る。その際、各国の援助課題に合致した研修内容の研修日程中の割合を90%以上とする。

(3) 専門家・コンサルタントの選定

ア. 専門家の質の向上のため、人選に関する国内外の事例を調査し、より効果的な人選方法を

検討する。

イ. 平成17年度に試行を開始した個々の専門家の活動に対する評価制度について、正式導入及び専門家再活用のための仕組みの検討を進める。

ウ. コンサルタント選定に関し、平成19年度に試行的に実施した、価格と質の両面から評価するプロポーザル方式選定について、その結果も踏まえ、競争性を一層高める選定方法について検討を進める。

エ. ファストトラック等に認定された緊急案件について、公示から契約までの手続きを30日以内で実施する等、手続きの迅速化を推進する。

【当年度における取組】

技術協力の効果的な実施に向けて、総合的な能力開発を重視した事業の実施及び機構の内外での共有、第三国研修の実施基準及び各種マニュアルの改訂、南南協力に関する経験の発信に取り組んだ。また、事業マネジメントの向上及び事業内容の精緻化に向け、事業マネジメントハンドブックの活用を図った。

研修員受入事業については、平成19年度に制度設計を行った課題別研修の事前から終了時までの評価の本格導入を行い、事後評価を試行した。また、19年度に導入した「課題別研修第三者検証委員会」による新規・更新案件の妥当性及び有効性の検証を行うとともに、要望調査方式のプロセスを効率化し、相手国への早期通報を実現した。青年研修（旧青年招へい）事業については、専門的知見の習得を従来以上に重視した内容への見直しが完了した。

専門家の確保及び活用に関し、これまでの試行結果を踏まえ、専門家の活動評価を本格導入するとともに、評価の活用にかかる仕組みの検討を進めたほか、コンサルタント選定については、簡易審査制度の導入等を通じ、一層の競争性の向上を図った。

1. 総合的な能力開発を重視した事業の実施及び知見の蓄積

機構は、近年の国際社会における技術協力の動向やあり方に関する議論、我が国の協力の経験等も踏まえ、「能力（キャパシティ）」を開発途上国の「課題対処能力」、すなわち、個人や組織の能力のみならず、制度や政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力と位置付けた上で、「開発途上国の課題対処能力が、個人、組織、社会などの複数のレベルの総体として向上していくプロセス」を「総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロプメント：CD）」と捉え、相手国の事業実施担当者（カウンターパート）個人に対する我が国の技術の移転に留まることなく、開発途上国の自立を促し、経済的、社会的に持続性のある成果をもたらす事業の推進を目指している。

20年度は、CDに係る知見の蓄積の一環として、19年度に引続き、「キャパシティ・アセスメント調査研究」及び「CDと開発効果に関する国際共同研究」（6国際機関及び11カ国が参加）を実施した。

また、先進国実務者間のネットワーク「CDに関する学習ネットワーク（Len-CD）」における積極的な意見交換や、開発途上国、NGOを中心としたプラットフォーム「CDアライアンス」

ス」の立ち上げへの支援等を通じて、CDの国際的な主流化に努めた。さらに、日本が主張する「開発プロセスにおけるCDの重要性」や「技術協力はCDのための一手段」との認識について、援助効果向上に関する第3回ハイレベルフォーラム(9月、ガーナ・アクラにて開催)にて、上記「CDと開発効果に関する国際共同研究」の成果の発表等を通じて、関係者と共有した。こうした取組の結果、「CDは、ドナー国が支援の役割を果たしながら、開発途上国の責任のもと実施されるものであり、なかでも技術協力は、CDのための一手段であることを確認。」といった文言が成果文書である「アクラ行動計画」に盛り込まれるなど、上記認識が共有・確認された。

また、これまでに蓄積した知見をセミナー、国際会議等で発信するとともに、CDの視点の一層の事業への反映を強化するため、職員及び関係者を対象とする研修を実施した。

【セミナー・国際会議等での発信】

- ・ アジア地域におけるアクラ行動計画の現地化と開発成果に向けたCDに関するマニラ会合(21年3月、マニラ)において、「CDと開発効果に関する国際共同研究」から得た教訓等を発表。
- ・ 「国際開発協力におけるキャパシティ・ディベロプメントと制度変化に関するセミナー」(20年7月、東京)を開催。
- ・ 日本、国際開発計画(UNDP)、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)が設立した「開発効果のためのキャパシティ・ディベロプメント・ファシリティ」の準備会合(21年3月、マニラ)において、「CDと開発効果に関する国際共同研究」の成果を発表。

【研修の実績】

専門家派遣前研修	279人/12回(+職員聴講31人)
大使館赴任前研修	50人/1回(経済協力担当者向け)
FASID国際協力基礎コース	36人/1回(若手実務者向け)

また、CDを重視した事業の分析事例としては、以下のとおり。

【タンザニア国モロゴロ州保健行政強化プロジェクト】

協力期間：13年4月～19年3月

相手国機関名：モロゴロ州保健行政チーム、モロゴロ州内6県保健行政チーム

●CDの視点を重視した側面及びインパクト

本プロジェクトは、プライマリー・ヘルスケアや疾病別の協力にとどまらず、保健行政システムそのものへの支援として、保健セクター改革および地方分権化改革を踏まえて、地方における保健サービス実施のための人的資源とマネジメント基盤の強化に取り組んだもの。モロゴロ州保健行政チームおよび同州内6県保健行政チームの主体性とリーダーシップを尊重し、保健行政にかかわる多様なアクターとのネットワーク構築を支援することで、CDインパクトを発現させたことが特徴となっている。具体的には、活動内容の検討や指標の設定において、専

門家が触媒的な活動に徹し、カウンターパートが自ら目標設定することで活動に対する主体者意識を醸成した。また、対象6県横断のワーキンググループでの活動を通じ、県同士の横のネットワークのみならず、業務別のネットワークも構築することができた。さらには、自立発展性の確保のため、モロゴロ州内外にある大学や研究機関などのローカルリソースの活用と連携にも配慮した。

こうした取組の結果、モロゴロ州においては新生児死亡率、5歳以下乳幼児死亡率、妊産婦死亡率ともに目覚ましい低下を遂げつつあり、貢献要因の一つとして、本プロジェクトの保健行政官の能力強化が末端の保健施設従事者のサービス提供能力向上にまでインパクトを与えたことが考えられる。

2. 南南協力支援事業の充実等

(1) 南南協力支援事業の効果的な実施

南南協力支援事業については、以下の取組を行った。

ア. 在外事務所における業務の質の向上にかかる取組

19年度に策定した「南南協力支援（第三国集団研修事業）の改善方針」を踏まえ、海外で実施することが適当な研修案件の基準として「第三国研修の実施基準」を定めるとともに、在外事務所職員向けの「在外技術研修業務マニュアル」及び「第三国専門家派遣事業業務マニュアル」について、現行制度を反映した改訂版を完成させ、機構内に周知した。このほか、中南米地域における試行的な取組の一環として、前年度に続き、21年11月に「ラテンアメリカ地域における南南協力促進調整会合」を開催し、同会合での合意を踏まえ、南南協力におけるニーズとリソースのマッチングを図るべく、中南米地域内の南南協力に関する要望聴取を行った。さらに、同地域の南南協力支援国別の手続き等をまとめ、支援を希望する国がより迅速に支援を受けられるよう、中南米地域南南協力執務マニュアルの作成に着手した。

イ. 南南協力支援の経験の発信

機構は、国連開発計画（UNDP）との共催で南南協力実務者ワークショップ（20年12月、ニューヨーク）を開催し、同ワークショップにおいて、他の援助国と比較して豊富な実績を有する三角協力の経験を紹介し、援助国、南南協力の支援国及び受益国の3者それぞれが裨益する関係の構築が高く評価されていることを説明した。また、南南協力の支援国及び受益国側からも機構との連携事例が報告された。

また、ハイリゲンダム・プロセスの一環として、21年2月にチュニジアで開催されたアフリカ開発銀行三角協力ワークショップにおいても、機構の三角協力の経験を発表し、機構が推進する三角協力に対して参加関係者から高い評価を得た。同ワークショップの機会に、ドイツから機構に対して、南南協力に関する共同調査の具体的な提案がなされ、21年度に実施する予定である。

なお、20年度の南南協力支援事業の実績（国際約束に基づくもの）は以下のとおり。

	18年度	19年度	20年度（暫定値）
第三国研修 （件）	175	156	177
第三国専門家 （人）	76	65	64

3. 技術協力プロジェクトにかかる事業マネジメントの向上

機構では、適切な事業予算の計画・管理を行うため、18年度財務省予算執行調査も踏まえ、19年度より、要望調査段階（採択前）における候補案件の検討にあたり標準的な単価・手法を設定して、概算経費の算出を行っている。20年度についても、同手法を21年度要望調査において全案件に適用するとともに、新JICAの業務を踏まえた積算手法・システムの更新を行った。このほか、案件採択後に詳細な実施内容及びスケジュールを検討して概算経費の見直し・調整を行うプロセスを導入し、一層の精緻化に努めた。

また、事業の実施段階における事業計画内容の精緻化に関しては、19年度から検討を開始した担当職員向けの執務参考資料「実施計画書作成ガイドライン」を完成させた。19年度に、事業マネジメントの基本的な考え方、機動的な実施監理、複数案件の統合的な運用等について取り纏めた「事業マネジメントハンドブック」を機構内に配布し、活用を図ったほか、課題6部の職員の事業マネジメントにつき、一定の質を確保できるよう、課題部に新規に配属された職員向けに共通の導入研修を実施し、下期に3回実施した。

また、19年度に引続き技術支援要望調査を実施し、在外事務所による事業の形成及び実施を支援した。

4. 研修事業の評価システムの改善と研修案件の改廃・新設への反映

（1）研修員受入事業の評価システムの改善

事前から事後に至る評価システムの確立に向け、20年度は以下の取組を行った。

ア. 事前評価の導入

19年度に試行した実施要領及び様式による事前評価（課題別研修の新規案件の研修実施期間（原則3年間）全体を対象とした評価）を20年度から正式導入した。

イ. 改善された年次評価及び終了時評価の導入

従来の課題別研修の年次実施報告について、目標に対する評価を行い、必要に応じ実施内容の修正ができるよう年次評価報告として改定を行った。終了時評価についても、目標の達成状況を評価できるよう、19年度に定めた実施要領及び様式に基づく評価を20年度から正式導入した。

ウ. 評価制度の定着及び事後評価の導入に向けた検討

事後評価（研修案件終了から数年経過した時点での評価）の導入に向け、19年度に策定した事後評価制度の骨子案に沿って、ベトナム、タンザニアにおいて試行的に事後評価を実施した。その際、「課題別研修第三者評価委員会」の協力を得て、インタビューの対象グループの選定や質

問内容等、評価手法を中心に検討した。

また、1件1件が比較的小規模な事業である研修事業においては、いかに目標及び成果の設定を行っていくかが課題であり、事後評価においてもその点を踏まえた評価を行うべく、検討予定。

(2) 研修案件の改廃と新設の検討手順の改善

20年度は、以下の取組を行い、課題別研修の案件検討方法を改善した。

ア. 課題別研修の年度計画及び要望調査の改善

19年度に改善を行った課題別研修の年度計画の作成方法と要望調査方式について、相手国側の要望に一層即したものとなるよう、以下の改善を行った。

- ・ 従来、9月に実施していた要望調査を技術協力及び無償資金協力の要望調査と併せて7月に実施し、国別重点課題及び協力プログラムと整合性を持った課題別研修の検討を促進するとともに、研修計画作成の早期化、要望調査の効率化を図った。
- ・ 研修目的（分野課題、テーマ内容）、もしくは対象とする人材層（使用言語等）が共通するものを「類似案件」としてグループ化し、要望調査において案件の受入可能人数を超過した場合に、同一グループ内で要望を振り替えることを相手国側に明示した形で実施した。これにより、相手国との調整作業が効率化し、早期に採択結果を通報した案件の割合が高まった上、相手国側が要望した案件が割当てられる確率（割当人数÷要請人数）は、19年度に続き9割を超過した。

イ. 第三者検証制度の実施

19年度に導入した「課題別研修第三者検証委員会」において、機構（国内機関等）及び各府省が提案する165件の課題別研修の新規・更新案件の妥当性及び有効性を検証した。その結果、56件については研修計画の若干の修正を行い、また、原案のままでは実施が不相当とされた案件については、提案内容を抜本的に修正し、同委員会の再検討、確認を得て15件を採択し、最終的に9案件が不採択となった。また、20年度より、在外からの要望数が4名未満の案件は、ニーズが低いことから採択しないこととし、28件を不採択とした（計37案件を不採択）。

5. 研修実施基準の策定

海外で実施することが妥当な研修案件の基準として、海外で実施する研修の大宗を占める第三国研修につき、19年度にとりまとめた「第三国集団研修事業の改善方針」等を踏まえ、本項目2.「(1) 南南協力支援事業の効果的な実施」においても記載のとおり、第三国研修の実施基準を作成した。同基準では、研修の意義として、①日本による協力成果の普及・発展、②地域協力・グローバルな協力への貢献、③開発途上国人材・組織の補完的活用のいずれかが認められること等を定めた。

また、上記基準に則り第三国研修に係る実務を行う上での執務参考資料として、「第三国集団研修事業の計画・評価の手引き」の案を作成するとともに、現地国内研修も含めた実施手続きや留意事項等をまとめた「在外技術研修業務マニュアル」を作成した。

一方、本邦で実施する研修案件については、19年7月に作成した「課題別研修実施基準」において、研修の目標として、①中核的人材の育成（「中核人材育成型」）、②中堅人材を対象とした知識・技能の普及（「人材育成普及型」）、③組織や社会の課題の解決の促進（「課題解決促進型」）、④国際対話（「国際対話型」）を定め、21年度案件（新規・更新）の形成においても、組織開発や制度改善の視点から研修員の所属組織における成果発現が期待される案件を重視した。その結果、21年度実施予定の研修案件544件（学位取得を目的とする長期型を除く）のうち、356件が組織対応型案件（「人材育成普及型」、「課題解決促進型」）となり、その割合は65.4%と18年度実績（%）を24.3ポイント上回った。

	18年度	19年度	20年度
組織開発や制度改善を重視した案件の割合	41.1%	56.2%	65.4% (24.3ポイント増)

*カッコ内は18年度実績に対する増減ポイント率を示す。

*19年度業績報告では20年度採択案件の上記比率は54.7%であったが、事前評価を行った段階で一部案件の類型を見直した。

また、研修成果の発現には、上記の各類型に応じた適切な組織の選定及び研修員の参加が重要であるため、研修員候補者の応募書類の改善を図るとともに、対象組織の妥当性も含めて確認を行うべく、「スクリーニングシート」を導入した。

6. 研修内容・研修方法の改善とフォローアップ活動の充実

（1）研修内容・方法の改善

課題別研修の内容、方法等に関し改善が望ましい事項を列挙した「課題別研修チェックリスト」の改善項目（16の中項目及び89の小項目）に沿って、個々の研修案件について改善を図った。20年度は、本邦研修の前後の現地における活動を強化する改善等、延べ3,581件の業務改善を行った。これら取組の結果、各研修案件の実施において、業務改善項目を踏まえて、計画、運営、フォローアップを行う仕組みが定着しつつある。

研修内容の付加価値を高める観点から、大学を実施機関とする課題別研修（106件）のうち、2案件について、大学側の理解・協力を得て、1年未満の期間ではあるが、学位取得可能な案件として実施した。また、研修をより効果的に実施すべく、研修講師向けのファシリテーション教材の作成に着手した。

（2）フォローアップ活動の充実

20年度は、課題別研修と連動し、帰国研修員及びその所属組織の取組を、本邦の研修実施機関とともに促進する「課題別研修リンク型のソフト・フォローアップ協力」を32件実施した（19年度実績46件）。

さらに、19年度に開発した帰国研修員への情報提供、研修員相互のコミュニケーション促進を目的としたウェブサイトについて、21年4月からの試行運用に向け、利用規約やマニュアル等の策定を含む実施体制の整備及び運用方針の決定を行うとともに、試行対象研修案件の選定を

行った。

7. 青年研修（旧青年招へい事業）にかかる見直し

青年招へい事業については、19年度から交流性の強いプログラムを廃止し、日程を短縮するとともに、技術協力の一環として、従来以上に専門的知見の習得を重視した内容に見直した。名称も「青年研修」とし、その位置付けを「開発途上国の当該分野の将来リーダーとなる青年層を対象とし、日本の技術経験を理解し、知識と意識を向上させる基礎的な研修」として、再整理した。

20年度は、研修案件の全日程（18日間）のうち、土・日曜日（4日間）、来日/帰国日（2日）、福利厚生等の日程を除いた研修期間における技術プログラムの割合を94%まで引き上げ（19年度実績79%）、移動日等の必要日数等を除く全ての時間の技術研修への振替が完了した。

また、20年度に実施した87案件（1,464人）中70案件（計1,187人）が各国の重点課題（基礎教育、環境、地域振興、地域保健医療等）に整合したものとなった（全体の約8割）。また、残りの約2割については、障害者、社会保障等、一部の地域及び国別の重点課題には含まれないものの、開発途上国からのニーズが高い分野となっている。

青年研修の要望調査の実施方法については、20年度からは、19年度の要望調査で要望の多かった分野および国内機関の実施可能な分野を踏まえ、案件概要リスト（22分野）を策定し、その中から案件を選択する方式に変更した。これにより、従来の要望調査では、分野、対象者等の案件内容を自由記述方式をとっていたために生じていた日本国内のリソースとのミスマッチが解消された。また、20年度は、青年研修事業単独の要望調査ではなく、国別要望調査と同時期（7月）に実施したことにより、国別重点課題、協力プログラムと整合性のある青年研修の検討を促進し、研修計画作成の早期化、要望調査の効率化を図った。このような取組により、援助課題への合致を促進するとともに、課題別研修等ではカバーされないものの、ニーズの高い分野を青年研修が補完する形で全体として相手国の要望に応える協力も可能となっている。

8. 民間人材の積極的な活用

20年度の公示・公募により選定された専門家の比率は74%となった（暫定値。平成19年度実績70%）。

今後の人選手続きのさらなる改善のため、国際機関等の人材募集・選考・評価の一連のプロセス及び現状のJICA専門家の確保・活用に関する改善点の検討に関わる調査を実施した。調査では、分野毎の国際協力人材の需給状況について、過去の専門家派遣データから人材の所属先や人選方法を分析するとともに、各課題部からのヒアリング等を行った。本調査に基づき、人材が少なくリクルートが困難な分野の存在や募集・選考における手続きの複雑さ等の課題につき、関係部署と連携して検討を進め、公募と公示の適用の見直しに関する試行や、推薦方法の改善検討に着手した。

機構事業への参画を促進するために、仙台及び広島で実施された国際協力キャリアセミナー等

において、専門家としての派遣に関心のある人材に関して、直接応募手続き等を説明した。また、「PARTNER」を含む機構ホームページにおける手続きの説明や個々の公募内容や資格要件の記載を見直すとともに、公募において併願方式を導入し、応募者増と優秀な人材の参画を促進するための取組を行った。

人選のための委員会については、関係省庁との事前協議で調整を終えたため、20年度は開催しなかった。

9. 人材の業績評価の着実な実施と反映

今期は、これまで試行的に実施してきた専門家の活動評価につき、評価対象者、評価方法、活用方法等の整理・見直しを行ったうえで、本格導入した。また、専門家の再活用にかかる仕組みの検討を進め、専門家候補者がJICA事業の経験者である場合に、過去の活動の評価を選考に反映できるよう、専門家、ボランティア、コンサルタント等の評価情報（データベース）を横断的に検索できる「評価ビューアシステム」を開発し、関連部署の業務の効率化と評価活用の徹底に取り組んだ。

専門家評価の回収率は、20年度第3四半期までの累計で99%を達成した。

10. コンサルタント選定方法の改善

コンサルタント選定方法の競争性の一層の向上に関し、20年度は、コンサルタント登録済みでない場合も応募を可能とする簡易審査制度を導入したほか、共同事業体の結成に関する制限を撤廃した。従来、コンサルタント登録については、2営業年度の決算実績をもとに審査をしていたが、簡易審査制度では、1営業年度の決算実績の審査に合格すれば、当該案件に限り競争参加を可能とした。また、共同事業体の結成については、従来、分野と業務内容により原則として制限を設けていたが、プロポーザル提出時に適正な競争が妨げられるおそれのある場合を除いて、原則として複数社の参加を可能とした。

11. 緊急案件における迅速な選定

20年度は、緊急案件の認定及び迅速な選定手続きの適用実績はなかった。

(ロ) 有償資金協力 (法第 13 条第 1 項第 2 号)

小項目No. 12 有償資金協力

【中期計画】

(ロ) 有償資金協力 (法第 13 条第 1 項第 2 号)

(i) 有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施する。

- 円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款事業を促進する。
- 円借款を通じて、開発途上国における経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。

(ii) 開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国及び機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。

- 円借款借入国との緊密な政策対話やマクロ経済調査等により、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。
- 円借款事業の開発効果を高めるための調査・研修等を今後とも推進する。
- 地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、円借款事業を通じた開発効果の向上に努める。

【年度計画】

ア. 円借款事業の案件形成から工事等契約までの期間を短縮し、円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。

イ. クールアース・パートナーシップに基づく気候変動問題対策に資する円借款および第 4 回アフリカ開発会議 (TICADIV) に対応したアフリカ向け円借款をはじめとして、我が国にとって政策的に優先度の高い円借款事業を促進する。

ウ. 経済社会インフラ整備や投資環境整備に資する政策制度改善型の円借款支援を活用し、開発途上国における民間経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。

エ. 円借款借入国との緊密な政策対話とともに、マクロ経済調査や債務持続可能性分析を行い、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。

オ. 円借款事業に係る事前・事後の調査等を充実させるとともに、借入国等の事業関係者に対するフィードバックを通じ、開発効果を高める。また、貸付や調達等の事業実施に係るガイドライン等の改訂及び事業実施機関職員に対する研修やセミナーを行い、借入国の事業実施能力の向上を図る。

カ. 地方自治体、大学、民間企業、NGO等との組織的連携強化を踏まえた連携型調査等を推進し、円借款事業の開発効果の向上に努める。

【当年度における取組】

平成20年度の円借款業務は、前年度を上回る規模の新規承諾及び9年振りに7,000億円を超える貸付実行を行うとともに、実施の迅速化に向け、要請から貸付契約までの標準期間の設定及びモニタリング、円借款手続きに係る開発途上国政府向けのセミナー、専門家派遣や調査を行った。また、政策的優先度及び開発ニーズの高い事業の実施に努め、その開発効果を高めるため、研修、調査、開発パートナーとの連携に取り組んだ。

1. 円借款の供与実績

20年10月の改正機構法の施行による旧国際協力銀行からの有償資金協力業務の承継に伴い、本項目を新規に追加した。

統合後の20年度下期における円借款の供与実績は、新規承諾件数は37件、新規承諾額は6,137億円であった。なお、通期実績では、新規承諾件数54件（承諾対象は、前年度と同様19カ国及び1国際機関向け）、新規承諾額9,294億円であり、前年度比3.1%増、12年度以降の最大規模となった。また、20年度は、総額7,143億円の貸付実行を行い、平成11年度以来9年振りに7,000億円を超え、19年度の6,839億円を上回る実績を残し、ODA100億ドル増の国際公約達成に向け、貢献した。

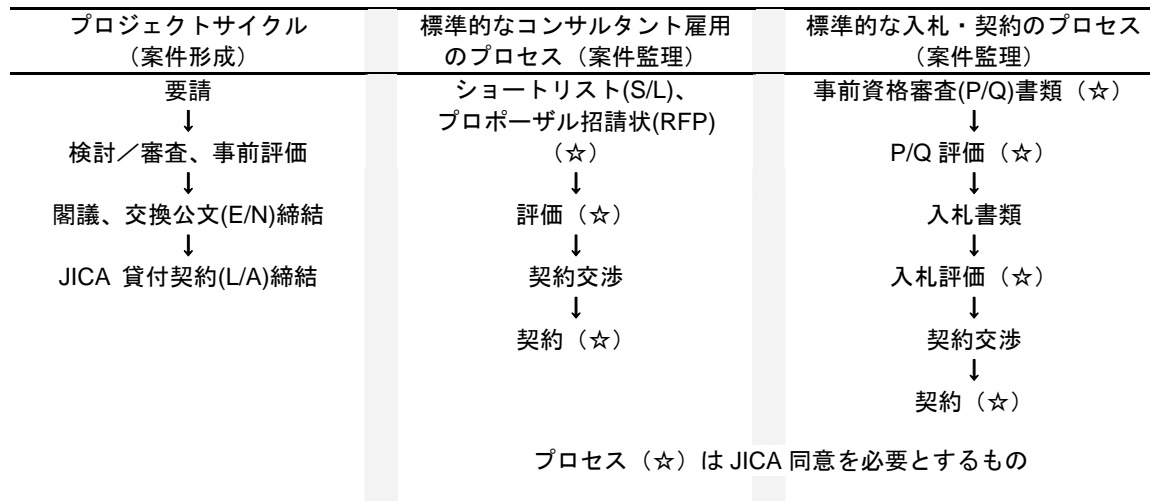
20年度は、前年度に生じた橋梁崩落事故を踏まえ、開発途上国の事業実施機関に対する安全管理の強化（詳細は、小項目 No. 5「効率的な事業の実施」参照）や、外国公務員に対するコンサルタントの贈賄汚職問題の発覚に対応した、事業関係者の不正腐敗防止に向けた取組強化を促す（詳細は、小項目 No. 2「事務手続きの効率化」参照）など、適正に円借款事業を実施した。

なお、機構は、円借款事業の全ての貸付債権の資産自己査定を定期的実施することを通じ、信用リスク管理を適切に行った。また、貸付債権の返済で延滞が発生した場合には、状況把握や延滞解消等に努め、公的債権者会議（パリクラブ）の国際的な枠組の下での債務救済が必要と考えられる場合には、債権各国と協調して回収計画の見直し（繰り延べ措置等）を検討した。

2. 迅速化に向けた制度改善等の取組み

円借款の供与については、開発途上国からの正式要請後、機構による検討、日本政府による検討等を経て、機構と相手国政府との間で貸付契約を締結（融資承諾）する。その後、開発途上国側（政府または事業実施機関）は、機構の各種ガイドラインに則って、コンサルタント雇用や土木工事等の調達を行い事業を実施する。

【円借款事業のプロセス】



日本政府は、19年6月に「円借款の迅速化について」を公表し、円借款プロセスの各段階に要する期間を短縮する方針を打ち出した。その取組の一環として、円借款要請から貸付契約締結までに要する標準処理期間を9ヶ月以内にすることを目標として設定し、9ヶ月以内に処理できた割合を19年度承諾分から公表している。機構は、この標準処理期間を踏まえ、案件進捗管理を行い、定期的に日本政府と協議し、情報共有・実施促進を行った。また、開発途上国政府に対しても、在外事務所等による、適時の円借款手続きセミナーの開催等を通じ、事業実施を促進した。

案件形成に関しては、従来円借款事業の要請に必要なフィージビリティ調査を、開発途上国政府は機構の技術協力（開発調査）等により作成していた。しかし、円借款事業の日本側実施機関が異なっていたことから必ずしも迅速な要請につながる一体的な運用とはなっていなかった。20年度下期以降は、円借款事業を念頭においた協力準備調査の導入により、フィージビリティ調査から資金協力の実施に至る日本側の実施体制が一元化され、案件の形成から実施までを切れ目なくかつ迅速に行うことが可能となった。

また、上記の日本政府による方針では、事業実施に係る貸付契約締結後の、コンサルタント及び本体工事の調達に要する期間についても2年以内に短縮することが目標とされた。目標導入後、取組成果は、21年度以降から現れることになるが、機構は、事業実施機関が主体となって実施する調達業務を円滑に遂行するため、調達セミナー専門家派遣や調査を行い、迅速化に取り組んだ。

3. 政策的優先度及びニーズの高い円借款新規承諾の実績

機構は、相手国政府や国際援助機関等との対話、日本政府との緊密な協議を通じて、政策的に優先度が高く、また、開発途上国の開発ニーズに合致した案件の実施に努め、20年度は、日本政府が対外的にも支援強化を公約した、気候変動対策およびアフリカ向け支援を重点的に推進した。

(1) 気候変動の緩和・適応等の環境保全改善効果が期待される円借款の承諾実績

20年1月の世界経済フォーラム（ダボス会議）にて、日本政府が表明した「クールアース・パートナーシップ（気候変動対策のための資金メカニズム）」に基づき、2008年～2012年の5年間で概ね100億ドル程度の支援（「適応」策・クリーンエネルギーアクセス支援：概ね20億ドル程度を支援、「緩和」策：概ね80億ドル程度を支援）を達成すべく、案件形成に取り組んだ。

20年度下期には、温室効果ガスの排出抑制と経済成長の両立についての政策協議を経てクールアース・パートナーシップを構築した国に対する気候変動対策円借款として、新たに2件（319億円。バングラデシュ「ハリプール新発電所建設事業（II）」及び「中部地域配電網整備事業」で、開発と温室効果ガス排出の抑制を同時に達成する取組を実施するもの。）の貸付契約を締結した（20年度通期では3件、627億円）。

このほか、気候変動対策円借款の対象ではないが、20年度下期には、12件、3,018億円（20年度通期では16件、3,491億円）の地球温暖化対策案件（DAC分類）の貸付契約を締結した。

(2) アフリカ向け円借款事業の承諾実績

20年5月の第4回アフリカ開発会議（TICADIV）において、日本政府がアフリカ向けODAを5年間（2008年～2012年）で倍増させ、円借款を5年間累計で最大40億ドル支援することを表明したことを受け、機構は、協力準備調査等を活用し、円借款事業の案件形成を図った。

20年度下期のアフリカ向け円借款の新規承諾件数は6件、承諾金額は360億円（サブサハラ以南向け121億円、北アフリカ向け240億円）となった。（20年度通期では、新規承諾件数7件、承諾金額681億円。うち、サブサハラ以南向け121億円、北アフリカ向け240億円、アフリカ開発銀行向け321億円。）

具体的には、ザンビア、カメルーン、エジプト向けのプロジェクトを通じた支援のほか、タンザニアに対する政策制度改善のための財政支援型借款の貸付契約を締結した。

4. 経済社会インフラや、投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款承諾の実績

開発途上国の経済社会インフラ整備の円借款事業新規承諾件数は35件、承諾金額は6,006億円（通期：50件、8,829億円）となった。

中西部アフリカにおける複数国を縦断する国際幹線道路の整備等、複数国間の経済統合の推進を図るなど、広域的視点からの支援や、インドネシアやベトナムにおいて、日本の鉄道技術及びノウハウを活用した都市鉄道の建設を通じ、深刻な交通渋滞、交通事故の多発や大気汚染等の緩和に資する支援が行われた。

また、開発途上国の投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款事業新規承諾件数は6件、承諾金額は655億円（通期8件、1,346億円）となった。

【事例】

- ・エジプト「零細企業支援事業」3, 760百万円：
同国全土において零細企業に対して融資を行うことにより、所得増加と雇用機会の向上を図り、同国における貧困緩和と社会・経済の安定化に寄与するもの。
- ・インドネシア「ジャワ・スマトラ連系送電線事業（E/S）」3, 886百万円：
送電線の新設等を行うことにより電力需給逼迫の緩和と電力供給の信頼性向上への貢献を通じた投資環境改善を支援。

【その他実績】

- ・インド「中小零細企業・省エネ支援事業」30, 000百万円
- ・フィリピン「開発政策支援プログラム（II）」9, 293百万円
- ・インドネシア「開発政策借款（5）」9, 293百万円
- ・インドネシア「インフラ改革セクター開発プログラム（2）」9, 293百万円

5. 開発途上国との政策対話、マクロ経済調査及び債務持続性分析に係る調査の実績

有償資金協力による開発効果を高めるためには、資金の提供のみならず、様々な外的・内的要因により、絶えず変化する開発途上国の債務持続可能性を的確に把握し、適切な支援や助言を行うことが重要との観点から、33カ国において開発途上国政府等との政策対話やマクロ経済調査、債務持続性分析等を実施した。

20年9月以降の世界金融危機の深刻化が多くの開発途上国の経済に影響を与え、債務持続可能性が悪化することが見込まれたことから、機構は、20年10月に全在外事務所において金融危機の影響に関する調査を行ったほか、タイ、インドネシア等では、金融危機の影響や対応等に関する外部コンサルタントによる調査や、先方政府とのハイレベルでの協議を行った。このような調査・協議を踏まえて、インドネシア等に対しては、同国政府が進める諸改革の継続・促進を図るための財政支援型借款の供与を行った。

6. 事業の開発効果を高めるための調査及び研修の実績

円借款事業の実施主体となる借入国政府及び事業実施機関が、機構の円借款供与方針やガイドライン等を十分理解した上で案件を形成し、円滑に事業を実施するために、機構は、事業実施機関の職員等を対象に、現地でのセミナーや研修、必要に応じて個別事業に対する実施・事後段階における調査を行い、事業実施能力の向上を支援した。

（1）事業の実施や開発効果を高めるためのセミナー・研修

20年度下期は、14カ国において39件のセミナーや研修を実施した（20年度通期では、14カ国、64件実施。）具体的には、開発途上国の事業実施機関等に対して、円借款の支援方針や手続き等の解説、機構が行った実施中案件に対する中間監理から得られた課題等のフィードバック、機構のガイドラインに即した調達監理や貸付請求などの実務面での助言などを、現地セミ

ナーを通じて行い、政府・事業関係者の案件形成から事業実施に至るまでの多様な局面における支援ニーズに的確に対応した。

また、18カ国から23名を本邦に招聘し、「ODAローンセミナー」を実施した。講義や地方視察を通じ、日本の経済発展のプロセス、日本のODA政策及び円借款事業の実施手続きの理解を促進するとともに、日本のODAを効果的に活用して開発を進める上での問題、課題を把握し、その改善に向けての方策（アクション・プラン案）を作成、帰国後関係者間で共有することにより、招聘先の開発途上国における開発事業の形成・実施能力の向上を図った。

（２）案件実施支援調査の実績

円借款事業はその事業実施期間が長期間に亘るため、事業の計画段階では必ずしも予見し得ない事態が生じることもある。このため、事業の実施段階において、きめ細かい助言・勧告を積極的に行うことによって、目的に即した事業の達成や、円滑な事業の実施を側面から支援していく必要がある。このようなニーズに迅速かつ効果的に対応するため、機構は、案件実施支援調査（SAPI）と称する追加的な調査を5案件（20年度下期）に対して実施し、途上国政府、事業実施機関等への提言を行った。

7. 地方自治体、大学、民間企業、NGO等の知見・参加を得て開発効果の向上に努めた円借款事業の実績

国内外の現場や研究機関等で蓄積された様々な知見・技術を、開発途上国に対する円借款事業においても効果的に活用すべく、案件形成段階での調査参画、人材育成事業における参画、事業評価での参画等を仰ぎ、内外の開発パートナーとの連携を積み重ねた。

（１）NGO・CBO等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款事業実績：7件（下期）

NGO・CBO等との連携・協力については、インドの森林開発事業において、本邦NGOによる事業対象地域の子供を対象とした環境教育・植林活動等の環境啓蒙活動との連携を通じて、事業の相乗効果を図った他、実施機関が現地NGOと契約し、現場森林官の能力向上および住民への生計向上活動支援を実施する等、事業の持続性を高めるための取組みが行われた。

（２）地方公共団体・大学の協力を組み入れた円借款事業の実績：21件（下期）

我が国の大学と自治体との連携については、人材育成、放送事業、環境整備事業等の中国向け円借款事業の研修生の受入先として協力を得た他、インドの上下水道公社の職員向けに日本の自治体を持つ水関連技術や環境政策、公害対策にかかる経験等を共有するワークショップを開催するなどの協力を行った。

（３）本邦民間企業の知見・参加を得た円借款事業の実績：5件（下期）

※機構の調査・技術協力や円借款事業のコンサルティング・サービス等受注契約の相手先として民間企業の技術が活用された場合を除く

円借款事業の形成においては、本邦民間企業の知見・参加を得て開発効果の向上に努めることとしている。インドの中小零細企業・省エネ支援事業（20年度貸付契約締結、承諾金額30、000百万円）においては、調査を通じて日本企業の有する環境技術を技術リストとして提供し、本事業で実施する省エネ対象機器リスト作成支援において活用予定である。

また、計画段階にあるカンボジアやガーナにおける港湾整備事業においては、現地進出を予定している企業からヒアリングを実施する等、民間企業のニーズを踏まえた案件形成に取り組んだ。

(ハ) 無償資金協力の実施促進 (法第 13 条第 1 項第 3 号)

小項目 No. 13 無償資金協力

【中期計画】

(変更前) 旧小項目 No. 15 無償資金協力実施促進業務

(ロ) 無償資金協力の実施促進 (法第 13 条第 1 項第 2 号)

(i) 無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。

(ii) 無償資金協力の事前の調査等について、日本の知見を活かした援助実施及び費用対効果の最大化を図る観点から、契約形態及び内容を点検し、競争性の向上のための取組を検討し実施する。

(iii) 無償資金協力事業に係るコスト削減の要請を踏まえ、品質の確保にも十分留意しつつ、協力案件の計画・設計内容及び積算に係る調査・審査機能のさらなる強化を図る。

(変更後)

(ハ) 無償資金協力 (法第 13 条第 1 項第 3 号)

(i) 無償資金協力業務については、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。

(ii) 無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の向上を図るとともに、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度の改善に係る検討を進め、入札への参加拡大を図る。

(iii) 積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの削減を図る。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目 No. 15 無償資金協力実施促進業務

ア. 企業向け説明会の開催、事前資格審査制度の改善・実施、入札公告の邦文化のさらなる推進に加え、設計変更手続きの迅速化等の制度改善により民間企業の入札参加を促進する。また、入札に係る制度の更なる検討を行ない、競争性・透明性の一層の向上に努める。

イ. コミュニティ開発支援無償等の活用を通じ、コスト削減に努めるとともに、実施促進を行う無償資金協カスキームの計画・設計内容及び積算に係る調査・審査体制の強化に向けて、さらなる体制整備を図る。

(変更後)

ア. 無償資金協力事業の効果的・効率的な実施やその実施の促進及び競争性と透明性の一層の向上を図るため、企業向け説明会の開催、事前資格審査制度の改善・実施、入札公告の邦文化のさらなる推進に加え、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定でき

ない事態に対する対応の最適化等制度の改善に係る検討を進める。

イ. 「ODA総合コスト縮減プログラム」に基づき、コスト縮減に係る各施策（①計画段階に関する再検討、②設計手法の再検討、③積算の最適化、④案件発掘から実施までのスピードアップ、⑤入札の競争性向上）を着実に実行する。

【当年度における取組】

改正機構法の施行に伴い、20年10月から無償資金協力事業の一部が機構に移管され、本体事業の実施のために必要な業務を行うこととなったことを踏まえ、関連する制度の変更を行いつつ適正に実施した。

入札参加拡大のための取組として、標準契約書における損害等の発生の際の協議・解決手続きの明確化や、物価変動を考慮した事業費の積算の試行などに取り組んだ。

また、政府が策定したODAコスト総合改善プログラムを実施するために、「ODAコスト改善総合プログラムフォローアップ実施要領」を策定し、機構が事前の調査を行う施設案件を対象とし、入札参加者拡大の取組に加え、計画段階における付帯的施設の再検討、適切な工期の設定、案件規模の適正化、設計段階における仕様・設備の合理化の徹底、構造（設計の考え方）の再検討等取組を行い、施設案件全体において2.86%のコストを縮減した。

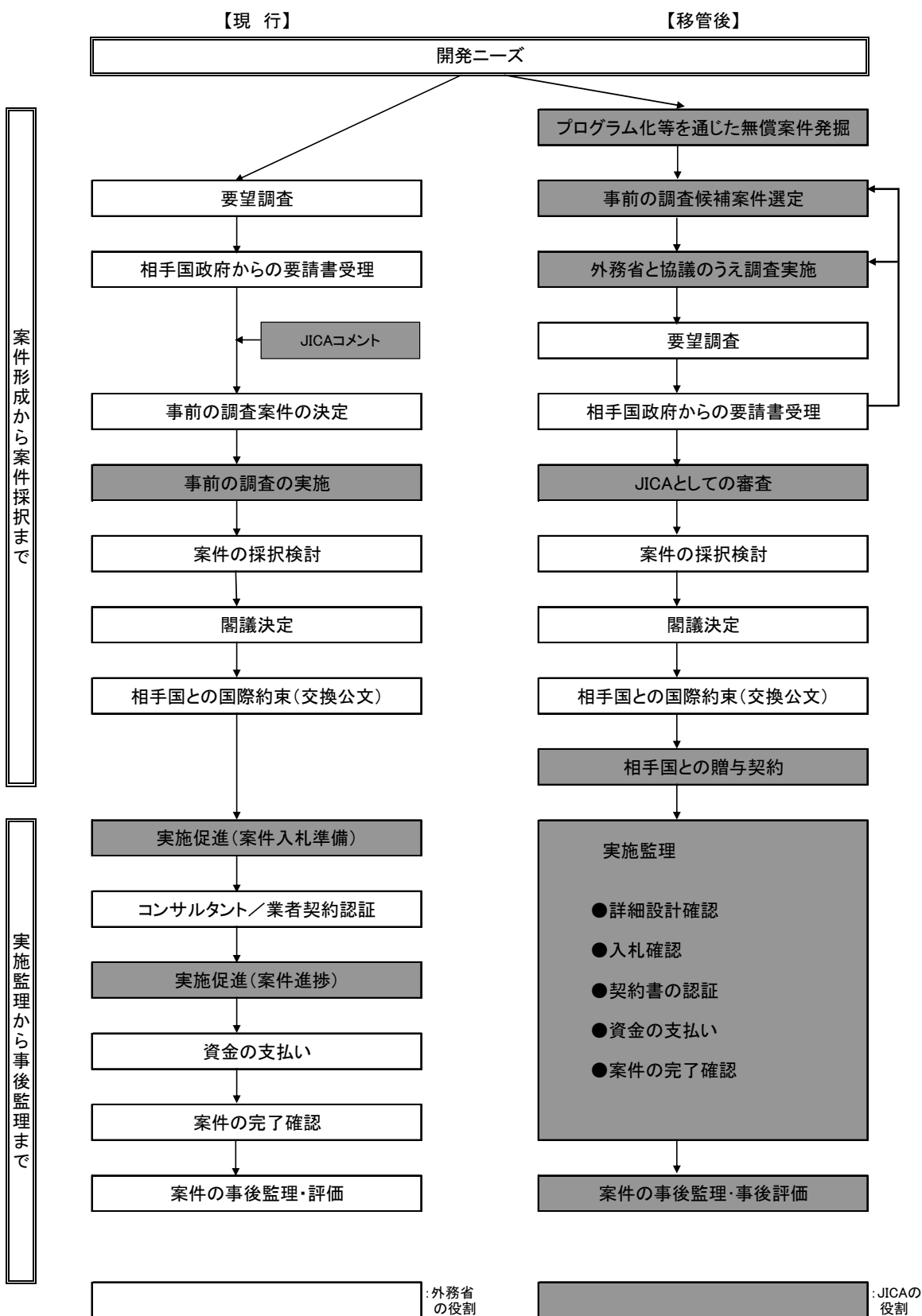
1. 無償資金協力業務の実績

20年10月の改正機構法の施行に伴い、無償資金協力事業の一部の機構への移管（機構法第35条に基づく資金交付）による本体事業の実施のために必要な業務（実施監理業務）を機構の業務として行うこととなった。このため、無償資金協力の実施段階においても大きな変更がなされ、機構との相手国実施機関の間の贈与契約（グラント・アグリーメント、G/A）の導入、契約認証審査、資金の支払い、事後監理・評価の実施が新たな業務に加わった。（下図参照）

20年度の無償資金協力実績としては、実施監理案件105件（10月以降の閣議決定件数。うち、贈与契約締結済み案件は82件、約371億円）、また、従来から機構が実施してきた実施促進業務の実績は276件であり、いずれも適正に実施された。

また、前年度に引続き、2カ国（モルディブ、ニカラグア）の2案件について、技術的監査を実施した。本監査の実施にあたっては、地域及び分野に偏りがないよう対象案件を選定し、当該案件の施工および施工監理が適正に実施されているかなどをチェックした。本監査は、直前までコンサルタントや業者だけでなく、相手国政府、在外公館、機構の在外事務所等の関係者にも実施することを伝えない「第三者による抜き打ち監査」であり、他のコンサルタントや施工業者に対しても抜き打ちの監査が実施される場合があることを周知し、適正な実施の促進に努めた。

無償資金協力業務の流れ



2. 入札参加拡大のための取組

20年度上期は、被援助国が主体となつて行う無償資金協力事業に係る入札において、19年度に引続き、競争性の向上のための種々の取組（支店条項の撤廃、機材調達案件の契約の細分化（ロット分け）、応札準備期間の延長等）を継続するとともに、入札公示の和文併記、入札の参加資格事前審査（PQ審査）の総合的見地からの判定の奨励及び入札の参加資格要件として一定のレベルを明示してきた、類似工事の実績額、海外工事实績及び技術者数の申告制、建設業者間の共同事業体の結成を原則可能とすることなどを奨励した。

20年度下期以降、無償資金協力の本体事業経費が機構に交付される形になったことにより、予算制度上の制約によらず、設計工期に見合った工期設定が可能となり、工期設定の柔軟化が図られることになった。また、贈与契約の導入により無償資金協力事業における機構の位置付けが明確になり、認証審査・支払業務も機構が行うことが規定された。

さらに、契約の片務性の緩和を通じた競争性の向上の取組として、標準契約書の一部を変更し、①当事者の責により発生した損害の協議・解決の手続き、②不可抗力により生じた損害の協議・解決手続き、③設計変更の手続き、④機構の状況把握と当事者間の不調和があつた場合の解決方法の4点について、明確にした。本変更は、従前からの業界団体等よりの要望にも応えつつ、これまで明確ではなかつた紛争解決手法を契約書上明確にし、片務性を緩和することで競争への参加を促進するものである。

また、これまで事業費積算において、昨今の急激な物価高騰等への対応が困難であつたため、結果として価格変動リスクが業者等の負担となり、入札を手控えることによる競争性の阻害、ひいては入札不調につながつていた。20年度は、入札後の急激な物価変動を考慮した事業費の算出方法を検討し、試行を開始した。

また、改正機構法の施行に伴う各種制度の変更点について、コンサルタント向け説明会及び業者向け説明会を各1回実施した。

3. 総合的なコスト縮減に向けた取組

（1）総合的なコスト縮減に向けた取組

政府のODAコスト総合改善プログラムの実施に向け、「ODAコスト改善総合プログラムフォローアップ実施要領」を策定し、関係者へ周知の上取組を進めた。

具体的には、機構が事前の調査を行う施設案件を対象とし、無償資金協力計画段階において、付帯的施設の再検討、適切な工期の設定、案件規模の適正化等を進め、また、設計段階において、仕様・設備の合理化の徹底、構造（設計の考え方）の再検討等を実施した。また、入札参加者増による競争性の向上に関し、上記2. で挙げた取組を行うことにより、入札参加者増のための環境整備を行った。

（2）コスト縮減の実績

上記の取組の結果、20年度においては、施設案件全体において2.86%のコスト縮減を達成し、政府が目標とする20年度から5年間で15パーセント程度の総合コスト縮減に向け、初年

度として順調な実績が確認された。

コスト縮減の具体例としては、以下のとおり。

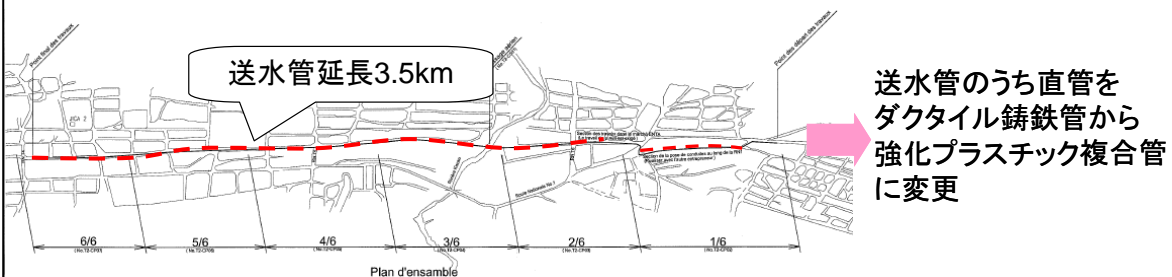
送水管(直管)の管種の変更によるコスト縮減

事業名: ギニア:「首都飲料水供給改善計画」

概要: 送水管(直管)の材料を、ダクタイル鋳鉄管(一般的に利用されている管材)から強化プラスチック複合管(自然流下の大口径管に使用可能な管材、単価としてはダクタイル鋳鉄管よりも安価)に変更。

効果

管材の調達・輸送・敷設に係るコストを総合的に検討し、約40百万円のコスト縮減



歩道舗装、駐車場舗装の仕様を変更することによるコスト縮減

事業名: ザンビア:「リビングストーン市道路網整備計画」

概要: 歩道舗装、駐車場舗装の仕様の見直し

効果

道路機能・交通量・交通重量に基づき、必要最小限の整備箇所、整備範囲、舗装仕様を検討することにより、約17百万円のコスト縮減。

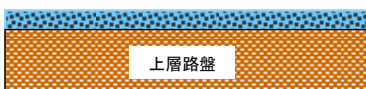
【駐車場舗装】 道路機能・交通量・交通重量に基づき、必要最小限の整備箇所、整備範囲、舗装仕様を検討する。

舗装仕様の強度は、コンクリート舗装 > アスファルト舗装 > 2層式簡易舗装 > 1層式簡易舗装 > 路盤のみ

舗装仕様の選定基準例: 大型車・多い、交通量・大 大型車・少ない、交通量・中 大型車・少ない、交通量・小

・アスファルト舗装

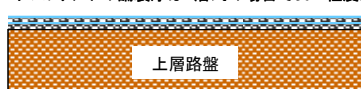
砂利とアスファルトを混合して散布し、転圧して施工。
アスファルトの舗装厚は5cm以上。



下層路盤

・2層式簡易舗装(DBST)

砂利、アスファルトを混合せず順に散布し、転圧して施工。
アスファルトの舗装厚は2層式の場合で3cm程度。



下層路盤

(二) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

小項目No. 14 ボランティア事業

【中期計画】

(i) 本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、

- プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。
- ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。
- 帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援を始め、ボランティアの経験を活かす場の拡充に努める。

【年度計画】

(1) ボランティア事業

ア. 平成19年度に作成した、ボランティア事業の戦略性向上のためのアクションプランに基づき、他事業との連携を進め、実施状況のモニタリングとともに優良事例及び教訓の抽出を行う。また、他機関との連携により派遣されているボランティアの活動を踏まえた上で、新たな連携の可能性を探る。

イ. 適格な人材の確保に繋がる募集・選考や研修・訓練方法の改善を行う。特に、平成19年度に開始した、青年海外協力隊員とシニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティアと日系社会シニアボランティアの合同派遣前訓練を引き続き実施し、必要な改善を行う。

ウ. 各種JICAボランティアについて現職参加を促進させるため、企業等への働きかけを一層強化する。

エ. 帰国ボランティアに対する進路対策支援を行い、特に、社会還元の効果が高いと考えられる教職志望者・志願者に対して、臨時採用講師に係る情報共有の体制整備をはじめとして支援策を拡充する。

【当年度における取組】

ボランティアによる協力の質的向上のため、協力プログラムにおける他の事業との連携について「ボランティア事業の手引き」をとりまとめ、機構内で周知した。また、ボランティアの事業の適正規模については、中長期的な課題としての検討を進める一方、現下の経済情勢及び政府の政策を踏まえ、平成21年度については派遣増の方針を打ち出し、参加しやすい募集・選考の環境整備に引続き取り組むとともに、募集広報を強化した。

また、教員の現職参加に向け、文部科学省や大学と連携した取組を進めたほか、地方自治体や

民間企業向けの現職参加の促進のための働きかけを行った。

帰国ボランティアの支援に関しては、進路相談カウンセラーの連携体制の拡充や、進路対策に関する各種セミナーの実施等、進路対策支援を着実に進めるとともに、ボランティア経験の社会還元の実例の収集と発信に取り組んだ。

1. ボランティア派遣実績

20年度は、機構のボランティア事業として、青年海外協力隊1,367人、シニア海外ボランティア435人、計1,802人を開発途上国に派遣し、事業の質的向上を中心に取り組む中で、前年度と同程度の派遣数を確保した（19年度1,825人）。

ボランティア事業の適正規模に関しては、機構の中長期的な課題として検討に着手したが、外務省及び機構は、現下の経済情勢及び日本政府の政策を踏まえ、ボランティア事業への参加機会の拡大を通じ、途上国において経済危機の影響を強く受け易い社会的弱者に対する、ソーシャルセーフティネットの確保に向けた支援を強化するため、青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの21年度の新規派遣人数について、約200人を目処に増やす方針とした（21年1月）。

2. 他のJICA事業との連携及び他機関との協調

（1）プログラム化の中での他事業との連携

20年度は、19年度に取り纏めた「ボランティア事業のプログラム・アプローチに関するガイドライン」を基礎に、他のJICA事業とどのように戦略的に連携していくかを議論するためのタスク（ボランティア事業の戦略性向上検討タスク）を設置し、同タスクでの議論を踏まえ、「ボランティア事業実施の手引き」及びアクションプランを取りまとめた。同手引きにおいては、他の事業との連携におけるボランティア事業の関与の仕方やタイミングを組み合わせた4類型を示し、ボランティア事業のより戦略的な活用に向けた共通理解の醸成を図った。

また、「ボランティア事業実施の手引き」を、職員、在外事務所員、企画調査員、ボランティア調整員に配布し（6月）、連携の方向性を共有するとともに、ボランティア調整員の派遣前研修、長期・短期ボランティアの派遣前訓練において、プログラム・アプローチについて解説し、認識を共有した。在外においても、東南アジア、東アジア、中央アジア、中南米、アフリカの各地域を対象としたボランティア事業会議において、同手引きを参考資料としてプログラム・アプローチにおけるボランティア事業の可能性について意見交換した。併せて、機構本部及び在外事務所における同手引きの活用事例のモニタリングを行ったほか、手引きの内容に関するコメントも収集し、同手引きの効果的な活用を図った。

これらの取組を通じ、協力プログラムに位置付けられたボランティア事業の具体的な要請がなされてきており、各案件は募集、選考、訓練の過程にある。

（2）他機関との協調

機構は、他の援助機関・国際機関が実施するボランティア活動を含む事業とJICAボランティア活動を連携させ、スキルやノウハウを相互に共有することで活動の質を高め、ひいては援助

効果を高めることを目的として、他機関との連携を推進している。このため、援助機関との連携協議や現場レベルでの意見交換により有効性が確認できた場合に、各機関との具体的な連携案件を形成することとしており、20年度は、国連ボランティアとして青年海外協力隊員を派遣する制度をより有効に活用するために協議を行い、具体的な案件の形成を行った。また、機構と国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）連携案件への派遣を行い、スーダン、ベネズエラ、ネパールのUNHCR現地事務所へ3名の隊員OB・OGを国連ボランティアとして派遣した。

また、20年10月にカンボジアで開催された国際ボランティア会議に出席し、国際ボランティア派遣団体が派遣先へ与える効果やインパクト等について、参加者（16カ国25団体）と意見交換するとともに、協調にかかる覚書を交わしている機関と個別協議を行った。

【連携案件の例】

- ・ 国連人口基金（UNFPA）：マダガスカルで青少年活動隊員がUNFPAの支援を受けて活動する「青年の家」を拠点の1つとしながら活動している。
- ・ 国連食料計画（WFP）：ウガンダで村落開発普及員2名が、WFPと連携しながらネリカ米の知識や技術を普及する活動を展開する予定。
- ・ 国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）：シリアの4都市（アレッポ、ハマ、ホムス、ラタキア）に複数の職種の隊員（音楽、体育）を派遣し、隊員同士も連携しながら、情操教育の充実（UNRWAが運営する小中学校における模範授業、スポーツ・イベント大会等の実施）に取り組んでいる。

3. 適格な人材確保のための取組

（1）募集・選考方法及び訓練・研修方法の改善

ア. 募集・選考の改善

- ・ 募集広報の工夫

ボランティア参加への関心を有する層を増やすために、20年度春募集からポスター、ホームページ等を通じ、ボランティアへの参加が「自分の将来のための価値ある経験（キャリア形成）」となることを「世界も、自分も、変えるシゴト」と表現して発信するとともに、交通広告や新聞広告等で、ボランティア活動を通じた、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）や、洞爺湖サミットでとりあげられた環境や食糧問題等、開発や国際社会の課題への貢献についての説明を強化した。その一環として、20年度秋募集向けに、環境とボランティアに関するシンポジウムを開催し、採録記事を全国紙（朝日新聞）に掲載した。シニア海外ボランティアについては、シニア層への情報伝達効果の高い新聞にシニア向けの広告を出したほか、シニア海外ボランティア用ポスターを制作した。

また、21年度の新規派遣数増の方針に即した広報活動を開始し、21年度春募集に向けて、「JICAボランティア特別募集キャンペーン・トーク&写真展～世界も、自分も、変えるシゴト～」（3月14～15日、東京）を開催したほか、全国8都市のイベントスペースで特別募集キ

キャンペーンを展開した。さらに、東京での特別募集キャンペーンの様様については採録記事を朝日新聞に掲載し、TOKYO FMでも全国に特別番組（JICA presents “Change the World, Change your future”、3月29日）として放送された。

- ・ 関心層を応募に結びつける工夫・応募しやすい環境づくり

20年度秋募集以降、募集要項・募集説明会情報のホームページ掲載を従来より早め、併せて、応募締切を従来の金曜日必着から月曜日消印有効に変更した。また、21年度春募集に向けて、インターネット上で応募書類を作成するシステムを構築し、従来手書きであった応募書類の作成の負担を軽減した。

- ・ 応募者に対する健康相談窓口の設置

小項目No. 7「情報公開・広報」で既述のとおり、機構に寄せられる個人情報公開請求は、青年海外協力隊等ボランティア事業への応募で健康状態を理由に不合格となった内容の確認が太宗を占めることから、20年度末より、ボランティア事業への応募者に対する健康相談窓口を設置した。同窓口では、健康管理員を常駐させ、不合格事由の詳しい説明に加え、健康改善に向けた助言を行う体制を整備し、応募者のニーズに応えるとともに、健康の回復を促進し、ひいては再応募に向けての環境を整えることに取り組んだ。

このほか、重点職種（要請数と応募数の差の大きい11の職種）の担当者を設置し、個別の募集活動を展開した。

イ. 青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの合同訓練の実施

20年度は、19年度下期に導入した青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの合同訓練を通年（4回）実施し、導入より通算6回の実施を経て運営を定着させた。また、合同訓練の導入により、幅広い年代層のボランティアが互いに切磋琢磨する環境が生まれたが、19年度より訓練期間も短縮（70日から65日）したことから、合同訓練の成果及び課題の検証を行うべく訓練・研修タスクを設置し、20年度は7回の検討会議を実施した。同タスクでは、65日間の合同訓練に相応しい訓練の到達目標を検討するとともに、修了評価項目を見直した（21年度から導入予定）。さらに、21年度には、講座諮問委員会を立ち上げ、各種講座のシラバスをより精緻化し、各講座を通じ習得すべき要点を明確にするほか、異文化理解について専門的見地から提言を得て、訓練の充実を図る予定。

（2）現職参加促進の取組

ア. 現職教員向けの取組

現職教員のボランティア事業への参加は、帰国後の生徒に対する還元効果やボランティア事業の質の向上の観点から大きな意義があることから、前年度に引続き、各都道府県や政令指定都市の教育委員会への働きかけ、校長会、教頭会、教員年次研修等における説明・勧奨に取り組んだ。

また、文部科学省と連携して現職教員の帰国報告会（1月）を実施したほか、宮城教育大学（1月）、筑波大学（2月）とも同様のセミナーを実施した。また、現職教員の協力隊員の活動支援を目的として各大学が作成した教材類、情報提供システム等について、文部科学省と共同で評価を行い、技術顧問とも連携しつつ今後の活用方法についての検討を進めている。

イ．地方自治体職員等向けの取組

地方自治体職員の現職参加に関し、地方自治体理解促進調査団を5件派遣し、現職教員特別参加の意義の理解促進及び広報に取り組んだ。（石川県、富山県、福井県（カンボジア）、福島県（タイ・ベトナム）、大阪府（ガーナ）、兵庫県（カンボジア）、埼玉県（ウガンダ））

ウ．一般企業向けの取組

企業や業界団体への訪問に加え、中小企業分野を専門とするアドバイザーと連携しつつ、自動車、品質管理、観光等の分野において、50数名のボランティア協力者のネットワークを構築し、協力者の所属企業を中心に、60社近くの協力企業の開拓に着手し、今後民間企業との連携を一層促進していく上での基盤強化を図った。また、ボランティア事業の広報誌「JOCVニュース」において、現職参加のボランティア及びその上司を積極的に紹介し（13件）、現職参加を通じたキャリア形成の実例について情報発信を行った。

4. 帰国ボランティアに対する支援

（1）ボランティア経験者による社会還元のための取組

社会還元活動の促進に向けた取組として、ボランティアの帰国時研修の中で提供している、キャリアパス特別研修について、20年度下期から試行的に「地域社会の課題に経験を活かす」及び「草の根レベルの市民活動で経験を活かす」の両プログラムを重点的に提供した。また、進路相談カウンセラーや国際協力推進員を通じ、社会還元事例の収集に努めるとともに、機構内での情報共有の仕組みを設けた。さらに、帰国ボランティア向けホームページにおいて、帰国後の社会還元活動の事例の発信を拡充するとともに、JOCVニュースにおいても、社会還元活動に係る情報発信を行った。

（2）帰国ボランティアの進路開拓支援

ア．進路相談カウンセラーの業務体制の拡充

全国に25名配置している進路相談カウンセラーが、相互に連携を図りながら相談に対応できるよう、相談業務における連絡体制の強化、分野別カウンセラー会議等を通じた好事例の共有等、情報共有・連携体制を拡充した。

イ．教職志望者・志願者に対する進路対策支援

社会還元の効果が高いと考えられる教職志望者・志願者に対する進路対策支援に関し、正規教員を目指す上で経験が評価される臨時講師の採用に関する情報について、関西圏を中心とする帰

国ボランティアにメーリングリストを通じて提供してきたものを、関東圏にも広げた。また、JICA兵庫では、新たな試みとして、教員を目指す帰国ボランティア向けの試験対策セミナーを実施した。進路開拓支援セミナーにおいては、19年度同様、杉並区の教員養成を担う杉並師範館について紹介し、第4期生として1名が合格した。

(注) 杉並師範館：平成17年設立。杉並区教育委員会が独自の教員を一年間のプログラムで養成し、卒塾後選考を経て杉並区立小学校の正規教員として採用。帰国隊員の卒塾者は5名(20年度まで)。

ウ. 進路開拓支援セミナー及び各種説明会の実施

20年度は、帰国ボランティア向けの進路開拓支援セミナーを、テーマ別に12回実施し、計270名が受講した。また、19年度に引き続き、テレビ会議システムを用いて、首都圏以外の希望者も受講できるようにしたほか、広尾以外の国内機関からの講義(大阪府教育委員会、帰国隊員の体験談、進路相談カウンセラーによるアドバイス等)も実施した。企業や教育委員会等の採用担当者からの採用情報等を組み込み、実践的なセミナーを目指した結果、参加者の満足度は非常に高かった(受講者アンケートでは回答者の96%が「とても参考になった」若しくは「参考になった」と回答)。

また、ボランティアが集中して帰国する時期(6月、10月、1月、3月)に合わせた帰国時のオリエンテーション・研修の一環として、進路を決めるにあたってのキャリアデザインの描き方、就職活動の進め方、教員や国際協力分野の仕事を目指す上での留意点等、進路を考える上での導入となるキャリアパス研修(選択・任意性)を実施した。併せて、テーマ別のキャリアパス特別研修を実施した。

さらに、社会還元活動一般、保健医療分野や国際協力に関する業務への就職を目指す帰国ボランティア向けに、隊員経験者及びカウンセラーとの情報交換やネットワーク作り等を意図してキャリア勉強会(計6回)を開催した。

エ. ボランティア経験者の特別採用

地方自治体や教育委員会への継続的な働きかけ等により、教員採用試験に関しては、20年度から埼玉県、大阪府、さいたま市、川崎市、福岡市、堺市、大阪市が、一次試験の一部免除や試験科目の変更等の特別採用制度を導入した(茨城県、神奈川県、愛知県、福井県、兵庫県、長野県、富山県、愛媛県、横浜市、神戸市、京都市を合わせ、10府県8市が特別枠や優遇措置を設定済)。また、地方自治体職員に関しては、20年度から岩手県、京都市が特別採用枠を導入した(秋田県、愛知県、広島市、横浜市、能代市を併せ、3県4市が特別枠や優遇措置を設定済)。

なお、20年度は各府県の特別選考制度による合格者数について調査を行った。特別選考制度での教員の合格者数は、全国で54名(茨城県5名、埼玉県7名、さいたま市1名、横浜市18名、神奈川県5名、愛知県7名、富山県1名、福井県2名、長野県1名、京都市2名、兵庫県1名、愛媛県3名、福岡市1名)、地方自治体職員については7名(岩手県1名、横浜市3名、京都市3名)であった。

また、19年度に続き、外務省が任期付職員の募集を行い、3名が合格した。

小項目No. 15 NGO等との連携、国民参加支援

【中期計画】

(ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がける。具体的には、

- 幅広い国民の参加が得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。
- 草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。
- 草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ、現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。
- 地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外のきめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。
- 国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国际協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。

【年度計画】

(2) NGO等との連携・草の根技術協力事業

- ア. 草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、NGO等の組織・事業運営能力を強化するとともに、開発途上国における市民との連携事業を促進するため、NGO等人材育成プログラムを的確に実施する。
- イ. 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、ホームページの内容のさらなる充実により理解の促進を図る。
- ウ. 草の根技術協力事業の「支援型」及び「地域提案型」については、案件の審査基準の統一化及び案件採択を国内機関が実施することにより、事務の合理化を推進する。
- エ. NGO等の活動に役立つ開発途上国の情報を引き続き整備し、ホームページ上で公開する。
- オ. 地域に密着した活動を推進する観点から、地方公共団体、国際交流協会、NGO等と共催する事業について、平成19年度の実績も踏まえつつ、質の向上に努める。また、海外においてNGO-JICAジャパンデスクのNGO等との連携状況を踏まえて、NGOへの活動支援を行なう。

カ、市民参加協力の全国拠点である広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に他の国内機関とも連携しつつ市民団体の情報発信の機会を提供する。また、市民団体の主体性に配慮しつつ、市民団体のネットワーク化の場を提供する。

【当年度における取組】

NGOとの連携については、新組織におけるNGO-JICA協議会のあり方等について検討を行い、両機関の協議会の長所を活かした形で実施要領に取り纏め、第1回会合を実施した。

草の根技術協力事業の実施件数が着実に増加したほか、NGO人材育成研修は、平成19年度に行った研修プログラムの見直しを踏まえ、NGOの組織強化やプロジェクト運営強化に資する研修を実施した。また、「第二次ODA改革懇談会」（14年3月）を機に市民参加協力が機構の業務として明確に位置づけられて以降、蓄積した事業経験を踏まえ、今後の機構の市民参加への取組や方針を明確にすべく、課題別指針「市民参加」を作成し、公表を行った。

地球ひろばでは、市民団体のセミナー・イベント開催に対する広報面での支援を強化するとともに、アフリカ、地球環境、食料危機等、時宜に合ったテーマを設定した上で、機構と登録団体のセミナー・展示等の共同実施を促進し、発信の質及び効果の向上を図った。加えて、立地環境を活かした在京大使館等外部団体による地球ひろばの活用促進に向けた取組等を行った結果、利用者数（宿泊者を除く）は自己目標値（9万人）を大幅に上回る12万5千人に達し、地球ひろば登録団体数及び同団体主催のセミナー、展示、報告会等の開催実績についても、自己目標値（300団体、500件）を上回った。

1. NGO等との連携の推進

20年度は、機構における新NGO-JICA協議会のあり方等の検討をはじめとして、NGO人材育成研修における「NGO-JICA相互研修」の見直し及び「組織マネジメントコース」等研修コースの企画・運営等において、議論を重ね、より幅広くNGO等の意見を反映すべく活動を実施した。

（1）草の根技術協力事業の実施

20年度に実施した草の根技術協力事業案件は、新規案件の増加により170件となり（20年度終了案件54件に対し、新規案件59件を実施）、18年度比18%増となった。NGOとの連携により実施する「草の根協力支援型」及び「草の根パートナー型」、地方自治体との連携により実施する「地域提案型」それぞれの実績は以下のとおり。

また、20年度より、「草の根協力支援型」及び「地域提案型」案件の採択権限を本部（国内事業部）から国内機関に移譲した。こうした改編を通じ、国内機関において、各地域のNGO等の活動状況を踏まえた、よりきめ細かく一貫性のあるコンサルティングを提供するとともに、案件の提案・相談から採択までを円滑に進められるような実施体制とした。

- ・草の根協力支援型（開発途上国支援の実績の比較的少ない団体等を対象）：31件
- ・草の根パートナー型（開発途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象）：66件

- ・地域提案型（地方自治体を対象）：73件

（草の根技術協力事業）	18年度	19年度	20年度
実施件数	144件	165件 (15%増)	170件 (18%増)

*カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。

（2）NGO等との連携推進

NGO等との連携として、効果的な国際協力や、国際協力に対する市民の理解や参加を促進することを目的に、上期は、NGO-JICA協議会（2回）とその小委員会であるNGO-JICA連携事業検討会（2回）、評価小委員会（1回）を開催し、連携における課題やより有効な連携のあり方について議論を行った。また、20年10月の統合に向けて、新組織における協議会のあり方等についての議論を行い、両機関の協議会の長所を活かした形で新協議会の実施要領を策定した。下期は、同実施要領に基づき準備を進め、新組織での第1回協議会を21年3月に開催した。

また、旧機構のNGO-JICA協議会の小委員会の一つであるNGO-JICA連携事業検討会におけるNGO側からの要望等に関し、機構の制度等の変更で対応可能なものについては、20年度で対応を終えるべく、以下の事項について、草の根技術協力事業の制度の改善及び事務手続きの簡素化を図った。

- ・業務従事者の人件費単価の上限基準見直し

従来一律に設定していた業務従事者の人件費単価の上限基準について、「草の根パートナー型」において、事業総額の上限額内（5,000万円/3年以内）であれば、一定の範囲内で経験年数に応じた額を支払うことが可能となるよう基準を改訂した。

- ・積算経費ガイドラインの改善

積算経費ガイドライン（委託団体用）をよりわかり易くするために、使用頻度の高い費目について、具体例及び積算単価・基準、留意事項を追記した。

- ・草の根技術協力事業の募集要項・経費積算ガイドラインの英訳版の作成

現地スタッフ等との情報共有が促進され、事業の効率化につながるよう、草の根技術協力事業（パートナー型、支援型、地域提案型）のそれぞれの募集要項、経費積算ガイドラインの英訳版を作成し、ホームページ上に掲載した。

【海外におけるNGO等との連携推進の事例～日本と中国の障害者分野で活動するNGOのネットワーク形成促進】

JICA中国事務所と中国国際民間組織合作促進会（CANGO: China Association for NGO Cooperation）との共催により、障害者支援を行う日中両国のNGO等の相互理解及び交流促進を目的に「第2回 日中NGOシンポジウム-障害者支援をめぐって」を開催した（参加団体数：日本側11団体14人、中国側46団体63人）。両国の障害者支援の現状及び各団体の活動を情報交換し、今後の具体的な協力事業に係る議論を促進した（連携を進めた団体からは、草の

根技術協力事業として応募がなされている)。

(3) NGO人材育成研修等の実施

20年度は、19年度に行ったNGO人材育成に関する研修プログラムの見直しを踏まえ、NGOの組織強化、プロジェクトマネジメント能力強化を目指した研修を実施し、草の根技術協力事業の採択や民間企業との連携等、着実にその成果がもたらされつつある。20年度に実施した主な研修は以下のとおり。

研修コース	概要
NGO・地方自治体・大学等における国際協力担当者のためのPCM研修	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトのマネジメント強化を目的に、計画・立案コースを実施 19年度より地方開催を拡充
NGO人材育成研修 「組織力アップ！NGO人材育成研修—地域をつくる、組織をつくる、参加者がつくる—」	<ul style="list-style-type: none"> 組織マネジメントコース、プロジェクトマネジメントコースの2コースを設置 ステップアップ方式（国内研修→所属団体の課題解決に向けたアクションプランの策定→アクションプランの団体内での検討及び実践（国内・海外）→成果の共有→成果の発信）により、NGOの組織自体の強化に資する ネットワーク型NGOの代表が委員として、研修の企画・実施・モニタリングの各段階に参画するとともに、個々のNGOへの助言・指導も実施
NGO海外プロジェクト強化のための技術者派遣	<ul style="list-style-type: none"> NGOの海外での活動において、NGOスタッフだけでは対応できない分野について技術者を派遣し、運営を支援するとともに、NGOスタッフに技術移転 19年度の見直しで支援対象事業を拡大（プロジェクト立上げ準備支援、第三者評価支援等）
国内アドバイザー派遣 「NGO組織強化のためのアドバイザー派遣制度」	<ul style="list-style-type: none"> 海外で活動するNGOの日本国内における活動／組織強化の支援が目的 経理、会計、IT、広報、資金調達、組織管理、プロジェクト評価等の各分野においてアドバイザー（専門家）を派遣

19年度に新設した「NGO人材育成研修」は、組織マネジメントコース14名、プロジェクトマネジメントコース11名が受講した。本研修では、受講者個人だけではなく、所属団体の組織強化に資するべく、NGOの代表者も巻き込み、研修の各ステップで策定したアクションプランを組織全体で検討してもらう等の取組を行った。この結果、受講者の所属NGOにおいて、広報戦略の見直しに関する組織決定を行う、あるいは財務戦略の見直しに係る理事会での協議を開始する等、本研修の成果を活かし、組織改善に着手した例が報告されており、研修参加者個人の能力開発に留まらず、NGOの組織自体の課題解決に直接寄与するものと総じて高く評価された。

また、「NGO、地方自治体、大学等における国際協力担当者のためのPCM研修」は、草の根技術協力事業等、プロジェクト型のNGO連携事業が認知されてきたことに伴い、19年度比約40%増の128名（19年度実績91名）が受講し、プロジェクト型の案件に係る計画・マネジメント能力の向上を図った。受講者の所属NGOの中には、草の根技術協力事業に応募し、事業が採択に至った団体も出てきている。

なお、NGOと機構の相互理解促進及びネットワーク形成を目的とする「NGO-JICA相互研修」は、20年度に行ったNGOとの協議の過程で、事業開始後10年が経過し、NGOと

JICAの相互理解促進という研修目的は一定程度達成されたとの結論に達したため、事業の見直しを行うこととし、可能な限り多くのNGOの意見が反映できるよう、見直し方法も含めて企画段階からNGOの参加を得て検討を行っている。

【フォローアップを通じて研修成果の発現につなげる取組】

19年度に実施したNGO人材育成研修のフォローアップとして「国際協力NGOによるプレゼンテーションコンペ」を社団法人日本フィランソロピー協会と地球ひろばの共催で実施した。

約1年間の研修を通じて、広報及び支援者拡大、資金調達等、組織運営ノウハウを学んだ団体のうち、国際協力NGO6団体が、企業のCSR・社会貢献活動担当者等（52社73名）に対し協働企画プレゼンテーションコンペを実施した。研修の成果を活かし、受講者より、企業にとっての連携の意義やメリットを明確に打ち出したプレゼンテーションがなされ、企業側参加者からも「NGOを通じた国際協力がより身近に感じられるようになった」と評価され、継続して開催すべきとの声が寄せられた。

また、セミナー終了後、参加企業7社から連携の打診が寄せられ、うち、一団体はチャリティイベントの実施という形で実現したとの報告がなされている。



研修参加者によるプレゼンテーション

20年度の研修参加人数（上記プレゼンテーションコンペを除く）は182人となり、18年度実績比36%増となった。

(NGO 人材育成研修等)	18年度	19年度	20年度
参加人数	134人	192人 (43%増)	182人 (36%増)

*カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。

2. 草の根技術協力事業への理解を得るための取組

草の根技術協力事業に係るウェブページ等について、わかりやすい説明や情報提供の観点から、

20年度は、以下の取組を行った。

- ・ウェブページに33件の事例（案件概要）を追加（計199件）するとともに、フォトギャラリーについては掲載案件の整理を行い、新たに24枚の写真を追加して（計43件、608枚）具体的事例を紹介した。また、実施団体のホームページへのリンクを15団体追加した（計99団体）。
- ・草の根技術協力事業に係る具体的な手続きの理解促進の観点から、募集要項、様式集及び実施の手引きを改定した。併せてホームページ版も更新した。
- ・本事業の採択状況の最新情報をホームページに掲載した。（20年度は採択内定案件23件（計518件）、実施中案件18件（計167件）、事業終了案件40件（計403件））
- ・草の根技術協力事業の現場をわかりやすく紹介する「見てみて！草の根（ちょっといい話）」（6件）及び「プロジェクトマネジャーの一日」（47件）を追加掲載した。

以上の取組の結果、20年度の草の根技術協力事業及びNGOとの連携事業を掲載した「市民参加」のページのアクセス総数は、前年同様54万件となった。多くの提案団体が、草の根技術協力事業のプロポーザル作成にあたり、募集要項や手引きの確認に加え、各国の案件概要等を参照し、提案内容の検討に活用している。

また、JICA九州では、20年度に初めての試みとして、九州圏内の草の根技術協力事業の実施団体及び応募予定団体を対象に、草の根技術協力事業の実施で得た経験及び成果を共有する会議を開催した。NGOの視点に立った事業経験の共有がなされ、応募予定団体から好評を博した（参加団体36団体48人）。

3. 草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供

協力相手国における了承取付け方法、NGO登録等の要否、手続きに必要な期間等、草の根技術協力を実施する上で必要な最新情報について、これまでに案件を実施した過程での経験を含めて取りまとめ、順次、ホームページに掲載した（既に掲載済みの国についても必要に応じて更新した）。20年度は、マリ、アルゼンチンの2カ国を新たに追加掲載し、計36カ国の情報提供を行った。今後も、草の根技術協力事業の新規実施国の追加に併せ、掲載国を追加する予定。

	18年度	19年度	20年度
HP上に情報を掲載している国数	31カ国	34カ国 (3カ国増)	36カ国 (5カ国増)

*カッコ内は18年度実績に対する増減数を示す。

4. 国際協力の試みに対する支援の実施

(1) 国内における支援の実施

「第二次ODA改革懇談会」（14年3月）を機に市民参加協力が機構の業務として明確に位置づけられて以降、蓄積した事業経験を踏まえ、機構における市民参加への取組の目的や方針を明

確にすべく、課題別指針「市民参加」を20年10月に公表した。同指針の策定プロセスにおいては、NGO-JICA協議会にて意見聴取を行うとともに、地方自治体、大学・教育機関等に意見を求め、わかりやすく、市民の視点を反映した方針づくりを心がけた。同指針は、地球ひろばが中心となって、国内機関の市民参加協力事業担当職員、国際協力推進員、市民参加協力調整員に対して周知を図り、各国内機関において事業関係者との共有を進めている。

また、機構は、市民が国際協力に取り組む機会を提供するため、地域の団体等の発意を活かしながら、国内各地において国際協力に関するセミナー、ワークショップ等の市民参加協力支援事業を実施しており、20年度は479件（19年度実績323件）を実施した。また、毎年参加者が増加している以下の大規模な国際協力イベントに共催者として企画段階から参画し、当日はJICAブースでの展示やワークショップ実施を通じて、開発途上国の現状や機構の活動の紹介を行った。

- ・「グローバルフェスタ」（20年10月東京で開催、来訪者9.6万人）
- ・「横浜国際フェスタ2008」（20年10月横浜市で開催、来訪者6.3万人）
- ・「ワールドコラボフェスタ2008」（20年10月名古屋市で開催、来訪者6.4万人）
- ・「ワン・ワールドフェスタ」（20年12月大阪市で開催、1.2万人）

国内各地で地方自治体や市民団体等が取り組む国際協力に関するイベントやセミナー、市民講座等に対し、20年度は、共催及び後援という形で599件の支援を実施した（19年度623件）。

（2）海外における支援の実施

機構は、本邦NGOの現地活動支援及びNGO-JICA連携事業の強化を目的としてNGO-JICAジャパンデスクを設置し、現地の法律・制度や社会情勢、援助の状況等の情報収集及び提供、ニュースレターやパンフレット、ホームページの作成、人材等のリソース情報の整備・提供やセミナー等を通じた交流等を行っている。このほか、各国において、JICA事業との連携に関する意見交換や情報提供、開発課題に関する勉強会等を、NGOと連携して継続的に実施している。

中南米諸国（メキシコ、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイの5カ国）では、本邦NGO向けサービスの向上を目指し、同地域においてニーズが高いフェアトレード事業のサポートやニュースレター作成、スタディツアー支援等を地域のNGO-JICAジャパンデスクで共同実施すべく、テレビ会議を通じ、具体的な計画の検討に着手した。

また、ネパールでは、関係機関との情報共有、ネットワーク構築に重点を置いて活動を行っている。本邦NGO関係者向けのパンフレットとして「草の根技術協力事業：現地NGOとの連携で草の根に支援を！」を作成し、実施中の草の根技術協力事業5案件の内容及び実施団体の紹介を行った。また、現地で実施団体による事業報告会を開催し、本邦NGO、現地NGO、ネパール政府、ボランティア等の参加を得て、これら関係者間のネットワーク形成の場を推進した。参加した本邦NGOからも「他の本邦NGOと活動状況を共有することができた」、「横のつながりを深める、また、ネパール政府と関係を構築する機会となった」と評価された。

NGO-JICAジャパンデスクについては、東ティモールのデスクを現地の人材確保が困難な点や治安悪化等によるニーズ低下を踏まえて廃止し、設置国数は24カ国となった（但し、草の根技術協力事業の案件形成及び実施等に係るNGOのサポートは継続して所員が担当）。機構は、20年度の各国のジャパンデスクの活動結果を取り纏めており、各国における活動の参考情報としてその結果を関係者間で共有する予定。

5. 地球ひろばによる活動支援

地球ひろばは、機構の市民参加協力事業の拠点としての機能に加え、市民が交流する場としての「ひろば」機能も担っている。20年度は、小項目No. 1「組織運営の機動性の向上」にて詳述のとおり、「独立行政法人整理合理化計画」の指摘を踏まえた対応を行うとともに、利用者数、地球ひろば登録団体数、登録団体主催の地球ひろばでのセミナー、展示、報告会等の開催実績について自己目標値を設定した。同目標の達成に向け、国際協力活動に取り組む市民団体のセミナー・イベント開催の支援を強化するとともに、開発途上国や国際協力の現状・課題、機構の活動をわかりやすく市民に紹介する取組を進めた結果、年間の利用者数が大幅に増加し、自己目標値の9万人を上回る12万5千人となった。また、登録団体数は346団体、市民団体のセミナー等の開催実績は547件と自己目標値を達成した。

市民団体のセミナー・イベント開催に対する支援の一つとして、登録団体が地球ひろばで行うイベント等の情報を「地球ひろばメールマガジン（月2回発行）」及びホームページに掲載したほか、地球ひろばからもプレスリリースを行う等の広報・情報発信への支援を行った。この結果、新聞・雑誌等への掲載件数が増え、登録団体から「多くの人を集めることができ、自分たちの活動を幅広く知ってもらうことができた」等の声が寄せられた。

また、TICADIVや洞爺湖サミット、食料価格高騰等、国民の関心が高い問題に合わせて、アフリカ、地球環境、食料危機をテーマとして設定し、展示及び連続セミナー等を実施した。その際、登録団体に事前にテーマ及びスケジュールを通知し、これら団体によるイベント・セミナーの同時開催を促進し、発信の質及び効果の向上を図った。

また、より身近な問題として、五感を通じて途上国の現状を理解してもらうために、20年度より、併設されているカフェを「食を通じた開発教育支援の場」として位置づけ、開発途上国の家庭料理等を提供するとともに、食糧分野での支援を行う市民団体との募金及びセミナー等での連携、企画展示・セミナーと連動した料理の提供、登録団体へのカフェ施設の貸出を行った。その結果、登録団体による食を中心としたフェアトレードに関するセミナー、カンボジアの病院給食を支援している市民団体の写真展・報告会と連動した病院給食の提供等が行われ、より広い層の関心及び参加を喚起した。

さらに、立地環境の有効活用の観点から、市民団体との連携に加えて、在京大使館による地球ひろばの活用を推進した。エジプト、パキスタン、ウズベキスタン等開発途上国を中心とした在京大使館による会議・情報発信の場としての利用に加え、アフリカ外交官会議の定期開催や「アラブ・日本週間」のシンポジウム・映画等の会場を提供した。このほか、国際協力に関心を持つアーティストや著名人の活動に地球ひろば施設を供し、利用者層のさらなる拡大につなげた（歌

手M I S I Aのアフリカ支援NGO設立イベント等)。

	19 年度	20 年度 (実績)
利用者数	8 万 8 千人	9 万 6 千人
		12 万 5 千人*
地球ひろば利用登録 団体数	287 団体	346 団体
登録団体主催のセミ ナー、展示、報告会 等の開催実績	422 件	547 件

* 下段はカフェを含む人数

地球ひろばによる国内機関への活動支援に関しては、従来の展示物の貸出、修学旅行での訪問学校の地元の国内機関への紹介に加え、地球ひろばでイベント・展示を行った市民団体を国内機関に紹介し、地方での開催を支援した。

小項目No. 16 開発教育支援

【中期計画】

(iii) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。

具体的には、

- 講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取組など教育現場との連携を実施する。
- 開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。

【年度計画】

ア. 出前講座については、講義手法の標準化を進めるとともに、講師を務める機会が多い協力隊員等の能力向上支援を継続し、事業の質の向上を図る。また、国内機関の訪問を希望する学校に対し、訪問前及び訪問後の校内学習との一体的実施の定着を図る。出前講座数及び国内機関訪問学校数については、前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施する。

イ. 開発課題等への理解を促進するため、教師海外研修及び開発教育指導者研修を前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施するとともに、特に参加教員の活動をフォローアップし、引き続き研修内容の改善を図り、学校単位での開発教育の取組を支援する。また、教育現場における開発教育に関するニーズに対応するため、これらの研修の参加者による研修後の授業実践事例を積極的に収集・提供するとともに、開発課題に関する教材を利用しやすいようホームページの内容を改善する。

【当年度における取組】

出前講座を始めとする各種開発教育支援プログラムについて、プログラムの質的改善に向けた取組を強化した結果、20年度から導入した参加教員に対する満足度調査ではいずれのプログラムにおいても高い評価を得た。また、教員が継続的に開発教育を実践できる環境を整備するための各種支援や新たなフォローアップ策について検討すべく、教師海外派遣研修参加者に対して、授業での実践状況等を確認するための調査を地球ひろば所掌地域（1都6県）^(注)で試行的に実施した。

(注) 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・山梨県

1. 教育現場との連携

(1) 国際協力経験者による体験の還元

機構職員、ボランティアや専門家の経験者、研修員等を教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生や教員を中心とした市民に伝える「国際協力出前講座」を引続き推進し、20年度は2,062件を実施した。

(出前講座)	19年度	20年度
実施件数	2,400件	2,062件 (14%減)

*カッコ内は19年度実績に対する増減率を示す。

出前講座の質の向上に係る取組として、講師となる機会の多いボランティアに対し、帰国時オリエンテーション時に、国際協力経験の社会還元の意義及び実践方法に関する講義を実施した。さらに、20年度は、ボランティアの派遣前訓練に開発教育ワークショップを導入するとともに、19年度に作成したマルチメディア教材「伝えようあなたの想いを～開発教育のすすめ」をボランティア調整員研修の中でも紹介する等、派遣前から帰国後と一貫して、ボランティアの開発教育に対する意識を高めることができるよう取り組んだ。

また、国内機関では、19年度に地球ひろばが作成した「講師用マニュアル」の活用に加え、講師の能力強化に向けた研修等を実施しており、アナウンサーによる「体験談の伝え方講座」を行う等の取組を行っている国内機関もある。

近年、テレビ会議システムを活用し、開発途上国と日本、そして日本国内の地域をつないだ形での出前講座という新しい実施方法に取り組んでいる。JICA大阪では、タンザニアやベトナム、サモア等に派遣中のボランティアとの交流プログラムのほか、ウズベキスタンの日本センターと中継した現地の専門家やカウンターパートとの交流プログラムを実施した。また、河内長野市立教育メディアセンターの協力を得て、「世界で協力! JICA青年海外協力隊ボランティア体験シリーズ」として、帰国ボランティア等の出前講座を複数の都市の学校を中継して実施した。

20年度より、開発教育支援に関する各プログラムの質的改善に資するべく、全国内機関で同一の質問項目を設けた参加者の満足度調査を導入した。調査の結果、出前講座の実施後に参加教員の98%が「実施して良かった」、99%が「また実施したい」と回答している（有効回答1,245件）。

【出前講座等が学校での国際協力活動を支援している事例（生徒の行動変化に繋がった事例）】

秋田商業高校では、総合的な学習の時間を活用して国際協力活動に取り組み、JICA東北も「国際協力出前講座」や教師海外研修等により支援してきた。19年度に、「世界の笑顔のために」プログラム^(注1)を通じ、地元出身の青年海外協力隊員を通じて現地の子どもたちにスポーツ用品を贈る「A・Aプロジェクト（秋田・アフリカプロジェクト）」に参加し、校内の運動部員に呼びかけ、サッカーのユニフォームやバレーボール等455点を集め、マラウイに贈った。また、日頃の活動成果を市民に発表するイベント「AKI SHOP」において、途上国の現状及び国際協力活動の発表のほか、教師海外研修に参加した同校教員が購入してきたガーナの製品をイベント内のフェアトレードショップで販売した。これらの活動が評価され、20年10月に同校は第19回国際理解教育研究奨励賞「馬場賞」^(注2)を受賞し、さらに、同校はこれら活動の成果を一冊の本（「高校生のための国際協力入門 世界を感じて、足元を見つめなおす」）にまとめ、出版した。



(注1)「世界の笑顔のために」プログラム：開発途上国で必要とされている教育、福祉、スポーツ、文化などの関連物品を日本国内で募集し、派遣中ボランティアを通じて、世界各地へ届けるプログラム。

(注2) 馬場賞：国際理解教育の研究と実践に熱心に取り組んでいる学校を顕彰し、国際理解協力の推進を図ることを目的とし、国際教育交流馬場財団（文部科学省の認可法人）が昭和63年に開設した賞。

(2) 国内機関での学生・生徒への対応

機構は、開発教育支援や国際協力に関する理解促進の観点から、学生・生徒の国内機関への訪問を積極的に受け入れ、訪問に際しては、職員やボランティア等経験者、開発途上国からの研修員が国際協力の意義、開発途上国の現状等を説明している。20年度は、1,048校（19年度実績1,095校）の訪問があった。

(国内機関訪問)	19年度	20年度
学校数	1,095校	1,048校 (4%減)

*カッコ内は19年度実績に対する増減率を示す。

市民参加協力事業の拠点である地球ひろばでは、全国から修学旅行等の機会を利用した国際理解教育のための視察先としての利用が進んでおり、「体験ゾーン」（展示スペース）への訪問学校数は387校となっている。

また、近年では、国内機関の訪問を希望する学校に対し、訪問前後の校内学習と一体的にプログラムを実施しており、例えば、JICA兵庫では、高校生スタディツアーの事前学習の一環として、同センター施設訪問を組み込み、スタディツアーの効果を高める支援を行っている。

国内機関訪問実施後の参加者に対する満足度調査では98%が「実施してよかった」、96%が

「また実施したい」と回答している（有効回答726件）。「生徒たちが楽しく参加しながら国際的な問題を理解できるようなプログラムが用意されておりよかった」、「国内機関の役割や概要を紹介され、生徒が世界の貧困の実態や国際協力の重要性に気づく等、新たな発見がたくさんあった」等の高い評価を受けている。

（３）開発教育に関する情報提供の充実

20年度の開発教育支援関連のホームページアクセス数は、145,200件（19年度実績137,681件）と前年度比5%増加した。

（開発教育に関する JICA ホームページ）	19 年度	20 年度
アクセス数	137,681 件	145,200 件 (5%増)

*カッコ内は19年度実績に対する増減率を示す。

各国内機関のホームページには、教師海外研修の募集や授業実践報告を掲載するとともに、20年度はエッセイコンテストの優秀作品、上位入賞者に贈られる開発途上国での海外研修旅行の報告を掲載する等、コンテンツの充実を図った。

「ぼくら地球調査隊」（環境、貧困等のグローバルな課題について学び、自分たちに何ができるかを考える教材コンテンツ）に関する20年度の取組としては、地球ひろばでの展示でも関心が高かった「食糧問題」をテーマとしてコンテンツを開発し、21年3月にホームページで公開した（開発教育関連のコンテンツは、合計7テーマ、9コンテンツ）。

2. 開発課題等への理解の促進

（１）教員の国際協力現場の理解促進

機構は、教員が国際協力の現場を実際に訪れて、開発途上国の抱える問題への理解を深めることを目的として、小学校、中学校及び高等学校の教員を対象とした教師海外研修を実施し（日当、宿泊費等派遣費用の一部は本人負担）、20年度は149人（16カ国計17チーム）の教員を派遣した。

（国際協力現場への派遣）	19 年度	20 年度
教員数	170 人	149 人 (12%減)

*カッコ内は19年度実績に対する増減率を示す。

20年度も、文部科学省から各都道府県の教育委員会に対して本研修の周知・推奨が行われ、その中で、地方自治体等に配属されている国際協力推進員は、参加教員間のネットワーク作りを支援する取組を行っている。その一例として、札幌市では教師海外研修参加教員が中心となって、北海道開発教育ネットワーク（D-Net）を設立し、JICA札幌が実施している開発教育指導者研修では、D-Net参加教員がファシリテーターを担う等、教師海外研修参加教員が地方の

開発教育推進の核となって活動している。

【教師海外研修参加者の活動事例（生徒の行動変化に繋がった事例）】

静岡県富士市立吉原商業高等学校では、教師海外研修の参加教員が研修先のマラウイを紹介したことを契機に、課外活動の一環として地元の吉原商店街の中に設置した「吉商本舗」で、機構のボランティアが現地で製作の技術指導を行っているプレスレット等を販売し、その利益で現地にH I V感染者等に対する検査・カウンセリング施設の設立を目指すという活動を始めた。加えて、文化祭や市民講座等の場でも、マラウイの紹介や製品の販売を行い、19年6月に施設が完成した。20年度もこれらの活動を継続し、売上金を施設の補修費や現地での活動に充てているほか、県国際交流協会や他県の高校と共同で商品を販売する等、活動範囲を拡大している。

大阪市立狭山第三中学校においても、19年度に教師海外研修（マレーシア）に参加した教員が訪問したボルネオ生物多様性・生態系保全プロジェクトを紹介したことがきっかけとなり、同校2年生有志が中心となって、地元のイベントにおいて、ボルネオ保全トラスト（BCT：Borneo Conservation Trust）の取組の紹介や募金活動を実施し、集まった資金をBCTへ寄付している。

（2）開発教育指導者への研修の実施

機構の国内機関では、開発教育で重要な役割を担う学校教員を中心に、開発教育の裾野拡大の観点から一般市民も対象として、開発教育を実践するための各種研修やワークショップ等を実施している。20年度も各国内機関が地域の特性に応じて、地元NGOとの共催によりセミナーやワークショップを開催し、研修参加者数は計7,276人となった。

各都道府県教育委員会が実施する各種教員研修において、各国内機関が開発教育の意義や重要性を理解するプログラムを研修の一部に組み込むことを教育委員会に働きかけ、機構から講師を派遣する等、開発教育の担い手の底上げを目的とした研修を実施し、3,715人が参加した。

これらプログラムにおいては、教師海外研修参加者で既に授業で実践を行っている教員を講師とする等の内容の充実を図っている。また、JICA沖縄では、参加者のレベルに合わせて、入門編、教材作成（実践）編、（実践後の）振り返り編の3段階で教員研修を実施する等の工夫を行っている。

（開発教育指導者への研修）	18年度	19年度
参加人数	7,381人	7,276人 (1%減)

*カッコ内は19年度実績に対する増減率を示す。

開発教育指導者研修についての満足度調査では、97%が「満足である」、44%が「授業で実際に活かしたい」と回答している（有効回答数1,345人）。また、「国際協力を身近なところから考えるという面白い体験ができた。自分でアレンジして授業でも使えるよう工夫したい」、「研

修に参加した教員間での情報交換ができ、刺激を受け、実践のための手法が学べた」という回答もあった。

(3) プログラムに参加した教員に対するフォローアップ

第2期中期目標期間中に取り組むべきフォローアップの2つの目的（①開発教育の実践に必要な各種情報の提供及び②開発教育の実践能力の研鑽機会の提供）を踏まえ、教員が継続的に開発教育を実践し得る環境を整備するための各種支援や新たなフォローアップ策について検討すべく、授業実践の状況等を確認するための調査を行うこととした。20年度は、参加後3～5年経過した教師海外派遣研修の参加教員を対象として、試行的に、地球ひろばが所管する一都六県の計137名を対象にアンケート形式で調査を行った（有効回答68名）。主な結果は以下のとおり。

【地球ひろば所管地域のアンケート結果】

研修参加後の授業実践の状況

- ・ 回答者の83%が「現在、学校の授業で国際理解教育・開発教育を実践している」と回答し、授業での実践以外に、講演会・セミナーへの参加（28%）、雑誌等に寄稿（18%）を回答している（複数回答）。
- ・ 授業で実践していないとの回答者（17%）について、主な理由は以下のとおり（複数回答）。
 - ①実践するための授業時間がとれない（62%）
 - ②研修の体験を教材化するのが難しい（25%）
 - ③所属長や同僚教員の理解が得られにくい（25%）

機構の開発教育支援メニューの活用状況

- ・ 81%が「機構の開発教育支援メニューを活用している」と回答。
- ・ 利用した開発教育支援メニューとして、①国際協力出前講座（45%）、②エッセイコンテスト（13%）、③国内機関訪問（13%）を回答（複数回答）。

今後機構に期待すること（複数回答）

- ①開発途上国、機構の協力に関する情報提供（68%）
- ②教材及び授業実践例の提供と紹介（66%）
- ③研修機会の提供（64%）

以上の結果を受けて、地球ひろばでは、ホームページにおいて、開発教育の関連情報にアクセスできるよう、教師海外研修の実践報告書の公開や開発教育関連のコンテンツ開発を行うとともに、調査の対象となった教師海外研修の参加者に対し、実践報告会への参加を勧奨し、研修機会の提供等のフォローアップを実施した。

また、今年度の試行実施の結果を踏まえ、21年度に全国レベルで同様の調査に向けて、調査方法やアンケート項目等を精査等、準備を行った。

(木) 海外移住（法第13条第1項第5号）

小項目No. 17 海外移住

【中期計画】

本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意する。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。

その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について、中期目標期間中に段階的に廃止する。

【年度計画】

ア．移住者の定着・安定化を見つつ、引き続き高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。

イ．国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修については機構による事業実施の必要性及び意義について関係省庁・機関と協議する。

ウ．調査統計事業及び営農普及事業については、移住者への影響に十分に配慮しつつ段階的に縮小する。

【当年度における取組】

個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性についての政府の判断を踏まえ、海外移住審議会意見に基づく政策のもと、ヒアリング等を通じ日系社会の動向・要望にかかる情報収集を行い、海外移住事業の高齢者福祉及び人材育成への重点化を図った。前年度に引き続き、一般の経済・技術協力の枠組の中で、日系社会の支援を併せて行い、さらに、現職教員を日系社会青年ボランティアとして現地日系社会に派遣する制度を開始した。また、今中期目標期間中の廃止に向けて、調査統計事業及び営農普及事業を縮小するとともに、日本語研修のあり方に関する政府の検討に資するよう素案を検討した。

1. 事業の重点的な取組

政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえた重点化を行うため、引き続き、平成12年12月の海外移住審議会意見^(注)「海外日系人社会との協力に関する今後の政策」に基づく政策のもと、高齢化が進み生活・医療上の扶助を必要とする移住者に対し、居住国の社会保障制度の限界等を補う観点から「高齢者福祉」及び次世代を担う日系人の「人材育成」の二本を柱とし、移住先国における移住者・日系人の定着・安定に必要な事業を実施した。

(20年度海外移住関係費は469百万円。19年度予算比4.3%減。)

(注) 同審議会は同意見を最終意見とし、13年1月に海外交流審議会に発展改組

ア. 高齢者福祉

昭和27年に再開された戦後の海外移住事業により渡航した移住者の高齢化が進み、こうした移住者に対する支援が課題の一つとなっていることから、機構は、日系団体への助成金交付事業(施設等整備等)に、経済・技術協力の枠組で実施される日系ボランティアの派遣、日系研修員受入を組み合わせ、ニーズに沿った支援を実施した。助成金交付事業の実施にあたり、機構の在外事務所等を通じ、日系団体に対して、財政面でのさらなる自助努力を引き出し、優先させるべき助成対象事業の選択を促しつつ要望を聴取し、併せて、前年度までの日系団体の助成対象事業の運営状況を報告書等で確認した。20年度は、新たに以下の4件の高齢者福祉に関する助成案件を取り上げ、特に高齢者を裨益対象とする助成金交付事業が全助成金交付事業に占める割合は、14.5%となった。

- ・ブラジル：高齢移住者に対する無料検診 (2,027千円)
機構の助成により建設・整備された高齢者福祉施設等への機材等 (5,246千円)
- ・アルゼンチン：高齢者福祉施設への機材 (688千円)
- ・パラグアイ：高齢者の健康診断料・介護関連研修会等 (3,653千円)

イ. 人材育成

人材育成については、主に日系社会リーダー育成事業、日本語学校生徒研修及び助成金交付事業を通じ実施した。

日系社会リーダー育成事業では、我が国で修士号(医学・歯学は博士号)取得を目指す日系留学生を対象とした支援を行っており、20年度は新規に9名を受け入れた。また、19年度に実施した評価調査の結果を踏まえて制度の改善を検討し、20年度から医学・歯学については手当支給期間を従来の2年間から4年間に延長することとした。

また、日本語学校生徒研修では、日系団体運営の日本語学校に在籍する日系中学生49名を日本に受け入れ、日本の公立中学校への体験入学やホームステイを通じて、日本の文化、習慣等を学ばせ、日系人子弟のアイデンティティ形成と今後の日本語学習への動機付けを行った。

なお、18年度から3年計画で実施してきたドミニカ共和国移住者特別支援策(日系若手リーダー短期本邦研修)として、4名を招聘し非営利団体の運営管理について研修を行った。同計画は本年度で終了となるが、参加者は、帰国後日系団体内で各種活動を開始しており、参加者を送り出した日系団体からも高い評価を得た。

また、助成金交付事業では、日本語教育分野で、現地日系日本語教師の養成・確保のための研修及びサン・パウロ市で実施された汎米日本語教師合同研修会の経費の一部を助成した。

重点化の取組を通じ、20年度の助成金交付事業においては、高齢者福祉を含む医療衛生事業及び施設等整備事業における医療機材への助成、日本語教育を中心とする教育文化事業への助成の割合が、合わせて8割以上となっている。このほか、20年は、ブラジル日本移民100周年にあたることから、「ブラジル日本移民100周年記念事業」として「移民100周年記念ドキュメンタリー・ビデオ」制作プロジェクト及び「ブラジル日本移民100年史」（日本語版）編纂・刊行プロジェクトに対し一部経費を助成した。

2. 経済・技術協力との連携

経済・技術協力の枠組みの中で、直接・間接に移住者・日系人に裨益する協力を以下のとおり実施した。

（1）経済・技術協力

ボリビア、パラグアイ、ドミニカ共和国において、日系社会も裨益する農業、保健医療分野の技術協力プロジェクトを8件実施したほか、ボリビアにおいて、日系移住地を含む地域社会の発展に寄与するために無償資金協力により整備された道路のフォローアップ調査（サンタクルス県北西部道路整備計画フォローアップ調査）を実施した。

他方、移住先国における移住者・日系人の定着・安定が進展するにつれて、日系社会と協力して効果的に二国間協力を行うケースも見られるようになってきた。例えば、パラグアイでは、日系移住地に2名（農業）の青年海外協力隊員を派遣し、日系NGOの下、非日系の小農への技術指導を行っている。

（2）国民参加型事業

移住者・日系人の定着・安定に貢献しうる人材を育成することを目的に、20年度は8カ国から合計124名の日系研修員を受け入れ、技術研修を実施した。

また、中南米の日系社会を対象に、2年間の長期派遣ボランティアとして、高い技術と豊かな経験を持つ中高年齢層（40～69歳）を日系社会シニアボランティアとして13名、優秀な技能とボランティア精神に富んだ日本の青年（20～39歳）を日系社会青年ボランティアとして27名（このほか短期派遣6名）派遣した。

ア. 高齢者福祉

助成金交付事業と連携し、効果的に支援を実施するために、ソーシャルワーカー分野の日系社会ボランティア7名（ブラジル4名、アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ各1名）を派遣した。さらに、高齢者福祉分野で活躍しうる日系人の人材育成を図るために、日系研修員として12名（ブラジル8名、パラグアイ4名）を受け入れた。

イ. 人材育成

新たな日系人支援策として、20年度に現職教員を日系社会青年ボランティアとして現地日系社会に派遣する制度（「現職教員特別参加制度（日系）」）を開始した。制度導入初年度となる20

年度は、21年度から2年間の派遣を予定している教員6名（ブラジル出身の日系人が集住する愛知県、静岡県から推薦・応募のあった小・中学校教諭）を夏休み期間（22日間）にブラジルへ派遣し、現地政府公認校において「生の日本語」を情操教育の授業を通して伝えるとともに、派遣先となる学校の様子や教科書・教材等に触れてもらい、これら教員及び派遣先となる学校の双方での準備を進めた。本制度では、国内の日系ブラジル人が多く居住する地方自治体から推薦された現職教員をブラジルへ派遣し、現地で日系人子女に対する日本語及び情操教育等の指導を行うとともに、ブラジル及び日系社会の文化や習慣等を体験することで、帰国後の日本国内における日系人子女教育への効果的な対応が期待される。

3. 日本語研修の見直し

日本語学校生徒研修および日系研修員受入事業の中の日本語教師研修コースについては、それぞれ15年度、17年度の評価調査を基に見直しを図ってきているが、20年度は、外務省における日本語研修のあり方の検討に資するよう、各研修の経費・人数実績等の情報提供を行うとともに、日系団体との対話等を通じて把握した日系社会のニーズを踏まえた日本語教育分野での取組にかかる素案も検討した。

4. 調査統計事業及び営農普及事業の段階的廃止

調査統計事業のうち、移住者に対する援助・指導を実施するための基礎資料を整備することを目的として始められた農業情報収集については、移住者の新規送出国が平成5年度をもって終了し、かつ、移住者等が組織する日系農協が自ら農産物の市況等の情報についてインターネット等を通じて瞬時に情報収集が可能となったことが確認されたため、その役割を終えたものと判断し、20年度で実施を取りやめた。

営農普及については、18年度の予算額を基準に毎年度20%ずつ予算規模を縮減していくこととしており、20年度は、4団体5事業に対し、2.1百万円の助成を実施し、また、ブラジルにおける先進地農業研修等3直営事業についても事業規模を19年度より縮小した。

5. 海外移住資料館の活用

ブラジル日本移民100周年にあたり、「日伯交流年 ブラジル日本移民百周年記念写真展—新世界に渡った日本人—」を開催し（20年3月～6月）、開催期間中前年比50%増の入館者数を記録した。また、国内各地からの要望に応じて写真展を巡回し、105ヶ所での展示を通じ、約35万人にブラジル日本移民100年の歴史を伝えた。

その他にも、特別展示として「ワンダーアイズ 未来につなぐ子どもたちのまなざし」、「NOSSAS LENTES 私たちのレンズ」、ドキュメンタリー映画「40年目のビデオレター アマゾン編」、「ブラジルから来たおじいちゃん」等の上映、3回にわたる連続シンポジウムの開催等、多くの展示・イベントを実施し、積極的な情報の発信と国民の理解促進に努めた。

その結果、海外移住資料館の入館者は39,103名となり、19年度の30,033名に対し約30%増、また、資料館のホームページの訪問者数（アクセス数）も132,306件となり、

19年度の113,182件に対し約17%増となった。

(へ) 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項）

小項目No. 18 災害援助等協力

【中期計画】

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

- (i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。
- (ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

【年度計画】

(1) 緊急援助隊派遣

- ア. 国際緊急援助隊の派遣については、被災国の要請を受理後、外務省の指示を受け、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内に日本を出発させるものとする。その際、調査チームの活用やチャーター便の利用も検討し、より迅速な派遣を目指す。
- イ. 国際緊急援助活動の強化に資するため、研修・訓練の実施後にレビューを行い、その結果を的確に反映して内容を充実する。

(2) 緊急援助物資供与

- ア. 平成19年度に試行導入した物資供与のモニタリングモデルのレビューを行い、必要に応じてモデルの改定を行なうとともに、その活用を図る。
- イ. 災害現場において機構とNGOそれぞれの特徴や強みを生かした効果的な連携に向けて、連携の枠組み・方法について検討を進める。

【当年度における取組】

20年度は、国際緊急援助隊（救助チーム及び医療チーム）の派遣を中国西部（四川省）地震災害対応で2件、ミャンマー・サイクロン被害対応で1件の計3件実施した。両国への派遣にあたっては、18年度の制度導入後初めてチャーター機を活用し、移動時間の短縮及び隊員と機材の同時運搬を実現したほか、ミャンマー・サイクロン被害対応においては、要請前の調査チーム派遣を通じた事前の準備及び情報収集を行うなど、平時の取組を活かした効果的な活動を実施した。また、中国、ミャンマーとも初めての緊急援助隊派遣であり、特に中国における活動は、メディアを通じ中国国内に伝えられ、日中関係の改善ならびに対日感情の好転にも貢献した。

緊急援助物資の供与については、19カ国23件について迅速に対応したほか、供与物資の配付・活用状況をモニタリングし、総じて有効に活用されていることを確認した。また、NGOと

の定期会合を行うなど、連携に向けた取組を拡充した。なお、パプアニューギニア高潮被害の際には、現地で活動する国際NGOと連携し、供与物資の内容・数量の調整を図るとともに、一部の配布を当該NGOが行った。

1. 国際緊急援助隊の派遣

(1) 緊急援助隊の迅速な派遣

20年度は、救助チーム1件、医療チーム2件の派遣を実施した。5月12日に発生した中国西部地震災害に対しては、救助チーム61名、医療チーム23名を、政府による派遣決定後それぞれ約6時間、19時間で派遣した。また、5月2日から3日にかけて発生したミャンマー・サイクロン被害に対して、医療チーム23名を、政府による派遣決定後約19時間で派遣した。中国、ミャンマーとも初めての緊急援助隊派遣であり、災害発生以降、先方政府からの正式要請までに一定時間が経過していたものの、日本政府の派遣決定がなされて以降は、迅速な派遣による効果的な活動を実施することができた（派遣実績のあった18年度に引続き、迅速発動指標の達成率100%）。

【主務大臣命令後、派遣までに要した時間】

	派遣命令日時	成田出発日時	派遣までの時間
中国西部地震災害			
救助チーム	5月15日12:25	5月15日18:30	6時間5分
医療チーム	5月20日00:00	5月20日18:55	18時間55分
ミャンマー・サイクロン被害			
医療チーム	5月28日18:00	5月29日12:40	18時間40分

・中国西部地震災害へ派遣（救助チーム、医療チーム）

2陣に分かれた救助チームの第1陣は、政府による派遣決定後約6時間という短時間で成田より出発した。医療チーム及び救助チーム第2陣の派遣には、平時のシミュレーションの成果を活かし、初めてのチャーター機を利用した。これにより本邦からの直行便のない被災地近郊の成都に直接入り、活動現場までの移動時間を短縮した。さらに、現地での救助活動への貢献に加え、被害者に対する敬意と哀悼の意を表する日本の救助チームの姿がメディアで報道されたことにより、対日感情の好転につながったほか、胡錦濤中国国家主席が、洞爺湖サミットに出席した機を捉え、国際緊急援助隊の代表と面談し謝意を述べるなど、日本と中国との友好に大きく貢献した。

・ミャンマー・サイクロン被害への医療チームの派遣

ミャンマー・サイクロン被害に際して、当初はミャンマー政府が国際社会からの支援受入に消極的であったことから支援要請に時間を要したものの、機構は、支援要請前の段階で19年度より導入した調査チーム（4名）を派遣し、情報収集を開始した。追って現地に到着した医療チームは、先行した調査チームにより事前準備及び情報収集が行われていた結果、到着後円滑に活動

を開始することができた。また、本邦からの直行便がないヤンゴンへの医療チームの派遣にもチャーター便を活用し、移動時間を大幅に短縮したほか、資機材の輸送も効率的に行った。なお、医療チームが被害の最前線において行った活動を通じ、延べ1202人の被災者に診療サービスを提供した。

他方、オペレーションに参加した隊員が受ける精神的な負担を軽減することを目的に、兵庫県こころのケアセンターと協定を交わし、帰国直後にカウンセリングシートを通じて個々の隊員の状況を把握し、必要に応じ個別カウンセリングを行う体制を整備した。

(2) 研修・訓練の実績

20年度の研修・訓練の実績は、以下のとおり。

- ・ 救助関係者対象：総合訓練（1回・85名）
- ・ 医療関係者対象：総合訓練（1回・8名）
 - 医療チーム向け導入研修（2回・94名）
 - 医療チーム向け中級研修（3回・395名）
 - 医療班（救助チームに帯同）研修基礎コース（1回・10名）
 - 医療班（救助チームに帯同）実践コース（2回・29名）
- ・ 業務調整員研修（2回・36名）

救助関係者を対象とする機構主催の総合訓練を、兵庫県広域防災センター（兵庫県三木市）で10月27日から31日まで4泊5日の日程で実施した。これは、複数の機関に所属する救助隊員等を一堂に集め、海外の実際の災害現場でチームとしての的確に活動できるよう、講義と実地訓練を組み合わせて実施するものである。このうち36時間連続の「派遣シミュレーション」は、空港集合から被災国到着、被災地での実際の活動、撤収までを想定し、瓦礫などの障害物で構築した被災想定現場と機材類・救助犬を実際に使用して搜索救助活動を行う本番さながらの内容とした。医療関係者も、総合訓練に参加し、22年3月に受験を予定している国際搜索・救助諮問グループ（INSARAG[※]）外部能力評価（IEC：INSARAG External Classification）のための要素を含んだ実践的な内容とした。

また、医療チーム登録者の実践能力育成に向け、2年間1サイクルで18年度から開始した医療チーム向け中級研修については、20年度で1サイクルを了したことからレビューを実施した。その結果、医療統括者（Medical Coordinator）の育成にはもう一段上級の研修が必要との結論に至り、次年度より中級研修講師クラスを対象としたリーダー・コースを開催する方向で見直しを行う予定。

また、外部訓練として、20年4月にフィリピンにおいてINSARAG主催によるアジア大洋州地域・国を対象とした地震対応訓練に機構職員2名が参加した。さらに、国連が大規模災害時に組織し派遣する評価調整チーム（UNDAC）の導入研修にも参加し、実践的な訓練を行うとともに、海外のチームや被災国チーム等との連携のあり方についての意見交換を通じ、相互理

解と緊急援助隊事務局の体制強化を進めた。

※国際捜索・救助諮問グループ（INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group）:各国の国際捜索・救助チームが、被災国政府を支援し、他国の捜索・救助チームと協調・連携を図ることによって、効果的な活動が可能となるような体制作りを目的として組織されたネットワークであり、国連人道問題調整事務所（UN OCHA）が事務局を務める。

2. 緊急援助物資供与

（1）適切な物資供与の実施と業務改善の状況

緊急援助物資供与については、備蓄倉庫の所管事務所及び被災国の事務所との緊密な連携により、19カ国23件において迅速に実施し、被災国政府から高い評価を得た。

また、19年度に取り纏めた「モニタリング実施要領」に基づき、物資供与後のモニタリングを行った。本取組を通じ、治安やアクセスが悪く、現地訪問の難しい地域を除いた供与国における供与物資の配布・活用状況を把握し、総じて有効に活用されていることを確認した。また、抽出された課題や教訓（物資の仕様・数量、輸送方法など）はデータベースで管理し、備蓄物資の定期見直しや同一国への次回供与時の供与物資の内容・数量の決定に反映する予定。

さらに、在外事務所向けに緊急援助実務に関する研修を実施することで、円滑な物資供与実現のための体制作りに努めた（1回・24カ国）。

（2）NGOとの連携の実施状況

20年12月のパプアニューギニア高潮被害に際し、本邦NGOの仲介により、現地で活動する国際NGOの要望も踏まえて物資供与の内容・数量の調整を図るとともに、一部の配布を当該NGOが行った。

また、20年度はジャパン・プラットフォーム及び傘下のNGOと計4回の定期会合を実施した。同会合において、2008年5月のミャンマー・サイクロン被害及び過去の事例を元に、災害が発生した際の現地の被害状況や治安情報、通信状況などを共有する仕組みづくりについて協議し、情報提供用のフォーマットを作成・共有した。

(ト) 人材養成確保 (法第13条第1項第7号)

小項目No. 19 人材養成確保

【中期計画】

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成・確保に努める。

そのため、

- 国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- 援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。
- 人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

【年度計画】

ア. 国際協力関連機関・団体との連携により、人材情報ネットワークの一層の強化を図りつつ、国際協力人材センターホームページ「PARTNER」の利用者、利用団体、情報提供件数の拡充に取り組む。援助ニーズを踏まえた国際協力人材の登録を進めるべく、新規登録の勧奨に努める。

イ. 人材育成ニーズに対応する能力強化研修等を設置するとともに、受講者のフォローアップ（進路調査）を継続して実施し、人材の養成と確保の連携を強化する。また、派遣が決定した専門家等に対する研修も充実する。

ウ. 国際協力人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生をインターンとして受け入れ、機構の各部・機関での実務実習を行うとともに、大学等との連携講座の実施等を引き続き推進する。

【当年度における取組】

国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力人材センターの専用ホームページ「PARTNER」をよりわかりやすく全面改訂して利用者増に繋げるとともに、情報提供機能やキャリア相談機能を拡充した。また、「能力強化研修」の着実な実施に取り組んだほか、専門家に関する研修と機構の職員の赴任前研修を一本化し「国際協力人材赴任前研修」とする等、効果的な運営に努めた。また、19年度に引続き、インターン受入をはじめとする大学やNGOと連携した人材養成に取り組んだ。

1. 国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進

(1) 国際協力人材センターの情報提供状況

国際協力人材センターは、専用ホームページである「PARTNER」のトップページを全面改訂し、コンテンツ（しごと@JICA等）の新規開発をはじめ、国際協力人材セミナーやキャリアフェア2008の実施を含む情報発信を強化した結果、登録団体、人材登録者は順調に増加した。

ア. 情報提供団体数の拡充

ユーザーの利便性の向上に配慮した「PARTNER」システムの改善（希望勤務地登録機能の追加、登録人材情報の検索機能の追加等）や、分野別リンク集の開設等、登録団体向けコンテンツの充実を図った。また、全国自治体、国際交流団体を含む未登録団体に対し、ダイレクトメール等で積極的な登録勧奨を行った。

20年度の登録機関・団体数は、439団体（新規登録97団体）となった。

イ. 情報提供件数の拡充

登録団体向け及び配信希望者向けに分かれていたメール媒体のお知らせをPARTNERニュースに統合し、より適時の情報提供に向けて配信頻度を週1回に上げたこと等を通じ、求人や研修・セミナー情報の「PARTNER」への掲載勧奨を行った。

求人情報提供件数:	2,398件
研修・セミナー情報提供件数:	686件
メール配信サービス（新規登録者数）:	6,820件

ウ. キャリア相談機能の強化

メールによる相談サービスに加え、キャリア相談員による登録者向け面談サービスを継続するとともに、社会人の要望に配慮し夜間や土曜日の面談サービス提供を試行した。

キャリア相談サービス利用（相談）件数： 314件

(2) 専門家等の登録

国際協力人材の発掘及び登録のため、以下の取組を実施した。

- ・「PARTNER」の認知度向上を目指し、国際協力に関心のある層が購読している「遠近」をはじめ、「国際協力ガイド2010」、「外交フォーラム」、「国際開発ジャーナル」へ広告掲載を実施した。また、国際協力人材としてのニーズが高いものの、登録人材が限られている分野について、これらの分野でスキルを持つ層にアプローチするため、「日経産業新聞」、「日刊工業新聞」、「日本農業新聞」等に広告を掲載するとともに、20年度初めての取組として電子媒体（時事ドットコム、Google アドワーズ）を活用して広報強化に努めた。

- ・国際協力分野で即戦力となる人材向けに「国際協力人材セミナー」を仙台及び広島で開催し（計101名が参加）、国際協力人材として求められる適性や国際協力分野でのキャリア形成を説明する機会を設けた。また、国際協力に関心のある幅広い人材向けに「国際協力キャリアフェア2008」を共催し、725名の参加を得た。
- ・「PARTNER」内のコンテンツである「JICA Professionals」（JICA専門家12職種の説明、求められる資質・能力、専門家体験談、公示・公募への応募方法等）を、制度の変更に伴う内容も併せ、より分かりやすいコンテンツに全面改訂し、新たに「しごと@JICA」を開発した（下図参照）。さらに、「PARTNER」にアクセスした国際協力に関心を有する人材に対し、機構が専門性を強化する機会も提供していることを伝えることで一層の参加を促進すべく、JICAの人材育成、研修分野の制度（能力強化研修をはじめ、ジュニア専門員、インターン等の機会を掲載）を取り纏めた「まなぶ@JICA」も開発した。

「PARTNER」トップページ



しごと@JICA

職種名称	応募条件	応募期間	募集回数/月数	2007年度募集人数
国際協力専門員(海外勤務)	専門分野実務経験 3年以上	応募年度 02/16(土)型は随時なし	随時	4200名
国際協力専門員(国内勤務)	関連実務経験 3年以上	応募年度 02/16(土)型は随時なし	随時	400名
企画調整専門員	1年以上	応募年度 02/16(土)型は随時なし	随時	400名
企画調整専門員(国内勤務)	1年以上	応募年度 02/16(土)型は随時なし	随時	400名
国際協力専門員(海外勤務)	2年	募集に要する期間に要	02/16(土)型は随時なし	6月/12月/0回
国際協力専門員(海外勤務)	1年	募集に要する期間に要	随時	400名
国際協力専門員(海外勤務)	2-3年	募集に要する期間に要	随時	11名
国際協力専門員(海外勤務)	4年	専門分野実務経験10年以上	02/16(土)型は随時なし	4名
国際協力専門員(海外勤務)	3ヶ月-1年	専門分野実務経験1年以上	02/16(土)型は随時なし	10名
国際協力専門員(海外勤務)	1-2年	募集に要する期間に要	随時	2名
国際協力専門員(海外勤務)	1-3年	募集に要する期間に要	随時	24名

こうした取組の結果、20年度の新規登録者数は、1,563名、また、20年度末現在の総登録者数は、7,769名となった。

2. 能力強化研修の適切な実施

20年度は、能力強化研修17コース(うち技術研修連携4コース)を実施し、計187名が受講した。うち「実務者(地方自治体職員等)のための国際協力基礎コース」については、これまでも多く見られた自治体関係者(水道事業関連等)などの受講に加え、昨今国際協力分野での活動機会が増加している海上保安庁関係者10名の受講を新規に受け入れるなど、各省庁の国際協力人材の育成にも貢献している。また、20年度新たに「実務者・コンサルタントのための国際協力基礎コース」を開設した。本コースは、国際協力に携わる実務者(大学、財団等)やコンサルタントに対し、援助をとりまく最新の動向や理論等を紹介する内容であり、参加者の評価等においても研修ニーズが高く、今後実施回数の増加を検討中である。なお、能力強化研修の受講者のフォローアップについては、19年度末にとりまとめられたアンケート調査結果の検討を踏まえ、21年度にさらに詳細なフォローアップ調査を行う予定である。

「専門家派遣前研修」については、機構職員の赴任前研修との相互連携を強化し、より効果的に研修を実施運営する観点から、20年度より新たに「国際協力人材赴任前研修」として一本化して実施した。20年度の受講者は372名、聴講者は延べ1,467名であったほか、新規に65名に聴講者手帳を配布した。

また、19年度に研修副教材として作成した「国際協力人材・実務ハンドブック(初版)」については、20年10月の改正機構法施行を踏まえ、内容を全面的に見直した改訂版(新JICA版)を作成した。

3. 幅広い人材育成のための取組

(1) インターンの受入

機構は、国際協力・開発援助に関わりの深い分野を専攻し、将来、国際協力分野での活動を希望する大学院生を対象に、公募及び大学との協定・覚書に基づくインターンの受入を行っている。20年度は、大学院生を対象とした公募型インターンに81名の応募があり、36名を受け入れた(実習先の内訳:本部5名、在外事務所24名、国内機関7名)。また、国内機関等が本邦大学と協定・覚書を取り交わし、学部生も対象とする協定型インターンについては、49名を受け入れた(実習先の内訳:国内機関38名、在外事務所11名)。実施体制上の制約等により、年間を通じた受入実績としては、昨年度を下回る結果となったが、各インターンの専門分野・研究内容にそった実習等内容面での拡充を図った。

一例として、公募型では、公衆衛生の修士号取得後に青年海外協力隊のエイズ対策隊員としてガボンへの派遣が内定しているインターンが、国内機関で実施する研修コース「仏語圏アフリカ臨床検査技術コース」の研修員とともに実習を行い、研修員を通じて現地の状況を把握するとともに新たな専門技術・知識を吸収したことが挙げられる。

また、協定型インターンとしては、国内機関において3大学から新規の受入を行うとともに、在

外では受入機関7事務所のうち、6事務所が今回初めて受入を行うなど、派遣元大学及び機構内の双方においてJICAインターンシップの拡充が図られた。

(2) 大学との連携講座の実施

20年度は、大学等との連携講座を110大学で174件実施し、このうち60大学において単位認定された。

また、平成20年10月の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合により、同行の大学協力協定等に基づく連携講座を引き継ぎつつ、国際協力を志向する人材育成のための大学での連携講座を着実に実施した。

(チ) 調査及び研究（法第13条第1項第8号）
小項目No. 20 調査及び研究

【中期計画】

(変更前) 小項目No. 22 案件形成支援、調査研究業務（該当部分のみ）

(ト) 法第13条第1項第7号に基づく案件形成支援、調査研究業務

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。また、研究成果に基づき対外発信の充実に努める。

(変更後)

(チ) 調査及び研究（法第13条第1項第8号）

開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。

【年度計画】

(変更前) 小項目No. 22 案件形成支援、調査研究業務（該当部分のみ）

ア. 国際的な研究ネットワークを通じて共同研究への参加・実施を推進する。

また、援助効果向上に関するガーナハイレベルフォーラムやアフリカ開発会議（T I C A D）をはじめとする国際会議への参加やシンポジウムの開催を通じ、研究成果を発信する。

(変更後)

国際的な研究ネットワークを通じて共同研究への参加・実施を推進する。

また、援助効果向上に関するガーナハイレベルフォーラムやアフリカ開発会議（T I C A D）をはじめとする国際会議への参加やシンポジウムの開催を通じ、研究成果を発信する。

【当年度における取組】

20年度上期は、J I C A研究所設立以前からの研究成果をとりまとめ、第4回アフリカ開発会議（T I C A D I V）のサイドイベントとして開催した国際シンポジウム等で発信したほか、新研究所の取組につながる研究成果の発信と国際的な研究ネットワークの構築に努めた。20年10月のJ I C A研究所設立以降は、研究所としての機能の確立に向けて、研究人材の確保、研究部門を支える各種制度及びサポート体制、学術情報インフラの整備に取り組んだ。また、様々な理論的・実証的知見と開発途上国の現場での経験やデータを基盤として研究を推進するため、4つの基本方針と4つの重点研究領域を定め、各領域の研究案件の形成、実施を推進した。

1. 新研究所の体制整備

(1) 研究人材の確保

20年10月のJ I C A研究所の発足に際し、初代の研究所長に恒川恵市元政策研究大学院大

学教授が就任した。研究部門には、常勤の研究スタッフとして職員等14名を配置したほか（博士号取得者2名の採用、外部の研究機関の一線級の研究者1名の出向受入を含む）、研究水準の質を保つべく、各分野での一線の研究者を客員研究員として迎え、7名を委嘱した。さらに、研究テーマに応じて内外の研究者や研究支援人材を機動的に確保すべく、非常勤や契約ベースで外部研究人材を活用するための制度を整えた。このほか、公募により、数年程度の期限付き常勤研究者を採用するための制度の整備を行い、平成21年度第一四半期の第1回の募集に向けた準備を行った。これら制度の整備を通じ、中長期的な研究能力向上に向けた取組に着手した。

（2）業務実施体制の整備

研究員が所属する研究部門のほかに、マネジメント部門として計画課（研究所全体の総括・各種制度設計、研究環境整備等）、研究支援課（成果発信、研究企画・調整・支援等）、研究交流課（機関レベルの研究交流、研究企画・調整・支援等）の3課を置き、効率的な研究活動をサポートする体制を整えた。

併せて、各課・部門の各業務や実施方法とともに、一連の研究プロジェクトの実施プロセス及び品質管理体制を整備し、20年度下期には実施候補案件の所内審査会を開催し、研究計画の審査を行った。今後は、国際レベルの研究の質の確保を目指し、成果発信段階の審査体制を整えることが課題であり、その検討に着手している。

さらに、研究所としてのステータスを高め、かつ内外の有能な研究人材の参加確保に資するよう、科学研究費申請機関の登録に向けた準備を実施している。

（3）学術情報インフラ

研究を情報面から支援するため、研究員のニーズを聴取し、研究所内で検索可能なオンライン・ジャーナルのラインアップを拡充し、先行研究論文等を閲覧できる環境を充実させた。また、従来、開発実務に関連する技術情報紙や事業関連資料の保存を中心としていたJICA図書館の蔵書についても、研究に必要となる海外の学術誌や図書を継続的に拡充していくことを計画し、20年度においては、現在の研究活動に関連するものを中心に約1000冊を増強した。また、計量分析を行うためのソフトの購入等、研究の実施環境を整えた。

2. 調査研究及び対外発信強化

（1）上期（新研究所設立前の実績）

20年度上期は、新研究所設立以前に開始した研究成果をとりまとめ、その成果を第4回アフリカ開発会議（TICADIV）のサイドイベントとして開催した国際シンポジウムで発信したほか、米国コロンビア大学との共催による会合を開催するなど、新研究所の取組につながる研究成果の発信と国際的な研究ネットワークの構築に努めた。

【対外発信実績】

●国際シンポジウム「アフリカ開発とアジアの成長経験」

第4回アフリカ開発会議（TICADIV）のサイドイベントとして国際シンポジウム「アフリカ開発とアジアの成長経験」（5月27日、横浜）を主催し、同シンポジウムに向けて、平成19年6月より機構と旧国際協力銀行が取り組んできた「アフリカ開発とアジアの経済成長」検討会の成果を報告した。さらに、議長を務めた緒方理事長がシンポジウムの議論について、5月29日のTICAD本会合で各国首脳に報告したほか、同シンポジウムの模様がNHK教育テレビ「日曜フォーラム」やNHKワールド（海外向け）で放送された。

●米国コロンビア大学との共催 アフリカ開発に関する政策対話

コロンビア大学のジョセフ・スティグリッツ教授が同大学内に設立したシンクタンクであるIPD（Initiative for Policy Dialogue）によるアフリカ・タスクフォース会合（7月10日及び11日、エチオピア・アジスアベバ）において、機構は、アジアの経験、国際貿易、天然資源管理及び産業・貿易・技術政策の各セッションに国内の有識者とともに参加。アジアの経験のセッションでは、上記のTICADシンポジウムの成果を報告。

※IPD：アフリカにおける経済成長の促進、貧困撲滅といった課題に対し、アジアの開発経験の適応可能性や国際貿易、ガバナンス等、政府が果たす役割について政策提言を行うことを目的とする。

【国際的な研究ネットワークの形成】

●米国コロンビア大学IPD（前出）との共同研究、国際シンポジウム開催の他、書籍の共同出版を準備。

●米国ニュースクール大学院のフクダ・パー教授と連携し、「アフリカにおける紛争予防と開発協力に関する国際会議（英国ウィルトンパーク会合、19年度開催）のフォローアップを実施。

●英国国際開発研究所（ODI）とアフリカ及びアジアにおける一村一品運動に関する研究を共同で実施。

（2）下期（新研究所設立後）

JICA研究所の設立にあたり、機構は、様々な理論的・実証的知見と開発途上国の現場での経験やデータを基盤として研究を推進するため、以下の4つの基本方針と4つの重点研究領域を定めた。同方針は、「新JICA発足及びJICA研究所設立記念シンポジウム」（11月25日）において説明したほか、開催内容を和英双方のホームページで発信した。

【基本方針】

開発途上国が直面する武力紛争、マクロ経済の不安定、貧困、環境破壊などの問題に対し、国際社会は、ベーシックヒューマンニーズ、構造調整、人間開発、持続的な開発など様々な指針を提案し、取り組んできましたが、現在も問題解決にはいたっていません。JICA研究所では、様々な学問領域で蓄積されてきた理論的及び実証的知見と開発途上国の現場で蓄積され

てきた経験やデータを基盤とした研究を推進するため、4つの基本方針と重点研究領域を定めています。

1) 複合的視点

JICA研究所では、人間や社会を複合的にとらえる視点から、分野横断型の研究を実施し、開発途上国に関わる諸問題を、個人、国家、市場、社会の複合的観点から分析します。

2) 過去と未来の結合

JICA研究所では、JICA、JBICや世界の開発援助機関の経験と研究成果を十分踏まえた研究を行い、そこから得られる教訓を新JICAの未来の支援活動につなげます。

3) 日本及び東アジアの経験の発信

JICA研究所は、日本の経験と、開発援助において日本が最も深く関わった東アジア諸国の経験を分析し、他地域の開発に生かす方法を探ります。また、拙速な開発モデルの移転を避けるために、それぞれの国・地域の歴史、文化を反映した活用可能性を慎重に見極める努力をします。

4) 世界への発信とひらかれた活動

JICA研究所は、日本国内はもちろんのこと、英文での発信により、世界の研究機関、援助実施機関、政府組織、民間企業、NGOなどに開かれた研究所を目指します。また、研究過程と成果を積極的に発信し、共同研究など様々な手段で共有します。

【重点領域】

1. 平和と開発
2. 成長と貧困削減
3. 環境と開発／気候変動
4. 援助戦略

また、上記方針のもと、10月以降、各領域の研究案件の形成・実施を推進し、研究テーマ毎に、当該分野の研究をリードする人材との連携関係の構築に着手した。また、対外発信については、主なものは以下のとおりであり、これまでの蓄積を活かしつつ取り組んだ。

【主な対外発信実績】

●政策研究大学院大学（GRIPS）開発フォーラムとの合同セミナー（11月27日、東京）
サイモン・マックスウェル英国海外開発研究所（ODI）所長及びムタンゴ駐日タンザニア大使らを迎え、現下の世界的な金融危機に対するアフリカの脆弱性をどう補うべきか議論したほか、こうした脆弱性克服を含むアフリカの持続的な成長に向けた支援策及び第4回アフリカ開発会議（TICADIV）のフォローアップについて検討した。セミナーの様様については、英文ホームページを通じて結果を世界に発信。

●Global Development Network（GDN）第10回年次会合（2月1日～5日、クウェート）
天然資源管理に関するパラレル・セッションで研究所スタッフが議長を務めたほか、恒川所

長が国際開発賞（プロジェクト部門）の最終審査会の議長を務め、授賞式において同賞を授与した。

●国際学会での研究発表

アジア沿岸部の大都市における気候変動をテーマに開催された国際学術会議（“Cities at Risk: Building Adaptive Capacity for Managing Climate Change in Asia’s Coastal Megacities”、2月26日～28日、バンコク）において、研究所の気候変動関係の研究プロジェクトの中間発表を実施。本中間発表は、JICA研究所が世界銀行、アジア開発銀行（ADB）と共同で実施する「気候変動がアジアの大都市に与える影響研究」に基づくもの。

●ASEAN地域の戦略研究を行うシンクタンクとの共同セミナー「ASEAN統合における人間の安全保障の主流化：その可能性と展望」（3月30日、東京）

本シンポジウムでは、フィリピン戦略開発問題研究所（ISDS）、インドネシア戦略国際問題研究所（CSIS）を中心とするASEAN地域の戦略研究を行うシンクタンクの関係者を招聘し、これら研究所との共同研究「ASEAN統合における人間の安全保障の主流化研究」の中間発表を実施。本共同研究は、地域統合や国境を越える課題を人間の安全保障の観点から具体的な課題に即して分析・検証し、それらを総合することによって地域統合の政策的課題を抽出することを目的としたもの。

(リ) 受託業務（法第13条第3項）

小項目No. 21 受託業務

【中期計画】

(リ) 受託業務（法第13条第3項）

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

【年度計画】

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

【当年度における取組】

1. 受託の実績

平成20年度は、改正機構法施行以前から準備を進め、南部スーダン政府及びドナーが共同で資金を拠出するマルチドナー信託基金からのジュバ職業訓練センター機能強化の事業（1件）に関する受託契約を20年11月に締結し、着実に実施中である。

【受託業務の概要】

① 背景

南部スーダンでは、内戦終結後、多くの難民・国内避難民が帰還し、その多くが職を求める一方、復興事業を支える技能労働者が不足していることから、職業訓練機能の早急な回復が求められている。機構は、18年より、内戦が激化する以前に、南部スーダンにおける職業訓練の中核機関であったジュバ職業訓練センター(Juba Multi-Service Training Center)に対し、訓練実施能力の改善・強化および基礎的技能訓練の実施に向けた訓練カリキュラムの作成や指導員の育成等、ソフト面を中心とした技術協力プロジェクト「基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト」を実施していたが、今般、マルチドナー信託基金からの委託を受けて、同センター全体の機能回復に向けた活動支援を既往プロジェクトと一体的に実施するもの。

② 実施期間 2008年11月～2009年8月

③ プロジェクトサイト ジュバ市

④ マルチドナー信託基金からの受託内容

- ・ ジュバ職業訓練センター及び労働省の能力強化
- ・ ジュバ職業訓練センター訓練機材等調達
- ・ ジュバ職業訓練センター施設整備改修

④受託金額 648,700米ドル（約64百万円）

(参考)

20年10月の改正機構法の施行により、明示的に受託業務の規定を設けることで、国際約束に基づくものに加え、国際約束に基づかない協力についても業務を受託できることを明確化した。

20年10月以前は、受託について機構法上の規定はなかったものの、通則法の一般的解釈（通則法に基づく業務方法書第25条）に基づき、業務の受託が認められていた。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）

小項目No. 22 予算、収支計画、資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）

【中期計画】

(1) 予算（人件費の見積を含む。）別表 1

運営費交付金を充当して行う業務については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

(2) 収支計画 別表 2

保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

(3) 資金計画 別表 3

融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。

国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。

【年度計画】

1. 予算（人件費の見積を含む。） 別表 1（略）

2. 収支計画 別表 2（略）

土地・建物の効率的な活用を促進するよう中期計画で認可された重要財産の処分を計画的に進めるとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

3. 資金計画 別表 3（略）

ア. 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、債務緩和特別措置を実施し、新たな償還計画に基づき回収を行う。パラグアイ、ボリビア及びアルゼンチンの移住融資債権について、債権回収促進策の一環として履行延期特約の締結に取り組み、償還計画の見直しを行う。

イ. 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層からの寄附金の受入に努めるとともに、「野口英世アフリカ賞基金」を含め、受け入れた寄附金について、管理、運用に係る運営委員会を開催し、透明性の確保を図る。

【当年度における取組】

1. 予算、収支計画、資金計画に関する実績

決算報告書：別表1

損益計算書：別表2

キャッシュフロー計算書：別表3

2. 保有資産の売却等、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行の実績

保有資産の売却に関し、中期計画において処分を計画している資産のうち、平成20年度は、旧八王子センターの土地・建物、職員住宅5戸の売却を計画していたが、いずれも応札者及び購入希望者がなく、不調に終わった。

自己収入のうち雑収入については、別表1（決算報告書）のとおり、838百万円の収入があったが、そのうち予算編成時には見積もることのできない過年度経費の戻入等を除くと収入は694百万円、19年度比322百万円の減収となった。これは、利率低下等による利息収入の減少、上記保有資産売却の入札不調等による不動産売却収入の減少等によるものである。

なお、機構は、余裕金の運用を普通預金や譲渡性預金で行っているものの、それ以外の資金運用で時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性のある運用は行っていない。

固定的経費については、光熱水料、通信運搬費、パソコン損料、公用車経費等を対象とし、その節減に取り組んでいる。20年度は、業務公電データベース等の活用により、通信運搬費を19年度実績に比べ約58百万円節減した。

予算の効率的執行については、20年度は旅費・専門家経費等の各種制度及び契約業務の見直し等の効率化に取り組んだ。運営費交付金の残高は、15,471百万円となっており、その内訳は以下のとおりである。

次年度への繰越（契約済み又は計画済みで支払が翌年度になるもの）

	7,696百万円
前渡金	6,146百万円
その他不使用額	1,376百万円
たな卸し資産、前払費用、仮払金等	254百万円

うち、繰越の発生理由としては、治安、相手国側機関の都合等、現地事情により、当初の計画に変更が生じ、年度を跨いで契約せざるを得なかったためである。

20年度は、貸倒引当金戻入396百万円、受取利息227百万円、開発投融资収入113百万円等の利益要因があった一方で、円高による外貨建貸付債権の評価損等に伴う外国為替差損362百万円等の損失要因があったため、352百万円を当期総利益として計上した。

機構は、運営費交付金債務の費用進行基準による収益化を行っていることもあり、当該利益については独立行政法人通則法第44条第3項による積立金（独立行政法人の経営努力により生じた利益として主務大臣の承認を受け、剰余金の使途に充てることができる積立金）として申請を

行っていない。

3. 融資事業における債権回収等の実績

特殊法人等整理合理化計画（13年12月）に基づき、開発投融资事業は14年度末をもって廃止となり、15年度以降新規の融資承諾はない（債権の返済期限（最終）は43年度）。また、移住融資事業についても、17年度末をもって廃止となり、18年度以降の新規融資はない（返済期限（最終）は34年度）。

（1）開発投融资

貸付金元本及び利息の回収を実施した。

20年度は繰上げ償還等があったため、年度当初の計画額（1,148百万円）に比べ、38百万円増の1,186百万円の回収実績があった。

（単位：百万円）

	計画額	実績額	差額
元金	1,032	1,070	38
利息	116	116	0
合計	1,148	1,186	38

（注）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

（2）移住関係

移住融資債権及び入植地割賦債権の元本及び利息等の回収を実施した。

20年度は延滞債権の回収促進により、年度当初の計画額（508百万円）に比べ、51百万円増の559百万円の回収実績があった。

また、政府方針に基づき、20年度についてもドミニカ共和国分の融資債権の債務緩和特別措置（ドル建てからペソ建てへの変更等）に係る債務者との協議を継続し、5件の債務緩和を実施し、また、無資力者に対して3件の債務免除を実施した。これまで債務緩和策を実施した債務者より、新たな償還計画に基づき、29百万円を回収した。

アルゼンチン、パラグアイ及びボリビア共和国の債務者に対しては履行延期が適切であると考えられる債務者について、債務者との償還計画見直しの協議及び検討を進めている。

（単位：百万円）

	計画額	実績額	差額
元金	428	446	18
うち融資	422	432	10
入植地	6	13	7
利息	80	114	34
うち融資	79	103	24
入植地	1	11	10
合計	508	559	51

（注）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある

4. 寄附金の受入・管理・運用の実績

(1) 世界の人びとのためのJICA基金

「世界の人びとのためのJICA基金」については、19年度に引続きホームページを通じた寄附金受入を実施し、20年度は22,169,540円の寄附を受け入れた（19年度8,612,826円）。第1四半期には、19年度の基金設置後初めてとなる寄附金活用事業を公募し、外部有識者を含む運営委員会による選考を経て、NGO等の非営利団体9団体の行う開発途上国・地域における貧困削減や人々の生活改善・向上に直接的に貢献しうる現地での活動に対し寄附金を配分した（配分総額4,240,990円）。また、寄附金の受入の目的に即した使途に配分できるよう、寄附金受入時の寄附者の関心分野に係るアンケート結果を踏まえ、アフリカに対する支援に限定した受入を20年2月から開始した。今後もアンケート等を踏まえ、配分事業の選定基準等に寄附者の関心分野等を反映していく予定。

また、10月からは（株）ゆうちょ銀行との連携を開始し、新たに取扱いの始まった「ゆうちょボランティア貯金」の利子の一部を寄附として受入れることとなった（寄附金の受入は21年4月以降の予定）。

さらに、寄附金事業の運営の透明性を確保すべく、3月に運営委員会を開催し、本年度の寄附金受入れ状況と第1回寄附金活用事業等の活動を報告するとともに、ホームページで活動報告書等を公開した。さらに、NGOに対しては、NGO-JICA協議会等を通じて、基金の活動や寄附金応募状況について情報提供並びに意見交換を行った。具体的には、20年7月、9月、21年3月のNGO-JICA協議会において、JICA基金の進捗状況を報告するとともに、9月にはゆうちょ銀行担当者も参加し、ゆうちょ銀行との連携について説明を行った。

(2) 野口英世アフリカ賞基金

内閣府からの委託を受けて機構が管理・運営を行う「野口英世アフリカ賞基金」（「野口英世アフリカ賞」^(注)の副賞の原資に充てるための寄附金）について、20年度は295,748,872円の寄附を受け入れた（19年度127,480,100円）。

なお、本寄附金は、20年5月に開催された第4回アフリカ開発会議（TICADIV）に際して、政府からの原資と併せ、受賞者に授与した（内閣府の指示に基づき、賞金の送金を行った）。

（注）「野口英世アフリカ賞」：感染症等の疾病対策の向上を目的として、アフリカにおける医学研究・医療活動分野の功績者を日本国政府が顕彰する目的で18年7月28日に創設が閣議決定されたもの。

別表 1

平成20年度 決算報告書
(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：百万円)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	153,786	153,786	0	
受託収入	2,819	2,745	△74	注1
開発投融资貸付利息収入	120	116	△4	
入植地割賦利息収入	1	11	11	
移住投融资貸付金利息収入	79	102	23	
その他収入	532	902	369	
寄附金収入	120	64	△56	
雑収入	412	838	426	注2
無償資金協力事業資金収入	0	5,563	5,563	
施設整備資金より受入	3,084	3,304	220	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	697	3	△694	
計	161,117	166,532	5,415	
支出				
一般管理費	12,097	11,149	948	
うち人件費	3,665	3,341	324	注3
物件費	7,735	7,805	△70	
統合準備経費	697	3	694	注4
業務経費	142,997	138,526	4,471	注5
うち国・課題別事業計画関係費	7,689	7,462	226	
技術協力プロジェクト関係費	79,467	74,974	4,492	
フォローアップ関係費	1,498	1,150	348	
無償資金協力関係費	610	431	179	
国民参加型協力関係費	25,443	24,699	744	
海外移住関係費	469	432	37	
災害援助等協力関係費	800	829	△29	
人材養成確保関係費	2,876	1,812	1,064	
事業評価関係費	305	275	30	
研究関係費	624	635	△11	
事業附帯関係費	9,154	7,817	1,337	
事業支援関係費	14,062	18,008	△3,946	
施設整備費	3,084	3,304	△220	注6
無償資金協力事業費	0	5,563	△5,563	注7
受託経費	2,819	2,449	370	注8
寄附金事業費	120	64	56	注9
計	161,117	161,054	63	

予算額と決算額の差異説明

- 注1 相手国政府の都合等による実施の遅れ等があったため。
注2 施設利用収入等が予算段階の見積もりを上回ったため。
注3 退職者が少なかったため。
注4 事業計画等の見直しを行ったため。
注5 相手国政府との協議および治安悪化による案件実施の遅延等があったため。
なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。
注6 当初見込まれなかった、新本部ビル工事費の支払が一部生じたため。
注7 当該事業が年度中に国から移管されたため。
注8 相手国政府の都合等による実施の遅れ等があったため。
注9 野口英世アフリカ賞受賞者の賞金の送金が21年度にずれ込んだことによる。

別表 2

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：百万円)

経常費用			
業務費			
国・課題別事業計画関係費	6,926		
技術協力プロジェクト関係費	72,107		
無償資金協力関係費	442		
国民参加型協力関係費	24,588		
海外移住関係費	423		
災害援助等協力関係費	750		
人材養成確保関係費	1,802		
フォローアップ関係費	967		
事業評価関係費	226		
研究関係費	634		
事業附帯関係費	7,670		
事業支援関係費	18,144		
無償資金協力事業費	5,563		
受託経費	2,449		
寄附金事業費	64		
減価償却費	512	143,265	
一般管理費		10,997	
財務費用			
支払利息	5		
外国為替差損	362	367	
雑損			1
経常費用合計			154,630
経常収益			
運営費交付金収益		144,475	
無償資金協力事業資金収入		5,563	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	2,422		
他の主体からの受託収入	27	2,449	
開発投融资収入		113	
入植地事業収入		11	
移住投融资収入		98	
寄附金収益		64	
貸倒引当金戻入		396	
資産見返運営費交付金戻入		549	
資産見返補助金等戻入		23	
財務収益			
受取利息	227	227	
雑益			1,054
経常収益合計			155,024
経常利益			393
臨時損失			
固定資産除却損		65	
固定資産売却損		2	67
当期純利益			327
前中期目標期間繰越積立金取崩額			25
当期総利益			352

キャッシュ・フロー計算書
(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：百万円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 138,340
	無償資金協力事業費支出	△ 5,563
	受託経費支出	△ 2,386
	人件費支出	△ 15,742
	その他の業務支出	△ 1,596
	運営費交付金収入	153,786
	無償資金協力事業資金収入	36,450
	受託収入	2,760
	貸付金利息収入	218
	入植地事業収入	29
	利息収入	11
	割賦元金	17
	寄附金収入	316
	その他の業務収入	1,740
	小計	31,672
	利息の受取額	231
	利息の支払額	△ 5
	業務活動によるキャッシュ・フロー	31,897
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 3,661
	固定資産の売却による収入	27
	貸付金の回収による収入	1,546
	定期預金の預入による支出	△ 184,700
	定期預金の払戻による収入	186,500
	譲渡性預金の取得による支出	△ 47,900
	譲渡性預金の払戻による収入	47,900
	その他の収入	0
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 288
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 195
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 195
IV	資金に係る換算差額	△ 109
V	資金増加額	31,306
VI	資金期首残高	3,162
VII	資金期末残高	34,468

4. 短期借入金の限度額

小項目No. 23 短期借入金の限度額

【中期計画】

(変更前) 旧小項目 No. 24 短期借入金の限度額

390 億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

(変更後)

一般勘定 670 億円

有償資金協力勘定 1,500 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目 No. 24 短期借入金の限度額

390 億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

(変更後)

一般勘定 670 億円

有償資金協力勘定 1,500 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

【当年度における取組】

一般勘定については、短期借入金の実績はない。

有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、以下のとおりの借入と返済を行った。

- ・ 10月・・・410億円（理由 短期資金ギャップに対応するため）
- ・ 11月・・・230億円（理由 短期資金ギャップに対応するため）

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

小項目No. 24 重要な財産の譲渡等の計画

【中期計画】

(変更前) 旧小項目 No. 25 重要な財産の譲渡等の計画

ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、東京国際センター八王子別館の土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅の処分を計画

(変更後)

ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、タイ国事務所土地・建物、東京国際センター八王子別館の土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅、保養所の処分を計画

【年度計画】

中期計画で認可された重要財産の譲渡等処分の準備を進める。

【当年度における取組】

1. ボリビア国農牧技術センター建物

ボリビア国農牧技術センター建物について、平成20年6月に日系農協（サンファン農牧総合協同組合、コロニア沖縄農牧総合協同組合）から譲渡申請書及び譲渡後の事業計画が共同で提出された。同申請書において、事業継続を目的に、これら日系農協を運営母体とする財団を設立するため、同財団への農牧技術センター建物の譲渡が要請された（21年3月に財団設立承認済）。21年1月に本部から運営指導調査団を派遣し、申請書及び事業計画をもとに、具体的な維持管理計画の策定に向けて協議を行った。

実施中のプロジェクトが終了する21年度中に譲渡する方向で準備を進めている。

2. パラグアイ国農業総合試験場土地・建物

パラグアイ国農業総合試験場土地・建物について、20年6月に日系農業協同組合中央会から譲渡申請書及び譲渡後の事業計画が提出された。同申請書において、事業継続のため、日系農業協同組合中央協会への農業総合試験場の土地・建物の譲渡が要請された。

21年1月に本部から運営指導調査団を派遣し、同申請書及び事業計画をもとに、具体的な維持管理計画の策定に向けて協議を行った。

実施中のプロジェクトが終了する21年度中に譲渡する方向で準備を進めている。

3. 東京国際センター八王子別館の土地・建物

東京国際センター八王子別館の土地・建物について、処分を行うべく、20年9月に入札を行ったが応札者がなく不調となったため、21年2月に公示媒体を増やして再入札を行ったが、再び応札者がなく不調に終わった。今後、不動産取引専門業者等の意見を聴取し、改めて入札方針を検討の上、処分を進めていく予定。

4. 中部国際センター土地・建物

中部国際センターの土地・建物について、21年度以降の処分に向け、関連情報の収集等を行った。

5. 職員住宅

職員住宅について、第2期中期目標期間中に30戸程度の処分を計画している。20年度中に職員住宅5戸（19年度入札不調となった2戸を含む）の処分を行うべく、売却手続きを進めたが、いずれも購入希望者がなかった。不動産取引専門業者等の意見を聴取し、改めて処分方法を検討の上、処分を進めていく予定。

6. 保養所

第2期中期目標期間中の処分に向けて、処分方針の検討に必要な情報収集を行った。

7. タイ事務所土地・建物

第2期中期目標期間中の処分に向けて、処分方針の検討に必要な情報収集を行った。

6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

小項目No. 25 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

【中期計画】

（変更前）旧小項目 No. 26 剰余金の使途

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

（変更後）

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

【年度計画】

（変更前）旧小項目 No. 26 剰余金の使途

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備、並びに改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

（変更後）

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

【当年度における取組】

独立行政法人通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることのできる積立金の実績はない。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

小項目No. 26 施設・設備に関する計画

【中期計画】

(変更前) 旧小項目 No. 27 施設・整備に関する計画

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。

平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画 (単位：百万円)

施設・設備の内容	財源	予定額
中部国際センター建替え	施設整備資金	2,049
本部及び国内機関施設整備・改修	施設整備資金	4,304
計	施設整備資金	6,353

(注記) 金額については見込みである。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

(変更後)

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。

平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画 (単位：百万円)

施設・設備の内容	財源	予定額
中部国際センター建替え	施設整備資金	2,049
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備資金	7,245
計	施設整備資金	9,293

(注記) 金額(「3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの)については見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目 No. 27 施設・整備に関する計画

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

平成20年度の施設・設備の整備に関する計画

施設・設備の内容	財源	予定額 (単位：百万円)
中部国際センター建替え	施設整備資金	1,327
本部及び国内機関施設整備・改修	施設整備資金	1,361

在外事務所施設整備	施設整備資金	397
計	施設整備資金	3,084

(注記)

- 1 金額については見込みである。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、有償資金協力業務及び無償資金協力業務との統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。
- 2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(変更後)

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

平成20年度の施設・設備の整備に関する計画

施設・設備の内容	財源	予定額 (単位：百万円)
中部国際センター建替え	施設整備資金	1,327
本部及び国内機関施設整備・改修	施設整備資金	1,361
在外事務所施設整備	施設整備資金	397
計	施設整備資金	3,084

(注記) 金額(「第3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの)については見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

【当年度における取組】

建替えを行っていた中部国際センターについては、平成21年2月末に竣工した。

本部、国内機関及び在外事務所の施設整備・改修については、旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合に関連した施設・設備の整備(新宿本部ビルレイアウト変更工事、在外事務所内装工事、新本部ビルレイアウト設備工事等)、国内機関の施設改修工事を実施した。

執行額が予定額を上回った主な理由は、①中部国際センター建替えにおいて、前年度に支払いを予定していた電気設備工事及び空調・衛生設備工事の前払金相当額の支払いが今年度となったこと(施工業者2社が前金払を希望しなかったため)、②本部及び国内機関施設整備・改修については、新本部ビルのレイアウトの具体化に伴い、レイアウト設備工事に係る契約を締結し、前払金の支払いを行ったことである。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	執行額
中部国際センター建替え	1,327	1,330
本部及び国内機関施設整備・改修	1,361	1,592
在外事務所施設設備工事	397	382
計	3,084	3,304

(注) 端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

(2) 人事に関する計画

小項目No. 27 人事に関する計画

【中期計画】

(変更前) 旧小項目 No. 28 人事に関する計画

(イ) 方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。
- 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、在外主導体制の定着に向け、組織としてのプログラム策定及び課題対応力の強化に資する職員研修を拡充する。

(ロ) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を 1,326 人とする。

中期目標期間中の人件費総額見込み 65,159 百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(変更後)

(イ) 方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲をさらに引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。
- 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制において、各援助手法の習熟に資する職員研修を推進する。

(ロ) 人員に係る指標

期末の常勤職員数 1,664 人

中期目標期間中の人件費総額見込み（「3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）」にて記載のもの）

64,326 百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目 No.28 人事に関する計画

- ア. 勤務成績の評価を年2回実施するとともに、人事評価者研修の継続、改善等に努め、人事評価の実施体制の定着を図る。
- イ. 改正機構法の施行による新たな組織のあり方を踏まえつつ、適材適所の人員配置を検討し実施する。その一環として管理職登用を中心とした昇格審査の継続、改善等に努める。
- ウ. 国際協力銀行（円借款関連部門）との統合に向けての準備研修を実施するとともに、統合後の職員研修の体系の整備を進める。

(変更後)

- ア. 勤務成績の評価を年2回実施するとともに、人事評価者研修の継続、改善等に努め、人事評価の実施体制の定着を図る。
- イ. 改正後の独立行政上国際協力機構法の施行による新たな組織のあり方を踏まえつつ、適材適所の人事配置を検討し実施する。その一環として、管理職登用を中心とした昇格審査の継続、改善等に努める。
- ウ. 技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施するために必要な能力開発・研修を行うとともに、新組織における職員研修の体系の整備を進める。

【当年度における取組】

平成20年度は、新JICA発足に際し、人事・給与制度を一本化するとともに、研修等を通じ、一本化された新制度の周知に努めたほか、職員へのアンケート調査等を行い、職員の新制度に対する理解度及び現状認識等をモニタリングした。また、勤務成績の評価結果を引続き賞与及び昇給に反映させた。

職員の能力開発については、新組織の円滑な業務及び組織運営を目指し、上期は、新業務フロー及び技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法の理解・習得に向けた研修を実施し、下期は、新JICAにおける評価制度の習熟を目的として管理職に対し評価者研修を行った。

人事配置については、統合直後の業務の継続性の確保に主眼を置きながらも、統合効果を発揮すべく、地域部等に機動的に配置した。

1. 勤務成績の評価及び適材適所の人事配置の実施

(1) 勤務成績の評価

20年度上期は、新JICA発足に係る人事制度について旧国際協力銀行（海外経済協力業務）

との間で協議を行い、給与制度、役職・資格制度、人事評価制度等、各種人事制度について一本化を行った。下期は、一本化された新制度が円滑に運用されるよう、職員へのアンケート調査、統合対象事務所へのヒアリング等により、新制度の定着状況につきモニタリングを実施した。

特に、人事評価制度については、新JICAの発足に際し、これまで以上に成果を意識した業務運営を行うべく、資格定義や評語の見直しを行った。本制度の導入に当たっては、職員の意見を聴取するとともに、新たな評価制度を周知するため、人事評価制度ハンドブックを作成・配布した（暫定版配布は下期目標設定時11月、確定版は1月）。また、国内勤務の管理職（部門長、次長、課長）を対象に評価者研修を2月から3月にかけて実施し（部門長2コース、次長3コース、課長6コース、計11コース）、海外勤務の管理職へは同研修を収録したDVDを配布した。

他方、旧機構職員の勤務成績の評価については、19年度下期分及び20年度上期分を行い（従来どおり年2回実施）、その結果を賞与（6月、12月）及び昇給（7月）に反映した。

なお、20年度下期の評価（21年4月～5月に実施）について、新人事評価制度・基準に基づき出身機関の違いに関わらず全職員に対して共通の尺度で評価を実施し、21年度の賞与及び昇給に反映させていく予定である。

新人事制度を含め、統合後の職員の意識、職場に対する現状認識について確認すべく、アンケート調査を実施した。その結果、回答者の6割が出身機関を意識せず働ける職場環境であると回答し、7割が現在の仕事にやりがいを感じている一方、新人事評価制度等の理解度は6割程度に留まっており、新人事制度が適切に運用されるよう、引続き職員への研修等を実施する予定。

（2）適材適所の人事配置

人事配置については、統合前後の業務の継続性の確保に主眼を置きながらも、統合効果の発揮、現場主義といった組織の活動方針を実現すべく、具体的には、地域部やアフリカの復興支援国の拠点に機動的な配置を行った。

また、統合に伴い、新たな職員のモデル人材像を設定した。21年度は、モデル人材像にいたるキャリアパスや人事配置のあり方等について検討し、具体的な人事配置等へ反映していく方針である。

シニア人材に関しては、年間を通じて再任用制度に基づく再任用職員の募集及び選考を行った。

なお、子育てしやすい職場環境づくりを目指し、17年度に策定した「JICA行動計画（仕事と家庭（子育て）の両立に向けて）」について、統合を迎えた20年度は、各種取組の定着に向けた啓蒙・普及を中心に取り組んだ（20年度の育児休業取得者数は29人）。

2. 職員の能力開発の機会の提供

（1）階層別研修

上期は、旧両機関の新入職員研修を合同で行い、新組織の一員として必要な知識・スキルの習得を促進するとともに、両機関の一体化を進めた。下期は、上述のとおり、新評価制度の習熟等を目的に、管理職に対する評価者研修を実施した。

また、新JICAにおける職員のモデル人材像に見合う職員育成を目的として、職員研修の体

系整備を進めた。

階層別研修

上期 1コース 受講者37名 下期 13コース 受講者366名
全体 14コース、403名

新人研修

上期 5コース 下期 1コース

(2) 専門研修

新JICAへの円滑な移行のため、新業務フロー及び技術協力、有償資金協力、無償資金協力の三つの援助手法の理解・習得を目的として、新JICA統合研修を実施し、職員的能力強化を図った。さらに部門長、次長・課長クラスに対しては、3つの援助手法を的確に活用・管理するためのマネジメントのポイントについての研修を追加的に行った（なお、旧国際協力銀行職員に対しても同様の研修を実施）。

また、年間を通して、18年度に開始した在外事務所員研修を引続き実施し、地域別の重点課題について、在外事務所の課題対応能力の強化を図った。具体的には、アジア（保健医療）、中南米（気候変動対策）、アフリカ（インフラ）、アジア（防災）、中近東（水資源）の5コースを実施し、在外事務所の職員33人が参加した。

援助協調の動きによりの確に対応していくために、実践的な語学及び会議運営・交渉スキルの向上を目的とした研修を試行導入した（今後、在外職員の赴任前研修へも導入予定）。

統合後は、本邦大学の公共財政管理プログラムへの職員の派遣を開始し、マクロ経済の知見を有する人材の強化に着手した。また、職員の海外赴任前に行う研修の内容を全般的に見直し、特に新業務フロー、3つの援助手法についての内容を強化した。

(3) 語学研修

20年度は、自己研鑽支援、本部内での集合研修、19年度下期から導入した個人研修を組み合わせ、様々な研修ニーズに応えることにより、研修効果の向上を図った。（語学研修全体では19コース、受講者218人）

このほか、職員の専門家、企画調査員、国際機関職員としての派遣等、実務を通じた能力開発の機会を提供した。

3. 職員数及び人件費の実績

20年度末の常勤職員数は1,664人となった。

また、20年度の人件費は、予算額13,045,001千円に対し、支出実績額12,862,861千円であった（有償資金協力勘定を除く）。

なお、機構においては、国と異なる手当はない。また、レクリエーション経費については、国の取扱いに準ずる20年度支出実績はなく、21年度予算要求も行っていない。レクリエーション

ン経費以外の福利厚生費の見直しについても、小項目No. 24「重要な財産の処分等の計画」で詳述のとおり、職員住宅保有の見直しを行っている。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（法第31条第1項及び法附則第4条第1項）

小項目No. 28 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い

【中期計画】

(変更前) 旧小項目 No. 29 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い

(イ) 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充てることとする。

(ロ) 前期中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

(変更後)

(イ) 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務（有償資金協力業務を除く。）の財源に充てることとする。

(ロ) 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目 No. 29 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い

ア. 前中期目標期間繰越積立金は、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当する。

イ. 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充当する。

(変更後)

ア. 前中期目標期間繰越積立金は、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務（有償資金協力業務を除く。）の財源に充当する。

イ. 前期中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額に

については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

【当年度における取組】

前中期目標期間の最終事業年度における積立金及び前中期目標期間中に回収した債権及び資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、平成19年6月に承認を受けた。20年度は、新本部事務所等の敷金及び内装工事費等として1,565百万円を支出した。

1. 積立金の使途

前中期目標期間の最終事業年度における積立金（7,613百万円）のうち、法令等に基づき、19年6月に主務大臣より承認された7,123百万円について、1,520百万円は改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費（費用的支出）の財源に充当し、5,603百万円は18年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することとしている。

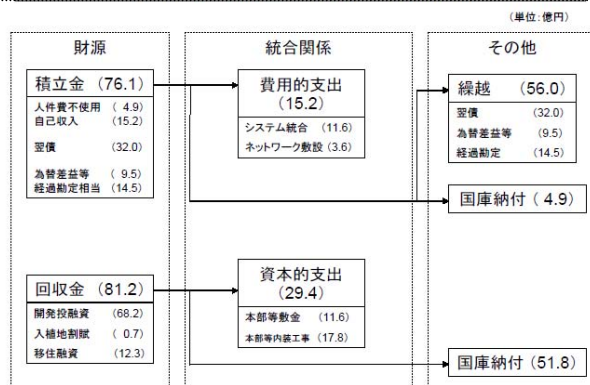
20年度は、承認額のうち3百万円をシステム等の統合経費の財源に充当した。残額は、21年度以降にシステム等統合経費及びネットワーク敷設経費の財源に充当する予定。

2. 前中期目標期間中に回収した債権又は資金の使途

前中期目標期間中に回収した債権又は資金（8,116百万円）のうち、法令等に基づき、19年6月に主務大臣より承認された2,941百万円について、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設整備等の資本的支出の財源に充当することとしている。

20年度は、承認額2,941百万円のうち1,562百万円を新本部事務所等の敷金及び内装工事費の財源に充当した。残額は、21年度以降における新本部事務所等の敷金及び内装工事費の財源に充当する予定。

積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い



(注) 繰越五入の関係上、合計は一致しない。

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

小項目No. 29 監査の充実

【中期計画】

(イ) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

【年度計画】

会計監査人による外部監査に加え、内部監査について、在外における業務の実施状況及び随意契約等を重点として監査を行う。

【当年度における取組】

会計監査人による監査、内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示、再発防止への注意喚起を行うとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織全体としてフォローアップを行った。また、コンプライアンス体制の強化に向け、関連規程を整備し、同規程に基づき、事故報告制度、内部通報制度及びコンプライアンス委員会の設置を行い、同体制を適切に運用、機能させるため、コンプライアンスマニュアルの作成に着手した。

1. 会計監査人による監査

平成19事業年度の財務諸表について、会計監査人（新日本監査法人）による監査を受け、20年9月16日に外務大臣から承認を受けた。

20事業年度については、改正機構法の施行に伴い、区分経理が必要となる有償資金協力事業に係る勘定を設けることになったため、下期分より同勘定を含めて監査を行うこととなった。期中監査を20年11月から21年3月までの間に、本部においては毎月実施し、国内機関及び在外事務所については以下の機関を対象に実施した（なお、20事業年度の財務諸表に係る本部期末監査は21年5月末から約1ヶ月実施）。

2 国内機関 : J I C A二本松、J I C A中国

6 在外事務所 : ドミニカ駐在員、パナマ駐在員、バルカン事務所
ヨルダン事務所、ネパール事務所、キルギス事務所

会計監査人からは、専門家においても金庫による事業経費（公金）の管理を徹底すべきといった軽微な指導を除き、特段の指摘はなく、これらの指導については、いずれも速やかに是正するとともに、今後、同様の指導を受けることがないよう機構内で注意喚起した。

2. 内部監査

19年度の内部監査の結果については、20年3月に理事長へ報告するとともに、20年7月に報告書を本部、国内機関及び在外機関に配布した。また、その概要について、ホームページで公開した。

20年度上期は統合を控え、新組織における統一かつ円滑な監査実施のための協議を旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との間で行いながら、新たな内部監査規程を作成し、実地監査においては、監事監査、会計監査人監査等の監査対象との調整を行い、内部監査については駐在員を中心とする小規模の在外機関を重点に、事務所の運営管理、事務手続き、経理処理の状況等の確認を目的とする監査を実施した。

監査の結果、小額貨幣の流通事情により金庫内現金と現金出納帳の不一致に対する改善指導を除き、特段の指摘はなく、これらの指摘については、いずれも速やかに改善を行った。監査結果については、20年9月に理事長に報告するとともに、その内容について取り纏めた報告書を作成し、機構全部署・機関に配布の上、組織全体で共有し、ホームページで概要を公開した。

下期は、統合を踏まえ、技術協力、有償資金協力、無償資金協力のバランスを考慮しつつ、一体的な監査を念頭に、統合による組織及び業務の変更による影響の大きな部署を監査対象として選別し監査を実施した。

監査の結果、本部・在外事務所において、統合に伴う事務の混乱等はないことが確認されたが、新たな業務の制度設計をより一層推進し、円滑な組織及び業務の定着を図るよう留意事項を取り纏めた。監査結果については、現在、報告書を作成中であり、上期と同様、組織全体で共有し、ホームページにて概要を公開する予定。

19年度に作成した「随意契約に係る内部監査チェック要領」（執務参考資料）を活用して、引き続き随意契約について重点的に監査を行った。本部・国内機関において競争性を高める取組が継続して行われていることを確認し、在外事務所では随意契約に至る意思決定プロセスの透明性の確保について助言を行った。

また、有償資金協力業務の承継に伴い、信用格付監査、資産自己査定監査、償却・引当及び開示債権監査を実施した。これら監査は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）において実施してきたもので、新組織においても引き続き実施し、監査の結果、特に問題は見られなかった。

上期

本 部：総務部、企画部、国内事業部

国内機関：JICA筑波

在外機関：イエメン駐在員、イラン駐在員、スーダン駐在員、ルワンダ駐在員、ガボン駐在員、パプアニューギニア事務所

下期

本 部：総務部、情報政策部、企画部、調達部、資金協力支援部

在外機関：フィリピン事務所、パキスタン事務所、モザンビーク事務所、ウガンダ事務所

また、特定テーマを対象とした監査として、環境マネジメント（ISO14001）に係る内部環境監査（本部全部局及び国内全機関）を実施した。

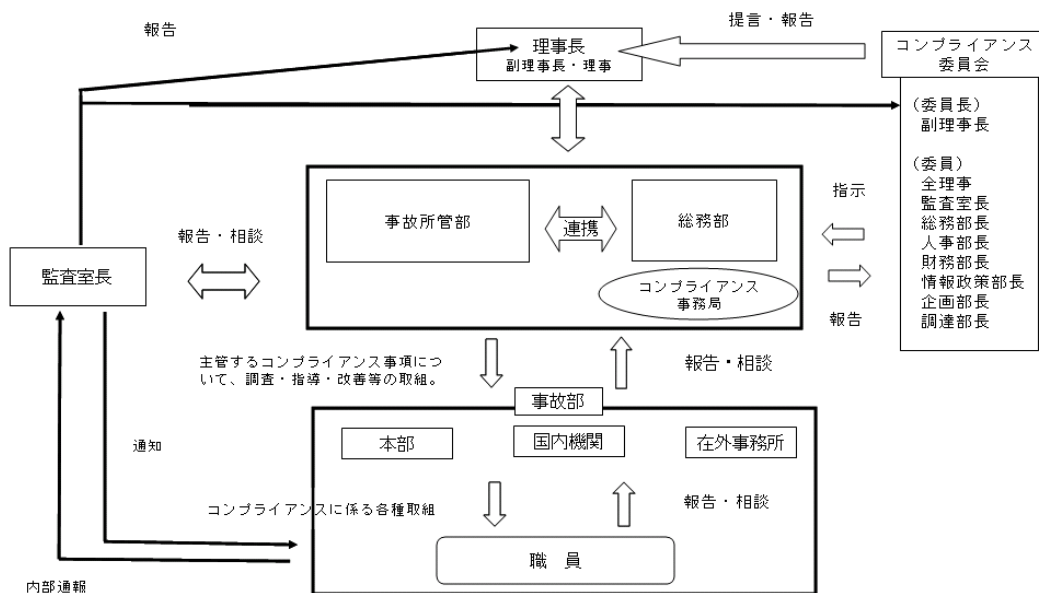
内部統制の強化に向けて、監事監査、会計監査人による監査、内部監査の連携強化の観点から、会計監査人及び監査室は、監事との意見交換をそれぞれ実施した。

3. コンプライアンス体制の整備

新JICAのコンプライアンス体制の基本となる規程として、「事故報告及びコンプライアンスに関する規程」を整備し、同規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、事故報告制度及び内部通報制度を導入した。かかる体制及び制度の下、トップマネジメントへの報告、事故等の事例集積、対応及び再発防止策の実施等を通じた内部統制のためのPDCAサイクルの確立、コンプライアンス意識の醸成に向けて取組を行っている。同規程の策定に際しては、旧国際協力銀行(海外経済協力業務)の金融業務を担う組織として具備すべき体制の構築と運用のノウハウと、専門家、ボランティア等、多くの人の派遣及び受入に関わる旧機構のノウハウとを組み合わせる形で、新組織に適合した制度とした。

コンプライアンス委員会は副理事長を委員長とし、①役職員のコンプライアンス状況等の確認、②役職員のコンプライアンスの改善に向けた体制の整備及び具体的な方策等の検討及び審議、③重要なコンプライアンス違反事例に関する報告、④違反事例に対する再発防止策の検討、⑤その他コンプライアンスに係る重要事項に係る対応方針の検討を行う。12月に第1回委員会を開催し、新組織におけるコンプライアンス体制の確認、コンプライアンスマニュアルの作成方針の検討、事故報告等を行った。

新JICAコンプライアンス体制図



また、コンプライアンス体制の周知及び意識の醸成を図るため、各種執務参考資料に上記のコンプライアンスに係る取組を追加した。さらに、同体制を適切に運用及び機能させるべく、コンプライアンス関連規程及び遵守すべき法令の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書として、コンプライアンスマニュアルの作成に着手した。同マニュアルの作成

に当たっては、各部署・機関における業務の点検とリスクの洗い出し作業を実施し、各部署における意識の醸成も兼ねて作業を行った（21年度第2回コンプライアンス委員会による審議を経て完成し、役職員に配布した）。

小項目No. 30 各年度の業績評価

【中期計画】

(ロ) 各年度の業績評価

(変更前) 旧小項目 No. 31 各年度の業績評価

各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。

(変更後)

各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、業務運営に反映させる。

【年度計画】

(変更前) 旧小項目 No. 31 各年度の業績評価

年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めて内部で評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる。

(変更後)

年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる。

【当年度における取組】

平成20年度は、引続き内部評価体制（業績評価委員会及び外部検討委員）を活用し、19年度の業務実績報告の取り纏め及び自己評価を行い、評価結果については、組織内で周知を図るとともに、的確に業務運営に反映した。また、改正機構法の施行に伴う第2期中期計画の変更を踏まえ、変更部分の評価項目及び評価指標案を作成し、外務省独立行政法人評価委員会の合意を得るとともに、20年度の業績のモニタリング及び取り纏めを行った。

1. 評価結果の業務運営への反映

20年度は、19年度の業務実績報告の取り纏め及び自己評価を行うとともに、評価結果については組織内で周知を図り、的確に業務運営に反映した。

業績評価の所管部署（総務部業務運営評価課）が、機構の業務実績のモニタリング（年2回）を実施した上で、総務担当理事を長とする「業績評価委員会」において、業績報告、自己評価等について審議を行い、理事会に報告した。また、自己評価の客観性の担保と質の向上を図るため、有識者2名を外部検討委員として委嘱し、19年度の業績報告、20年度の業績監理等についてその意見を反映するとともに、第2期中期計画に定める国内拠点の利用状況等及び随意契約の妥当性に係る第三者による検証を行った。外務省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の19年度の評価結果については、機構内で周知を図るとともに、関係部局とその対応を検討し、的確に業務運営に反映させた。

また、20年度は、改正機構法の施行による第2期中期目標の変更指示に伴う第2期中期計画の変更を踏まえて、機構内で調整の上、変更部分に係る評価項目及び評価指標案を作成し、外務省独立行政法人評価委員会の合意を得るとともに、20年度業務実績のモニタリング及び取り纏

めを行った。

2. 部局毎の業務運営への反映

中期計画に基づく年度計画の達成を各部局の業務運営及び人事評価と連動させるため、「部署別年間業務計画」を引続き作成した。20年度は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に伴い、中期計画の変更に加え、組織・人員体制が10月で大きく変化することから、上期・下期に分けて計画を策定し、それぞれ、本部・国内機関・在外事務所の計画を担当理事が確認し、本部分については理事会に報告した。また、年2回の人事評価において、部署別年間業務計画の達成状況を基に、部門長の評価が行われた。

関係部局と調整し、第2期中期計画（下期は変更後の第2期中期計画）の達成に向けて組織横断的に取り組む課題を整理した上で、部署別年間業務計画に的確に反映させるよう指示を行った。

3. 機構内部での周知

業績評価制度や評価結果に関する職員の理解・認識向上を図るため、20年9月に「業績評価セミナー」を開催し、119人が参加した（本部向け2回、国内機関向け1回、在外事務所向け4回の計7回）。国内機関及び在外事務所については、テレビ会議システムを利用して実施するとともに、事務所移転を含む統合の準備等に伴い、出席できなかった職員向けにセミナーの様相を収録したDVDを配布した。アンケートでは、回答者のほぼ全員から「有意義だった」との回答が得られた。また、統合前に実施した新JICA統合研修（新JICAにおける組織及び業務の理解・習得を目的とした研修）において、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）の職員に対して、業績評価制度を紹介した。

また、上記変更指標の機構内の検討過程においても、19年度の評価結果について説明を行うとともに、業績評価に関連する資料及び情報を掲載するグループウェア上の業績評価データベースを随時更新し、関係者の理解促進と評価結果の活用を図った。

〈資料編〉

1. 国別・課題別の取組^(注)

(1) 国別の取組

20年度に実施した国別のプロジェクトの概況は以下のとおり。(プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査／協力準備調査(無償)の合計数。)

①東南アジア地域

ア. インドネシア

- (ア) 「民間主導の持続的な成長」実現のための支援：30件
- (イ) 「民主的で公正な社会造り」のための支援：38件
- (ウ) 「平和と安定」のための支援：15件

イ. マレーシア

- (ア) 経済連携強化支援：10件
- (イ) 環境と持続的開発：2件
- (ウ) 社会福祉向上：1件
- (エ) 南南協力拡充：集団研修及び専門家派遣を実施した。
- (オ) 地域的課題対応能力向上：3件

ウ. フィリピン

- (ア) 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長：22件
- (イ) 貧困層の自立支援と生活環境改善：21件
- (ウ) ミンダナオにおける平和と安定への支援：4件

エ. タイ

- (ア) 持続的成長のための競争力強化：8件
- (イ) 社会の成熟化に伴う問題への対応：6件
- (ウ) 人間の安全保障：2件
- (エ) 地域協力：11件

オ. ミャンマー

- (ア) 人道支援：17件
- (イ) 民主化・経済構造改革支援：1件

カ. ベトナム

- (ア) 成長促進と競争力強化：28件
- (イ) 生活・社会面の向上と格差是正：21件
- (ウ) 環境保全：8件
- (エ) ガバナンス強化：4件

キ. ラオス

- (ア) 基礎教育の充実：3件
- (イ) 保健医療サービス改善：5件
- (ウ) 農村地域開発及び持続的森林資源の活用：7件
- (エ) 社会経済インフラ整備及び既存インフラの有効活用：6件
- (オ) 民間セクター強化に向けた制度構築及び人材育成：7件
- (カ) 行政能力の向上及び制度構築：5件

ク. カンボジア

- (ア) グッド・ガバナンスの推進：11件

^(注) 本「国別・課題別の取組」は、平成20年3月31日に届け出た平成20年度計画別紙に基づく、改正前の独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第1号に係るものである。

- (イ) 経済・産業振興：12件
- (ウ) 農業・農村開発：10件
- (エ) 社会セクター開発：9件

②東アジア地域

ア. 中華人民共和国

- (ア) 環境問題など地球規模の問題に対処するための協力：14件
- (イ) 改革・開放支援：11件
- (ウ) 相互理解の促進：1件

イ. モンゴル

- (ア) 市場経済を担う制度整備・人材育成：7件
- (イ) 地方開発：3件
- (ウ) 環境保全：3件
- (エ) 経済活動促進のためのインフラ整備：2件

③南西アジア地域

ア. バングラデシュ

- (ア) 経済成長（民間セクター開発、運輸、電力、農業・農村開発）：3件
- (イ) 社会開発と人間の安全保障（教育、保健、環境、災害対策等）：7件
- (ウ) ガバナンス：4件

イ. インド

- (ア) 経済開発・インフラ整備：3件
- (イ) 貧困対策（保健医療・農村開発）：5件
- (ウ) 環境対策：3件

ウ. ネパール

- (ア) 社会分野：4件
- (イ) 農業開発：2件
- (ウ) 経済基盤整備：4件
- (エ) 紛争後の復興と紛争要因の排除：1件

エ. パキスタン

- (ア) 人間の安全保障の確保と人間開発（保健・衛生・教育・環境）：10件
- (イ) 健全な市場経済の発達（水資源・灌漑、農業、経済基盤・経済発展）：6件
- (ウ) バランスの取れた地域社会・経済の発展：1件

オ. スリランカ

- (ア) 平和の定着と復興支援：4件
- (イ) 中長期開発ビジョン援助計画（経済基盤整備、外貨獲得能力向上に対する支援、貧困対策）：14件

カ. アフガニスタン

- (ア) 農業・農村開発を中心とした地方総合開発：4件
- (イ) 中長期的開発のためのキャパシティ・ディベロプメント（教育、保健医療、運輸交通、ジェンダー、ANDS（国家開発戦略）支援）：12件
- (ウ) インフラ整備
カブール首都圏開発（上下水道、運輸交通、エネルギー）：1件

④中米・カリブ地域

ア. ホンジュラス

- (ア) 基礎教育：1件
- (イ) 保健医療及び水：3件
- (ウ) 農村部地域開発：4件

- (エ) 市民安全：1件
- (オ) 防災：2件

イ. メキシコ

- (ア) 人間の安全保障の向上と貧困削減：4件
- (イ) 産業開発と地域振興：2件
- (ウ) 地球環境問題及び水の衛生と供給：7件

⑤南米地域

ア. ボリビア

- (ア) 社会開発：14件
- (イ) 生産力向上：6件
- (ウ) 制度・ガバナンス：1件

イ. ブラジル

- (ア) 環境：5件
- (イ) 社会開発：2件
- (ウ) J B P P (日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム)：11件

ウ. パラグアイ

- (ア) 貧困対策：5件
- (イ) 持続的経済開発：7件
- (ウ) ガバナンス：1件

⑥アフリカ地域

ア. ガーナ

- (ア) 地方農村部の活性化：9件
- (イ) 産業育成：6件
- (ウ) 行政能力の向上・制度整備：1件

イ. ケニア

- (ア) 人材育成：4件
- (イ) 農業開発：3件
- (ウ) 環境保全：6件
- (エ) 保健・医療：3件
- (オ) 経済インフラ整備：4件

ウ. マラウイ

- (ア) 食糧安全保障：3件
- (イ) 人的資源開発：2件
- (ウ) 持続的経済成長：2件

エ. タンザニア

- (ア) 農業：5件
- (イ) 都市部における基礎インフラ整備：8件
- (ウ) 貧困削減のための行財政能力強化：2件

オ. ザンビア

- (ア) 農村開発を中心とする貧困対策への支援：5件
- (イ) 費用対効果の高い保健医療サービスの充実：4件
- (ウ) 貧困削減のための経済成長に資する産業開発：8件
- (エ) 自立発展に向けた人材育成・制度構築：2件
- (オ) 地域相互協力の促進：分野横断的課題であるため、上記 (ア) ～ (エ) 中に本課題との共通案件が含まれる。

カ. セネガル

- (ア) 地方村落における貧困層の生活改善 (地方村落開発、基礎社会サービスの向上) : 8 件
- (イ) 持続的な経済成長のための基盤造り (地場産業の振興とその基盤整備、産業人材育成) : 1 件

キ. エチオピア

- (ア) 農業・農村開発 : 4 件
- (イ) 社会経済インフラ : 5 件
- (ウ) 教育 : 1 件
- (エ) 保健 : 2 件

⑦中東地域

ア. エジプト

- (ア) 持続的成長と雇用創出の実現 : 9 件
- (イ) 貧困削減と生活の質の向上 : 9 件
- (ウ) 地域安定化の促進 : 1 2 件

イ. シリア

- (ア) 経済・社会システムの近代化 : 1 件
- (イ) 水資源管理と効率的な利用 : 1 件
- (ウ) 社会サービスの拡充 : 1 件
- (エ) 環境保全 : 3 件

(2) 開発課題別の取組

20年度に実施した開発課題別のプロジェクトの概況と質の向上のための取組は以下のとおり。(プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査/協力準備調査(無償)の合計数。)

①ガバナンス

ア. ガバナンス分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 行政基盤：16件
- (イ) 法と司法：14件
- (ウ) 公共安全：11件
- (エ) 統計：2件
- (オ) 民主的制度：国別研修を実施した。
- (カ) その他：2件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 法整備支援プロジェクト研究にて、日本の法整備支援の経験とその有効性の取り纏めに着手した。日本の地方行政の経験に係るマルチメディア教材を作成した。
- (イ) ガバナンス分野に係るナレッジサイトの内容の充実を図った。
- (ウ) 海外経済協力会議にて法整備支援が重点の一つと位置づけられたことを受け、政府の法整備支援基本方針策定にインプットを行うとともに、人材育成のための能力強化研修の新規立ち上げに着手した。

②平和構築支援

ア. 平和構築支援については、昨年度に引続き、社会資本の復興に対する支援(社会基盤整備)、経済活動の復興に対する支援(経済基盤整備)、政府の統治機能の回復に対する支援(ガバナンス)、治安強化に資する支援(治安回復)に加え、社会的弱者にも目を向けた支援を実施した。具体的には、コンゴ民主共和国を対象とした「バ・コンゴ州カタラクト県コミュニティ再生支援調査」、「キンシャサ特別州都市復興計画調査」(社会基盤整備)、アフガニスタンを対象とした「カブール首都圏開発計画調査」(社会基盤整備)、フィリピン・ミンダナオ地域を対象とした「ムスリム・ミンダナオ自治区インフラ(道路網)開発調査」(経済基盤整備)、「ムスリム・ミンダナオ自治区人材育成プロジェクト」(ガバナンス)、カンボジア「法制度整備プロジェクトフェーズ2、及び3」(ガバナンス)、ルワンダ「障害を持つ除隊兵士の社旗復帰のための技能訓練プロジェクト」(治安回復)、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ「スレブレニツァにおけるコミュニティ開発を通じた信頼醸成プロジェクト」(社会的弱者支援)等を実施した。

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 3カ国及びその周辺地域(アフガニスタン及びその周辺地域、ソマリア及びその周辺地域、ネパール)における国レベルの平和構築アセスメント(Peace-building Needs and Impact Assessment; PNA)を実施するとともに、昨年度に引続き、3カ国(スリランカ、コロンビア、コンゴ民主共和国)の国レベルPNAのアップデート等を通じ、各復興支援事業で紛争予防配慮の徹底を図った。また、プロジェクト・レベルでは、コンゴ民主共和国、スリランカ、ミンダナオ地域等で実施する案件にPNAを組み込み、定期的にアップデートする試みを行い、これら取組を通じた経験及び知見の共有を図った。
- (イ) コンゴ民主共和国、ブルンジ、ケニア等で、現地の国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)と情報交換し、当該国における協力方針や個別案件の計画に反映した。

③ジェンダーと開発

ア. ジェンダーと開発の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) ジェンダー平等政策・制度支援案件：4件
- (イ) 女性を主な裨益対象とする案件：25件
- (ウ) ジェンダー活動統合案件：112件

イ. 協力事業の質の向上を目的として、課題別支援会合及びジェンダー担当者会議を開催した。

④情報通信技術

ア. 情報通信技術分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) IT政策策定能力の向上：3件

- (イ) IT人材の育成：8件
 - (ウ) 通信基盤の整備：1件
 - (エ) 各分野へのIT活用による効率・効果の向上：4件
 - (オ) IT活用による援助における効率・効果の向上：遠隔講義・セミナーの実施やマルチメディア教材の作成を中心とする遠隔技術協力を実施した。
 - (カ) 放送分野：6件
- イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
- (ア) 20年11月に第1回情報通信分野課題別支援委員会を開催し、課題タスクフォースの活動状況、プロジェクト研究「アフリカ情報通信協力方針」及び調査研究「電子政府」の成果等を報告した。また、各支援委員を講師とする勉強会を分科会として開催した（計3回）。
 - (イ) 「ICT普及にかかる国際会議」（北京）への出席（12月）、カナダ国際開発研究センター（IDRC）や国際郵便連合（UPU）との情報通信分野にかかる情報交換を行った。
 - (ウ) 財団法人日本ITU協会（ITU：国際電気通信連合）及び慶応大学にて「新JICAにおける情報通信分野支援」と題した講演を実施した。また、同講演内容の要約を「ITUジャーナル」へ投稿し、新JICAの情報通信分野にかかる支援方針を関係者に周知した。

⑤運輸交通

- ア. 運輸交通分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。
- (ア) 運輸交通インフラ整備：56件
 - (イ) 運輸交通セクターでのキャパシティ・ディベロプメント支援：39件
- イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
- (ア) インドにおける幹線貨物鉄道の輸送安全性に関する実証試験などを通じ、適正技術の検証及び定着に向けた計画策定を行った。
 - (イ) 第4回、第5回運輸交通分野課題別支援委員会を開催し、特にアフリカ支援の方策、マスタープランのあり方についての検討状況を報告し、助言を得た。
 - (ウ) ナレッジサイトの更新案を検討・作成した。
 - (エ) 国際回廊の一部となるウガンダ国「ナイル架橋建設計画調査」を実施した。またアフリカの運輸交通案件プロジェクト研究「クロスボーダー交通対応可能性研究フェーズ3」を実施し、アフリカのクロスボーダー交通整備戦略をとりまとめた。

⑥都市開発・地域開発

- ア. 都市開発・地域開発分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。
- (ア) 都市の持続的成長：20件
 - (イ) 都市内貧困削減：4件
 - (ウ) 都市開発セクターでのキャパシティ・ディベロプメント支援：5件
 - (エ) 都市基本情報整備：6件
 - (オ) 地域間格差の是正：12件
 - (カ) 地方自治体におけるキャパシティ・ディベロプメント支援：10件
- イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
- (ア) 20年10月に課題別支援委員会を開催し、有償資金協力を含めた形での課題別指針の見直しの方向性に係る議論を行い、改訂作業を実施した。
 - (イ) 都市・地域開発分野で実施中又は終了した案件の実施計画書等をナレッジサイトに掲載した。これまで事業実績が少なく、知見が十分に蓄積されていない「都市貧困」に関して、有識者を招いた勉強会を開催し、知見の蓄積を図るとともに、今後の本分野での支援の方向性に関し、意見交換を行った。

⑦教育

- ア. 教育分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。
- (ア) 基礎教育：61件
 - (イ) 高等教育：13件
 - (ウ) 産業技術教育・職業訓練：19件
- イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を実施した。
- (ア) 「サブ・サハラアフリカにおける基礎教育協力方針」、「中南米における基礎教育協力方針」等に基づき、協力プログラム化、案件形成を行い、協力の位置づけ、短中期の協力方針の明確化を図った。

- (イ) 課題別指針「産業技術教育・職業訓練（T V E T）」について3つの援助手法を念頭においた内容に更新したほか、課題別指針「高等教育」の案を取り纏めた。執務参考資料「産業技術教育・職業訓練（T V E T）分野モニタリング・評価体制強化のための評価ハンドブック」を作成した。理数科教育分野では、プロジェクト研究2件を実施した（「ケニア中等理数科学力調査統計分析・生徒中心の授業の実践」、「カリキュラムの系統性に配慮した理数科教材作成」）。
- (ウ) 外務省主催「国際教育協力連絡協議会」に参加し、日本の教育協力関係者間で機構の教育協力について発信した。シンポジウム「開発途上国における授業研究」においては、ボリビア、ザンビアの事例をもとに日本の授業研究アプローチの応用について、シンポジウム「教育における格差とガバナンス」（教育協力NGOネットワーク共催）では、ニジェール「住民参加型学校運営改善（みんなの学校）」事例等をもとに学校現場での改善に向けた取組について、教育協力関係者と意見・女王交換を行った。
- (エ) G 8・T I C A D I Vでの政府方針を踏まえ、ニジェールで開催された世銀主催「アフリカ教育マネジメント改善イニシアティブ（A G E P A）ワークショップ」で「みんなの学校」の取組を仏語圏アフリカ8カ国の教育関係者、世銀・フランス開発庁・U N E S C O等援助機関関係者に対して発信した。また、日本政府のT I C A D I V横浜行動計画に基づく数値公約の達成に向けて、案件発掘と事業実施を推進した。E F A（Education for All）、F T I（Fast Track Initiative）等の関連会合において、途上国のオーナーシップとキャパシティ・ディベロプメント重視の立場から議論に貢献した。

⑨社会保障

ア. 社会保障分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 社会保険・社会福祉：6件

(イ) 障害者支援：12件

(ウ) 労働・雇用：3件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 課題別支援委員会及び下部委員会である「リハビリテーション小委員会」、「高齢者対策小委員会」を計7回開催し、外部有識者の知見を組み入れつつ事業の実施運営にあたった。

(イ) 社会保障分野の新たな課題（ストリートチルドレン、人身取引）について、関連NGOとの情報交換を行い、ストリートチルドレンについては民間提案型プロジェクト形成調査を実施。また、C B R（地域に根ざしたリハビリテーション）に関するWHOとの勉強会を開催する等して情報共有につとめた。

(ウ) 課題別指針「障害者支援」及び「社会保障」について3つの援助手法を念頭においた内容に更新した。障害者支援分野の地域別協力方針を策定したほか、障害者の主流化に向けた調査研究「国別障害関連情報調査」を実施し、報告書にとりまとめた。

⑩保健医療

ア. 保健医療分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 保健システム開発・復興：45件

(イ) リプロダクティブヘルス・母子保健：32件

(ウ) 人材育成：11件

(エ) 感染症対策：45件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を実施した。

(ア) 在外事務所が実施する技術協力案件に対し技術支援を積極的に行うとともに、今後の保健医療分野の協力についての協力準備調査（上期はプロジェクト形成調査）等に課題の知見を活用して貢献した。インフラ事業における「エイズ配慮に係るガイドライン」案の改訂作業を開始した。

(イ) 日本国内の有識者及びWHOの参加を得て、調査研究「リプロダクティブヘルスに係る調査研究」を開始した。保健分野の課題別研修「アジア・アフリカ知識共創 保健・医療サブプログラム『きれいな病院』（5S-TQMを用いたきれいな病院プロジェクト）」の成果を体系化し、マルチメディア教材に取り纏めた。母子手帳の導入可能性を検討する上での留意事項をまとめた業務参考資料を作成した。保健人材分野の調査研究、医療機材保守管理分野のプロジェクトの事例研究を実施したほか、学校保健分野についての勉強会を通じ、開発課題体系図とハンドブックを完成させた。

(ウ) 日本政府のT I C A D I V横浜行動計画に基づく数値公約に沿って、仏語圏アフリカ諸国に対する南南協力支援事業の推進等、様々なフォローアップ事業の検討及び実施を推進した。グローバルヘルスに関するG 8への提言・フォローを目的とする様々な取組に対し、保健協力の現場経験に根ざす各種提言を積極的に実施した。国際結核シンポジウム、国際エイズ会議、アフリカ地域エイズ

会議、国際結核肺疾患連合総会、世界基金理事会等、保健分野の重要な国際会議に出席しパネリスト・発表者としての発言やブース出展等を通じて、機構の方針と貢献について、実施機関ならではの知見を織り交ぜて発信した。

- (エ)「保健と開発」・「エイズ対策」等に係る能力強化研修の実施、国際保健に係る大学での講座実施、国際保健医療学会の共催、保健分野の開発コンサルタント等連絡会の開催等を通じ、保健医療分野の国際協力人材の拡充に努めた。

⑩自然環境保全

ア. 自然環境保全分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 住民による自然資源の持続的利用：16件
(イ) 生物多様性の保全：12件
(ウ) 持続的森林経営：20件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 課題別指針「自然環境保全」の改訂案に無償資金協力及び有償資金協力の視点を加えた見直し作業を行い、案を取り纏めた。
(イ) G8環境大臣会合（5月、神戸）、ラムサール条約締約国会議（10月、韓国）、国際熱帯木材機関理事会（ITTC）（11月、横浜）等において、サイドイベント等を通じて分野課題の指針や知見を内外に発信し、関係機関との連携を推進した。
(ウ) 森林自然環境分野のCSRガイドライン案を作成し、その成果を踏まえ、公開シンポジウム「途上国の自然保護に向けて～JICAと企業の新時代～」（3月）を開催した。加えて、「アフリカ・コンゴの森を守れーコンゴ河流域熱帯雨林保全シンポジウム」を開催（3月）した。

⑪環境管理

ア. 環境管理分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 大気環境（含む地球温暖化対策）：11件
(イ) 水環境：21件
(ウ) 廃棄物管理（含む循環型社会形成推進）：18件
(エ) その他環境管理：8件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 環境管理分野（大気、水）、（廃棄物管理）の課題別指針案について、統合を踏まえ、3つの援助手法を念頭に置いた内容に改訂した。
(イ) ナレッジサイトに66件の情報を追加した。
環境管理分野のセミナー・勉強会を計43回開催した。
日本政府のイニシアティブで国際展開している循環型社会の構築に関連した「アジア3Rハイレベル会合」に参加し、機構の取組を発信した。

⑫水資源・防災

ア. 水資源（防災を含む）分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 安全な水の安定した供給：59件
(イ) 総合的な水管理の推進：13件
(ウ) 防災対策の強化：38件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 以下の勉強会及び調査研究の実施、研修教材の作成等を行った。
・タスク勉強会を8回実施し、水分野、防災にかかる在外職員向け研修を2件実施した。
・研修教材：「無収水対策」、「緩速濾過」
・調査研究「水と衛生分野に関するボランティア事業」
・調査研究「村落衛生に関する事例研究」
(イ) 以下の国際会議等の出席を通じ、事業紹介を行うとともに国際協調に努めた。
・北海道大学主催衛生シンポジウム（国際衛生年）（5月、札幌）
・国連大学REDD（途上国の森林減少・劣化防止を通じた温暖化対策）専門家会合（6月、東京）
・アジア大洋州水フォーラム諮問委員会（7月、シンガポール）
・京都大学主催伝統的知識の防災への適用会議（7月、京都）
・世界水週間（8月、ストックホルム）
・南アジア気候変動国際シンポジウム（8月、ダッカ）
・国際水協会（IWA）衛生オプション（11月、ハノイ）

- ・斜面防災世界フォーラム(11月、東京、機構後援)
- ・地震に強い住宅に関する国際シンポジウム(11月、東京、機構協力)
- ・G8水専門家会合出席(12月、帯広)
- ・「枠組み組積造の耐震性向上に関する国際ビデオワークショップ」(3月、東京、機構協力)
- ・第5回世界水フォーラム(3月、トルコ、ハイレベルパネル参加)

⑬貧困削減

ア. 貧困削減分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 貧困層の収入向上：12件
- (イ) 貧困層の基礎的生活能力向上：28件
- (ウ) 貧困層の脆弱性の克服：3件
- (エ) 貧困層の政治／社会参加の実現：13件
- (オ) 貧困層のための開発政策と実施：4件

イ. 協力事業の質の向上を目的として以下の活動を行った。

- (ア) 案件の要請・形成段階で、関係部への技術的支援を行った。また、マイクロファイナンスをはじめとして、旧国際協力銀行(海外経済協力業務)の貧困関連業務も引き継ぎつつ、新組織における実施体制を整備した。
- (イ) 旧国際協力銀行(海外経済協力業務)の資料の機構のナレッジサイトへの取り込み、MDGsの改訂等を行った。貧困削減ニュースレターの内容の充実を図った。
- (ウ) 職員及び専門家向け研修、勉強会での貧困削減に係る講義を実施した。
- (エ) 貧困削減課題別支援委員会、課題別タスクフォースの再編を行い、課題別指針の改訂作業を開始した。

⑭農業開発・農村開発

ア. 農業開発・農村開発分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 政策立案・実施能力の向上：22件
- (イ) 持続可能な農業生産(農業生産性向上を含む)：58件
- (ウ) 安定した食料供給(食糧増産を含む)：9件
- (エ) 活力ある農村の振興：29件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) プロジェクト研究
 - ・「途上国における有用技術及び大学との連携可能性検討調査」において特に途上国への適用性が高いと考えられる技術の実証試験調査(3件)を実施した。
 - ・「アフリカ稲作振興戦略策定に関わる基礎調査」では国別稲作振興戦略の策定状況の確認、及び稲作関連事業のインベントリ調査を行った。
 - ・「農村開発における参加型手法案件事例集」においては、参加型アプローチにより展開されている案件を類型化するとともに、実施上の教訓と課題を抽出した。
- (イ) 「食料価格の高騰」や「バイオ燃料開発」の現状と対応策について情報収集・整理を行うとともに、ナレッジサイトへ掲載した。
- (ウ) 課題の知見を活かし、無償資金協力に係る協力準備調査を着実に実施するとともに、質の確保の観点から協力プログラム形成及び有償資金協力関連調査に関し、地域部等に対し案件形成に対する助言及び支援を行った。
- (エ) TICADIVでは、関係機関とともに「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」を立ち上げ、国別稲作振興戦略の策定支援を実施中。

⑮水産

ア. 水産分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 活力ある漁村の振興：10件
- (イ) 安定した食料供給(水産資源の有効利用)：28件
- (ウ) 水産資源の保全管理：6件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 「住民参加型水産資源管理の協力のあり方研究」では、水産資源管理を参加型アプローチの観点から実施するにあたっての留意点を事例を基に取り纏めた。
- (イ) 国内機関作成のマルチメディア教材(伊勢湾におけるイカナゴの資源管理)に対する技術的支援を行った。

⑩経済政策

ア. 経済政策については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア)適切なマクロ経済運営の基盤整備：6件
- (イ)財政システムの強化・安定：24件
- (ウ)金融システムの強化・安定：6件

イ. 経済協力の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア)財政分野については、公共財政管理を展開中の各ドナーに対する調査を実施した。
- (イ)前項の検討と並行して、財政分野の課題別支援委員会のメンバー選定を進めた。
- (ウ)ベトナム国家銀行を対象とする「ベトナム国家銀行キャパシティ強化プロジェクト」を新規に立ち上げるとともに、金融危機対応を要するモンゴルやウクライナ等に関し、地域部に対する協力メニューやリソースに係る情報提供を行なった。
- (エ)事業の経験と教訓を整理し、ナレッジサイト上に記載した。

⑪民間セクター開発

ア. 民間セクター開発分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア)中小企業振興：19件
- (イ)貿易・投資促進：10件
- (ウ)産業基盤整備：9件
- (エ)産業技術向上：10件
- (オ)観光：9件
- (カ)地場産業の振興：9件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア)既存の貿易・投資促進分野における課題別指針に追加する知的財産、フェアトレードに関する記述の案を作成した。作成の過程で、知的財産については2回、フェアトレードについては3回勉強会を行い、機構の協力方法について外部有識者を交えて検討を行った。
- (イ)有償資金協力を含めた観光分野における課題別指針の案をまとめた。
- (ウ)官民連携の促進については、民間連携室を中心に「民間連携に関する基本方針」を策定し、連携実績の把握に努めた。また、外務省が取り纏めた「民間企業による官民連携案件の提案とその検討について」(骨子案)について、適宜コメントを行った。特に、民間連携室設置後は、工業関連の民間連携案件の形成に努めた。
- (エ)プロジェクト概要の更新のほか、内部勉強会の資料を掲載するなどナレッジサイトの充実に努めた。
- (オ)T I C A D I V等において、アフリカ部、企画部等を通じて産業振興分野の貢献について情報発信を行うとともに、産業政策支援、知的財産、アフリカ一歩運動案件等、G 8及びT I C A D I V 横浜行動計画に基づいた案件形成を行った。

⑫資源・エネルギー

ア. 資源・エネルギー分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア)電力・エネルギー：31件
- (イ)省エネルギー：6件
- (ウ)資源・鉱業振興：5件

(ア)電力・エネルギー分野において、円借款を想定した案件の発掘・形成支援(バングラデシュ、スリランカ、ブータン、ベトナム、ラオス等)、実施に努めた。より多様な省エネルギー分野の協力ニーズに応えるべく、ビルの省エネルギーにかかる協力の形成を図った。また、「エネルギー効率改善」、「地震による被害からの復旧支援」、「電力セクター改革支援」に係るプロジェクト研究を実施した。

(イ)資源・鉱業分野での協力に関しては、課題別支援委員会の開催頻度を高め、協力の進捗段階毎に専門性の高いコメント・助言を得た。また、従来どおり、民間との連携促進に資するべく、国内でのセミナーの開催や第三国でのセミナーへの参加を積極的に行った。

(ウ)T I C A D I Vのフォローアップとして、アフリカ地域の電力案件(ウガンダ、ケニア、タンザニア、ザンビア、シエラレオネ等)の発掘・形成支援、実施に努めた。

⑬気候変動対策

ア. 日本政府の方針を踏まえ、これまでに培ってきた開発途上国支援の経験・成果や日本の経験と技

術を活用し、以下の通り気候変動対策に関する支援を実施した。

(ア) 重点国との政策的枠組みを踏まえ（クールアース・パートナーシップ）、分野横断的な視点を踏まえた協力の実施：6件

(イ) 日本の先進的な技術の積極的な活用については、技術協力プロジェクトにおいて、日本の衛星情報技術、地球シミュレータによる情報分析技術、太陽光発電や省エネ技術やその普及活動にかかる技術等を活用した支援を展開した。具体的な支援事例は、以下のとおり。

- ・インドネシア「衛星情報を活用した森林資源管理支援」
- ・ブラジル「アマゾン環境保全・環境犯罪防止のためのALOS衛星画像の利用プロジェクト」
- ・アルゼンチン：「気候変動への適応能力強化」（地球シミュレータを活用）
- ・タイ、ガーナ：「科学技術戦略分野における制度・人材開発（太陽電池における人材育成及び標準化）プロジェクト」
- ・モルディブ「太陽光発電導入計画調査」
- ・ポーランド、スリランカ、サウジアラビア：「省エネルギー」の推進・普及活動への支援

(ウ) 開発途上国の経済開発及び住民の生計向上と温室効果ガスの削減を両立しうる開発の重視（コベネフィット・アプローチ案件）：87件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 統合に先がけ、20年4月1日に機構及び旧国際協力銀行（海外経済協力業務）の合同で「気候変動にかかる取り組みの方向性」ペーパーを作成、公開した。

(イ) TICADIVフォローアップワーキンググループの分野別分科会（環境・気候変動）にて、アフリカにおける気候変動の取組について取り纏め、事業実施・案件発掘促進を図った。

(ウ) COP14の場で機構の方針と貢献について発信し、関係機関との連携促進を図った。

2. 独立行政法人国際協力機構の概要

(1) 業務内容

(ア) 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法 第三条）

(イ) 業務の範囲

- 一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。
 - ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。
 - ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。
 - ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。
- 二 有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「有償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。
 - イ 条約その他の国際約束に基づく有償資金協力として、開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験的实施を含む。以下「開発事業」という。）の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。
 - ロ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資すること。
- 三 開発途上地域の政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体に対して行われる無償の

資金供与による協力（政府の決定に基づき、資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下「無償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。

- イ 条約その他の国際約束に基づく無償資金協力（機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣がその実施のために必要な業務の全部又は一部を自ら行うものとして指定するものを除く。）の実施のために必要な業務を行うこと。
- ロ イに規定する無償資金協力以外の無償資金協力のうち、その適正な実施を確保するために機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものに係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うとともに、当該契約の履行状況に関し必要な調査を行うこと。

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第42条第2項第3号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

- イ 開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
- ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。
- ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であって外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。
 - （1）当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修
 - （2）当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
 - （3）当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与
- ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

五 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

- イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。
- ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
- ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

六 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第2条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

七 第一号、第四号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行う

こと。

八 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること

二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

3 機構は、前2項の業務のほか、外務大臣が適当と認める場合には、本邦又は外国において政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、前2項の業務の遂行に支障のない範囲内で、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行うことができる。

(独立行政法人国際協力機構法 第十三条)

(2) 事務所の所在地

〒151-8558 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー6～13階

Tel : (03) 5352-5311～5314 (受付台)、Fax : (03)5352-5032・5150 (総務部)

(3) 資本金の額

7,474,189百万円

(平成21年3月31日現在)

(4) 役員の状況

平成21年3月31日現在の役員の情報は以下の表のとおり。

No	役職名	氏名	就任日	前職
1	理事長	緒方 貞子	H15.10.1	国連難民高等弁務官
2	副理事長	大島 賢三	H19.10.1	国連日本政府代表部大使
3	理事	黒木 雅文	H18.5.8	駐インドネシア日本大使館公使
4	理事	金子 節志	H17.4.1	国際協力機構人事部長
5	理事	上田 善久	H17.6.7	米州開発銀行理事
6	理事	松本 有幸	H18.1.26	農林水産省関東農政局長
7	理事	橋本 栄治	H19.10.1	国際協力機構理事長室長
8	理事	永塚 誠一	H19.10.1	経済産業省通商政策局通商交渉官
9	理事	新井 泉	H20.10.1	国際協力銀行理事
10	理事	恒川 恵市	H20.10.1	政策研究大学院大学教授
11	監事	金丸 守正	H19.10.1	国際協力機構人事部長
12	監事	中澤 健	H20.10.1	財務省近畿財務局金融安定監理官
13	監事 (非常勤)	丸山 淳一	H21.1.23	財団法人資源探査用観測システム・宇宙環境利用研究開発機構監事

(5) 職員の状況

常勤職員数：1,664人（平成21年3月31日現在）

(6) 設立の根拠となる法律

独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号）

(7) 主務大臣

外務大臣、財務大臣（管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項）

(8) 沿革

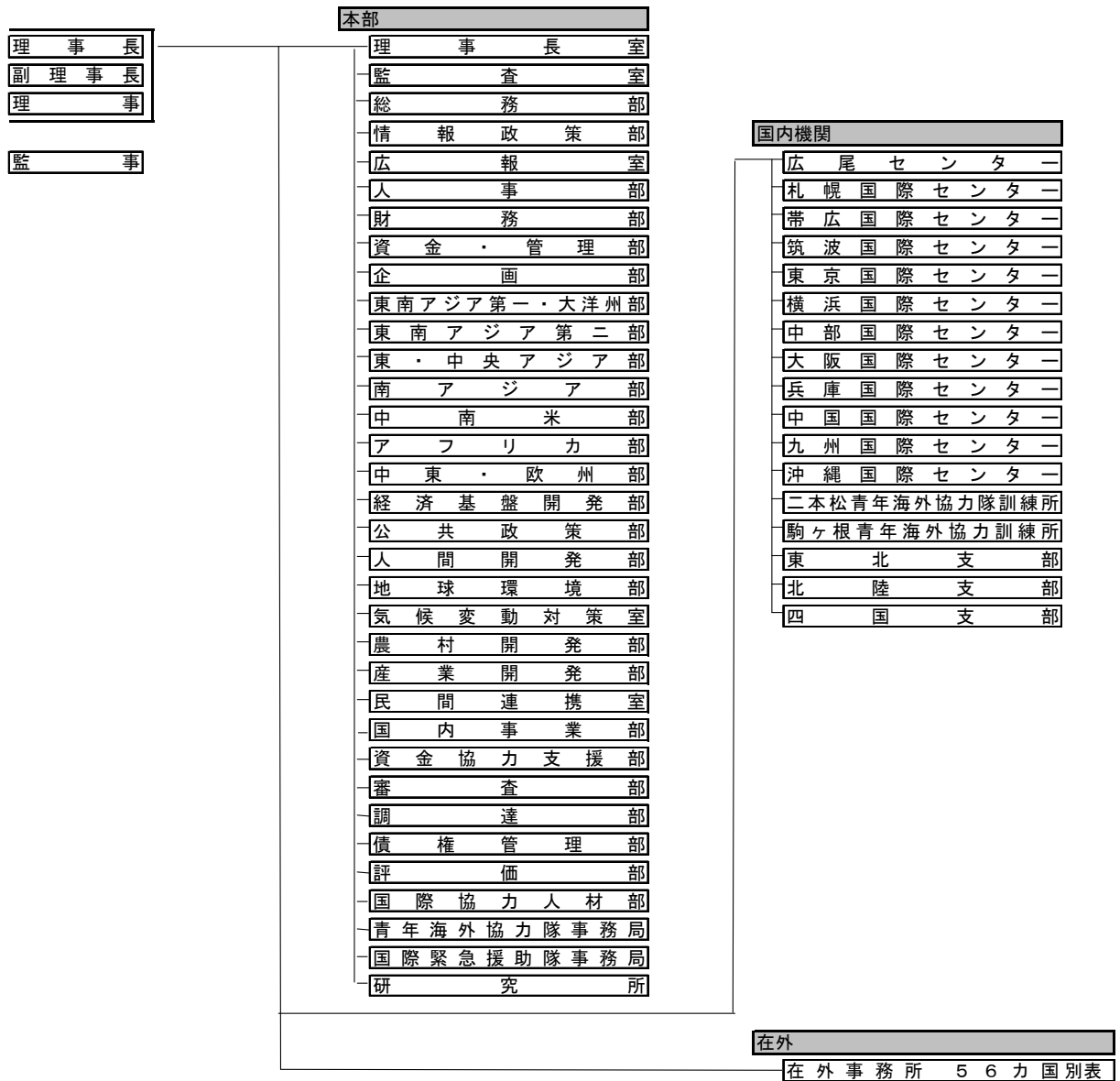
- | | |
|----------|--|
| 1961年 | 海外経済協力基金（OECF）が設立（日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継、設立） |
| 1962年 | 海外技術協力事業団が設立され、政府の技術協力事業が一元的に実施される基盤が整備された。 |
| 1963年 | 海外移住事業団が設立され、移住者の送出国と移住先における支援を一貫して行う体制が整備された。 |
| 1965年 | 円借款に係る業務を開始した。 |
| 1974年 | 海外技術協力事業団、海外移住事業団及び（財）海外農業開発財団の業務、並びに（財）海外貿易開発協会の業務の一部が統合され、国際協力事業団（JICA）が発足した。発足当初の業務内容は、技術協力、青年海外協力隊派遣、開発投融资、海外移住、援助人材の養成及び確保であった。 |
| 1978年 | 業務内容に無償資金協力の実施促進業務が追加された。 |
| 1984年 | 業務内容に青年招へい事業（現青年研修事業）が追加された。 |
| 1987年 | 業務内容に災害援助等協力事業が追加された。 |
| 1988年 | 業務内容に援助効率促進事業が追加された。 |
| 1990年 | 業務内容にシニアボランティア派遣業務が追加された。 |
| 1999年 | 海外経済協力基金と日本輸出入銀行が統合され、国際協力銀行（JBIC）が発足した。 |
| 2001年 | 特殊法人等整理合理化計画により、国際協力事業団は独立行政法人とすることが決定された。また、開発投融资事業は廃止すること（平成15年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う）、海外移住事業については入植地事業及び移住者送出国業務を廃止すること、並びに融資事業は段階的に整理し平成17年度末に廃止すること、が決定された。 |
| 2003年10月 | 独立行政法人国際協力機構が発足した。 |
| 2008年10月 | 改正国際協力機構法の施行により、国際協力銀行（海外経済協力業務）と統合し、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する |

総合的な援助実施機関となった(業務内容に無償資金協力実施監理業務、調査・研究業務が追加された)。

(9) 組織図

次頁のとおり。

独立行政法人国際協力機構 組織図（平成21年3月）



独立行政法人国際協力機構 組織図 在外の体制 (平成21年3月)

事務所 (56カ国)

アジア地域

インドネシア事務所
マレーシア事務所
フィリピン事務所
タイ事務所
ミャンマー事務所
ベトナム事務所
ラオス事務所
カンボジア事務所
中華人民共和国事務所
モンゴル事務所
キルギス事務所
ウズベキスタン事務所
バングラデシュ事務所
インド事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
スリランカ事務所
東ティモール事務所
アフガニスタン事務所

大洋州地域

フィジー事務所
バブアニューギニア事務所

北米・中南米地域

アメリカ合衆国事務所
ドミニカ共和国事務所
エルサルバドル事務所
ホンジュラス事務所
メキシコ事務所
アルゼンチン事務所
ボリビア事務所
ブラジル事務所
パラグアイ事務所
ペルー事務所

中東地域

ヨルダン事務所
サウジアラビア事務所
シリア事務所
パレスチナ事務所
エジプト事務所
モロッコ事務所
チュニジア事務所

アフリカ地域

エチオピア事務所
ガーナ事務所
ケニア事務所
マラウイ事務所
ナイジェリア事務所
南アフリカ共和国事務所
タンザニア事務所
ウガンダ事務所
ザンビア事務所
ブルキナファソ事務所
マダガスカル事務所
モザンビーク事務所
ニジェール事務所
セネガル事務所

欧州地域

バルカン事務所
フランス事務所
英国事務所
トルコ事務所

